

中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテレフタレートに係る調査開始の件（平成 28 年財務省告示第 287 号）で告示した関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）第 8 条第 5 項の調査に関する調査結果報告書

目次

1 総論	- 1 -
1-1 調査の対象とした貨物（以下「調査対象貨物」という。）の品名、銘柄、型式及び 特徴並びに供給者及び供給国	- 1 -
1-1-1 品名	- 1 -
1-1-2 銘柄及び型式	- 1 -
1-1-3 特徴	- 1 -
1-1-4 供給者及び供給国	- 1 -
1-2 調査の対象とした期間（以下「調査対象期間」という。）	- 1 -
1-2-1 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項	- 1 -
1-2-2 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の 事実に関する事項	- 2 -
1-3 調査の対象とした事項の概要	- 2 -
1-3-1 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項	- 2 -
1-3-2 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の 事実に関する事項	- 2 -
1-4 調査開始の経緯	- 2 -
1-4-1 課税申請	- 2 -
1-4-2 調査開始の決定	- 3 -
1-5 調査開始後の経緯	- 4 -
1-5-1 質問状等の送付及び回答の状況	- 4 -
1-5-1-1 供給者への質問状等の送付等	- 5 -
1-5-1-2 調査対象貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透して いる事実に関する質問状の送付等	- 9 -
1-5-1-3 輸入者への質問状等の送付等	- 11 -
1-5-1-4 本邦生産者への質問状等の送付等	- 13 -
1-5-1-5 産業上の使用者への質問状等の送付等	- 15 -
1-5-2 標本抽出（サンプリング）	- 17 -
1-5-2-1 標本抽出（サンプリング）に係る通知及び回答	- 17 -
1-5-2-2 標本抽出（サンプリング）に係る対象者の選定通知	- 18 -
1-5-2-3 標本抽出（サンプリング）に係る意見等の提出	- 19 -
1-5-2-4 標本抽出（サンプリング）に係る対象者の追加選定通知及び意見等 の提出	- 19 -
1-5-3 質問状回答書の不備等に対する確認	- 20 -
1-5-4 追加質問状の送付等	- 22 -
1-5-4-1 追加質問状の送付及び回答	- 22 -
1-5-4-2 追加質問状回答書の不備に対する確認事項の送付	- 23 -
1-5-5 本邦生産者の確認の送付	- 24 -
1-5-6 代替国に係る選定通知の送付等	- 24 -
1-5-6-1 代替国に係る選定通知（1回目）	- 25 -
1-5-6-2 代替国に係る選定通知（2回目）	- 27 -
1-5-6-3 代替国候補の生産者への質問状等の送付等	- 31 -
1-5-7 証拠の提出及び証言、対質の申出、意見の表明等	- 33 -

1-5-7-1	証拠の提出及び証言	- 33 -
1-5-7-2	対質の申出	- 35 -
1-5-7-3	意見の表明	- 35 -
1-5-7-4	情報の提供	- 36 -
1-5-8	現地調査	- 37 -
1-5-8-1	供給者及び本邦生産者に対する現地調査の実施	- 37 -
1-5-8-2	代替国生産者に対する現地調査の実施	- 37 -
1-6	秘密の情報	- 38 -
1-7	証拠等の閲覧	- 39 -
1-8	開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘	- 39 -
1-9	新たに判明した直接の利害関係人	- 42 -
1-10	知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）の適用	- 43 -
2	不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項	- 44 -
2-1	総論	- 44 -
2-1-1	調査対象貨物	- 44 -
2-1-2	調査対象貨物と比較する同種の貨物	- 44 -
2-1-3	不当廉売差額の基本的考え方	- 44 -
2-1-4	不当廉売差額の算出に係る調査対象者の選定	- 45 -
2-1-5	正常価格の算出の基本的考え方	- 46 -
2-1-6	中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格の基本的考え方	- 47 -
2-1-7	輸出価格の算出の基本的考え方	- 47 -
2-1-8	端数処理の基本的考え方	- 47 -
2-2	市場経済条件の浸透事実	- 47 -
2-2-1	特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の基本的考え方	- 48 -
2-2-2	市場経済条件の浸透している事実に関する検討	- 48 -
2-2-2-1	中国政府による産業界に対する関与	- 48 -
2-2-2-2	特定貨物及びその原材料への政府の介入	- 56 -
2-2-2-2-1	特定貨物の生産等に対する政府の介入	- 56 -
2-2-2-2-2	国内生産者における状況	- 59 -
2-2-2-2-3	主要な投入材（原材料等）の状況	- 61 -
2-2-2-2-4	その他	- 62 -
2-2-3	結論	- 63 -
2-3	代替国候補の選定	- 63 -
2-3-1	代替国候補の選定	- 63 -
2-3-2	代替国の正常価格	- 64 -
2-4	調査対象者	- 65 -
2-4-1	華潤包装材料有限公司	- 65 -
2-4-1-1	本邦向け輸出価格	- 65 -
2-4-1-2	通貨の換算	- 66 -
2-4-1-3	不当廉売差額率	- 66 -
2-4-2	遠紡工業（上海）有限公司	- 66 -
2-4-2-1	供給者	- 66 -
2-4-2-2	本邦向け輸出価格	- 67 -

2-4-2-2-1 関連企業間の取引	67
2-4-2-2-2 関連企業間の取引に係る意見の表明等	67
2-4-2-2-3 関連企業間の取引に係る意見の表明等の検討	68
2-4-2-2-4 結論	68
2-4-2-3 不当廉売差額率	68
2-4-3 浙江万凱新材料有限公司	69
2-4-3-1 本邦向け輸出価格	69
2-4-3-2 通貨の換算	69
2-4-3-3 不当廉売差額率	69
2-4-4 海南逸盛石化有限公司	70
2-4-4-1 本邦向け輸出価格	70
2-4-4-2 不当廉売差額率	70
2-4-5 サンプル通知への回答書を提出したがサンプル調査対象者に選定され なかった供給者	71
2-4-5-1 不当廉売差額率	71
2-5 知り得た供給者のうち調査に協力しなかった供給者及びその他の中国の供給者	71
2-5-1 不当廉売差額率	71
2-6 中国の供給者の不当廉売差額率	72
2-7 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項についての結論	73
3 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事 項	74
3-1 同種の貨物の検討	74
3-1-1 物理的及び化学的特性	74
3-1-2 製造工程	74
3-1-3 流通経路	75
3-1-4 価格の決定方法	76
3-1-5 用途	76
3-1-6 代替性	76
3-1-7 貿易統計上の分類	77
3-1-8 同種の貨物の認定に係る証拠の提出、証言及び意見の表明	77
3-1-9 同種の貨物の検討についての結論	84
3-2 本邦の産業	89
3-3 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における同種の貨物の価格 に及ぼす影響	91
3-3-1 当該輸入貨物の輸入量	91
3-3-2 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響	93
3-3-3 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の 貨物の価格に及ぼす影響についての結論	95
3-4 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響	95
3-4-1 マクロ指標	95
3-4-1-1 生産高（生産量）	95
3-4-1-2 生産能力・操業度（稼働率）	96
3-4-1-3 在庫	97

3-4-1-4 販売及び市場占拠率	- 97 -
3-4-2 ミクロ指標	- 98 -
3-4-2-1 利潤	- 98 -
3-4-2-2 投資及び投資収益	- 99 -
3-4-2-3 資金流出入（キャッシュフロー）	- 100 -
3-4-2-4 資金調達能力	- 101 -
3-4-2-5 雇用	- 101 -
3-4-2-6 賃金	- 101 -
3-4-2-7 生産性	- 102 -
3-4-2-8 成長	- 102 -
3-4-2-9 国内価格に影響を及ぼす要因	- 103 -
3-4-2-10 不当廉売価格差の大きさ	- 105 -
3-4-3 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論	- 106 -
3-5 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実 に関する事項についての結論	- 107 -
4 因果関係	- 109 -
4-1 当該輸入貨物の輸入による影響	- 109 -
4-2 当該輸入貨物以外による影響	- 109 -
4-2-1 第三国からの輸入の量及び価格	- 109 -
4-2-1-1 第三国からの輸入の量及び価格に係る証拠の提出及び意見の表明 等	- 111 -
4-2-1-2 第三国からの輸入の量及び価格に係る証拠及び意見等の検討	- 112 -
4-2-1-3 第三国からの輸入の量及び価格に係る結論	- 113 -
4-2-2 需要の減少又は消費態様の変化	- 114 -
4-2-2-1 需要の変化	- 114 -
4-2-2-2 消費態様の変化	- 114 -
4-2-2-3 需要の減少又は消費態様の変化の結論	- 115 -
4-2-3 外国の生産者及び本邦の生産者の制限的商慣行、並びに外国の生産者と本邦 の生産者との間の競争	- 116 -
4-2-4 技術の進歩	- 116 -
4-2-5 本邦の産業の輸出実績	- 116 -
4-2-6 本邦の産業の生産性	- 117 -
4-2-7 その他の要因	- 117 -
4-2-7-1 飲料用 PET ボトル充填方式の移行が与えた影響	- 117 -
4-2-7-1-1 飲料用 PET ボトル充填方式の移行に係る供給者等からの証拠の提出 及び意見等	- 117 -
4-2-7-1-2 飲料用 PET ボトル充填方式の移行に係る本邦生産者からの証拠の提 出及び意見等	- 120 -
4-2-7-1-3 飲料用 PET ボトル充填方式の移行に係る証拠及び意見等の検討	- 120 -
4-2-7-2 原材料価格の影響	- 125 -
4-2-7-2-1 原材料価格が与えた影響に係る供給者等からの証拠の提出及び意見 等	- 125 -
4-2-7-2-2 原材料価格が与えた影響に係る本邦生産者からの意見等	- 126 -

4-2-7-2-3 原材料価格が与えた影響に係る本邦生産者の意見に対する輸入者からの意見等	127
4-2-7-2-4 原材料価格が与えた影響に係る供給者等からの意見等の検討	127
4-2-7-3 供給安定性への懸念が販売数量に与えた影響	129
4-2-7-3-1 供給安定性への懸念に係る輸入者からの意見等	129
4-2-7-3-2 供給安定性への懸念に係る輸入者からの意見等の検討	129
4-2-7-4 その他の要因の結論	130
4-3 因果関係に関する結論	130
5 仮の決定に対する反論及び再反論等、並びにこれらに係る調査当局の見解	131
5-1 調査の経緯に関する事項	131
5-1-1 仮の決定と仮の決定の基礎となる事実の開示	131
5-1-2 仮の決定に対する利害関係者からの意見等	132
5-1-3 期限後に表明された意見	132
5-1-4 秘密の情報	132
5-1-5 証拠等の閲覧	132
5-1-6 暫定措置	132
5-1-7 調査期間の延長	133
5-1-8 約束の申出	133
5-2 「2 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項」に係る反論等の検討	133
5-2-1 市場経済条件の浸透事実に係る結論に対する反論等	133
5-2-1-1 華潤包装材料及び浙江万凱新材料からの反論等	133
5-2-1-2 華潤包装材料及び浙江万凱新材料からの反論等に対する再反論等	135
5-2-1-3 華潤包装材料及び浙江万凱新材料からの反論等に係る検討	136
5-2-2 代替国の選定に関する反論等の検討	138
5-2-2-1 代替国の選定に関する反論等	138
5-2-2-2 代替国の選定に関する再反論等	139
5-2-2-3 代替国の選定に関する反論等の検討	140
5-2-3 代替国正常価格の算定方法等に関する反論等の検討	141
5-2-3-1 代替国正常価格の算定方法等に関する反論等	141
5-2-3-2 代替国正常価格の算定方法等に関する再反論等	142
5-2-3-3 代替国の正常価格の算定方法に関する反論等の検討	144
5-2-4 本邦向け輸出価格の算定に関する反論等の検討	146
5-2-4-1 現地調査の結果に関する反論等	146
5-2-4-2 現地調査の結果に関する再反論等	147
5-2-4-3 現地調査の結果に関する反論等の検討	148
5-2-5 不当廉売差額率の算定方法に関する反論等の検討	152
5-2-5-1 不当廉売差額率の算定方法に関する反論等	152
5-2-5-2 不当廉売関税率の算定方法に関する再反論等	152
5-2-5-3 不当廉売差額率の算定方法に関する反論等の検討	153
5-3 「3 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項」に係る反論等の検討	153
5-3-1 同種の貨物に関する反論等の検討	154
5-3-1-1 価格の決定方法に関する反論等の検討	154

5-3-1-1-1	価格の決定方法に関する反論等	- 154 -
5-3-1-1-2	価格の決定方法に関する再反論等	- 154 -
5-3-1-1-3	価格の決定方法に関する反論等の検討	- 154 -
5-3-1-2	用途に関する反論等の検討	- 155 -
5-3-1-2-1	用途に関する反論等	- 155 -
5-3-1-2-2	用途に関する再反論等	- 155 -
5-3-1-2-3	用途に関する反論等の検討	- 156 -
5-3-1-3	代替性に関する反論等の検討	- 157 -
5-3-1-3-1	代替性に関する反論等	- 157 -
5-3-1-3-2	代替性に関する再反論等	- 157 -
5-3-1-3-3	代替性に関する反論等の検討	- 158 -
5-3-1-4	同種の貨物の認定に関する反論等の検討	- 159 -
5-3-1-4-1	同種の貨物の認定に関する反論等	- 159 -
5-3-1-4-2	同種の貨物の認定に関する再反論等	- 160 -
5-3-1-4-3	同種の貨物の認定に関する反論等の検討	- 160 -
5-3-2	当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響に関する反論等の検討	- 162 -
5-3-2-1	当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響に関する反論等	- 162 -
5-3-2-2	当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響に関する再反論等	- 164 -
5-3-2-3	当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響に関する反論等の 検討	- 164 -
5-4	「4 因果関係」に係る反論等の検討	- 166 -
5-4-1	因果関係に係る反論等の検討	- 166 -
5-4-1-1	因果関係に係る反論等	- 166 -
5-4-1-2	因果関係に係る再反論等	- 167 -
5-4-1-3	因果関係に関する反論等に係る検討	- 168 -
5-5	その他の検討	- 171 -
5-5-1	仮の決定を支持する意見	- 171 -
5-5-2	中間報告書の訂正の指摘	- 171 -
5-5-3	その他の反論等	- 172 -
5-6	仮の決定に係る反論・再反論等についての結論	- 173 -
6	最終決定の基礎となる重要な事実に対する反論及び再反論、並びにこれらに係る調査当局の 見解	- 174 -
6-1	調査の経緯に関する事項	- 174 -
6-1-1	重要事実の通知	- 174 -
6-1-2	重要事実に対する利害関係者からの意見	- 174 -
6-1-3	秘密の情報	- 174 -
6-1-4	証拠等の閲覧	- 175 -
6-1-5	約束の申出等	- 175 -
6-2	「2 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項」に係る反論等の検 討	- 176 -
6-2-1	不当廉売差額率に関する反論等の検討	- 176 -
6-2-1-1	不当廉売差額率に関する反論	- 176 -
6-2-1-2	不当廉売差額率に関する再反論	- 176 -
6-2-1-3	不当廉売差額率に関する検討	- 177 -

6-2-2 その他の反論	- 178 -
6-3 「3 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の 事実に関する事項」に係る反論	- 178 -
6-4 「4 因果関係」に係る反論	- 179 -
6-5 重要事実に係る反論・再反論の検討についての結論	- 179 -
7 結論	- 179 -

注：【 】で囲んだ部分は、秘密情報に係る要約である。

1 総論

1-1 調査の対象とした貨物（以下「調査対象貨物」という。）の品名、銘柄、型式及び特徴並びに供給者及び供給国

1-1-1 品名

- (1) 高重合度ポリエチレンテレフタレート（以下「高重合度 PET」¹という。）。

1-1-2 銘柄及び型式

- (2) 商品の名称及び分類についての統一システム（HS）の品目表第 3907.61 号に分類されるポリエチレンテレフタレート（固有粘度数が 1 グラムにつき 0.7 デシリットル以上のポリエチレンテレフタレートに相当する。）²。

1-1-3 特徴

- (3) 高重合度 PET は、主としてテレフタル酸単位とエチレングリコール単位の交互共重合による繰り返し単位からなる結晶性の熱可塑性プラスチックであるポリエチレンテレフタレート（以下「PET」という。）のうち、固有粘度数が 1 グラムにつき 0.7 デシリットル以上のものである。一般に、熔融重合工程及び固相重合工程を経て製造され、白色のペレット状で販売されており、主にボトルやシートに加工され使用されている。

1-1-4 供給者及び供給国

- (4) 中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）の生産者及び輸出者。

1-2 調査の対象とした期間（以下「調査対象期間」という。）

1-2-1 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項

- (5) 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで。
ただし、不当廉売関税に関する政令（平成 6 年政令第 416 号。以下「政令」という。）第 2 条第 3 項に規定する特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実（調査対象貨物と同種の貨物を生産している中国の産業において当該同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実）（以下「市場経済条件の浸透事実」という。）³については、生産者の会社設立の時から平成 28 年 3 月 31 日まで。

¹ Polyethylene terephthalate

² 財務省告示第 287 号（平成 28 年 9 月 30 日）及び財務省告示第 365 号（平成 28 年 12 月 22 日）

³ 政令第 2 条第 3 項

なお、「調査対象貨物と同種の貨物」（以下「同種の貨物」という。）とは、調査対象貨物と全ての点で同じである貨物、又はそのような貨物がない場合には、全ての点で同じではないが極めて類似した性質を有する貨物をいう⁴。

1－2－2 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項

(6) 平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで。

1－3 調査の対象とした事項の概要

1－3－1 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項

- (7) 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関して、
- (ア) 同種の貨物の正常価格（輸出国における通常の商取引における価格又はこれに準ずる価格）
 - (イ) 調査対象貨物の本邦向け輸出価格
 - (ウ) これらの正常価格と輸出価格との差額（ダンピング・マージン）
 - (エ) その他不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実の認定に関し参考となるべき事項について調査した。

1－3－2 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項

- (8) 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関して、
- (ア) 不当廉売された調査対象貨物の輸入量
 - (イ) 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業の同種の貨物の価格に及ぼす影響
 - (ウ) 不当廉売された調査対象貨物の輸入が同種の貨物を生産している本邦の産業に及ぼす影響
 - (エ) その他不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の有無の認定に関し参考となるべき事項について調査した。

1－4 調査開始の経緯

1－4－1 課税申請

- (9) 平成 28 年 9 月 6 日、関税定率法（明治 43 年法律第 54 号。以下「法」という。）第 8 条第 4 項の規定による求めとして、「中華人民共和国の高重合度ポリエチレンテレフタレート

⁴ 1994 年の関税及び貿易に関する一般協定第 6 条の実施に関する協定（平成 6 年条約第 15 号）（以下「協定」という。）2.6

に対する不当廉売関税を課すことを求める書面」（以下「申請書」という。）が、三井化学株式会社（以下「三井化学」という。）並びに三菱化学株式会社（以下「三菱化学」という。）、日本ユニペット株式会社（以下「日本ユニペット」という。）及び越前ポリマー株式会社（以下「越前ポリマー」という。）（以下、これら 3 社を総称して「三菱化学グループ」という。）の 4 者の連名で提出された。

表 1 申請者の名称及び住所

名称	住所
三井化学	東京都港区東新橋一丁目五番二号
三菱化学	東京都千代田区丸の内一丁目一番一号パレスビル
日本ユニペット	東京都中央区日本橋堀留町一丁目九番十号上野ビル
越前ポリマー	福井県鯖江市水落町四十七字三反田三十番地一

（注）平成 29 年 4 月 1 日、三菱化学、三菱樹脂株式会社及び三菱レイヨン株式会社が統合し、三菱ケミカル株式会社が発足。

- (10) 申請者は、下記「**3－2 本邦の産業**」に述べるとおり、本邦において同種の貨物を生産及び販売している者で、平成 27 年度⁵における当該同種の貨物の本邦における総生産高に占める申請者の生産高の割合は申請適格（本邦における総生産高の 25%以上）⁶を満たしていた。

なお、調査当局は、平成 28 年 9 月 23 日、中国政府に対し、係る申請があり受領した旨を通知⁷した。

1－4－2 調査開始の決定

- (11) 申請書を検討した結果、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実について、申請者として収集した十分な証拠が提出されており、また、申請に対する支持の状況は本邦産同種の貨物の本邦における総生産高の 50%を超えていたこと⁸から、調査を開始する必要があると認められたので、平成 28 年 9 月 30 日、申請書に基づく調査の開始を決定⁹し、その旨を直接の利害関係人（調査対象貨物の供給者及び輸入者並びに申請者並びに財務大臣が本調査に特に利害関係を有すると認める者をいう。以下同じ。）と認められた者に対し、書面により通知¹⁰（申請書の写し（開示版）を添付）するとともに、官報で告示¹¹した（平成 28 年 9 月 30 日財務省告示第 287 号）（以下「調査開始告示」¹²という。））。

- (12) 調査開始告示において、政令第 10 条第 1 項前段及び第 10 条の 2 第 1 項前段の規定による証拠の提出及び証言、第 11 条第 1 項の規定による証拠等の閲覧、第 12 条第 1 項の規定によ

⁵ 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

⁶ 政令第 5 条第 1 項

⁷ 協定 5.5

⁸ 協定 5.4、政令第 7 条第 1 項第 7 号及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン（平成 23 年）（以下「ガイドライン」という。） 5.(3)

⁹ 法第 8 条第 5 項

¹⁰ 政令第 8 条第 1 項

¹¹ 政令第 8 条第 1 項

¹² 調査開始後、関税定率法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 16 号）の一部施行に伴い、改正した。（平成 28 年 12 月 22 日財務省告示第 365 号）。

る対質の申出、第 12 条の 2 第 1 項の規定による意見の表明並びに第 13 条第 1 項の規定による情報の提供についてのそれぞれの期限を次のとおりとした。

(ア) 証拠の提出及び証言¹³についての期限 平成 29 年 1 月 30 日

(イ) 証拠等の閲覧¹⁴についての期限 調査終了の日

(ウ) 対質の申出¹⁵についての期限 平成 29 年 2 月 28 日

(エ) 意見の表明¹⁶についての期限 平成 29 年 3 月 30 日

(オ) 情報の提供¹⁷についての期限 平成 29 年 2 月 28 日

また、同告示において、「本調査は日本語で実施することから、証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、対質の申出、意見の表明又は情報の提供は日本語の書面により行うものとする。ただし、これらの原文が日本語以外の言語によるものである場合は、日本語の翻訳文に加え当該原文を添付するものとする」旨を告示した。

- (13) 平成 28 年 9 月 30 日、中国政府に対し、調査開始を決定した旨を書面により通知¹⁸（申請書の写し（開示版）を添付）した。

また、同日、財務大臣は、関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会委員に対し、調査開始を決定した旨を通知し、その後、平成 28 年 10 月 20 日に開催された関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会において調査開始について説明¹⁹した。

なお、本件調査の開始決定に際し、同年 9 月 28 日、財務大臣及び経済産業大臣は、本件調査を開始する必要があると認め、相互にその旨を通知²⁰した。

1-5 調査開始後の経緯

1-5-1 質問状等の送付及び回答の状況

- (14) 平成 28 年 9 月 30 日、調査対象貨物の供給者及び輸入者並びに本邦産同種の貨物の生産者（以下、これらの者を総称して「利害関係者」という。）並びに産業上の使用者に対して、「確認票」及び「質問状」（以下、平成 28 年 9 月 30 日以降に送付した各質問状のうち利害関係者及び産業上の使用者に対して最初に送付した質問状を「当初質問状」という。）等を送付した。

- (15) 確認票及び当初質問状の送付状況、並びにこれらに対する回答書の提出状況等については、「表 2 確認票及び当初質問状の送付及び回答状況」のとおりであった。

なお、具体的には、下記「1-5-1-1 供給者への質問状等の送付等」、「1-5-1-2 調査対象貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関する質問状の送付等」、「1-5-1-3 輸入者への質問状等の送付等」、「1-5-1-4

¹³ 政令第 10 条第 1 項及び政令第 10 条の 2 第 1 項

¹⁴ 政令第 11 条

¹⁵ 政令第 12 条第 1 項

¹⁶ 政令第 12 条の 2 第 1 項

¹⁷ 政令第 13 条第 1 項

¹⁸ 協定 6.1.3

¹⁹ ガイドライン 6.(3)

²⁰ 政令第 18 条

本邦生産者への質問状等の送付等」及び「1-5-1-5 産業上の使用者への質問状等の送付等」において述べる。

表2 確認票及び当初質問状の送付及び回答状況

利害関係者等の区分	送付数	確認票						当初質問状	
		回答数						回答数	
				うち実績あり					
	A 件	B 件	B/A %	C 件		C/B %		D 件	D/A %
				生産	輸出	生産	輸出		
供給者	21	11	52.4	10	11	90.9	100	6	28.6
（市場経済条件の浸透事実に関するもの）	21	10	47.6	10		100.0		8	38.1
輸入者	18	18	100	17		94.4		13	72.2
本邦生産者	11	10	90.9	10		100.0		7	63.6
産業上の使用者	33	31	93.9	23		71.2		21	63.6

(注1) 上表中の「実績」とは、「供給者」は調査対象貨物の「生産」又は「輸出」、「(市場経済条件の浸透事実に関するもの)」は「中国における同種の貨物の生産」、「輸入者」は調査対象貨物の「輸入」、「本邦生産者」は本邦産同種の貨物の「生産」及び「産業上の使用者」は本邦産同種の貨物の「購入」に係る実績があった場合をいう。

(注2) 質問状の回答数には、部分的な回答のみ提出した者は計上していない。

(注3) 上表中の割合(%)の表示項目については、小数点以下2桁目の数字を四捨五入している。

1-5-1-1 供給者への質問状等の送付等

- (16) 平成28年9月30日、調査対象貨物の供給者として調査当局が知り得た下記(ア)の中国の生産者及び輸出者12者²¹⁾に対し、調査対象期間中に調査対象貨物を本邦に輸出したか否か及び生産したか否か等並びに本調査へ協力するか否かを確認するための「確認票」、及び「調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状」(以下「供給者質問状」という。)を送付²²⁾するとともに、財務省²³⁾及び経済産業省²⁴⁾のホームページに掲載し公表した。

この際、「確認票」又は「質問状」に対して、特段の理由なく指定した回答期限内に回答しない場合は、AD協定6.8及び同附属書II、並びにガイドライン10.に基づき、政府は、知ることができた事実(ファクト・アヴェイラブル)に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことを明示した。

また、「政府は、調査対象貨物の生産者及び輸出者の数が、個別に検討することが実行可能ではないほど多い場合には、その検討の対象を合理的な数の生産者及び輸出者に制限する」場合があることを明示した。

²¹⁾ 申請書(3.及び図表1)

²²⁾ 政令第10条第2項

²³⁾ http://www.customs.go.jp/tokusyu/chosakamotsu_index.htm
(以下、確認票及び質問状を掲載した財務省のホームページアドレスは同様。)

²⁴⁾ http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/trade-remedy/pet.html
(以下、確認票及び質問状を掲載した経済産業省のホームページアドレスは同様。)

また、調査開始後に調査当局が知り得た供給者について、平成 28 年 10 月 25 日、下記(イ)の供給者 3 者に対して、及び同月 26 日、下記(ウ)の供給者 6 者に対して、調査開始決定の通知を送付し、供給者質問状への回答を求めた。

(ア) 平成 28 年 9 月 30 日に供給者質問状等を送付した供給者

- (a) 江蘇三房巷集团有限公司(Jiangsu Sanfangxiang Group Co., Ltd.) (以下「江蘇三房巷集団」という。)
- (b) 広東泰宝聚合物有限公司(Guangdong IVL PET Polymer Co., Ltd.) (以下「広東泰宝聚合物」という。)
- (c) 浙江万凱新材料有限公司(Zhejiang Wankai New Materials Co., Ltd.) (以下「浙江万凱新材料」という。)
- (d) 恒力集团(Jiangsu Hengli Chemical Fibre Co., Ltd.) (以下「恒力集団」という。)
- (e) 江蘇興業プラスチック股份有限公司(Jiangsu Xingye Plastic Co., Ltd.) (以下「江蘇興業プラスチック」という。)
- (f) 華潤創業(China Resources Co., Ltd.) (以下「華潤創業」という。)
- (g) 珠海裕華聚酯有限公司(Zhuhai Yuhua Polyester Co., Ltd.) (以下「珠海裕華聚酯」という。)
- (h) 騰龍特殊樹脂(厦門)有限公司(Dragon Special Resin (Xiamen) Co., Ltd.) (以下「騰龍特殊樹脂(厦門)」という。)
- (i) 浙江恒逸集团有限公司(Zhejiang Hengyi Group Co., Ltd.) (以下「浙江恒逸集団」という。)
- (j) XINHUI INDUSTRIAL LIMITED
- (k) 常州安德利聚酯有限公司(Changzhou Andenie Polyester Co. Ltd.) (以下「常州安德利聚酯」という。)
- (l) 遠紡工業(上海)有限公司(Far Eastern Industries (Shanghai) Ltd.) (以下「遠紡工業(上海)」という。)

(イ) 平成 28 年 10 月 25 日に調査開始決定の通知供を送付した供給者

- (a) 江陰興泰新材料有限公司(Jiangyin Xingtai New Material Co., Ltd.) (以下「江陰興泰新材料」という。)
- (b) 江陰興宇新材料有限公司(Jiangyin Xingyu New Material Co., Ltd.) (以下「江陰興宇新材料」という。)
- (c) 海南逸盛石化有限公司(Hainan Yisheng Petrochemical Co., Ltd.) (以下「海南逸盛石化」という。)

(ウ) 平成 28 年 10 月 26 日に調査開始決定の通知を送付した供給者

- (a) 江蘇三房巷国際貿易有限公司(Jiangsu Sanfangxiang International Trade Co., Ltd.) (以下「江蘇三房巷国際貿易」という。)
- (b) 華潤包装材料有限公司(China Resources Packaging Materials Co., Ltd.) (以下「華潤包装材料」という。)
- (c) 上海恒逸聚酯纖維有限公司(Shanghai Hengyi Polyester Fiber Co., Ltd.) (以下「上海恒逸聚酯纖維」という。)
- (d) 亞東工業(蘇州)有限公司(Oriental Industries (Suzhou) Ltd.) (以下「亞東工業(蘇州)」という。)

- (e) 遠東化聚工業股份有限公司(Far Eastern Polychem Industries Ltd.) (以下「遠東化聚工業」という。)
- (f) 中国石化儀微化纖股份有限公司(Jiangsu company, Sinopec Chemical Commercial Holding Co., Ltd.) (以下「中国石化儀微化纖」という。)
- (17) 確認票に関して、確認票回答の提出期限である平成 28 年 10 月 14 日までに、上記(16)(ア)のうち 4 者²⁵から、また、同(イ)のうち 3 者²⁶及び同(ウ)のうち 3 者²⁷から回答の提出があった。
さらに、当該提出期限後に上記(16)(ア)のうち 1 者²⁸から回答の提出があった。
- (18) それら回答のあった 11 者に関して、10 者²⁹から調査対象期間中に調査対象貨物の生産の実績がある旨及び 11 者全てから本邦への輸出実績がある旨、並びに 11 者全てから本調査へ協力する旨の回答があった。
- (19) 確認票回答を調査当局で確認したところ、調査対象貨物の不当廉売に係る個別の検討において、個別に検討することが調査当局にとって不当な負担となり、かつ、調査を期間内に完結させることを妨げるほど調査対象貨物の供給者の数が多いことから、合理的に調査することができる範囲で最大量に制限する標本抽出（以下「サンプリング」という。）³⁰を実施することとし、平成 28 年 10 月 26 日、調査当局が知り得た調査対象貨物の供給者 21 者全てに対し、サンプリングを実施する旨の書面（中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテレフタレートに係る不当廉売関税の課税に関する調査のための標本抽出（サンプリング）について（以下「サンプリング通知」という。））を送付した。
- (20) 供給者質問状に関して、質問状回答書の提出期限である平成 28 年 11 月 7 日までに、本調査に協力を表明した供給者 11 者全てから調査項目 A に係る回答書の提出があった。
なお、供給者 1 者³¹から、上記のとおり提出された調査項目 A に係る回答書につき、一部回答に間違いがあったとして、平成 28 年 11 月 11 日に訂正版が提出された。
- (21) 調査項目 B から G までに係る回答書の提出期限の延長について、その延長要望の提出期限である平成 28 年 10 月 31 日までに本調査に協力を表明した供給者 11 者全てから申出があり、調査に支障のない範囲でこれを認めた。
また、平成 28 年 11 月 7 日付けで供給者 1 者から、質問状回答書の提出期限の延長について、対象項目の訂正を求める意見³²が提出され、当該延長要望の提出期限後であったが、調査に支障のない範囲としてこれを認めた。
- (22) 質問状回答書提出期限の延長後の提出期限である平成 28 年 11 月 21 日までに、サンプリン

²⁵ 広東泰宝聚合物、浙江万凱新材料、江蘇興業プラスチック及び遠紡工業（上海）

²⁶ 江陰興泰新材料、江陰興宇新材料及び海南逸盛石化

²⁷ 華潤包装材料、亞東工業（蘇州）及び遠東化聚工業

²⁸ 騰龍特殊樹脂（廈門）

²⁹ 広東泰宝聚合物、浙江万凱新材料、江蘇興業プラスチック、騰龍特殊樹脂（廈門）、遠紡工業（上海）、江陰興泰新材料、江陰興宇新材料、華潤包装材料、海南逸盛石化及び亞東工業（蘇州）

³⁰ 協定 6.10

³¹ 海南逸盛石化

³² 意見の表明（海南逸盛石化 平成 28 年 11 月 7 日）

グにより調査対象として選定された２者³³（うち１者は関連企業との連名³⁴）及び調査対象として選定されなかった４者³⁵から調査項目ＢからＧまで（うち１者は調査項目Ｂのみ）の回答書の提出があった。サンプリングについては、「１－５－２ 標本抽出（サンプリング）」において述べる。

(23) 供給者質問状の送付状況、及びこれらに対する回答書の提出状況等の詳細については、「表 3 供給者質問状等の送付及び回答状況」のとおりであった。

表 3 供給者質問状等の送付及び回答状況

供給者名	確認票・質問状等送付日	確認票回答日	生産・輸出の実績	質問状回答日（調査項目 A）	質問状回答延長要望（調査項目 B～G）	質問状回答日（調査項目 B～G）
(ア) 平成 28 年 9 月 30 日に質問状等を送付した供給者						
(a) 江蘇三房巷集団	9/30	—	—	—	—	—
(b) 広東泰宝聚合物	9/30	10/14	生産 有 輸出 有	11/7	10/25	11/21
(c) 浙江万凱新材料	9/30	10/13	生産 有 輸出 有	11/7	10/28	11/21
(d) 恒力集団	9/30	—	—	—	—	—
(e) 江蘇興業プラスチック	9/30	10/13	生産 有 輸出 有	11/7	10/28	—
(f) 華潤創業	9/30	—	—	—	—	—
(g) 珠海裕華聚酯	9/30	—	—	—	—	—
(h) 騰龍特殊樹脂（厦門）	9/30	10/19 （期限外）	生産 有 輸出 有	11/7	10/27	11/21 （B のみ）
(i) 浙江恒逸集団	9/30	—	—	—	—	—
(j) XINHUI INDUSTRIAL LIMITED	9/30	—	—	—	—	—
(k) 常州安德利聚酯	9/30	—	—	—	—	—
(l) 遠紡工業（上海）	9/30	10/14	生産 有 輸出 有	11/7 （注）	10/29	11/21 （注）
(イ) 平成 28 年 10 月 25 日に調査開始決定の通知を送付した供給者						
(a) 江陰興泰新材料	10/25	10/13	生産 有 輸出 有	11/7	10/28	—
(b) 江陰興宇新材料	10/25	10/13	生産 有 輸出 有	11/7	10/28	—
(c) 海南逸盛石化	10/25	10/13	生産 有 輸出 有	11/7	10/26	11/21
(ウ) 平成 28 年 10 月 26 日に調査開始決定の通知を送付した供給者						
(a) 江蘇三房巷国際貿易	10/26	—	—	—	—	—
(b) 華潤包装材料	10/26	10/13	生産 有 輸出 有	11/7	10/28	11/21
(c) 上海恒逸聚酯繊維	10/26	—	—	—	—	—
(d) 亞東工業（蘇州）	10/26	10/14	生産 有 輸出 有	11/7	10/31	—

³³ 遠紡工業（上海）及び華潤包装材料

³⁴ 遠紡工業（上海）及び遠東化聚工業

³⁵ 広東泰宝聚合物、浙江万凱新材料、騰龍特殊樹脂（厦門）（調査項目 B のみ）及び海南逸盛石化

供給者名	確認票・ 質問状等 送付日	確認票 回答日	生産・輸出 の実績	質問状 回答日 (調査項 目 A)	質問状回答 延長要望 (調査項 目 B～G)	質問状 回答日 (調査項 目 B～G)
(e) 遠東化聚工業	10/26	10/14	生産 無 輸出 有	11/7 (注)	10/31	11/21 (注)
(f) 中国石化儀微化纖	10/26	—	—	—	—	—

(注) 遠紡工業（上海）及び遠東化聚工業は、調査項目 B から E までに関して、連名で回答。なお、平成 28 年 12 月 26 日に調査項目 A についてはそれぞれ単独で、調査項目 B から G について 2 者連名にて「不備改め版回答書」を提出した。

1-5-1-2 調査対象貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関する質問状の送付等

(24) 平成 28 年 9 月 30 日、調査対象貨物の供給者として調査当局が知り得た上記(16)(ア)の中国の生産者及び輸出者 12 者³⁶に対し、市場経済条件の浸透事実を示すことを希望するか否かを確認するための「確認票」、及び「中国における調査対象貨物と同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の有無に関する質問状」（以下「市場経済質問状」という。）を送付³⁷するとともに、財務省及び経済産業省のホームページに掲載し公表した。

この際、「確認票」又は「質問状」に対して、指定した回答期限内に回答しない場合は、日本国政府は、当該生産者が行う同種の貨物の生産及び販売には市場経済の条件が浸透している事実があることが明確に示されなかったものと判断し、当該生産者の正常価格は、

(ア) 中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国（以下「代替国」という。）における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格、

(イ) 代替国から輸出される調査対象貨物と同種の貨物の販売価格、又は

(ウ) 代替国における調査対象貨物と同種の貨物の生産費に、当該同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般経費の額を加えた価格

のいずれかが使用されることがある旨³⁸を明示した。

また、調査開始後に調査当局が知り得た供給者について、平成 28 年 10 月 25 日、上記(16)(イ)の供給者 3 者に対して、及び同月 26 日、上記(16)(ウ)の供給者 6 者に対して、調査開始決定の通知を送付し、市場経済質問状への回答を求めた。

(25) 確認票に関して、確認票回答の提出期限である平成 28 年 10 月 14 日までに、上記(16)(ア)のうち 4 者³⁹から、また、上記(16)(イ)のうち 3 者⁴⁰及び同(ウ)のうち 2 者⁴¹から回答の提出があった。

さらに、当該提出期限後に上記(16)(ア)のうち 1 者⁴²から回答の提出があった。

それら回答のあった 10 者全てから、調査対象期間中に調査対象貨物の生産の実績がある旨、及び本調査へ協力し、市場経済の条件が浸透している事実を示すことを希望する旨の回答が

³⁶ 申請書（3.及び図表 1）

³⁷ 政令第 10 条第 2 項

³⁸ 政令第 2 条第 3 項

³⁹ 広東泰宝聚合物、浙江万凱新材料、江蘇興業プラスチック及び遠紡工業（上海）

⁴⁰ 江陰興泰新材料、江陰興宇新材料及び海南逸盛石化

⁴¹ 華潤包装材料及び亞東工業（蘇州）

⁴² 騰龍特殊樹脂（厦門）

あった。

- (26) 市場経済質問状に関して、質問状回答書の提出期限である平成 28 年 11 月 7 日までに、本調査に協力を表明した供給者 10 者のうち 9 者⁴³から調査項目 A に係る回答書の提出があった。

なお、調査項目 B から E までに係る回答書の提出期限の延長について、その延長要望の提出期限である平成 28 年 10 月 31 日までに供給者 9 者⁴⁴から申出があり、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

- (27) 質問状回答書提出期限の延長後の提出期限である平成 28 年 11 月 21 日までに、供給者 8 者⁴⁵から調査項目 B から E までに係る回答書の提出があった。

- (28) 市場経済質問状の送付状況、及びこれらに対する回答書の提出状況等の詳細については、「表 4 市場経済質問状の送付及び回答状況」のとおりであった。

表 4 市場経済質問状の送付及び回答状況

供給者名	確認票・ 質問状等 送付日	確認票 回答日	生産の 実績	質問状 回答日 (調査項 目 A)	質問状回答 延長要望 (調査項 目 B～E)	質問状 回答日 (調査項 目 B～E)
(ア) 平成 28 年 9 月 30 日に質問状等を送付した供給者						
(a) 江蘇三房巷集団	9/30	—	—	—	—	—
(b) 広東泰宝聚合物	9/30	10/14	有	11/7	10/25	11/21
(c) 浙江万凱新材料	9/30	10/13	有	11/7	10/28	11/21
(d) 恒力集団	9/30	—	—	—	—	—
(e) 江蘇興業プラスチック	9/30	10/13	有	11/7	10/28	11/21
(f) 華潤創業	9/30	—	—	—	—	—
(g) 珠海裕華聚酯	9/30	—	—	—	—	—
(h) 騰龍特殊樹脂(厦門)	9/30	10/19 (期限外)	有	—	—	—
(i) 浙江恒逸集団	9/30	—	—	—	—	—
(j) XINHUI INDUSTRIAL LIMITED	9/30	—	—	—	—	—
(k) 常州安德利聚酯	9/30	—	—	—	—	—
(l) 遠紡工業(上海)	9/30	10/14	有	11/7	10/31	11/21
(イ) 平成 28 年 10 月 25 日に調査開始決定の通知を送付した供給者						
(a) 江陰興泰新材料	10/25	10/13	有	11/7	10/28	11/21
(b) 江陰興宇新材料	10/25	10/13	有	11/7	10/28	11/21
(c) 海南逸盛石化	10/25	10/13	有	11/7	10/31	11/21

⁴³ 広東泰宝聚合物、浙江万凱新材料、江蘇興業プラスチック、遠紡工業(上海)、江陰興泰新材料、江陰興宇新材料、華潤包装材料、海南逸盛石化及び亞東工業(蘇州)

⁴⁴ 広東泰宝聚合物、浙江万凱新材料、江蘇興業プラスチック、遠紡工業(上海)、江陰興泰新材料、江陰興宇新材料、華潤包装材料、海南逸盛石化及び亞東工業(蘇州)

⁴⁵ 広東泰宝聚合物、浙江万凱新材料、江蘇興業プラスチック、遠紡工業(上海)、江陰興泰新材料、江陰興宇新材料、華潤包装材料及び海南逸盛石化

供給者名	確認票・ 質問状等 送付日	確認票 回答日	生産の 実績	質問状 回答日 (調査項 目 A)	質問状回答 延長要望 (調査項 目 B～E)	質問状 回答日 (調査項 目 B～E)
(ウ) 平成 28 年 10 月 26 日に調査開始決定の通知を送付した供給者						
(a) 江蘇三房巷国際貿易	10/26	—	—	—	—	—
(b) 華潤包装材料	10/26	10/13	有	11/7	10/28	11/21
(c) 上海恒逸聚酯繊維	10/26	—	—	—	—	—
(d) 亞東工業(蘇州)	10/26	10/14	有	11/7	10/31	—
(e) 遠東化聚工業	10/26	—	—	—	—	—
(f) 中国石化儀微化織	10/26	—	—	—	—	—

1-5-1-3 輸入者への質問状等の送付等

(29) 平成 28 年 9 月 30 日、調査対象貨物の輸入者として調査当局が知り得た下記(ア)の 13 者⁴⁶に対し、調査対象期間中に調査対象貨物を輸入したか否か等及び本調査へ協力するか否かを確認するための「確認票」、及び「調査対象貨物の輸入者に対する質問状」(以下「輸入者質問状」という。)を送付⁴⁷するとともに、財務省及び経済産業省のホームページに掲載し公表した。

この際、「確認票」又は「質問状」に対して、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合は、AD 協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、並びにガイドライン 10.に基づき、政府は、知ることができた事実(ファクト・アヴェイラブル)に基づいて本件に関する最終的な決定を行うこと」を明示した。

なお、「政府は、調査対象貨物の生産者及び輸出者の数が、個別に検討することが実行可能ではないほど多い場合には、その検討の対象を合理的な数の生産者及び輸出者に制限する」場合があることを明示した。

また、調査開始後に調査当局が知り得た輸入者について、平成 28 年 10 月 25 日、下記(イ)の輸入者 5 者に対して、調査開始決定の通知を送付し、輸入者質問状への回答を求めた。

(ア) 平成 28 年 9 月 30 日に輸入者質問状等を送付した輸入者

- (a) 岩谷産業株式会社(以下「岩谷産業」という。)
- (b) KISCO 株式会社(以下「KISCO」という。)
- (c) 三協化成産業株式会社(以下「三協化成産業」という。)
- (d) 双日プラネット株式会社(以下「双日プラネット」という。)
- (e) 株式会社ツカサペトコ(以下「ツカサペトコ」という。)
- (f) 豊田通商株式会社(以下「豊田通商」という。)
- (g) 恒逸 JAPAN 株式会社(以下「恒逸 JAPAN」という。)
- (h) 丸紅ブラックス株式会社(以下「丸紅ブラックス」という。)
- (i) 三菱商事プラスチック株式会社(以下「三菱商事プラスチック」という。)
- (j) ミツワ株式会社(以下「ミツワ」という。)
- (k) 三井物産株式会社(以下「三井物産」という。)
- (l) 長瀬産業株式会社(以下「長瀬産業」という。)

⁴⁶ 申請書(3.及び図表 1)

⁴⁷ 政令第 10 条第 2 項

(m) 伊藤忠商事株式会社（以下「伊藤忠商事」という。）

(イ) 平成 28 年 10 月 25 日に調査開始決定の通知を送付した輸入者

(a) 株式会社吉野工業所（以下「吉野工業所」という。）

(b) 日本パリソン株式会社（以下「日本パリソン」という。）

(c) サントリー食品インターナショナル株式会社（以下「サントリー食品インターナショナル」という。）

(d) 大塚製薬株式会社（以下「大塚製薬」という。）

(e) コカ・コーラビジネスソーシング株式会社（以下「コカ・コーラビジネスソーシング」という。）

(30) 確認票に関して、確認票回答の提出期限である平成 28 年 10 月 14 日までに、上記(29)(ア)のうち 12 者⁴⁸から提出があった。

さらに、当該提出期限後に上記(29)(ア)のうち 1 者⁴⁹から、また、同(イ)のうち 5 者⁵⁰から回答の提出があった。

それら回答のあった 18 者のうち 17 者⁵¹から調査対象期間中に調査対象貨物の輸入の実績がある旨、及び本調査へ協力する旨の回答があった。

(31) 輸入者質問状に関して、質問状回答書の提出期限である平成 28 年 11 月 7 日までに、本調査に協力を表明した輸入者 17 者のうち 13 者⁵²から、また、当該提出期限後に 1 者⁵³から調査項目 A に係る回答書の提出があった。

なお、調査項目 B から D までに係る回答書の提出期限の延長について、その延長要望の提出期限である平成 28 年 10 月 31 日までに、輸入者 7 者⁵⁴から申出があり、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

(32) 質問状回答書提出期限の延長後の提出期限である平成 28 年 11 月 21 日までに、輸入者 13 者⁵⁵から調査項目 B から D までに係る回答書の提出があった。

(33) 輸入者質問状の送付状況、及びこれらに対する回答書の提出状況等の詳細については、「**表 5 輸入者質問状等の送付及び回答状況**」のとおりであった。

⁴⁸ 岩谷産業、KISCO、三協化成産業、双日プラネット、豊田通商、恒逸 JAPAN、丸紅ブラックス、三菱商事プラスチック、ミツワ、三井物産、長瀬産業及び伊藤忠商事

⁴⁹ ツカサペトコ

⁵⁰ 吉野工業所、日本パリソン、サントリー食品インターナショナル及び大塚製薬

⁵¹ 岩谷産業、KISCO、三協化成産業、双日プラネット、ツカサペトコ、豊田通商、恒逸 JAPAN、丸紅ブラックス、三菱商事プラスチック、ミツワ、三井物産、伊藤忠商事、吉野工業所、日本パリソン、サントリー食品インターナショナル及び大塚製薬

⁵² 岩谷産業、KISCO、三協化成産業、双日プラネット、ツカサペトコ、豊田通商、恒逸 JAPAN、丸紅ブラックス、三菱商事プラスチック、ミツワ、三井物産、伊藤忠商事、吉野工業所及び日本パリソン

⁵³ 大塚製薬

⁵⁴ KISCO、ツカサペトコ、三菱商事プラスチック、三井物産、伊藤忠商事、吉野工業所及び大塚製薬

⁵⁵ 岩谷産業、KISCO、三協化成産業、豊田通商、恒逸 JAPAN、丸紅ブラックス、三菱商事プラスチック、ミツワ、三井物産、伊藤忠商事、吉野工業所、日本パリソン及び大塚製薬

表 5 輸入者質問状等の送付及び回答状況

輸入者名	確認票・ 質問状等 送付日	確認票 回答日	輸入実績	質問状 回答日 (調査項 目 A)	質問状回答 延長要望 (調査項 目 B～D)	質問状 回答日 (調査項 目 B～D)
(ア) 平成 28 年 9 月 30 日に質問状等を送付した輸入者						
(a) 岩谷産業	9/30	10/14	有	11/7	—	11/7
(b) KISCO	9/30	10/14	有	11/4	10/18	11/21
(c) 三協化成産業	9/30	10/13	有	11/2	—	11/2
(d) 双日プラネット	9/30	10/14	有	—	—	—
(e) ツカサベトコ	9/30	10/24	有	11/4	10/28	—
(f) 豊田通商	9/30	10/14	有	11/4	—	11/4
(g) 恒逸 JAPAN	9/30	10/13	有	11/7	—	11/7
(h) 丸紅ブラックス	9/30	10/14	有	11/7	—	11/7
(i) 三菱商事プラスチック	9/30	10/14	有	11/4	10/31	11/21
(j) ミツワ	9/30	10/13	有	11/4	—	11/4
(k) 三井物産	9/30	10/14	有	11/4	10/31	11/21
(l) 長瀬産業	9/30	10/13	無	—	—	—
(m) 伊藤忠商事	9/30	10/14	有	11/4	10/31	11/21
(イ) 平成 28 年 10 月 25 日に調査開始決定の通知を送付した輸入者						
(a) 吉野工業所	10/25	10/18	有	11/7	10/31	11/21
(b) 日本パリソン	10/25	10/19	有	11/4	—	11/4
(c) サントリー食品インター ナショナル	10/25	10/24	有	—	—	—
(d) 大塚製薬	10/25	10/27	有	11/14	10/27	11/14
(e) コカ・コーラビジネスソ ーシング	10/25	11/7	有	—	—	—

1-5-1-4 本邦生産者への質問状等の送付等

(34) 平成 28 年 9 月 30 日、本邦産同種の貨物の生産者として調査当局が知り得た下記(ア)の 8 者⁵⁶に対し、調査対象期間中に本邦産同種の貨物を生産したか否か等及び本調査へ協力するか否かを確認するための「確認票」及び「本邦の生産者に対する質問状」(以下「本邦生産者質問状」という。)を送付⁵⁷するとともに、財務省及び経済産業省のホームページに掲載し公表した。

この際、「確認票」又は「質問状」に対して、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合は、AD 協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、並びにガイドライン 10.に基づき、政府は、知ることができた事実(ファクツ・アヴェイラブル)に基づいて本件に関する最終的な決定を行う」ことを明示した。

また、調査開始後に調査当局が知り得た本邦生産者について、平成 29 年 2 月 13 日、下記

⁵⁶ 申請書(3.及び図表 1)

⁵⁷ 政令第 10 条第 2 項

(イ)の本邦生産者 3 者に対して、調査開始決定の通知及び確認票並びに本邦生産者質問状を送付し、確認票及び本邦生産者質問状への回答を求めた。

(ア) 平成 28 年 9 月 30 日に本邦生産者質問状等を送付した本邦生産者

- (a) 三井化学
- (b) 三菱化学
- (c) 日本ユニペット
- (d) 越前ポリマー
- (e) 株式会社ベルポリエステルプロダクツ (以下「ベルポリエステルプロダクツ」という。)
- (f) 協栄産業株式会社 (以下「協栄産業」という。)
- (g) ペットリファインテクノロジー株式会社 (以下「ペットリファインテクノロジー」という。)
- (h) 遠東石塚グリーンペット株式会社 (以下「遠東石塚グリーンペット」という。)

(イ) 平成 29 年 2 月 13 日に本邦生産者質問状等を送付した本邦生産者

- (a) ユニチカ株式会社 (以下「ユニチカ」という。)
- (b) 日本エステル株式会社 (以下「日本エステル」という。)
- (c) 株式会社クラレ (以下「クラレ」という。)

(35) 確認票に関して、確認票回答の提出期限である平成 28 年 10 月 14 日までに本邦生産者 7 者⁵⁸から、また、当該提出期限後に本邦生産者 1 者⁵⁹から回答の提出があった。それら回答のあった 8 者全てから、調査対象期間中に本邦産同種の貨物の生産の実績がある旨、及び 7 者から本調査へ協力する旨の回答があった。

また、調査開始後に調査当局が知り得た本邦生産者 3 者からは、確認票回答の提出期限である平成 29 年 2 月 27 日までに本邦生産者 2 者⁶⁰ (うち 1 者は連名⁶¹) から回答の提出があった。それら回答のあった 2 者全てから、調査対象期間中に本邦産同種の貨物の生産の実績がある旨及び本調査へ協力しない旨の回答があった。

(36) 本邦生産者質問状に関して、質問状回答書の提出期限である平成 28 年 11 月 7 日までに、本調査に協力を表明した本邦生産者 7 者のうち 5 者⁶²から回答書が提出された。また、1 者⁶³からは当該提出期限までに調査項目 A に係る回答書のみの提出があり、その後、調査項目 B から D までに係る回答書が提出された。他の 1 者⁶⁴からは、当該提出期限後に全ての調査項目に係る回答書の提出があり、当該回答書については、自発的証拠の提出としてこれを受理した。

なお、調査項目 B から D までに係る回答書の提出期限の延長について、その延長要望の提出期限である平成 28 年 10 月 31 日までに、いずれの本邦生産者からも申出は無かった。

⁵⁸ 三井化学、三菱化学、日本ユニペット、越前ポリマー、ベルポリエステルプロダクツ、協栄産業及びペットリファインテクノロジー

⁵⁹ 遠東石塚グリーンペット

⁶⁰ ユニチカ及びクラレ

⁶¹ クラレ及びクラレ西条株式会社

⁶² 三井化学、三菱化学、日本ユニペット、越前ポリマー及び協栄産業

⁶³ 遠東石塚グリーンペット

⁶⁴ ベルポリエステルプロダクツ

- (37) 本邦生産者質問状の送付状況、及びこれらに対する回答書の提出状況等の詳細については、
「表 6 本邦生産者質問状等の送付及び回答状況」のとおりであった。

表 6 本邦生産者質問状等の送付及び回答状況

本邦生産者名	確認票・ 質問状等 送付日	確認票 回答日	生産実績	質問状 回答日 (調査項目 A)	質問状回答 延長要望 (調査項目 B～D)	質問状 回答日 (調査項目 B～D)
(ア) 平成 28 年 9 月 30 日に質問状等を送付した本邦生産者						
(a) 三井化学	9/30	10/14	有	11/7	—	11/7
(b) 三菱化学	9/30	10/14	有	11/7	—	11/7
(c) 日本ユニペット	9/30	10/14	有	11/7	—	11/7
(d) 越前ポリマー	9/30	10/14	有	11/7	—	11/7
(e) ベルポリエステルプロダ クツ	9/30	10/14	有	11/30 (期限外)	—	11/30 (期限外)
(f) 協栄産業	9/30	10/14	有	11/7	—	11/7
(g) ペットリファインテクノ ロジー	9/30	10/14	有	—	—	
(h) 遠東石塚グリーンペット	9/30	11/4 (期限外)	有	11/7	—	11/17
(イ) 平成 29 年 2 月 13 日に質問状等を送付した本邦生産者						
(a) ユニチカ	2/13	2/27	有	—	—	
(b) 日本エステル	2/13	—	—	—	—	
(c) クラレ	2/13	2/27	有	—	—	

1-5-1-5 産業上の使用者への質問状等の送付等

- (38) 平成 28 年 9 月 30 日、調査対象貨物の産業上の使用者として調査当局が知り得た 29 者⁶⁵ に対し、調査対象期間中に調査対象貨物又は本邦産同種の貨物を購入したか否か等及び本調査へ協力するか否かを確認するための「確認票」及び「産業上の使用者に対する質問状」（以下「産業上の使用者質問状」という。）を送付⁶⁶するとともに、財務省及び経済産業省のホー

⁶⁵ 申請書 (3.及び図表 1)。アサヒ飲料株式会社（以下「アサヒ飲料」という。）、大塚食品株式会社（以下「大塚食品」という。）、大塚製薬、キリン株式会社（以下「キリン」という。）、コカ・コーラビジネスソーシング、サントリー食品インターナショナル、凸版印刷株式会社（以下「凸版印刷」という。）、大日本印刷株式会社（以下「大日本印刷」という。）、東洋製罐株式会社（以下「東洋製罐」という。）、吉野工業所、北海製罐株式会社（以下「北海製罐」という。）、日本パリソン、リスパック株式会社（以下「リスパック」という。）、積水化成工業株式会社（以下「積水化成工業」という。）、帝人株式会社（以下「帝人」という。）、古林紙工株式会社（以下「古林紙工」という。）、ヤマトエスロン株式会社（以下「ヤマトエスロン」という。）、中央化学株式会社（以下「中央化学」という。）、アテナ工業株式会社（以下「アテナ工業」という。）、RP 東プラ株式会社（以下「RP 東プラ」という。）、ポリテック株式会社（以下「ポリテック」という。）、オージェイ株式会社（以下「オージェイ」という。）、ウツミリサイクルシステムズ株式会社（以下「ウツミリサイクルシステムズ」という。）、株式会社エフピコ（以下「エフピコ」という。）、ニシヨリ株式会社（以下「ニシヨリ」という。）、株式会社レコ（以下「レコ」という。）、竹内産業株式会社（以下「竹内産業」という。）、進栄化成株式会社（注：本社所在地東京）（以下「進栄化成（東京）」という。）及び廣川株式会社（以下「廣川」という。）

⁶⁶ 政令第 13 条第 2 項

ムページに掲載し公表した。

また、調査開始後に調査当局が知り得た産業上の使用者について、平成 28 年 10 月 25 日、産業上の使用者 4 者⁶⁷に対して、調査開始決定を伝達し、産業上の使用者質問状への回答を求めた。

(39) 確認票に関して、確認票回答の提出期限である平成 28 年 10 月 14 日までに産業上の使用者 31 者⁶⁸から回答の提出があった。それら回答のあった 31 者のうち、23 者⁶⁹から調査対象期間中に調査対象貨物又は本邦産同種の貨物の購入の実績がある旨、及び 27 者⁷⁰から本調査へ協力する旨の回答があった。

(40) 産業上の使用者質問状に関して、質問状回答書の提出期限である平成 28 年 11 月 7 日までに本調査に協力を表明した産業上の使用者 27 者のうち 19 者⁷¹から回答書の提出があり、また、当該提出期限後に 2 者⁷²から回答書の提出があった。

(41) 産業上の使用者質問状の送付状況、及びこれらに対する回答書の提出状況等の詳細については、「表 7 産業上の使用者質問状の送付及び回答状況」のとおりであった。

表 7 産業上の使用者質問状の送付及び回答状況

産業上の使用者名	確認票・ 質問状等 送付日	確認票 回答日	質問状 回答日
(ア) 平成 28 年 9 月 30 日に質問状等を送付した産業上の使用者			
アサヒ飲料	9/30	10/7	11/1
大塚食品	9/30	10/13	—
大塚製薬	9/30	10/13	—
キリン	9/30	10/14	11/7
コカ・コーラビジネスソーシング	9/30	10/12	—

⁶⁷ 進栄化成株式会社（注：本社所在地大阪）（以下「進栄化成（大阪）」という。）、三宝化成工業株式会社（以下「三宝化成工業」という。）、パイオニア工業株式会社（以下「パイオニア工業」という。）及び広陵化学工業株式会社（以下「広陵化学工業」という。）

⁶⁸ アサヒ飲料、大塚食品、大塚製薬、キリン、コカ・コーラビジネスソーシング、サントリー食品インターナショナル、凸版印刷、大日本印刷、東洋製罐、吉野工業所、北海製罐、日本パリソン、リスパック、積水化成品工業、帝人、古林紙工、ヤマトエスロン、中央化学、RP 東プラ、オージェイケイ、ウツミリサイクルシステムズ、エフピコ、ニシヨリ、レコ、竹内産業、進栄化成（東京）及び廣川（以上、平成 28 年 9 月 30 日に確認票等を送付した者）並びに進栄化成（大阪）、三宝化成工業、パイオニア工業及び広陵化学工業（以上、自発的に確認票を提出した者）

⁶⁹ アサヒ飲料、大塚製薬、キリン、コカ・コーラビジネスソーシング、凸版印刷、大日本印刷、東洋製罐、吉野工業所、北海製罐、リスパック、古林紙工、中央化学、RP 東プラ、オージェイケイ、ウツミリサイクルシステムズ、エフピコ、ニシヨリ、竹内産業、廣川、進栄化成（大阪）、三宝化成工業、パイオニア工業及び広陵化学工業

⁷⁰ アサヒ飲料、大塚食品、大塚製薬、キリン、コカ・コーラビジネスソーシング、サントリー食品インターナショナル、凸版印刷、大日本印刷、東洋製罐、吉野工業所、北海製罐、日本パリソン、リスパック、帝人、古林紙工、ヤマトエスロン、中央化学、RP 東プラ、オージェイケイ、エフピコ、ニシヨリ、進栄化成（東京）、廣川、進栄化成（大阪）、三宝化成工業、パイオニア工業及び広陵化学工業

⁷¹ アサヒ飲料、キリン、サントリー食品インターナショナル、大日本印刷、東洋製罐、吉野工業所、北海製罐、リスパック、古林紙工、ヤマトエスロン、中央化学、RP 東プラ、エフピコ、ニシヨリ、廣川、進栄化成（大阪）、三宝化成工業、パイオニア工業及び広陵化学工業

⁷² 凸版印刷及びオージェイケイ

産業上の使用者名	確認票・ 質問状等 送付日	確認票 回答日	質問状 回答日
サントリー食品インターナショナル	9/30	10/14	11/7
凸版印刷	9/30	10/13	11/11
大日本印刷	9/30	10/14	11/7
東洋製罐	9/30	10/13	11/7
吉野工業所	9/30	10/14	11/7
北海製罐	9/30	10/14	11/7
日本パリゾン	9/30	10/12	—
リスパック	9/30	10/11	11/2
積水化成成品工業	9/30	10/12	—
帝人	9/30	10/14	—
古林紙工	9/30	10/14	11/4
ヤマトエスロン	9/30	10/14	11/3
中央化学	9/30	10/12	11/4
アテナ工業	9/30	—	—
RP 東ブラ	9/30	10/11	11/7
ポリテック	9/30	—	—
オージェイケイ	9/30	10/13	11/22
ウツミリサイクルシステムズ	9/30	10/3	—
エフピコ	9/30	10/14	11/4
ニシヨリ	9/30	10/14	11/4
レコ	9/30	10/13	—
竹内産業	9/30	10/11	—
進栄化成（東京）	9/30	10/11	—
廣川	9/30	10/14	11/4
(イ) 平成 28 年 10 月 25 日に調査開始決定の通知を送付した産業上の使用者			
進栄化成（大阪）	10/25	10/12	11/4
三宝化成工業	10/25	10/14	11/4
パイオニア工業	10/25	10/14	11/7
広陵化学工業	10/25	10/14	11/4

1-5-2 標本抽出（サンプリング）

1-5-2-1 標本抽出（サンプリング）に係る通知及び回答

- (42) 調査対象貨物の供給者として調査当局が知り得た中国の生産者及び輸出者から提出された確認票の回答を調査当局で確認したところ、調査対象貨物の不当廉売に係る個別の検討において、個別に検討することが調査当局にとって不当な負担となり、かつ、調査を期間内に完

結させることを妨げるほど調査対象貨物の供給者の数が多いことから、サンプリング⁷³を実施することとした。

- (43) 平成 28 年 10 月 26 日、上記(16)(ア)、(イ)及び(ウ)に掲げる調査当局が知り得た調査対象貨物の供給者 21 者全てに対し、上記(19)のとおり、サンプリング（調査対象貨物の不当廉売差額を個別に検討する対象を合理的に調査することができる範囲で最大量に制限する標本抽出）を実施する旨の書面（サンプリング通知）を送付し、調査当局は提出されたサンプリング通知への回答書の内容等に基づき、調査対象貨物の不当廉売差額を個別に検討する対象を合理的な数に制限する旨を書面により通知した。

この際、サンプリング通知への回答書を提出する場合においても、調査当局による調査対象貨物の不当廉売差額を個別に検討する対象とならない場合がある旨を明示した。

- (44) サンプリング通知に関して、サンプリング通知への回答の提出期限である平成 28 年 11 月 7 日までに供給者 9 者⁷⁴から、及び当該期限後に供給者 1 者⁷⁵から回答書が提出された。

1-5-2-2 標本抽出（サンプリング）に係る対象者の選定通知

- (45) 平成 28 年 11 月 16 日、サンプリング通知への回答書を提出した供給者 10 者に対して、「中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテレフタレートに係る不当廉売関税の課税に関する調査のための標本抽出（サンプリング）に係る対象者の決定について」（以下「サンプリング選定通知」という。）を送付し、これまでに提出された確認票及び供給者質問状への回答並びにサンプリング通知に係る回答において得られた調査への協力の有無及び調査対象貨物の取引概況等に基づき、合理的に調査できる範囲として調査対象者（以下「サンプル調査対象者」という。）を選定し、当該サンプル調査対象者から提出された証拠等により事実認定を行うこととする旨を書面により通知した。

この際、サンプル調査対象者として選定された供給者が供給者質問状への回答を期限までに提出しない場合、又は期限までに提出された供給者質問状への回答の内容に著しい不備がある場合等は、当該供給者をサンプル調査対象者から除外し、サンプリング通知に対して適切な回答があったその他の供給者であって供給者質問状に対し期限内に回答を行った者から新たなサンプル調査対象者を選定する場合がある旨を明示した。

- (46) サンプル調査対象者として、輸出量の合計がサンプリング通知の回答に基づくと、調査対象貨物の輸出量のうち 50%以上を占めると推定される遠紡工業（上海）及び華潤包装材料の 2 者を選定した。

また、調査において、サンプル調査対象者に選定された供給者の関連企業を含めて調査する必要があると認められる場合には、それら関連企業から提出された証拠等を含めて事実認定を行うこととする旨を通知した。

⁷³ 協定 6.10

⁷⁴ 広東泰宝聚合物、浙江万凱新材料、江蘇興業プラスチック、騰龍特殊樹脂（厦門）、遠紡工業（上海）、江陰興泰新材料、江陰興宇新材料、華潤包装材料、亞東工業（蘇州）

⁷⁵ 海南逸盛石化

1-5-2-3 標本抽出（サンプリング）に係る意見等の提出

- (47) サンプリング選定通知においてサンプル調査対象者の選定等について意見を述べる機会を設ける旨を通知したところ、サンプル調査対象者の選定に係る意見の提出期限である平成 28 年 11 月 24 日までに、供給者 4 者から下記(48)及び(49)のとおり意見が提出された。
- (48) 平成 28 年 11 月 21 日、江蘇興業プラスチック、江陰興泰新材料及び江陰興宇新材料から、サンプリングに関する調査当局の決定を受け入れ、個別に調査されることを望まないため供給者質問状の調査項目 B、C、D 及び E への回答は提出しないが、調査当局が回答を必要とする場合は提出する旨、及び市場経済質問状の調査項目 A 以外の項目についての回答を調査当局への情報提供を目的として提出する旨の上申書⁷⁶が提出された。
- (49) 平成 28 年 11 月 24 日、浙江万凱新材料から、同者が調査対象貨物の主要生産者及び輸出者である旨、並びに、仮に同者による任意の追加回答を調査した場合であっても、「輸出者又は生産者の数が膨大である」ため、「当局にとって不当な負担となり」かつ「適時に調査を完了することができなくなる」⁷⁷わけではないと考えること、及び同者は市場経済質問状及び供給者質問状の双方について期日までに全ての回答を提出しており、「調査の過程で検討できるよう適時に必要な情報を提供する」者に該当することから、個別の不当廉売課税の算定を要望する旨の意見書⁷⁸が提出された。

1-5-2-4 標本抽出（サンプリング）に係る対象者の追加選定通知及び意見等の提出

- (50) 平成 29 年 2 月 3 日、サンプリング通知への回答書を提出した供給者 10 者⁷⁹に対して、「中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテレフタレートに係る不当廉売関税の課税に関する調査のための標本抽出（サンプリング）に係る調査対象者の選定等について」（以下「サンプリング追加選定通知」という。）を送付し、サンプル調査対象者として選定された 2 者のうち、遠紡工業（上海）については、同社及び同社の関連企業に対する日本国政府による証拠の提出の求めに対し、部分的な回答のみが行われ、必要な証拠の提出がされなかったと認められることから、サンプル調査対象者から除外し、新たなサンプル調査対象者を選定し、当該対象者から提出された証拠等により事実認定を行う旨を通知した。
- (51) 新たなサンプル調査対象者として、サンプリング通知への回答書を提出し、かつ確認票及び供給者質問状に対して期限内に回答を行った者であって、調査対象貨物の日本向け輸出量の上位を占める供給者と推定される浙江万凱新材料及び海南逸盛石化の 2 者を選定した。
- この際、調査において、サンプル調査対象者に選定された供給者の関連企業を含めて調査する必要があると認められる場合には、それら関連企業から提出された証拠等を含めて事実認定を行うこととする旨を通知した。

⁷⁶ 上申書（江蘇興業プラスチック 平成 28 年 11 月 21 日）、上申書（江陰興泰新材料 平成 28 年 11 月 21 日）及び上申書（江陰興宇新材料 平成 28 年 11 月 21 日）

⁷⁷ 協定 6.10.2

⁷⁸ 意見書（浙江万凱新材料 平成 28 年 11 月 24 日）

⁷⁹ 広東泰宝聚合物、浙江万凱新材料、江蘇興業プラスチック、遠紡工業（上海）、江陰興泰新材料、江陰興宇新材料、華潤包装材料、騰龍特殊樹脂（廈門）、亞東工業（蘇州）及び海南逸盛石化

(52) サンプルング追加選定通知において調査対象者の選定等について意見を述べる機会を設ける旨を通知したところ、調査対象者の選定に係る意見の提出期限である平成 29 年 2 月 10 日までに、供給者 1 者から意見⁸⁰が提出された。

(53) サンプルングに係る供給者へのサンプルング通知の送付と回答書の提出、及びサンプルング選定通知及びサンプルング追加選定通知の送付、並びにそれらの意見の提出状況等については、「表 8 標本抽出（サンプルング）に係る供給者への通知及び回答、並びに意見の提出状況」のとおりであった。

表 8 標本抽出（サンプルング）に係る供給者への通知及び回答、並びに意見の提出状況

供給者名	サンプルング通知送付日	回答書提出日	サンプルング選定通知送付日	選定通知に係る意見の提出	サンプルング追加選定通知送付日	追加選定通知に係る意見の提出
江蘇三房巷集団	10/26	—	—	—	—	—
広東泰宝聚合物	10/26	11/7	11/16	—	2/3	—
浙江万凱新材料	10/26	11/7	11/16	11/24	2/3	—
恒力集団	10/26	—	—	—	—	—
江蘇興業プラスチック	10/26	11/7	11/16	11/21	2/3	—
華潤創業	10/26	—	—	—	—	—
珠海裕華聚酯	10/26	—	—	—	—	—
騰龍特殊樹脂（厦門）	10/26	11/7	11/16	—	2/3	—
浙江恒逸集団	10/26	—	—	—	—	—
XINHUI INDUSTRIAL LIMITED	10/26	—	—	—	—	—
常州安德利聚酯	10/26	—	—	—	—	—
遠紡工業（上海）	10/26	11/7	11/16	—	2/3	2/10
江陰興泰新材料	10/26	11/7	11/16	11/21	2/3	—
江陰興宇新材料	10/26	11/7	11/16	11/21	2/3	—
海南逸盛石化	10/26	11/8	11/16	—	2/3	—
江蘇三房巷国際貿易	10/26	—	—	—	—	—
華潤包装材料	10/26	11/7	11/16	—	2/3	—
上海恒逸聚酯繊維	10/26	—	—	—	—	—
亞東工業（蘇州）	10/26	11/7	11/16	—	2/3	—
遠東化聚工業	10/26	—	—	—	—	—
中国石化儀微化纖	10/26	—	—	—	—	—

1－5－3 質問状回答書の不備等に対する確認

(54) 供給者質問状、市場経済質問状、輸入者質問状及び本邦生産者質問状の回答書を受領後、サンプル調査対象者 2 者⁸¹（うち 1 者は関連会社との連名）、輸入者 14 者⁸²及び本邦生産者

⁸⁰ 意見の表明（遠紡工業（上海） 平成 29 年 2 月 10 日）

⁸¹ 遠紡工業（上海）及び遠東化聚工業並びに華潤包装材料

6 者⁸³に対して、当該回答書について、必要な資料が添付されていない項目や回答内容に不備がある項目があったこと等から、平成 28 年 12 月 12 日、当該箇所を明示し、期限を付して、不足している添付資料を提出する意思、及び、回答内容の不備に係る指摘事項を踏まえて改めた回答書（以下「不備改め版回答書」という。）を再提出する意思がある場合は、これらの添付資料及び不備改め版回答書の提出を求める旨を通知（以下「不備指摘」という。）した。

- (55) これに対して、提出期限である平成 28 年 12 月 26 日までに、サンプル調査対象者 2 者（うち 1 者は関連会社との連名）、輸入者 12 者⁸⁴及び本邦生産者 5 者⁸⁵から、不備改め版回答書（添付資料を含む。）の提出がなされた。また、輸入者 12 者及び本邦生産者 5 者から、添付資料の提出がなされた。

また、輸入者 1 者⁸⁶は、期限内に一部資料を提出し、その後、告示に定める自発的な証拠の提出の期限内に残余の資料を自発的に提出した。他の輸入者 1 者⁸⁷及び本邦生産者 1 者⁸⁸からは期限内に提出がなく、また、告示に定める自発的な証拠の提出の期限内にも提出はなかった。

- (56) 供給者質問状、市場経済質問状、輸入者質問状及び本邦生産者質問状の回答の不備等に対する確認状況については、「表 9 供給者（サンプル調査対象者）への著しい不備指摘並びに輸入者及び本邦生産者への不備指摘の通知並びに不備改め版回答書の提出状況」のとおりであった。

表 9 供給者（サンプル調査対象者）への著しい不備指摘並びに輸入者及び本邦生産者への不備指摘の通知並びに不備改め版回答書の提出状況

供給者（サンプル調査対象者）、 輸入者及び本邦生産者	不備指摘 送付日	不備改め版回答書 （添付資料を含む。） 提出日
華潤包装材料	12/12	12/26
遠紡工業（上海） 遠東化聚工業	12/12 (2 者連名)	12/26 (2 者連名)
岩谷産業	12/12	12/26
KISCO	12/12	12/22
三協化成産業	12/12	12/22
ツカサペトコ	12/12	1/16(期限外) 証拠の提出
豊田通商	12/12	12/26
恒逸 JAPAN	12/12	12/26
丸紅ブラックス	12/12	12/26

⁸² 岩谷産業、KISCO、三協化成産業、ツカサペトコ、豊田通商、恒逸 JAPAN、丸紅ブラックス、三菱商事プラスチック、ミツワ、三井物産、伊藤忠商事、吉野工業所、日本パリゾン及び大塚製薬

⁸³ 三井化学、三菱化学、日本ユニベット、越前ポリマー、協栄産業及び遠東石塚グリーンペット

⁸⁴ 岩谷産業、KISCO、三協化成産業、豊田通商、恒逸 JAPAN、丸紅ブラックス、三菱商事プラスチック、ミツワ、三井物産、伊藤忠商事、日本パリゾン及び大塚製薬

⁸⁵ 三井化学、三菱化学、日本ユニベット、越前ポリマー及び協栄産業

⁸⁶ ツカサペトコ

⁸⁷ 吉野工業所

⁸⁸ 遠東石塚グリーンペット

供給者（サンプル調査対象者）、 輸入者及び本邦生産者	不備指摘 送付日	不備改め版回答書 (添付資料を含む。) 提出日
三菱商事プラスチック	12/12	12/26
ミツワ	12/12	12/22
三井物産	12/12	12/26
伊藤忠商事	12/12	12/26
吉野工業所	12/12	—
日本パリソン	12/12	12/22
大塚製菓	12/12	12/14
三井化学	12/12	12/26
三菱化学	12/12	12/26
日本ユニペット	12/12	12/26
越前ポリマー	12/12	12/26
協栄産業	12/12	12/21
遠東石塚グリーンペット	12/12	—

1－5－4 追加質問状の送付等

1－5－4－1 追加質問状の送付及び回答

(57) 平成 29 年 1 月 12 日、サンプル調査対象者 2 者⁸⁹（うち 1 者⁹⁰は関連企業との連名）及びサンプル調査対象者の関連企業 1 者⁹¹、輸入者 3 者⁹²並びに本邦生産者 7 者⁹³に対して追加質問状を送付した。

この際、指定した回答期限までに追加質問状の回答書（以下「追加質問状回答書」という。）の提出がない場合、日本国政府は、協定 6.8、協定附属書Ⅱ及びガイドライン 10.に基づき、知ることができた事実に基づいて、本件に関する最終的な決定を行うことができる旨を明示した。

なお、追加質問状の送付に際して、サンプル調査対象者のうち 1 者⁹⁴に対し、追加質問の趣旨及び内容を代理人に詳細に説明するとともに、不明な点等があれば、いつでも調査当局に連絡するよう伝達した。

(58) 追加質問状に対して、サンプル調査対象者 2 者（うち 1 者は関連企業との連名）、輸入者 2 者⁹⁵及び本邦生産者 5 者⁹⁶から、追加質問状回答書が当該提出期限である平成 29 年 1 月 26 日までに提出された。本邦生産者 1 者⁹⁷から、当該期限内に回答書の提出はなかったが、告

⁸⁹ 遠紡工業（上海）及び華潤包装材料

⁹⁰ 遠紡工業（上海）（遠東化聚工業との連名）

⁹¹ 亞東工業（蘇州）

⁹² 豊田通商、伊藤忠商事及び吉野工業所

⁹³ 三井化学、三菱化学、日本ユニペット、越前ポリマー、ベルポリエステルプロダクツ、協栄産業及び遠東石塚グリーンペット

⁹⁴ 遠紡工業（上海）

⁹⁵ 豊田通商及び伊藤忠商事

⁹⁶ 三井化学、三菱化学、日本ユニペット、越前ポリマー及び協栄産業

⁹⁷ ベルポリエステルプロダクツ

示に定める自発的な証拠の提出の期限内に回答書が提出され、これを受理した。サンプル調査対象者の関連企業 1 者⁹⁸、輸入者 1 者⁹⁹及び本邦生産者 1 者¹⁰⁰からは、期限内に回答書の提出がなく、告示に定める自発的な証拠の提出の期限内にも提出はなかった。

- (59) 平成 29 年 2 月 3 日、サンプリング追加選定通知を送付し新たにサンプル調査対象者となった供給者 2 者¹⁰¹に対して、追加質問状を送付した。

この際、「追加質問状」に対して特段の理由なく回答期限内に回答しない場合は、AD 協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、並びにガイドライン 10.に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行う」ことを明示した。

なお、追加質問状の送付に際して、サンプル調査対象者のうち 1 者¹⁰²に対し、同者が当初質問状回答にあたり質問の趣旨を誤解している可能性が認められたことから、追加質問の趣旨及び内容を代理人に説明するとともに、不明な点等があれば、いつでも調査当局に連絡するよう伝達した。

- (60) 追加質問状に対して、サンプル調査対象者 2 者から、追加質問状回答書が当該提出期限である平成 29 年 2 月 17 日までに提出された。

1－5－4－2 追加質問状回答書の不備に対する確認事項の送付

- (61) 追加質問状回答書の添付資料等の不備について、サンプル調査対象者 2 者¹⁰³に対して、「中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテレフタレートに係る不当廉売関税の課税に関する調査のための追加質問状に対する回答書の添付資料等に関する指摘事項について」（以下「添付資料等に関する指摘事項」という。）を送付した。

この際、指定した回答期限までに追加質問状回答書に対する確認事項の回答書の提出がない場合、日本国政府は、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、並びにガイドライン 10.に基づき、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨を明示した。

これに対して、サンプル調査対象者 2 者から期限内に添付資料等が提出された。

- (62) 平成 29 年 3 月 3 日、輸入者 1 者¹⁰⁴に対して「追加質問状の回答に対する確認事項等について」を送付し、追加質問状回答書の内容について確認した。

この際、指定した回答期限までに追加質問状回答書に対する確認事項の回答書の提出がない場合、日本国政府は、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、並びにガイドライン 10.に基づき、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨を明示した。

これに対して、当該輸入者から期限内に回答書が提出された。

⁹⁸ 亞東工業（蘇州）

⁹⁹ 吉野工業所

¹⁰⁰ 遠東石塚グリーンペット

¹⁰¹ 浙江万凱新材料及び海南逸盛石化

¹⁰² 海南逸盛石化

¹⁰³ 華潤包装材料及び海南逸盛石化

¹⁰⁴ 伊藤忠商事

- (63) 追加質問状の送付状況及び追加質問状回答書の回答状況、並びに追加質問状回答書の不備に対する確認事項の送付及び回答書の提出状況については、「表 10 追加質問状の送付及び回答状況、並びに当該回答に対する確認事項の送付及び回答状況」のとおりであった。

表 10 追加質問状の送付及び回答状況、並びに当該回答に対する確認事項の送付及び回答状況

送付先	追加質問状 送付日	追加質問状 回答書の 提出日	追加質問状 回答書に対する 不備指摘、又は 確認事項の送付日	不備確認事項 への回答書の 提出日
華潤包装材料	1/12	1/26	3/2	3/9
遠紡工業（上海）	1/12	1/26	—	—
遠東化聚工業	1/12	1/26	—	—
亞東工業（蘇州）	1/12	—	—	—
豊田通商	1/12	1/26	—	—
伊藤忠商事	1/12	1/26	3/3	3/10
吉野工業所	1/12	—	—	—
三井化学	1/12	1/24	—	—
三菱化学	1/12	1/26	—	—
日本ユニペット	1/12	1/26	—	—
越前ポリマー	1/12	1/26	—	—
ベルポリエステルプロダクツ	1/12	1/27 (期限外)	—	—
協栄産業	1/12	1/24	—	—
遠東石塚グリーンペット	1/12	—	—	—
浙江万凱新材料	2/3	2/17	—	—
海南逸盛石化	2/3	2/17	3/14	3/21

1－5－5 本邦生産者の確認の送付

- (64) 平成 29 年 3 月 8 日、本邦生産者¹⁰⁵に対して、「中華人民共和國産高重合度ポリエチレンテレフタレートに係る不当廉売関税の課税に関する調査に係る本邦生産者の確認について」を送付し、同者が政令第 4 条第 2 項ただし書の規定に該当するか否かについて確認した。

この際、同者が当該ただし書きに該当することについての証拠を提出しない場合は、日本国政府は、同者が当該ただし書きに該当しないと判断する旨を明示した。

これに対して、同者から回答はなかった。

1－5－6 代替国に係る選定通知の送付等

- (65) 同種の貨物を生産している中国の産業において当該同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実を確認できない場合は、正常価格を算出する際に、中国の国内販売価格等ではなく、代替国で生産された同種の貨物の国内販売価格等（以下「代替国

¹⁰⁵ 遠東石塚グリーンペット

販売価格」という。)を用いることができる¹⁰⁶とされている。

1-5-6-1 代替国に係る選定通知(1回目)

- (66) 平成28年9月30日、「中華人民共和国高重合度ポリエチレンテレフタレートに係る不当廉売関税の課税に関する調査における「調査対象貨物に係る正常価格算定のための代替国の選定」について」(以下「代替国選定1回目通知」という。)を、調査当局が知り得た全ての利害関係者(供給者12者¹⁰⁷、輸入者13者¹⁰⁸、本邦生産者8者¹⁰⁹)及び輸出国政府に通知し、中国を原産地とする調査対象貨物の生産者が、同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実があることを明確に示すことができない場合における代替国を選定するために、調査対象貨物と比較可能な貨物の生産及び販売が行われていると推定される代替国の候補及びその選定理由について、「表11 代替国の候補及びその選定理由」を示すとともに、意見を求めた。

表11 代替国の候補及びその選定理由

代替国の候補	代替国候補の選定理由
タイ王国、メキシコ合衆国、トルコ共和国、インドネシア共和国、ブラジル連邦共和国、ベトナム社会主義共和国、インド、ポーランド共和国、アルゼンチン共和国、リトアニア共和国、オマーン国、台湾、大韓民国、スペイン、イタリア共和国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、アラブ首長国連邦、ベルギー王国、オランダ王国、アメリカ合衆国、日本国	日本国政府が調査したところ、左記21ヶ国において高重合度ポリエチレンテレフタレート(粘度(IV値)0.7dl/g以上のもの)の生産及び販売が行われていると考えられることから、代替国候補として選定した。

- (67) 代替国選定1回目通知に対して、意見の提出期限である平成28年10月14日までに、供給者2者¹¹⁰、輸入者4者¹¹¹及び本邦生産者2者¹¹²から、また、当該提出期限後に他の供給者2者¹¹³から、「表12 調査当局が示した国を不適切と考える理由」及び「表13 提案された代替国候補及び提案する理由」のとおり意見の提出があった。

なお、供給者4者のうち1者¹¹⁴については、代替国選定1回目通知の送付先の関連企業からの提出であった。

表12 調査当局が示した国を不適切と考える理由

¹⁰⁶ 世界貿易機関への中華人民共和国の加入に関する議定書(以下「中国WTO加盟議定書」という。)及び政令第2条第3項

¹⁰⁷ 江蘇三房巷集団、広東泰宝聚合物、浙江万凱新材料、恒力集団、江蘇興業プラスチック、華潤創業、珠海裕華聚酯、騰龍特殊樹脂(厦門)、浙江恒逸集団、XINHUI INDUSTRIAL LIMITED、常州安德利聚酯及び遠紡工業(上海)

¹⁰⁸ 岩谷産業、KISCO、三協化成産業、双日プラネット、ツカサペトコ、豊田通商、恒逸JAPAN、丸紅ブラックス、三菱商事プラスチック、ミツワ、三井物産、長瀬産業及び伊藤忠商事

¹⁰⁹ 三井化学、三菱化学、日本ユニペット、越前ポリマー、ベルポリエステルプロダクツ、協栄産業、ペトリフアインテクノロジー及び遠東石塚グリーンペット

¹¹⁰ 広東泰宝聚合物及び海南逸盛石化

¹¹¹ KISCO、双日プラネット、豊田通商及び丸紅ブラックス

¹¹² 三井化学及び遠東石塚グリーンペット

¹¹³ 浙江万凱新材料及び騰龍特殊樹脂(厦門)

¹¹⁴ 海南逸盛石化(浙江恒逸集団の関連企業)

	不適切と考える国	理由
1	ベトナム	・中国と同様、非市場経済国のため。
2	メキシコ、トルコ、ブラジル、ベトナム、インド、ポーランド、アルゼンチン、リトアニア、オマーン、台湾、韓国、スペイン、イタリア、アラブ首長国連邦、ベルギー、オランダ、アメリカ、日本	・左記の国の多くは、輸入関税、AD 関税及び SG が導入されているため、これらの国の国内価格は市場価格ではなく正常価格とは言えない。 ・中国の経済発展段階と近似しているとは言えない。 ・左記の国の多くは、粗原料が生産されていないため、これらの国において粗原料コストを比較することは妥当ではない。
3	タイ以外の国	・中国と差が大き過ぎる。
4	トルコ、ベトナム、ポーランド、アルゼンチン、リトアニア、オマーン、韓国、スペイン、イタリア、イギリス、アラブ首長国連邦、ベルギー、オランダ、アメリカ、日本	・中国の GNI と大きく異なる。 ・アメリカは、PETG と呼ばれる高グレード品を生産している ECC 社が存在するため不適切。 ・韓国は、該当する貨物輸入品の一部に天然植物由来の PTA を使用した高価格帯の PET 樹脂を日本向けに大量に販売している実績が存在し、商品の性質上、中国品よりも高価格帯であるため。
5	タイ、ブラジル以外の国	・GNI を基準として、中国と比較的近い国はタイ及びブラジルであり、その他の国と 20%以上乖離しているため中国と同程度の経済発展段階とはいえない。
6	メキシコ、トルコ、ブラジル、インド、ポーランド、アルゼンチン、リトアニア、オマーン、スペイン、イタリア、イギリス、アラブ首長国連邦、ベルギー、オランダ	・日本への輸入が極端に少なく比較にならない。
7	ベトナム、韓国	・日本への輸入は相当量あるが、比較可能な最も近い経済発展段階における国とは言えない。
8	インドネシア	・東アジアにおいて一定規模の PET 生産者が存在し、GNI が比較可能な最も近い国ではない。 ・インドネシアは製造能力が小さい製造者が多く、中国の製造業者と生産能力、技術の点で同等とはいえない。

表 13 提案された代替国候補及び提案する理由

	代替国候補	提案する理由
1	インドネシア	・GNI より、比較可能な最も近い経済発展段階にあると認められる。
2	台湾、日本、ベトナム	・生産若しくは輸出の余力がある。
3	タイ、インドネシア	・中国の経済発展段階と近く、アジア圏という地理的条件も近い。 ・粗原料が製造されており、中国と粗原料調達コストが近い。 ・複数の PET 工場が存在しており、十分な情報の入手及び提供が可能。 ・インドラマグループは、タイ及びインドネシアにて複数の工場を有しており、情報提供が可能。
4	タイ	・国情が近い。 ・日本までの地理位置が近い。 ・国民の収入が近い。 ・GDP 規模、コスト構造、運賃など中国市場に近い。 ・市場経済構成が中国と似ている。 ・生産コストも中国と似ている。 ・中国と比べて、日本港までの海上運賃が大差ない。 ・GNI が他の候補国より中国に近い。 ・中国の PET 製造メーカーの製造能力と比較して、より近い製造能力を持つ企業が存在する。

	代替国候補	提案する理由
		・2011年の中国の GNI が 13,170 に対しインドネシアは 10,190 ドル、タイは 14,870 ドルとなっている。比較可能な最も近い国として相応しい。 ・日本への輸入が中国に次いで大きい。 ・インドラマベンチャーズグループのタイ工場が製造工場を有しており、中国の製造業者と製造能力も比較的近い。
5	タイ・インド・台湾	・対象貨物の主要用途となる飲料、食品の市場背景が近似している。 ・対象貨物の原料となる石油化学工業の基盤が十分に備わっている。 ・日本向け輸出実績が豊富にある。 ・中国で生産し日本向けに出荷されるグレード（ボトル用、アンチモン触媒）を製造、輸出している。

1-5-6-2 代替国に係る選定通知（2 回目）

(68) 代替国選定 1 回目通知に係る上記の意見を踏まえ、平成 28 年 10 月 28 日、「中華人民共和国高重合度ポリエチレンテレフタレートに係る不当廉売関税の課税に関する調査における「調査対象貨物に係る正常価格算定のための代替国の選定」について」（以下「代替国選定 2 回目通知」という。）を、確認票回答から判明した利害関係者を含む調査当局が知り得た全ての利害関係者（供給者 21 者¹¹⁵、輸入者 18 者¹¹⁶及び本邦生産者 8 者¹¹⁷）及び輸出国政府に対して通知し、各代替国の候補における 1 人当たりの GNI（2015 年）¹¹⁸が中国に近い順に基づき優先順位¹¹⁹を付けた「表 14 代替国候補の優先順位リスト」を示すとともに、「すべての代替国候補の生産者に対して、質問状を送付し、調査に必要な情報を収集する。」旨等を明示し、代替国の候補等について意見を求めた。

また、これら代替国候補について、日本国政府は、「複数の生産者から回答があり、提供された情報を使用できる場合には、優先順位が高い国に所在する生産者の情報を使用する」こととし、「同一国内の複数の生産者から回答があり、提供された情報を使用できる場合には、日本国政府が適当と判断した生産者の情報を使用する」こととする旨を明示した。

表 14 代替国候補の優先順位リスト

優先 順位	代替国の候補	生産者の名称
1	タイ王国	Thai Shinkong Industry Corporation Co.,Ltd. Indorama Polymers Public Company Limited / AsiaPet (Thailand) Limited

¹¹⁵ 江蘇三房巷集団、広東泰宝聚合物、浙江万凱新材料、恒力集団、江蘇興業プラスチック、華潤創業、珠海裕華聚酯、騰龍特殊樹脂（厦門）、浙江恒逸集団、XINHUI INDUSTRIAL LIMITED、常州安德利聚酯、海南逸盛石化、江蘇三房巷国際貿易、華潤包装材料、上海恒逸聚酯繊維、遠紡工業（上海）、江陰興泰新材料、江陰興宇新材料、亞東工業（蘇州）、遠東化聚工業及び中国石化儀微化繊

¹¹⁶ 岩谷産業、KISCO、三協化成産業、双日プラネット、ツカサペトコ、豊田通商、恒逸 JAPAN、丸紅ブラックス、三菱商事プラスチック、ミツワ、三井物産、長瀬産業、伊藤忠商事、吉野工業所、日本パリソン、サントリー食品インターナショナル、大塚製薬及びコカ・コーラボジネスソーシング

¹¹⁷ 三井化学、三菱化学、日本ユニペット、越前ポリマー、ベルポリエステルプロダクツ、協栄産業、ペトリフアインテクノロジー及び遠東石塚グリーンペット

¹¹⁸ 調査当局が収集及び分析した関係証拠「世界銀行 World Development Indicators」（データは 2015 年の 1 人当たり GNI）

¹¹⁹ 日本については、調査対象貨物の輸入国であることを考慮し、優先順位を最も低くした。

優先 順位	代替国の候補	生産者の名称
		Indorama Ventures Public Company limited
		THAI MITUSI
		THAI SHINKONG
		INDORAMA POLYMERS PUBLIC. Co., Ltd.
		INDORAMA POLYESTER INDUSTRY RAYONG
		INDORAMA VENTURES POLYMERS RAYONG
		Asia Pet (Thailand) Limited
		Bangkok Polyester
		Thai-Shin Industrial Co.
		THAI PET RESIN CO., LTD.
2	メキシコ合衆国	Indorama Ventures EcoMex S DE RL DE CV
		M&G Polimeros Mexico (M & G Polímeros México, S.A. de C.V.)
		DAK Resinas Americas Mexico S.A. de C.V.
3	トルコ共和国	Indorama Ventures Adana PET Sanayi A.Ş
4	インドネシア共和国	P.T Mitsubishi Chemical Indonesia.
		P.T. PETNESIA RESINDO
		PT INDORAMA SYNTHETICS
		PT INDORAMA POLYPET INDONESIA
		PT INDORAMA POLYPET KARYA
		MCCI
		PT Indorama Ventures Indonesia
5	ブラジル連邦共和国	M&G Fibras Brasil Ltda.
6	ベトナム社会主義共和国	Dozen Ray Enterprie Corp.
		Formosa Industries Corp.
7	インド	JBF INDUSTRIES LIMITED
		Relience Industries Limited
8	ポーランド共和国	Indorama Ventures Poland Sp.z o.o.
9	アルゼンチン共和国	Ecopek, S.A. PET Recycling Operations
10	リトアニア共和国	UAB Orion Global Pet
11	オマーン国	OCTAL Holding SAOC
12	台湾	Far Eastern New Century Corporation
		NAN YA PLASTICS CORPORATION
		SHINKONG SYNTHETIC FIBERS CORP (新光合成繊維股份有限公司)
13	大韓民国	LOTTE CHEMICAL CORPORATION.
		Daehan Synthetic
		Huvis
		SK Chemical
		TK Chemical
14	スペイン	Indorama Ventures Química S.L.U.

優先 順位	代替国の候補	生産者の名称
15	イタリア共和国	Ottana Polimeri S.R.L.
		M & G Finanziaria s.r.l.
16	グレートブリテン及び北ア イルランド連合王国	LOTTE CHEMICAL UK Ltd.
		Indorama Polymers Workington Ltd.
17	アラブ首長国連邦	JBF RAK LLC
18	ベルギー王国	JBF GLO BAL EUROPE BVBA
19	オランダ王国	Indorama Ventures Europe B.V.
20	アメリカ合衆国	Whitaker Oil (Corporate ffice)
		M&G PET Plant, Corpus Christi, Texas, United States of America
		DAK Americas LLC
		StarPet Inc.
		AlphaPet Inc.
21	日本国	三井化学
		三菱化学
		越前ポリマー
		ベルポリエステルプロダクツ
		協栄産業
		ペットリファインテクノロジー
		遠東石塚グリーンペット

(69) 代替国選定 2 回目通知に対して、利害関係者から提出された意見はなかった。

(70) 代替国選定 1 回目通知及び代替国選定 2 回目通知の送付状況並びにそれらに対する意見書の提出状況については、「表 15 利害関係者への代替国選定通知の送付及び回答状況」のとおりであった。

表 15 利害関係者への代替国選定通知の送付及び回答状況

利害関係者名	1 回目通知		2 回目通知	
	送付日	意見の提出日	送付日	意見の提出日
江蘇三房巷集団	9/30	—	10/28	—
広東泰宝聚合物	9/30	10/14	10/28	—
浙江万凱新材料	9/30	10/17 (期限外)	10/28	—
恒力集団	9/30	—	10/28	—
江蘇興業プラスチック	9/30		10/28	—
華潤創業	9/30		10/28	—
珠海裕華聚酯	9/30	—	10/28	—
騰龍特殊樹脂（厦門）	9/30	10/17 (期限外)	10/28	—

利害関係者名	1 回目通知		2 回目通知	
	送付日	意見の 提出日	送付日	意見の 提出日
浙江恒逸集団	9/30	—	10/28	—
XINHUI INDUSTRIAL LIMITED	9/30	—	10/28	—
常州安德利聚酯	9/30	—	10/28	—
海南逸盛石化	—	10/14	10/28	—
江蘇三房巷国際貿易	—	—	10/28	—
華潤包装材料	—	—	10/28	—
上海恒逸聚酯繊維	—	—	10/28	—
遠紡工業（上海）	9/30	—	10/28	—
江陰興泰新材料	—	—	10/28	—
江陰興宇新材料	—	—	10/28	—
亞東工業（蘇州）	—	—	10/28	—
遠東化聚工業	—	—	10/28	—
岩谷産業	9/30	—	10/28	—
KISCO	9/30	10/14	10/28	—
三協化成産業	9/30	—	10/28	—
双日プラネット	9/30	10/14	10/28	—
ツカサベトコ	9/30	—	10/28	—
豊田通商	9/30	10/14	10/28	—
恒逸 JAPAN	9/30	—	10/28	—
丸紅ブラックス	9/30	10/14	10/28	—
三菱商事プラスチック	9/30	—	10/28	—
ミツワ	9/30	—	10/28	—
三井物産	9/30	—	10/28	—
長瀬産業	9/30	—	10/28	—
伊藤忠商事	9/30	—	10/28	—
吉野工業所	—	—	10/28	—
日本パリソン	—	—	10/28	—
サントリー食品インターナショナル	—	—	10/28	—
大塚製菓	—	—	10/28	—
コカ・コーラビジネスソーシング	—	—	10/28	—
三井化学	9/30	10/14	10/28	—
三菱化学	9/30	—	10/28	—
日本ユニペット	9/30	—	10/28	—
越前ポリマー	9/30	—	10/28	—
ベルポリエステルプロダクツ	9/30	—	10/28	—
協栄産業	9/30	—	10/28	—
ペトリファインテクノロジー	9/30	—	10/28	—
遠東石塚グリーンペット	9/30	10/7	10/28	—

1-5-6-3 代替国候補の生産者への質問状等の送付等

(71) 平成 28 年 10 月 28 日、調査当局が知り得た全ての代替国候補の生産者（以下「代替国供給者」という。）59 者に対し、調査対象期間中に高重合度 PET を生産したか否か及び輸出したか否か等並びに本調査へ協力し質問状へ回答するか否か等を確認するための「確認票」及び「高重合度 PET に係る不当廉売関税の課税に関する調査における非市場経済国の代替国としての生産者及び輸出者に対する質問状」（以下「代替国質問状」という。）を送付し、協力を求めた。

(72) これに対して、確認票の提出期限である平成 28 年 11 月 11 日までにタイ王国、インドネシア共和国、台湾、イギリス、本邦に所在する代替国供給者 15 者¹²⁰から、及び当該提出期限後に本邦に所在する代替国供給者 1 者¹²¹から確認票回答が提出され、それら 16 者のうち、15 者¹²²から高重合度 PET の生産の実績がある旨、10 者¹²³から同貨物の輸出の実績がある旨、及び 6 者¹²⁴から本調査へ協力する旨の回答があった。

(73) 代替国質問状に関して、質問状回答の提出期限である平成 28 年 12 月 5 日までに 5 者¹²⁵から、及び当該提出期限後に 1 者¹²⁶から回答書が提出された。

なお、調査項目 B から D までに係る回答書の提出期限の延長について、代替国質問状回答書を提出した代替国供給者のうち、その延長要望の提出期限である平成 28 年 11 月 28 日までに 1 者¹²⁷から、及び当該期限後に 3 者¹²⁸から申出があり、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

この際、調査に協力する旨を表明した代替国供給者 3 者¹²⁹から、英語による書面で質問状回答期限の延長申請がなされたため、調査当局から、調査開始告示九（三）に記載のとおり本調査は日本語で実施することから、日本語による書面の提出を求めたところ、当該代替国

¹²⁰ Indorama Polyester Industries PCL、INDORAMA POLYMERS PUBLIC COMPANY LIMITED、INDORAMA VENTURES POLYMERS (RAYONG)、Thai Mitsui Specialty Chemicals、Thai PET Resin Co.,Ltd、PT Mitsubishi Chemical Indonesia、PT. INDORAMA VENTURES INDONESIA、遠東新世紀股份有限公司、Lotte Chemical UK Ltd、三井化学、三菱化学、越前ポリマー、協栄産業、ペトリファインテクノロジー及びベルポリエステルプロダクツ

¹²¹ 遠東石塚グリーンペット

¹²² Indorama Polyester Industries PCL、INDORAMA POLYMERS PUBLIC COMPANY LIMITED、INDORAMA VENTURES POLYMERS (RAYONG)、Thai PET Resin Co.,Ltd、PT Mitsubishi Chemical Indonesia、PT. INDORAMA VENTURES INDONESIA、遠東新世紀股份有限公司、Lotte Chemical UK Ltd、三井化学、三菱化学、越前ポリマー、協栄産業、ペトリファインテクノロジー及び遠東石塚グリーンペット

¹²³ Indorama Polyester Industries PCL、INDORAMA POLYMERS PUBLIC COMPANY LIMITED、INDORAMA VENTURES POLYMERS (RAYONG)、Thai PET Resin Co.,Ltd、PT Mitsubishi Chemical Indonesia、PT. INDORAMA VENTURES INDONESIA、遠東新世紀股份有限公司、Lotte Chemical UK Ltd、三井化学及び遠東石塚グリーンペット

¹²⁴ Indorama Polyester Industries PCL、INDORAMA POLYMERS PUBLIC COMPANY LIMITED、INDORAMA VENTURES POLYMERS (RAYONG)、Thai PET Resin Co.,Ltd、PT. INDORAMA VENTURES INDONESIA 及び協栄産業

¹²⁵ Indorama Polyester Industries PCL、INDORAMA POLYMERS PUBLIC COMPANY LIMITED、INDORAMA VENTURES POLYMERS (RAYONG)、Thai PET Resin Co.,Ltd 及び協栄産業

¹²⁶ PT. INDORAMA VENTURES INDONESIA

¹²⁷ Thai PET Resin Co.,Ltd

¹²⁸ Indorama Polyester Industries PCL、INDORAMA POLYMERS PUBLIC COMPANY LIMITED 及び INDORAMA VENTURES POLYMERS (RAYONG)

¹²⁹ Indorama Polyester Industries PCL、INDORAMA POLYMERS PUBLIC COMPANY LIMITED 及び INDORAMA VENTURES POLYMERS (RAYONG)

供給者 3 者から、平成 28 年 12 月 1 日付けで、回答期限の延長申請が日本語による書面にて提出されたので、調査に支障ない範囲でこれを認めた。

- (74) 代替国質問状に関して、代替国供給者 4 者から、英語による回答書が提出されたため、調査当局から、調査開始告示九（三）に記載のとおり本調査は日本語で実施することから、日本語による書面の提出を求める旨を通知した。

これに対して、当該代替国供給者 4 者¹³⁰から、日本語による回答書は提出されなかった。

- (75) 代替国質問状等に対する回答書の提出状況等の詳細については、「表 16 代替国質問状等の回答等の状況」のとおりであった。

表 16 代替国質問状等の回答等の状況

優先順位	国名	企業名	確認票回答提出日	確認票回答内容			質問状回答提出日（調査項目 A）	質問状回答延長要望（調査項目 B～D）	質問状回答提出日（調査項目 B～D）
				輸出実績	生産実績	現調受入			
1 位	タイ王国	Indorama Polyester Industries PCL	11/9	有	有	可	12/3 日文回答無し	12/1 (期限外)	12/20 (期限外) 日文回答無し
		INDORAMA POLYMERS PUBLIC COMPANY LIMITED	11/9	有	有	可	12/3 日文回答無し	12/1 (期限外)	12/19 (メール) 日文回答無し
		INDORAMA VENTURES POLYMERS (RAYONG)	11/10	有	有	可	12/2 日文回答無し	12/1 (期限外)	12/20 (期限外) 日文回答無し
		Thai Mitsui Specialty Chemicals	11/8	無	無	—	—	—	—
		Thai PET Resin Co.,Ltd	11/10	有	有	可	12/5	11/17	12/19
4 位	インドネシア	PT Mitsubishi Chemical Indonesia	11/11	有	有	不可	—	—	—
		PT. INDORAMA VENTURES INDONESIA	11/11	有	有	可	12/9 (期限外) 日文回答無し	—	12/9 日文回答無し
12 位	台湾	遠東新世紀股份有限公司	11/10	有	有	不可	—	—	—
16 位	イギリス	Lotte Chemical UK Ltd	11/11	有	有	不可	—	—	—
21 位	日本	三井化学	11/9	有	有	不可	—	—	—
		三菱化学	11/11	無	有	不可	—	—	—
		越前ポリマー	11/11	無	有	不可	—	—	—

¹³⁰ Indorama Polyester Industries PCL、INDORAMA POLYMERS PUBLIC COMPANY LIMITED、INDORAMA VENTURES POLYMERS (RAYONG)及び PT. INDORAMA VENTURES INDONESIA

優先順位	国名	企業名	確認票回答提出日	確認票回答内容			質問状回答提出日 (調査項目 A)	質問状回答延長 要望 (調査項目 B～D)	質問状回答提出日 (調査項目 B～D)
				輸出実績	生産実績	現調受入			
		協栄産業	11/10	無	有	不可	12/5	—	12/5
		ペットリファインテクノロジー	11/10	無	有	不可	—	—	—
		バルポリエステルプロダクツ	11/11	無	有	不可	—	—	—
		遠東石塚グリーンペット	11/14 (期限外)	有	有	不可	—	—	—

(注) 日本語による回答の提出がなかった場合について、上記表中では「日文回答無し」と記載。

1-5-7 証拠の提出及び証言、対質の申出、意見の表明等

1-5-7-1 証拠の提出及び証言¹³¹

(76) 証拠の提出に関して、その期限である平成 29 年 1 月 30 日までに、供給者 3 者、輸入者 4 者及び本邦生産者 4 者から、「表 17 証拠の提出」のとおり証拠の提出があった。

表 17 証拠の提出

	提出日	提出者
1	平成 29 年 1 月 5 日	豊田通商
2	平成 29 年 1 月 17 日	華潤包装材料
3	平成 29 年 1 月 19 日	三井化学
4	平成 29 年 1 月 24 日	広東泰宝聚合物
5	平成 29 年 1 月 25 日	浙江万凱新材料
6	平成 29 年 1 月 25 日	華潤包装材料
7	平成 29 年 1 月 25 日	三井化学
8	平成 29 年 1 月 27 日	浙江万凱新材料
9	平成 29 年 1 月 27 日	浙江万凱新材料
10	平成 29 年 1 月 27 日	KISCO
11	平成 29 年 1 月 30 日	三井化学
12	平成 29 年 1 月 30 日	三菱化学、日本ユニペット、越前ポリマー
13	平成 29 年 1 月 30 日	伊藤忠商事
14	平成 29 年 1 月 30 日	豊田通商
15	平成 29 年 1 月 30 日	サントリー食品インターナショナル

¹³¹ 政令第 10 条第 1 項及び第 10 条の 2 第 1 項

	提出日	提出者
16	平成 29 年 1 月 30 日	華潤包装材料

- (77) 証言に関して、その期限である平成 29 年 1 月 30 日までに、供給者 2 者¹³²から申出があり、「表 18 証言」のとおり証言の聴取が行われた。

表 18 証言

	証言者	証言の申出日	証言の聴取日	証言聴取記録 送付日	証言聴取記録 回答日
1	華潤包装材料	平成 29 年 1 月 16 日	平成 29 年 1 月 25 日	平成 29 年 2 月 9 日	平成 29 年 2 月 15 日
2	浙江万凱新材料	平成 29 年 1 月 16 日	平成 29 年 1 月 25 日	平成 29 年 2 月 9 日	平成 29 年 2 月 15 日

- (78) 表 17 の 2 に掲げる証拠の提出に関して、平成 29 年 1 月 10 日、証拠の提出¹³³及び意見の表明¹³⁴と併せた調査当局との面談の要望があったため、同年 1 月 17 日、調査当局は供給者と面談を行った。その際、調査当局から、面談で述べられた意見に対し調査において考慮されることを希望する場合には、意見の表明の期限である同年 3 月 30 日までに書面にて提出する必要があることを説明すると共に、書面に記載されていない事項については調査当局において一切考慮しない旨を申し述べた。

- (79) 表 18 の証言に関して、平成 29 年 1 月 16 日付けの供給者 2 者からの証言の申出に対して、同年 1 月 20 日、調査当局から証言の聴取の日時及び場所並びにその他証言の聴取のために必要な事項を当該供給者にそれぞれ通知し、同年 1 月 25 日、証言の聴取がそれぞれ行われた。当該各証言については、書面（以下「証言聴取記録」という。）に作成され、閲覧に付された。

- (80) 平成 29 年 1 月 24 日付けで供給者 1 者から、同者による調査対象貨物の価格設定を示して、同者が不当廉売した事実はない旨、また、本邦の産業への影響も皆無であるため、本件調査を取りやめることの決定がなされるべきである旨の証拠の提出¹³⁵及び意見の表明¹³⁶があった。

調査当局は、不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実については、「**2 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項**」において、また、当該輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実については、「**3 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項**」で述べるとおり、質問状回答書等に基づき確認しているため、調査を取りやめるべきである場合¹³⁷には該当しないと判断した。

¹³² 華潤包装材料及び浙江万凱新材料

¹³³ 証拠の提出（華潤包装材料 平成 29 年 1 月 17 日）

¹³⁴ 意見の表明（華潤包装材料 平成 29 年 1 月 17 日）（表 19 の 10 に掲げる意見の表明と同一）

¹³⁵ 証拠の提出（広東泰宝聚合物 平成 29 年 1 月 24 日）

¹³⁶ 意見の表明（広東泰宝聚合物 平成 29 年 1 月 24 日）

¹³⁷ 協定 5.8 及びガイドライン 6.(7)四

1-5-7-2 対質の申出¹³⁸

(81) 対質の申出に関して、その期限である平成 29 年 2 月 28 日までに、対質の申出をした利害関係者はいなかった。

1-5-7-3 意見の表明¹³⁹

(82) 意見の表明については、その期限である平成 29 年 3 月 30 日までに、供給者 9 者、輸入者 3 者、本邦生産者 4 者及び産業上の使用者 21 者から、「表 19 意見の表明」のとおり意見の表明があった。

表 19 意見の表明

	提出日	提出者
1	平成 28 年 11 月 7 日	海南逸盛石化
2	平成 28 年 11 月 9 日	亞東工業（蘇州）
3	平成 28 年 11 月 10 日	中国政府（商務部貿易救済調査局）
4	平成 28 年 11 月 21 日	江蘇興業プラスチック
5	平成 28 年 11 月 21 日	江陰興泰新材料
6	平成 28 年 11 月 21 日	江陰興宇新材料
7	平成 28 年 11 月 24 日	浙江万凱新材料
8	平成 28 年 12 月 28 日	伊藤忠商事
9	平成 29 年 1 月 5 日	豊田通商
10	平成 29 年 1 月 17 日	華潤包装材料
11	平成 29 年 1 月 24 日	広東泰宝聚合物
12	平成 29 年 1 月 30 日	三井化学、三菱化学、日本ユニペット及び越前ポリマー（以上 4 者連名）
13	平成 29 年 1 月 30 日	伊藤忠商事
14	平成 29 年 2 月 10 日	遠紡工業（上海）
15	平成 29 年 3 月 9 日	日本パリソン
16	平成 29 年 3 月 28 日	豊田通商
17	平成 29 年 3 月 30 日	RP 東ブラ、アテナ工業、株式会社生駒化学工業、エフピコ、オージェイケイ、三宝化成工業、進栄化成（大阪）、竹内産業、株式会社台和、中央商興株式会社、ニシヨリ、廣川、ポリマープラス株式会社、ミネロン化成工業株式会社、ヤマトエスロン、ライニングコンテナリースパック、伊藤忠商事及び豊田通商（以上 19 者連名）
18	平成 29 年 3 月 30 日	麒麟
19	平成 29 年 3 月 30 日	サントリー食品インターナショナル

¹³⁸ 政令第 12 条第 1 項

¹³⁹ 政令第 12 条の 2 第 1 項

	提出日	提出者
20	平成 29 年 3 月 30 日	キリン及びサントリー食品インターナショナル（以上 2 者連名）
21	平成 29 年 3 月 30 日	華潤包装材料
22	平成 29 年 3 月 30 日	東洋製罐
23	平成 29 年 3 月 30 日	三菱化学
24	平成 29 年 3 月 30 日	北海製罐
25	平成 29 年 3 月 30 日	海南逸盛石化
26	平成 29 年 3 月 30 日	伊藤忠商事
27	平成 29 年 3 月 30 日	三井化学、三菱化学、日本ユニペット及び越前ポリマー（以上 4 者連名）

(83) 表 19 の 17 に掲げる意見の表明に関して、平成 29 年 3 月 24 日、意見の提出に併せた調査当局との面談の要望があったため、同年 3 月 30 日、調査当局は意見を提出した 19 者のうち面談参加希望者である輸入者 2 者及び産業上の使用者 3 者¹⁴⁰と面談を行った。その際、調査当局から、面談で述べられた意見に対し調査において考慮されることを希望する場合には、意見の表明の期限である同年 3 月 30 日までに書面にて提出する必要があることを説明すると共に、書面に記載されていない事項については調査当局において一切考慮しない旨を申し述べた。

(84) 平成 29 年 3 月 30 日、供給者 1 者から、同者が不当廉売した事実はなく、同者の輸出した高重合度 PET が本邦国内市場に損害を与えていないため、本件調査を終了させるべきである旨の意見の表明¹⁴¹があった。

この意見については、調査当局は、不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実については、**「2 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項」**において、また、当該輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実については、**「3 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項」**で述べるとおり、質問状回答書等に基づき確認しているため、調査を取りやめるべきである場合¹⁴²には該当しないと判断した。

(85) 平成 29 年 3 月 30 日、申請者 4 者から連名にて、不当廉売された調査対象貨物の著しい輸入の増加により本邦産同種の貨物の価格に影響を及ぼしている旨、したがって本邦の産業に実質的な損害が生じ、本邦の産業を保護する必要があることから、申請者は日本国政府に対して仮の決定を行った上で、暫定的な関税を賦課するよう求める旨の意見の表明¹⁴³があった。

1-5-7-4 情報の提供¹⁴⁴

(86) 「情報の提供」については、その期限である平成 29 年 2 月 28 日までに、産業上の使用者

¹⁴⁰ RP 東プラ、竹内産業、リスパック、伊藤忠商事及び豊田通商

¹⁴¹ 意見の表明（海南逸盛石化 平成 29 年 3 月 30 日）（表 19 の 25）

¹⁴² 協定 5.8 及びガイドライン 6.(7)四

¹⁴³ 意見の表明（三井化学及び三菱化学グループ 平成 29 年 3 月 30 日）（表 19 の 27）

¹⁴⁴ 政令第 13 条第 1 項

1 者から、「表 20 情報の提供」のとおり情報の提供があった。

表 20 情報の提供

	提出日	提出者
1	平成 29 年 2 月 28 日	キリン

1-5-8 現地調査

1-5-8-1 供給者及び本邦生産者に対する現地調査の実施

(87) サンプル調査対象者 3 者¹⁴⁵(そのうち 1 者¹⁴⁶についてはその関連企業である輸入者 1 者¹⁴⁷を含む) 及び本邦生産者質問状回答書を提出した本邦生産者のうち 1 グループ (3 者)¹⁴⁸に対して、「表 21 現地調査の実施状況」のとおり、現地調査への同意の有無の確認とともに現地調査の日程を提示した「中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテレフタレートに係る不当廉売関税の課税に関する調査に係る現地調査の受入れの可否について (回答依頼)」を送付し、現地調査の受入れの可否等の確認を行った。

(88) これに対して、サンプル調査対象者 3 者及び本邦生産者 1 グループから、提示した日程での現地調査受入れの同意を得た。

(89) 現地調査の受入れに同意した現地調査対象者に対し、現地調査に係る説明及び注意事項並びに調査項目等を記載した「中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテレフタレートに係る不当廉売関税の課税に関する調査に係る現地調査の実施について」を送付¹⁴⁹し、「表 21 現地調査の実施状況」のとおり現地調査を実施した。

(90) 現地調査終了後、現地調査結果報告書を作成し、現地調査対象者へ送付の上、事実誤認等による修正の有無等について確認を求めた。

これに対して、サンプル調査対象者 3 者から報告書の内容に事実誤認があるとして修正の要望が提出された。

調査当局が提出された修正要望の内容を検討したところ、当該修正要望の内容のうち一部については適切なものとしてこれを認め、現地調査報告書を修正したが、他については当該修正要望の内容は事実誤認に係るものとは認められなかった。

1-5-8-2 代替国生産者に対する現地調査の実施

(91) 代替国質問状回答書の提出があった代替国の生産者のうち 1 者¹⁵⁰に対して、「表 21 現地

¹⁴⁵ 華潤包装材料、浙江万凱新材料及び海南逸盛石化

¹⁴⁶ 海南逸盛石化

¹⁴⁷ 恒逸 JAPAN

¹⁴⁸ 三菱化学、日本ユニペット及び越前ポリマー

¹⁴⁹ ガイドライン 9.(1) - ②

¹⁵⁰ Thai PET Resin Co. Ltd.

調査の実施状況」のとおり、現地調査への同意の有無の確認とともに、現地調査の日程を提示した「中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテレフタレートに係る不当廉売関税の課税に関する調査（非市場経済国の代替国としての生産者に係るもの）に係る現地調査の受入れの可否について（回答依頼）」を送付し、現地調査の受入れの可否等の確認を行った。

- (92) これに対して、当該生産者 1 者から、提示した日程での現地調査の受入れの同意を得た。
- (93) 現地調査の受入れに同意した対象者に対し、現地調査に係る説明及び注意事項並びに調査項目等を記載した「中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテレフタレートに係る不当廉売関税の課税に関する調査（非市場経済国の代替国としての生産者に係るもの）に係る現地調査の実施について」を送付¹⁵¹し、「**表 21 現地調査の実施状況**」のとおり現地調査を実施した。
- (94) 現地調査終了後、現地調査結果報告書を作成し、現地調査対象者へ送付¹⁵²の上、事実誤認等による修正の有無等について確認を求めた。
これに対して、当該対象者から報告書の修正の要望は提出されなかった。

表 21 現地調査の実施状況

対象者	同意を求める通知日 現地調査項目等の通知日	実施日
華潤包装材料	平成 29 年 3 月 13 日 平成 29 年 3 月 28 日	平成 29 年 4 月 11 日～14 日
浙江万凱新材料	平成 29 年 3 月 24 日 平成 29 年 4 月 5 日	平成 29 年 4 月 19～21 日
海南逸盛石化 (恒逸 JAPAN)	平成 29 年 3 月 24 日 平成 29 年 4 月 3 日	平成 29 年 4 月 24～26 日 平成 29 年 4 月 17 日
三菱化学 日本ユニペット 越前ポリマー	平成 29 年 2 月 21 日 平成 29 年 2 月 28 日	平成 29 年 3 月 14～17 日
Thai PET Resin Co., Ltd.	平成 29 年 2 月 23 日 平成 29 年 3 月 6 日	平成 29 年 3 月 20～22 日

1－6 秘密の情報

- (95) 利害関係者等が自発的に提出した書面（申請書、証拠及び意見の表明に係る書面等）、調査当局の求めに応じて提出された書面（質問状回答書等）及び調査当局が作成した書面（現地調査結果報告書等）に係る秘密として取り扱う情報（以下「秘密情報」という。）について、調査当局は、その範囲及び理由を記載した書面（以下「秘密の理由書」という。）の提出を求め、これを受領¹⁵³した。

この際、他の利害関係者の閲覧に供するために、これらの書面に係る開示版の書面の提出を求め、これを受領した。

¹⁵¹ ガイドライン 9.を準用

¹⁵² ガイドライン 9.を準用

¹⁵³ 協定 6.5、政令第 7 条第 6 項及び第 7 項、政令第 10 条第 1 項及び第 2 項

1-7 証拠等の閲覧

- (96) 利害関係者等が自発的に提出した書面、調査当局の求めに応じて提出された書面及び調査当局が作成した書面(ただし、これらの書面における秘密情報については開示版要約に限る。)について、利害関係者に対し閲覧に供した¹⁵⁴。

1-8 開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘

- (97) 閲覧に供した供給者質問状、市場経済質問状、輸入者質問状及び本邦生産者質問状の回答書に係る秘密情報の範囲及び秘密情報の要約の適切性について、利害関係者に対し意見を求めた。

これに対して、利害関係者から意見の提出は無かった。

- (98) 平成 28 年 12 月 12 日、閲覧に供した質問状回答書における秘密情報の要約の適切性及び秘密情報とした理由に係る調査当局からの指摘事項について、質問状回答書を提出した供給者 11 者¹⁵⁵、輸入者 14 者¹⁵⁶及び本邦生産者 6 者¹⁵⁷に通知し、期限を付して、開示版要約を修正した回答書(以下「開示版修正回答書」という。)及び秘密情報とした理由を見直し修正した秘密の理由書を提出する意図がある場合には、これらの資料を提出するよう求めた。

- (99) これに対して、サンプル調査対象者 2 者¹⁵⁸(そのうち 1 者は関連企業との連名¹⁵⁹)、その他の供給者 1 者¹⁶⁰、輸入者 12 者¹⁶¹及び本邦生産者 5 者¹⁶²から、開示版修正回答書及び秘密情報とした理由を見直しした秘密の理由書が当該提出期限である平成 28 年 12 月 26 日までに提出され、これを閲覧に供した。

また、新たにサンプル調査対象者となった供給者 1 者¹⁶³及び輸入者 1 者¹⁶⁴から、当該提出期限徒過後自発的な証拠の提出の期限までの間に、開示版修正回答書等が提出され、これを閲覧に供した。

- (100) 質問状回答書における開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘及び修正版回答書の提出状況に対する確認状況については、「表 22 供給者・市場経済質問状の回答書への開示範囲

¹⁵⁴ 政令第 11 条

¹⁵⁵ 広東泰宝聚合物、浙江万凱新材料、江蘇興業プラスチック、江陰興泰新材料、江陰興宇新材料、華潤包装材料、騰龍特殊樹脂(厦門)、海南逸盛石化、遠紡工業(上海)、遠東化聚工業及び亞東工業(蘇州)

¹⁵⁶ 岩谷産業、KISCO、三協化成産業、ツカサペトコ、豊田通商、恒逸 JAPAN、丸紅ブラックス、三菱商事プラスチック、ミツワ、三井物産、伊藤忠商事、吉野工業所、日本パリソン及び大塚製薬

¹⁵⁷ 三井化学、三菱化学、日本ユニペット、越前ポリマー、協栄産業及び遠東石塚グリーンペット

¹⁵⁸ 華潤包装材料及び遠紡工業(上海)

¹⁵⁹ 遠紡工業(上海)及び遠東化聚工業

¹⁶⁰ 海南逸盛石化

¹⁶¹ 岩谷産業、KISCO、三協化成産業、豊田通商、恒逸 JAPAN、丸紅ブラックス、三菱商事プラスチック、ミツワ、三井物産、伊藤忠商事、日本パリソン及び大塚製薬

¹⁶² 三井化学、三菱化学、日本ユニペット、越前ポリマー及び協栄産業

¹⁶³ 浙江万凱新材料

¹⁶⁴ ツカサペトコ

指摘の通知及び修正版等の提出状況」、「表 23 輸入者質問状の回答書への開示範囲指摘の通知及び修正版等の提出状況」、及び「表 24 本邦生産者質問状の回答書への開示範囲指摘の通知及び修正版等の提出状況」のとおりであった。

表 22 供給者・市場経済質問状の回答書への開示範囲指摘の通知及び修正版等の提出状況

「供給者質問状」及び「市場経済質問状」の回答書を提出した供給者 11 者	開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘送付日	開示版修正回答書秘密の理由書等の提出日
広東泰宝聚合物	12/12	—
浙江万凱新材料	12/12	1/27 (期限外) 証拠の提出
江蘇興業プラスチック	12/12	—
江陰興泰新材料	12/12	—
江陰興宇新材料	12/12	—
華潤包装材料	12/12	12/26
騰龍特殊樹脂（厦門）	12/12	—
海南逸盛石化	12/12	12/22
遠紡工業（上海）	12/12	12/26
遠東化聚工業	12/12	12/26
亞東工業（蘇州）	12/15	—

（注）騰龍特殊樹脂（厦門）及び遠東化聚工業からは、「供給者質問状」の回答書のみで、「市場経済質問状」の回答書は提出されなかったため、「供給者質問状」回答書に対してのみ秘密情報の範囲及び秘密情報の要約の適切性に係る指摘事項を通知した。

表 23 輸入者質問状の回答書への開示範囲指摘の通知及び修正版等の提出状況

「輸入者質問状」の回答を提出した輸入者 14 者	開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘送付日	開示版修正回答書秘密の理由書等の提出日
岩谷産業	12/12	12/26
KISCO	12/12	12/22
三協化成産業	12/12	12/22
ツカサペトコ	12/12	1/16 (期限外) 証拠の提出
豊田通商	12/12	12/26
恒逸 JAPAN	12/12	12/26
丸紅ブラックス	12/12	12/26
三菱商事プラスチック	12/12	12/26
ミツワ	12/12	12/22
三井物産	12/12	12/26
伊藤忠商事	12/12	12/26
吉野工業所	12/12	—
日本パリソン	12/12	12/22
大塚製薬	12/12	12/14

表 24 本邦生産者質問状の回答書への開示範囲指摘の通知及び修正版等の提出状況

「本邦生産者質問状」の回答を提出した本邦生産者 6 者	開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘送付日	開示版修正回答書秘密の理由書等の提出日
三井化学	12/12	12/26
三菱化学	12/12	12/26
日本ユニペット	12/12	12/26
越前ポリマー	12/12	12/26
協栄産業	12/12	12/21
遠東石塚グリーンペット	12/12	—

(101) 平成 28 年 11 月 7 日及び 21 日付けで供給者 1 者が提出した供給者質問状及び市場経済質問状への回答書^{165,166}の開示版に対して、同年 12 月 12 日、調査当局から質問状回答書における秘密情報の要約の適切性及び秘密情報とした理由に係る指摘を行ったところ、平成 29 年 1 月 27 日、自発的な証拠¹⁶⁷として追加提出され、これを閲覧に付した。

(102) 平成 29 年 1 月 5 日付けで輸入者 1 者から提出された証拠¹⁶⁸に関して、平成 29 年 1 月 17 日、調査当局から秘密情報の範囲の適切性について指摘を行ったところ、同年 1 月 19 日、同者から当該証拠の修正した開示版が提出され、これを閲覧に付した。

(103) 平成 29 年 1 月 25 日、供給者 2 者から、申請書において、申請 4 者の合算された数値を秘密情報として扱うこと及びこれら 4 者の合算された数値に基づき算出された数値についても秘密情報として取り扱うことが正当ではないこと並びに秘密情報の公開要約が不十分であることから、ダンピングの事実や損害の事実について証明力のある証拠による十分な立証がされているとは言えない旨の証言¹⁶⁹があった。なお、同年 1 月 30 日、当該供給者 2 者のうち 1 者から、証言の際に提出した証拠に対して修正版¹⁷⁰が提出されたが、証言内容についての修正はなかった。

申請書における申請 4 者の合算された数値を秘密情報として取扱うことについては、申請 4 者が実際には、1 者 1 グループの 2 者であることを考慮し、申請書開示版について、調査当局から追加的な開示は求めなかった。また、上記供給者 2 者が、公開要約が不十分である旨指摘する申請書別紙（非共有）1、2、3 及び 4 は、申請に対する支持の状況及び本邦の産業に与える実質的な損害等の事実についての証拠であるところ、上記(11)のとおり、調査当局は、調査の開始にあたり、関係法令に基づき調査の開始を正当とする十分な証拠があることを確認した。

(104) 平成 29 年 1 月 26 日付けでサンプル調査対象者 1 者及びその関連会社 1 者から連名で提出された追加質問状回答書の開示版、平成 29 年 2 月 17 日付けでサンプル調査対象者 1 者か

¹⁶⁵ 供給者質問状回答書（浙江万凱新材料 平成 28 年 11 月 7 日及び 21 日）

¹⁶⁶ 市場経済質問状回答書（浙江万凱新材料 平成 28 年 11 月 7 日及び 21 日）

¹⁶⁷ 証拠の提出（浙江万凱新材料 平成 29 年 1 月 27 日）

¹⁶⁸ 証拠の提出（豊田通商 平成 29 年 1 月 5 日）

¹⁶⁹ 証言（華潤包装材料 平成 29 年 1 月 25 日）及び証言（浙江万凱新材料 平成 29 年 1 月 25 日）

¹⁷⁰ 証拠の提出（華潤包装材料 平成 29 年 1 月 30 日）

ら提出された追加質問状回答書の開示版並びに平成 29 年 3 月 10 日付けで輸入者 1 者から提出された追加質問状回答書の開示版において、これまで開示情報として既に関連されていた複数の情報を秘密情報として取り扱うことが求められていた^{171,172,173}。

これに対し、調査当局から、当該情報は既に開示情報として閲覧に付されている旨指摘を行ったところ、当該供給者及び輸入者から、当該情報については引き続き開示情報として取り扱うことに変更が無い旨の回答が提出され、これを閲覧に付した。

(105) 平成 29 年 1 月 27 日付けで本邦生産者 1 者から提出された追加質問状回答書¹⁷⁴に関して、同年 2 月 16 日、調査当局から秘密の理由書の内容の不備及び開示版添付資料の不備について指摘を行ったところ、同年 2 月 22 日、同者から修正した秘密の理由書及び開示版の添付資料が提出され、これを閲覧に付した。

(106) 平成 29 年 3 月 2 日、同年 2 月 28 日付けで産業上の使用者 1 者から提出された情報の提供¹⁷⁵に関して、調査当局から秘密情報の範囲の適切性について指摘を行ったところ、同年 3 月 9 日、同者から修正した情報の提出及び秘密の理由書が提出され、これを閲覧に付した。

(107) 上記(90)の現地調査結果報告書に関して、平成 29 年 7 月 18 日付けでサンプル調査対象者 3 者から提出された当該報告書に係る「秘密扱いを求める書面」及び同報告書の事実誤認等による修正の申出に係る「秘密扱いを求める書面」に対して、調査当局から秘密情報の範囲及び要約の適切性について指摘を行ったところ、同年 7 月 28 日、当該サンプル調査対象者 3 者から、「秘密扱いを求める書面」の修正版が提出された。

1-9 新たに判明した直接の利害関係人

(108) 平成 28 年 10 月 13 日付けで、本調査の利害関係者である供給者の委任を受けた中国国際商会と称する中国の団体からの再委任を受けたとして中国の法律事務所から、当該団体が証拠の提出又は意見の表明をすることのできる直接の利害関係人¹⁷⁶として認められるための手続きについて電子メールでの照会を受けた。これに対して、調査当局にて当該認定に必要な書類について説明したところ、同年 11 月 11 日、英語版及び中国語版の一部の書類のみが電子メールで提出されたため、調査当局より、日本語に翻訳された書面の提出を求めると共に、不足する書類について再度説明した。

(109) 平成 28 年 12 月 28 日、日本の法律事務所から、中国国際商会から中国の法律事務所を介して本件代理人になることを依頼され、これを受任したので、中国国際商会が利害関係人になるための要件等について調査当局と相談したいので面談を希望する旨の連絡があり、平成 29 年 1 月 10 日、調査当局は、当該代理人弁護士と面談の機会を設けて、直接の利害関係人として認められることを求める手続き及びそれに係る必要な提出書類について説明を行った。

¹⁷¹ 供給者追加質問状回答書（遠紡工業（上海）及び遠東化聚工業 平成 29 年 1 月 26 日）

¹⁷² 供給者追加質問状回答書（海南逸盛石化 平成 29 年 2 月 17 日）

¹⁷³ 追加質問状の回答に対する確認事項等について（伊藤忠商事 平成 29 年 3 月 10 日）

¹⁷⁴ 本邦生産者追加質問状回答書（バルポリエステルプロダクツ 平成 29 年 1 月 27 日）

¹⁷⁵ 情報の提供（キリン 平成 29 年 2 月 28 日）

¹⁷⁶ 政令第 8 条第 1 項

- (110) 平成 29 年 3 月 24 日、中国国際商会の代理人から、同団体が直接の利害関係人に該当することを求める旨を説明する上申書の案、並びに直接の利害関係人に該当することを証する書類として同団体の定款、社会団法人登記証書、及び当該団体の会員企業名簿の抜粋が提出されたが、提出書面の一部のみ日本語訳が付されており一部が中国語版であり、更に証明するための書類が不足していることを、調査当局より指摘した。当該上申書が未だ案の段階にあり、正式に書面にて提出されなかったため、当該団体を本件調査に係る直接の利害関係人であると、調査当局にて判断するに至らなかった。

１－１０ 知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）の適用

- (111) 調査当局が知り得た供給者 21 者、輸入者 18 者、及び本邦生産者 11 者に対して、当初質問状及び追加質問状等を送付し、回答を求めるに当たって、指定された期限までに回答しない場合、日本国政府は、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、並びにガイドライン 10.に基づき、知ることができた事実に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨を明示した。

2 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項

2-1 総論

2-1-1 調査対象貨物

- (112) 調査対象貨物は、中国で生産され本邦に輸出された高重合度 PET であり、当該貨物の詳細は、上記「1-1 調査の対象とした貨物の品名、銘柄、型式及び特徴、並びに供給者及び供給国」に記述したとおりである。¹⁷⁷

2-1-2 調査対象貨物と比較する同種の貨物

- (113) 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実の有無を調査するための調査対象貨物と比較する同種の貨物は、調査対象貨物と全ての点で同じである高重合度 PET、又はそのような高重合度 PET がない場合には、全ての点で同じではないが極めて類似した性質を有する高重合度 PET とした。

2-1-3 不当廉売差額の基本的考え方

- (114) 不当廉売差額は、調査対象期間に輸出するために販売された調査対象貨物の価格の加重平均（以下「輸出価格」という。）と、輸出国における消費に向けられる同種の貨物の通常の商取引における価格その他これに準ずる価格の加重平均（以下「正常価格」という。）との差額とする¹⁷⁸こととした。
- (115) 不当廉売差額の算出に当たっては、供給者から提出された証拠に基づき、個々の生産者について算出する¹⁷⁹こととした。証拠の提出がなかった生産者については、知ることができた事実に基づいて¹⁸⁰、不当廉売差額を算出することとした。なお、同一供給国の複数の供給者が関係している場合において、これら全ての供給者を特定することが実行可能でないときは、当該国を指定する¹⁸¹こととした。
- (116) 輸出価格と正常価格との比較は、商取引の同一の段階で行うこととし、原則として、供給者の工場渡しの段階での価格比較ができるようそれぞれ必要な調整を行った上で加重平均する¹⁸²こととした。調整は、実際の取引価額を基礎とすることとし、原則として、価格比較のための通貨単位に換算し、輸出取引及び国内販売取引におけるそれぞれの顧客への販売価額から、供給者が支払った、割戻し、割引、その他販売価格の修正、内国間接税、倉庫保管費、倉庫移動費、テスト・検査費、梱包費用、国内運賃、国内保険料、国内における荷役・通関諸費用、その他の国内輸送費用、供給国の輸出税、供給国から本邦の港までの国際運賃、国

¹⁷⁷ 調査対象期間においては、輸入統計品目番号第 3907.60-000 号に属していた。

¹⁷⁸ 協定第 2 条、法第 8 条第 1 項及び政令第 2 条

¹⁷⁹ 協定 2.2.1.1 及び協定 6.10

¹⁸⁰ 協定 6.8、協定附属書 II 及びガイドライン 10.

¹⁸¹ 協定 9.2

¹⁸² 協定 2.4、協定 2.4.2 及び政令第 2 条第 4 項

際保険料、日本国内における荷役・通関諸費用、本邦の輸入関税、日本国内運賃、その他の輸送費用、技術サービス費、製造物責任に係る費用、ワランティ、ロイヤルティ、販売手数料、第三者に対する支払い、広告宣伝費及び販売促進費、その他の直接販売費、その他の間接販売費・一般管理費、在庫金利費用、与信費用、その他費用を控除すべきかどうか検討し、輸入関税の払戻しについては加算することとした。

(117) 価格比較のための通貨単位は、供給国における通貨単位とし、通貨の換算が必要な場合には、原則として、供給者から提出された証拠に示された販売日における為替レートで換算する¹⁸³こととした。

(118) 算出した不当廉売差額を輸出価格で除した数値が 2%未満である場合には、当該不当廉売差額は僅少である¹⁸⁴とした。

2-1-4 不当廉売差額の算出に係る調査対象者の選定

(119) 上記「**1-5-1-1 供給者への質問状等の送付等**」に記載のとおり、供給者 21 者に対し、確認票及び供給者質問状を送付した。

これに対して、確認票については、回答提出期限までに 10 者から、及び当該提出期限後に 1 者から回答の提出があり、それら回答のあった 11 者に関して、10 者から調査対象期間中に調査対象貨物の生産の実績がある旨及び 11 者全てから本邦への輸出実績がある旨、並びに本調査へ協力する旨の回答があった。

(120) 調査当局は、調査開始と同時に、在日本中国大使館に対し、調査対象貨物の供給者として調査当局が知り得た中国の生産者及び輸出者 12 者以外の者で本邦に輸出される調査対象貨物の生産及び輸出を行っている者がある場合、証拠の提出の機会を設けるため質問状を追送する用意があるので、そのような生産者及び輸出者に係る情報の提供を依頼するとともに、供給者に対し、上記「**1-5-1-1 供給者への質問状等の送付等**」に記載のとおり調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票において、また、調査対象貨物の輸入者として調査当局が知り得た 13 者に対し、上記「**1-5-1-3 輸入者への質問状等の送付等**」に記載のとおり調査対象貨物の輸入者に対する確認票において、それぞれ、海外生産者及び輸出者の情報の提供を求めるとともに、財務省及び経済産業省のホームページにおいて本件調査に係る確認票及び質問状が入手可能であることを当該者に伝達することを依頼した。

その際、財務省及び経済産業省のホームページに掲載された「調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する調査への協力お願い」の【注意事項】(3)において、指定した回答期限までに供給者質問状に回答しない場合、協定 6.8、協定附属書Ⅱ及びガイドライン 10.に基づき、知ることができた事実に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨を明示した。しかし、中国政府からは、調査当局に対して、(16)(ア)、(イ)及び(ウ)の 21 者以外の供給者に関する情報は提供されなかった。

(121) また、調査当局では、調査当局が知り得た供給者以外の者が、「調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する調査への協力お願い」、「調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票」

¹⁸³ 協定 2.4.1

¹⁸⁴ 協定 5.8

及び「調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状」をダウンロードすることができるように財務省及び経済産業省のホームページに当初質問状等を掲載した。

この際、「調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する調査への協力をお願い」の注意事項(8)において、指定した回答期限までに供給者質問状に回答しない場合、協定 6.8、協定附属書Ⅱ及びガイドライン 10.に基づき、知ることができた事実に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨、また、注意事項(9)において、「政府は、調査対象貨物の生産者及び輸出者の数が、個別に検討することが実行可能ではないほど多い場合には、その検討の対象を合理的な数の生産者及び輸出者に制限する」場合がある旨を明示した。

しかしながら、調査当局に対し、(16)(ア)、(イ)及び(ウ)の 21 者以外の供給者が名乗り出ることとはなかった。

- (122) 確認票の回答を調査当局で確認したところ、調査対象貨物のダンピングに係る個別の検討において、調査対象貨物の供給者の数が個別に検討することが実行可能でないほど多いことから、上記「**1-5-2 標本抽出（サンプリング）**」に記載のとおり、調査当局が知り得た調査対象貨物の供給者 21 者全てに対し、サンプリング通知を送付した。

サンプリング通知に対して、指定した期限までに 10 者から回答書が提出され、また、供給者質問状の質問事項に全て回答した回答書が期限までに 6 者¹⁸⁵から提出された。

- (123) これを受け、調査当局は、サンプル調査対象者として先ず 2 者を選定し、そのうち 1 者は、日本国政府による証拠の提出の求めに対し、部分的な回答のみが行われ、必要な証拠の提出がされなかったと認められることからサンプル調査対象者から除外し、新たなサンプル調査対象者として 2 者を追加選定し、これら 3 者から提出された証拠等により事実認定を行うこととした。

2-1-5 正常価格の算出の基本的考え方

- (124) 正常価格は、調査対象貨物の原産国における消費に向けられる同種の貨物の通常の商取引における価格（以下「国内販売価格」という。）¹⁸⁶とし、通常の商取引における国内販売価格がない場合又は国内市場が特殊な状況にあるため若しくは国内販売量が少ないため国内販売価格を用いることが適当でないと認められる場合¹⁸⁷には、調査対象貨物の原産国から本邦以外の国（以下「第三国」という。）に輸出される同種の貨物の輸出のための販売価格（以下「第三国向け輸出価格」という。）¹⁸⁸、又は調査対象貨物の生産費に調査対象貨物の原産国で生産された同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格（以下「構成価格」という。）¹⁸⁹とする¹⁹⁰こととした。

- (125) 単位当たりの生産費（固定費及び変動費）に管理費、販売経費及び一般的な経費を加えたものを下回る価格（以下「コスト割れ価格」という。）による同種の貨物の原産国の国内市場における販売又は第三国への販売については、その販売が長い期間にわたり相当な量（単位

¹⁸⁵ 広東泰宝聚合物、浙江万凱新材料、華潤包装材料、騰龍特殊樹脂（厦門）、海南逸盛石化、遠紡工業（上海）

¹⁸⁶ 政令第 2 条第 1 項第 1 号

¹⁸⁷ 政令第 2 条第 2 項

¹⁸⁸ 政令第 2 条第 1 項第 2 号

¹⁸⁹ 政令第 2 条第 1 項第 3 号

¹⁹⁰ 協定 2.2、法第 8 条第 1 項及び政令第 2 条第 2 項

当たりの費用を下回る価格による販売の量が正常価格を決定するために検討の対象となる取引の20%以上である場合)で、かつ、合理的な期間内に全ての費用を回収することができない価格で行われている場合には、価格を理由として当該販売を通常の商取引には当たらないものとみなし、正常価格の決定において含めないこととした。ただし、販売の際の単位当たりの費用を下回る価格であっても、当該価格が調査対象期間における単位当たりの費用の加重平均を上回る場合には、当該価格は、合理的な期間内に費用を回収することができるものであるとみなす¹⁹¹こととした。

2-1-6 中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格の基本的考え方

(126) 上記「2-1-5 正常価格の算出の基本的考え方」にかかわらず、中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格について、当該調査対象貨物と同種の貨物を生産している中国の産業において、当該同種の貨物の生産及び販売について、市場経済の条件が浸透している事実を確認できない場合には、政令第2条第3項に基づき、代替国販売価格として以下のいずれか¹⁹²を使用することとした。

- (ア) 代替国における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格
- (イ) 当該代替国から輸出される当該同種の貨物の輸出のための販売価格
- (ウ) 当該代替国における当該同種の貨物の生産費に当該同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格

2-1-7 輸出価格の算出の基本的考え方

(127) 輸出価格は、本邦へ輸入される貨物に係る供給国における輸出のための販売価格とし、輸出者から提出された証拠により本邦への輸入の事実について検討する¹⁹³こととした。

(128) 輸出のための販売価格がない場合又は輸出者が輸入者と連合¹⁹⁴しているため、当該輸出のための販売価格を用いることが適当でないと認められる場合には、輸出のための販売価格は、輸出者及び輸入者と連合していない者に対して、本邦内において最初に販売される販売価格に基づき算出される価格とする¹⁹⁵こととした。

2-1-8 端数処理の基本的考え方

(129) 通貨の換算、不当廉売差額率及び加重平均に際しては、証拠の数値をそのまま計算に用い、算出した数値について小数点第3位を四捨五入することとした。

2-2 市場経済条件の浸透事実

¹⁹¹ 協定2.2.1

¹⁹² 政令第2条第1項第4号

¹⁹³ 協定2.1及び法第8条第1項

¹⁹⁴ ガイドライン7.(2)

¹⁹⁵ 協定2.3、協定2.4及び政令第3条

2-2-1 特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の基本的考え方

(130) 上記(126)の市場経済の条件が浸透している事実には、以下の事実が含まれるもの^{196,197,198}とした。

- (ア) 価格、費用、生産、販売及び投資に関する生産者の決定が市場原理に基づき行われており、これらの決定に対する政府の重大な介入がない事実
- (イ) 主要な投入財（原材料等）の費用が市場価格を反映している事実
- (ウ) 労使間の自由な交渉により労働者の賃金が決定されている事実
- (エ) 生産手段の政府による所有又は管理が行われていない事実
- (オ) 会計処理が、国際会計基準又はそれに準じた形で適切に行われており、財務状況が非市場経済的な要因により歪められていない事実

2-2-2 市場経済条件の浸透している事実に関する検討

(131) 上記「**2-2-1 特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の基本的考え方**」に記載のとおり、市場経済条件の浸透している事実について以下のとおり検討することとした。

2-2-2-1 中国政府による産業界に対する関与

(132) 市場経済質問状調査項目 A-1 は、中国の生産者に対し、調査対象貨物及び同種の貨物の製造、販売、輸出、輸入並びに原材料の購入等の事業の開始にあたり適用されたあるいは適用される可能性のある中国政府、地方政府又は公的機関の法律、規制及び計画について説明することを求めている。今回、市場経済質問状に回答した者のうち、広東泰宝聚合物以外の全ての者が、本調査項目に対し、調査対象貨物及び同種の貨物に関する中央政府、地方政府又は公的機関の法律又は規制は存在しない旨回答した¹⁹⁹。

(133) また、騰龍特殊樹脂（厦門）は市場経済質問状に回答をしなかった。

(134) 広東泰宝聚合物は、中国において、高重合度 PET の輸入や【回答内容】旨回答した²⁰⁰。
具体的には、輸入については、【回答内容】一方、【回答内容】

(135) また、広東泰宝聚合物は、同市場経済当初質問状回答²⁰¹において、【高重合度 PET にかかる中国政府の政策】と回答した。

(136) 中国では、建国後の 1953 年以来、基本的に 5 年ごとに、5 カ年計画が採択されている。5 カ年計画は、開始前年の秋に、中国共産党中央委員会総会が「政府への提案」の形で基本方

¹⁹⁶ 中国 WTO 加盟議定書第 15 条(a)柱書き及び同(i)

¹⁹⁷ 政令第 2 条第 3 項

¹⁹⁸ ガイドライン 7.(6)

¹⁹⁹ 市場経済当初質問状回答書（調査項目 A-1）

²⁰⁰ 市場経済当初質問状回答書（広東泰宝聚合物）（添付資料 A-1）

²⁰¹ 市場経済当初質問状回答書（広東泰宝聚合物）（添付資料 A-1）

針を採択し、翌年 3 月に開催する全国人民代表大会で政府案が採択される。2011 年から 2015 年までについては「中華人民共和国国民経済と社会発展第 12 次 5 カ年計画²⁰²（以下「第 12 次 5 カ年計画」という。）」が、2016 年から 2020 年までについては「中華人民共和国国民経済と社会発展第 13 次 5 カ年計画²⁰³（以下「第 13 次 5 カ年計画」という。）」が、それぞれ採択された。

(137) 第 12 次 5 カ年計画の位置づけについては、同計画の冒頭で、「主に国の戦略的意図を説明し、政府の活動の重点を明確にし、市場主体の行為を誘導するもので、今後 5 年間のわが国の経済社会発展の壮大な青写真であり、全国各民族人民の共同行動綱領であり、政府が経済調節、市場監視管理、社会管理及び公共サービスの職責を果たすうえでの重要な根拠となるものである。」と述べられている。

(138) 高重合度 PET 産業に関係しうるものとして、第 12 次 5 カ年計画には次の内容の記載があった。

- (ア) 石油化学業界は原料多様化の新たな方途を積極的に模索し、ハイエンド石化製品を重点的に開発し、化学肥料原料の調整を加速し、石油製品の品質のグレードアップを推進すべきだ²⁰⁴。
- (イ) 奨励すべきサービス業の電気、水道、ガス、熱料金を工業と同一にする。サービス業の用地供給を拡大し、工業企業が撤退した土地はサービス業に優先的に使わせる。付加価値税の改革に合わせて、生産サービス業の租税制度をより完全にする²⁰⁵。
- (ウ) 現行の産業指導目録を改訂・整備し、それぞれの主体機能区の奨励、制限及び禁止産業を明確にする²⁰⁶。
- (エ) 国有資本収益の上納範囲を拡大し、上納比率を高め、財政(public finance)に統一的に納入させる。株式制企業特に上場会社の配当制度をより完全にする²⁰⁷。
- (オ) 水価格の改革を引き続き推進し、水資源料金、水利施設の給水価格及び都市の給水価格政策をより完全にする。電力価格の改革を積極的に進め、大口需要家の電力直接取引及び競争価格での送電網接続実験を進めて、送・配電価格の形成メカニズムを整備し、電気料金の分類構造を改革する。²⁰⁸

(139) 第 13 次 5 カ年計画の位置づけについては、同計画の冒頭で、「国家の戦略的意図を明確に述べ、社会経済発展の雄大な目標、主要な任務と重要な措置を明確化したもので、市場主体の行為の方向性で有り、政府が職責を履行する重要な根拠であり、全国の各民族人民の共同の願望である。」と述べられている。

²⁰² 中華人民共和国国民経済と社会発展第 12 次 5 カ年計画

(<http://www.ndrc.gov.cn/fzgggz/fzgh/ghwb/gjjh/201109/P020110919592208575015.pdf>)

²⁰³ 中華人民共和国国民経済と社会発展第 13 次 5 カ年計画

(<http://www.ndrc.gov.cn/gzdt/201603/P020160318576353824805.pdf>)

²⁰⁴ 第 12 次 5 カ年計画「第 9 章 製造業の改造・引き上げ」「第一節 重点産業の構造調整推進」

²⁰⁵ 第 12 次 5 カ年計画「第 17 章 サービス業の発展に資する環境づくり」「第二節 サービス業政策の充実」

²⁰⁶ 第 12 次 5 カ年計画「第 19 章 主体機能区戦略の実施」「第二節 分類管理の地域政策実施」

²⁰⁷ 第 12 次 5 カ年計画「第 32 章 所得分配関係の合理的調整」「第二節 資本、技術、管理各要素を加えた分配制度の健全化」

²⁰⁸ 第 12 次 5 カ年計画「第 49 章 資源性産品価格及び環境保護費用徴収改革の深化」「第一節 資源性産品の価格形成メカニズムの整備」

(140) 高重合度 PET 産業に関係しうるものとして、第 13 次 5 カ年計画には次の内容の記載があった。

- (ア) 国有企業を断固として強化・最適化・拡大し、一連の自主的イノベーション能力と国際競争力を有する国有基幹企業を育成し、国有経済の活力、コントロール力、影響力、リスク管理能力を強化し、国家の戦略的目標に一層貢献する。²⁰⁹
- (イ) 政府の価格形成に対する干渉を減少し、競争性分野の商品とサービスの価格を全面的に自由化する。電力、石油、天然ガス、交通運輸、電信等の分野の競争性部分の価格を自由化する。(中略) 水の価格形成システムを整備する。(中略) 価格決定プロセスを規範化し、コスト管理を強化し、コストの公開を推進する。²¹⁰
- (ウ) 「中国製造 2025」を着実に実施し、製造業のイノベーション能力と基礎能力の向上を重点として、情報技術と製造技術の深い融合を推進し、製造業をハイエンド、スマート、エコロジー、サービスの方向へ発展させ、製造業競争での新たな優位性を育成する。²¹¹
- (エ) ハイエンド設備のイノベーション発展プロジェクトを実施し、自主設計の水準とシステム構成能力を大きく向上させる。²¹²
- (オ) 近代的石炭化学高度化モデル事業に基づき、石炭の分級、ガス化、浄化合成、カロリー利用、排水処理等の基幹分野に焦点を当て、プラント技術設備の国産化を推進する。石油精製と石油化学の一体化した、及び、川下石油化学製品の深度加工の基幹設備を開発し、装置の対応能力を向上させる。²¹³
- (カ) 第 13 次 5 カ年計画の有効的な実施を保障するには、中国共産党の指導の下、各級政府の職責をより良く実行し、各種主体の活力と創造力を最大限に呼び起こし、全党全国各民族人民の小康社会の全面的な建設のための強大な合成力を形成することが必要である。²¹⁴
- (キ) 外国為替管理のネガティブリスト制度を段階的に構築する。国外投資での外貨送金制限を緩和し、企業と個人の外為管理を改善する。²¹⁵

(141) 第 13 次 5 カ年計画には、「政府の価格形成に対する干渉を減少」する、「企業と個人の外為管理を改善する」といった政府の介入を減少させる旨を示唆する記載が認められる。これは、従来から中国において政府による介入が広範に行われてきたことの証左であると考えられる。また、高重合度 PET が関わる石油化学産業については、第 12 次 5 カ年計画には「石油化学業界は原料多様化の新たな方途を積極的に模索し、ハイエンド石化製品を重点的に開発し、化学肥料原料の調整を加速し、石油製品の品質のグレードアップを推進する。²¹⁶」、第 13 次 5 カ年計画には「近代的石炭化学高度化モデル事業に基づき、石炭の分級、ガス化、浄化合成、カロリー利用、排水処理等の基幹分野に焦点を当て、プラント技術設備の国産化を推進する。石油精製と石油化学の一体化した、及び、川下石油化学製品の深度加工の基幹設備を開発し、装置の対応能力を向上させる。」との産業振興にかかる目標の記載が認められる。そ

²⁰⁹ 第 13 次 5 カ年計画「第 11 章 基本的経済制度の堅持と整備」「第 1 節 国有企業の改革を大いに推進」

²¹⁰ 第 13 次 5 カ年計画「第 13 章 近代的市場システムの確立」「第 2 節 価格形成システムの改革の推進」

²¹¹ 第 13 次 5 カ年計画「第 22 章 製造強国戦略の実施」冒頭

²¹² 第 13 次 5 カ年計画「第 22 章 製造強国戦略の実施」「第 2 節 新型製造業の発展の促進」

²¹³ 第 13 次 5 カ年計画「第 22 章 製造強国戦略の実施」「コラム 7 ハイエンド設備イノベーション発展プロジェクト (8) 先進的化学プラント整備」

²¹⁴ 第 13 次 5 カ年計画「第 20 編 計画実施の保障強化」冒頭

²¹⁵ 第 13 次 5 カ年計画「第 50 章 対外開放新体制の健全化」「第 3 節 金融業の双方向開放の拡大」章.4.2 及び政令第 2 条第 4 項

²¹⁶ 第 12 次 5 カ年計画「第 9 章 製造業の改造・引き上げ」「第一節 重点産業の構造調整推進」

して、「第 13 次 5 カ年計画の有効的な実施を保障する」ため、「中国共産党の指導の下、各級政府の職責をより良く実行し、各種主体の活力と創造力を最大限に呼び起こし、全党全国各民族人民の小康社会の全面的な建設のための強大な合成力を形成することが必要である」旨述べられており、中国共産党の指導の下、政府がそれぞれの職責に応じて計画を実行し、産業活動に深く介入する体制であることが認められた。

- (142) また、2015 年 5 月、中国政府（国務院）は、「製造強国戦略を実施し、統一的な計画と将来を見据えた手配を強化しなければならない」²¹⁷ことから、中国の「製造強国戦略」を実施するための第 1 次 10 カ年行動綱領として「中国製造 2025」²¹⁸を公表し、各省・自治区・直轄市人民政府、国務院各部・委員会、各区職属機関に対し「真摯に貫徹して実行²¹⁹」することを求めた。当該計画において、中国政府は同国を 2025 年までに世界の製造強国入りさせ、2035 年までに世界の製造強国の中等レベルに達し、中国創立 100 周年を迎える 2049 年までに同国を世界トップレベルの製造強国と肩を並べるよう変革させる戦略方針と目標、戦略的任務と重点及び計画を実現するための具体的な施策について述べた「戦略的支持と保障」を示しており²²⁰、同計画は同国の製造業の発展に係る中国政府の具体的な関与の意思を表明するものと認められた。

- (143) 高重合度 PET の製造を含む製造業に対する中国政府の具体的な関与を裏付けるものとして、中国製造 2025 には次の内容の記載があった。

- (ア) 重要な戦略的プロジェクトと高度機器の技術改造実施に向けた政策の方向性を明らかにし、中央政府の技術改造推進資金規模を安定化し、利子補助などの方式を通じて、企業の技術改造のための長期的な体制を構築する。重点産業、高度製品、主要工程の技術改造を進め、企業の先進的な適用技術を先導し、製品構造を改善し、設計、製造、プロセス、管理のレベルを全般的に引き上げ、石油化学、建機、軽工業、繊維などの産業のバリューチェーンの高度化を促進する。マクロ調整の強化、改善により、「生産能力の消化、移転、統合、淘汰」の原則にしたがい、産業、分類毎の施策により、生産能力過剰の問題を効果的に解消する。業界の適正化と参入管理を強化し、企業の技術・機器レベル引き上げを推進し、生産能力の在庫最適化を推進する。²²¹
- (イ) 国の地域発展の全体戦略と主体機能区計画を徹底し、資源・エネルギー、環境容量、市場開拓の余地などの要素を踏まえ、重点産業の構図計画を制定、実施し、重要な生産力の構図を調整、改善する。産業移転指導目録を充実化し、国の産業移転情報サービスプラットフォームを整備し、産業移転受入れモデルパークを創設し、産業の合理的で秩序ある移転を導き、東部・中部・西部地域の製造業の協調的な発展を推進する。²²²
- (ウ) 加工貿易モデルを革新し、加工貿易の国内でのバリューチェーンを拡張し、加工貿易の構造転換を推進する。²²³
- (エ) 製造強国づくりに向け、制度の優位性を発揮し、各界の力を動員し、改革を掘り下げ、

²¹⁷ 中国製造 2025 前文。

²¹⁸ 中国製造 2025（国発〔2015〕28 号）

（<http://qys.miit.gov.cn/n11293472/n11293877/n16553775/n16553792/16594486.html>）

²¹⁹ 中国製造 2025 冒頭

²²⁰ 中国製造 2025 「二、戦略方針と目標」「（三）戦略目標」

²²¹ 中国製造 2025 「三、戦略的任務と重点」「（七）製造業構造の調整を深く推進する」

²²² 中国製造 2025 「三、戦略的任務と重点」「（七）製造業構造の調整を深く推進する」

²²³ 中国製造 2025 「三、戦略的任務と重点」「（九）製造業の国際化水準を向上させる」

政策措置を充実化し、柔軟で効率的な実施制度を構築し、好ましい環境を情勢しなければならない。²²⁴

- (オ) 法律による行政を包括的に推進し、政府の役割転換を進め、政府管理方式を革新し、製造業発展のための戦略、計画、政策、規格などの制定、実施を強化し、業界の自主規制と公共サービスの能力強化を進め、産業ガバナンスを強化する。行政組織の簡素化と権限移譲、行政機関による審査制度改革の掘り下げ、審査事項の適正化、手続の簡素化、期間の明確化を進める。政府が許可する投資プロジェクトの目録を適時修正し、企業の投資主体としての地位を確立する。²²⁵
- (カ) 生産要素価格の市場化改革を進め、主として市場が価格を決定するメカニズムを整え、公的資源を合理的に配置する。²²⁶
- (キ) 国有企業改革を進め、会社のガバナンス構造を改善し、混合経済を適正化し、さまざまな形式の独占を除去し、非公有制経済に対する非合理的な制限を取り消す。²²⁷
- (ク) 金融分野の改革を掘り下げ、製造業の融資経路を開拓し、融資コストを引き下げる。政策金融、開発金融、商業金融の優位性を生かし、次世代 IT、高度機器、新材料などの重点分野に対する支援を強化する。²²⁸
- (ケ) 国家開発銀行の製造企業に対する貸付投入の追加を奨励し、金融機関が製造企業の特徴に合う製品、業務を開拓するよう奨励する。²²⁹
- (コ) 既存のチャネルを存分に生かし、財政資金の製造業に対する支援を強化し、スマート製造、「4 つの基礎」、高度機器などの製造業構造転換・高度化の主要分野に重点的に投資し、製造業発展のための好ましい政策環境を醸成する。²³⁰
- (サ) 財政資金支援方式のイノベーションにより、「建設への補助」から「運営への補助」への転換を進め、財政資金の使用効率を高める。²³¹
- (シ) 製造業の構造転換・高度化にとって有利な税收政策を実施し、増値税改革を推進し、企業の研究開発費用の計算方法を整え、製造企業の税收負担を着実に減らす。²³²
- (ス) 国家製造強国づくり指導グループを設立し、国務院のトップがグループ長を担当し、成員は国務院の関係部門と機関が担当する。指導グループの主な職責は、製造強国づくりに関する大局的な事柄の統括・調整、重要計画、重要政策、重要事業特別資金、重要な問題の審議、重要な活動の手配、戦略計画の強化、部門、地方政府の活動実施に対する指導とする。²³³
- (セ) 各地区、各部門は、製造強国づくりの重要な意義を十分に認識し、指導を強化し、活動体制を整え、部門間の協働と上下間連動を強化しなければならない。各地区は当地の実情を踏まえて具体的な実施計画を制定し、政策措置を細分化し、各課題を確実に遂行しなければならない。工業・情報化部は、関係部門とともに追跡分析と監督指導を強化し、重要事項を速やかに国務院に報告しなければならない。²³⁴

²²⁴ 中国製造 2025「四、戦略的支持と保障」冒頭

²²⁵ 中国製造 2025「四、戦略的支持と保障」「(一) 体制機制改革を一層推進する」

²²⁶ 中国製造 2025「四、戦略的支持と保障」「(一) 体制機制改革を一層推進する」

²²⁷ 中国製造 2025「四、戦略的支持と保障」「(一) 体制機制改革を一層推進する」

²²⁸ 中国製造 2025「四、戦略的支持と保障」「(三) 金融支援政策を充実させる」

²²⁹ 中国製造 2025「四、戦略的支持と保障」「(三) 金融支援政策を充実させる」

²³⁰ 中国製造 2025「四、戦略的支持と保障」「(四) 財政・租税政策により支援を強化する」

²³¹ 中国製造 2025「四、戦略的支持と保障」「(四) 財政・租税政策により支援を強化する」

²³² 中国製造 2025「四、戦略的支持と保障」「(四) 財政・租税政策により支援を強化する」

²³³ 中国製造 2025「四、戦略的支持と保障」「(八) 実施に向けた体制を整える」

²³⁴ 中国製造 2025「四、戦略的支持と保障」「(八) 実施に向けた体制を整える」

- (144) 「中国製造 2025」には、「生産要素価格の市場化改革を進め、主として市場が価格を決定するメカニズムを整え」るとの、市場メカニズムを指向する記載が認められる。今後 10 年間の計画において「生産要素価格の市場化改革を進め」ることを目標として掲げていることから、現在に至るまでの間、中国においては生産要素価格の決定が必ずしも市場メカニズムによるものではなかったことが認められた。
- (145) 中国では、中国共産党が「政府への提案」の形で採択する基本方針を踏まえ策定される社会及び経済の両方に関わる 5 年計画の実現を図るため、産業分野あるいは地方ごとに詳細化した下部計画が、各担当部局において策定される。下部計画においては、対象分野についての現状の分析、方針と目標、重点分野の特定、具体的施策（金融支援等）が盛り込まれ、5 年計画の具体化が図られるようになっている²³⁵。
- (146) 具体的には、中国政府（工業情報化部）は石油化学産業について、第 12 次 5 年計画を詳細化するため、2011 年 12 月 13 日に「石油化学及び化学工業『十二五』発展計画²³⁶」を公布施行した。また、第 13 次 5 年計画を、石油化学産業について詳細化するため、2016 年 10 月 14 日に「石油化学及び化学工業発展計画(2016－2020 年)²³⁷」を公布施行した。これら発展計画は 5 年計画において示された方針を石油化学産業において具体化するためのものであり、同国における調査対象貨物と同種の貨物及び原材料を含む石油化学産業の発展に係る中国政府の明確な関与の意思を示すものと認められた。
- (147) 高重合度 PET は、パラキシレン（以下「PX」という。）から得られるテレフタル酸（以下「PTA」という。）とエチレングリコール（以下「MEG」という。）を原料としているところ、高重合度 PET の製造、販売、輸出、輸入並びに原材料の購入等に関係しうるものとして、石油化学及び化学工業『十二五』発展計画には次の内容の記載があった。
- (ア) 現在我が国は既に世界の石油化学工業生産・消費大国となっている。精製油、エチレン、合成樹脂、無機原料、化学肥料、農薬等の重要なバルク製品生産量は世界上位にランクインし、国民経済及び社会の発展のニーズを基本的に満たしている。²³⁸
- (イ) 需要の比較的大きな伸びがなお予想させる製品には（中略）PX、（中略）MEG 等の輸入量が比較的大きな製品がある。²³⁹
- (ウ) 石炭由来 MEG 等の現代的石炭化学工業プロジェクトは、関係する産業政策に従って、石炭、水資源、生態環境、交通運輸、地域経済の発展状況及び地域の CO₂、省エネルギー及び主要汚染物の排出削減指標等の総合条件を総合的に考慮し、内モンゴル・陝西・新疆・寧夏・貴州等の重点石炭産出省区において適度に配置し、かつ、集中集約、川上・川下一体化方式を採用して現代的石炭化学工業生産基地及び石炭採掘・発電・化学・熱

²³⁵ 海外においても、中国の産業政策における特徴として、「ある産業部門を選択し、補助金とインセンティブの包括的な組合せを注ぎ込む（a familiar pattern of choosing an industry sector and showering it with a comprehensive mixture of subsidies and incentives）」という評価がある。（US-China Economic and Security Review commission, 2010 Report to Congress, 209）

²³⁶ 石油化学及び化学工業『十二五』発展計画

（<http://www.miit.gov.cn/n1146295/n1146562/n1146650/c3074275/part/3074278.pdf>）

²³⁷ 石油化学及び化学工業発展計画（2016-2020 年）

（<http://www.miit.gov.cn/n1146295/n1652858/n1652930/n3757017/c5285161/part/5285170.doc>）

²³⁸ 石油化学及び化学工業『十二五』発展計画「一、発展現状」

²³⁹ 石油化学及び化学工業『十二五』発展計画「二、発展環境（二）需給分析」

エネルギー一体化モデル基地を建設する²⁴⁰。

- (エ) MEG、アクリロニトリル等の合成繊維単量体の国内供給能力について著しく向上させる。²⁴¹
- (オ) 石炭由来の MEG 等に関連する大型石炭化学工業プラント技術・設備について、業界の技術進歩を大いに推し進める。²⁴²
- (カ) 伝統的な石炭化学工業の分布について、分散状況は改善が進み、現代的石炭化学産業は資源地に集中させる。²⁴³
- (キ) 基地化、一体化、園区化、集約化という発展方式を堅持し、既存の企業に立脚して、プロジェクトの新規配置を厳格にコントロールする。²⁴⁴
- (ク) 石炭化学工業既存の石炭化学工業企業の生産経営局面を打破し、石油化学工業企業と石炭、電力等の企業との連合を奨励して、大型企業を主体とする「石炭採掘・発電・化学・熱エネルギー一体化」産業群及び大型石炭化学工業生産基地をいくつか形成する。²⁴⁵
- (ケ) マーケットメカニズムの機能を十分に発揮させ、産業の関連企業が資産、資源、ブランド及び市場を紐帯として、統合、資本参加、買収等様々な形式によって合併再編を実施し、互いに強みを補い合い、産業の集中度を高め、国際的な大型石油化学工業企業集団をいくつか形成するよう後押しする。各種所有制の石油化学工業企業間の提携及び発展を支援・誘導する。中小の石油化学工業企業が「専門的・高度・特色ある・新規」の方向へ発展するよう奨励する。条件の備わった企業が積極的に海外進出を果たし、国際間の再編活動に広く参加することを支援する。大中小企業の構成が合理的で川上・川下企業の連携がとれた産業組織体系の形成を急ぐ。²⁴⁶

(148) また、石油化学及び化学工業発展計画（2016-2020 年）には次の内容の記載があった。

- (ア) PX 等の石油化学工業及び石炭化学工業の技術設備は国産化を実現し、一部については既に世界の先進的技術水準に達している。²⁴⁷
- (イ) 他方、PX、MEG 等の基礎原料及び高度な技術的内容が求められる化学工業新素材やハイエンド特殊化学品の国内自給率は低い。²⁴⁸
- (ウ) 重要な基幹的中核技術として、合成ガスから製造するポリエステル原料用 MEG 等の技術の産業化及び普及応用を加速させる²⁴⁹。
- (エ) 100 万トンクラスの PX 吸着分離プラント設備は、整備すべき重要な技術・設備²⁵⁰。
- (オ) 石油化学及び化学工業を主導的産業とし、国際的な影響力を備えた新型工業化産業モデル基地を建設し、産業競争力を有する一連の化学工業を特色とした産業基地をつくり上げる²⁵¹。

²⁴⁰ 石油化学及び化学工業『十二五』発展計画「四、重点任务 コラム 2 重大な生産力の分布」

²⁴¹ 石油化学及び化学工業『十二五』発展計画「四、重点任务 コラム 3 2015 年における主要製品の生産能力目標」

²⁴² 石油化学及び化学工業『十二五』発展計画「四、重点任务 コラム 6 技術イノベーションの重点」

²⁴³ 石油化学及び化学工業『十二五』発展計画「三、指導思想、基本原則及び発展目標（三）発展目標」

²⁴⁴ 石油化学及び化学工業『十二五』発展計画「四、重点任务、（一）2．産業分布の最適化」

²⁴⁵ 石油化学及び化学工業『十二五』発展計画「四、重点任务、（一）コラム 1 企業の合併再編の促進」

²⁴⁶ 石油化学及び化学工業『十二五』発展計画「四、重点任务、（一）1．企業の合併再編の促進」

²⁴⁷ 石油化学及び化学工業発展計画（2016-2020 年）「一、産業の現状及び発展環境」

²⁴⁸ 石油化学及び化学工業発展計画（2016-2020 年）「二、主要課題」

²⁴⁹ 石油化学及び化学工業発展計画（2016-2020 年）「コラム 1 技術刷新の新重点領域及び方向」

²⁵⁰ 石油化学及び化学工業発展計画（2016-2020 年）「コラム 1 技術刷新の新重点領域及び方向」

²⁵¹ 石油化学及び化学工業発展計画（2016-2020 年）「コラム 8 化学工業園区の改造・レベルアップ工程」

- (カ) 芳香族炭化水素・MEG・ポリエステル一体化産業基地の建設を促進する²⁵²。
- (キ) MEG等の製品の発展を加速して有機原料保障能力を向上させ、原料ルートの多元化を推進し、非石油系のMEGを徐々に発展させる²⁵³。
- (ク) 化学工業新素材の育成を加速し、自主知的財産権を有する一連の基幹的中核技術で大きな躍進を図り、比較的強い国際影響力を備えた一連の著名なブランドを打ち立て、国際競争力を備えた一連の大型企業、高水準の化学工業園区及び石油化学工業を主導的産業とした新型工業化産業モデル基地を建設し、石油化学及び化学工業の国際競争力を絶えず向上させる²⁵⁴。
- (ケ) 重点的領域の業界アライアンスを構築し、化学工業新素材の川上・川下の提携を促進し、化学工業新素材の“初”応用を支える保険補償の仕組みづくりに向けて検討を行う²⁵⁵。
- (コ) 投資、買収、再編等の方式を通じて化学工業新素材及びハイエンド特殊化学品の生産技術を獲得し、技術の消化吸收を強化していくことを奨励して、国内産業のグレードアップを促進する²⁵⁶。
- (149) この他、現地調査を行った中国の供給者から提出された「化学繊維工業『十一五』発展指導意見²⁵⁷」には次の内容の記載があった。冒頭、当該意見は、中国の「『第11次国民経済・社会発展5カ年計画要綱』の精神及び『紡績工業『十一五』発展要綱』の具体的要求を徹底的に実行し、化学繊維工業の科学技術進歩と自主開発を推進し、全面的、協調的、持続可能な発展を実現することに対して重要な指導役割を果たしている」²⁵⁸と述べていた。
- (ア) 年間生産60万トン以上のPTAセット国産化装備、日間生産200トン以上のテリレン短繊維セット装備、新型ビスコース連続紡績とナイロン大重合（日間生産100トン及びそれ以上）などの重点技術装備の国産化プロセスを加速する²⁵⁹。
- (イ) 厳格に国務院「産業構造調整促進の暫定規定」と「外国商人投資方向指導規定」を実行して、先進的生産能力発展を激励・支持し、立ち後れた生産能制限と淘汰し、無計画投資と低水準重複建設を防止する。さらに現行の産業政策、税政策、投資政策を調整し、業界の長期にわたって存在した部分製品の関税逆転問題を解決し、業界発展の激励メカニズムを築き、外資系企業、民営企業、国有企業発展の同等な待遇を実現する。²⁶⁰
- (150) さらに、広東泰宝聚合物が市場経済質問状で回答した²⁶¹【中国政府の技術開発に係る政策】²⁶²は、「第13次5カ年計画」及び「中国製造2025」等を実施するため策定されたものであり、同計画には、石油化学及び化学産業の発展方向性について記載があり、実施を保障するための措置として、統一的な調整メカニズムの確立、好ましい政策環境の創設に続いて、資金的支援の増加が挙げられていること²⁶³が認められた。

²⁵² 石油化学及び化学工業発展計画（2016-2020年）「コラム9 基礎製品強化保障プロジェクト」「芳香族炭化水素」

²⁵³ 石油化学及び化学工業発展計画（2016-2020年）「コラム9 基礎製品強化保障プロジェクト」「有機原料」

²⁵⁴ 石油化学及び化学工業発展計画（2016-2020年）「指導思想」

²⁵⁵ 石油化学及び化学工業発展計画（2016-2020年）「四、保障措施」「（三）体制及び機構制度の刷新」

²⁵⁶ 石油化学及び化学工業発展計画（2016-2020年）「国際協力の拡大」

²⁵⁷ 現地調査提出資料（NME）（華潤包装材料）（39）

²⁵⁸ 化学繊維工業『十一五』発展指導意見「前言」

²⁵⁹ 化学繊維工業『十一五』発展指導意見「4. 重点技術装備の国産化プロセスを加速」

²⁶⁰ 化学繊維工業『十一五』発展指導意見「8. 化学繊維工業に対する産業政策指導を強化」

²⁶¹ 市場経済当初質問状回答書（広東泰宝聚合物）（添付資料A-1）

²⁶² 【中国政府の技術開発に係る政策】

²⁶³ 【中国政府の技術開発に係る政策】

(151) また、海南逸盛石化に関連会社であり、調査対象貨物の輸入者である恒逸 JAPAN が提出した海南逸盛石化のパンフレット²⁶⁴から、同者が生産するカプロラクタムと PET について、前者は「国家主要支援産業 (The National Major Support Industry)」、後者は「国家奨励開発産業 (The National Encouraged Development Industry)」であるとの記載が認められた。

(152) 現地調査に際し、海南逸盛石化に当該パンフレットの記載について説明を求めたところ、【国家主要支援産業及び国家奨励開発産業に係る説明】旨の説明があった²⁶⁵。

(153) 実際海南逸盛石化は、市場経済追加質問状回答²⁶⁶において、「海南省企業固定資産投資プロジェクトの登記管理規程」における設備増設にかかる要件として、「国家と省の発展計画、産業政策、業界基準に適合」することを挙げている。また、市場経済追加質問状回答に添付し、現地調査においても提出された華潤包装材料の【資料名】²⁶⁷においても、【資料内容】²⁶⁸を行っている。

(154) このように、複数の中国の生産者が、高重合度 PET の製造のため設備投資を行うに際し、プロジェクトが承認されるため、中国政府及び地方政府の計画、産業政策及び業界参入適格にかかる分析を行い、適合している旨示していることが確認された。

(155) また、海南逸盛石化、華潤包装材料を含む現地調査を行った 3 者は、市場経済質問状回答書において、政府補助金の交付、優遇税制の適用等を受けている旨回答しており、財務諸表を確認したところ、政府補助金（贈与のみを対象としており、優遇税制や融資等については含まない）を営業外収益として計上しない場合、純利益が赤字、赤字幅が拡大、あるいは約【数値】割の純利益が縮小するところであったと認められた。これらを総合的に判断すると、中国の高重合度 PET 産業は、中国政府の計画や産業政策に適合する形で経営が行われており、また、当該計画や産業政策に基づいて多額の資金的支援を中国政府から受けていることが認められた。

2-2-2-2 特定貨物及びその原材料への政府の介入

(156) 特定貨物及びその原材料の生産等に関連する法令並びに政策を通じた政府の介入に関して、以下のとおり分析した。

2-2-2-2-1 特定貨物の生産等に対する政府の介入

(157) 広東泰宝聚合物は、市場経済当初質問状²⁶⁹に対して、【投資プロジェクトに関する中国政

²⁶⁴ 輸入者当初質問状回答書（恒逸 JAPAN）（添付資料 A-5-1）

²⁶⁵ 供給者現地調査報告書（海南逸盛石化）（5-1(1)②）

²⁶⁶ 市場経済追加質問状回答書（海南逸盛石化）（調査項目 M-5）

²⁶⁷ 市場経済追加質問状回答書（華潤包装材料）（調査項目 M-9）及び現地調査提出資料（NME）（華潤包装材料）（3）

²⁶⁸ 市場経済追加質問状回答書（華潤包装材料）（調査項目 M-9）及び現地調査提出資料（NME）（華潤包装材料）（3）

²⁶⁹ 市場経済当初質問状回答書（広東泰宝聚合物）（調査項目 A-19-1）

府の関与】旨回答した。

- (158) 「政府許可の投資プロジェクト目録」には 2004 年版、2013 年版、2014 年版が存在する。ポリエステル（ボトルグレードポリエステル（高重合度 PET）を含む）は、2004 年版目録²⁷⁰では、「日産 300 トンおよびそれ以上のプロジェクトは、国務院投資主管部門が承認」することが必要とされていた。2013 年版²⁷¹及び 2014 年版²⁷²目録ではいずれも対象となっていない。外資系企業の場合は、2004 年度版目録では、「外商投資産業指導目録」の推奨類・許可類に該当する総投資額（増資を含む）1 億米ドル以上のプロジェクト及び制限類に該当する総投資額（増資を含む）5000 万米ドル以上のプロジェクトについては、国家発展改革委員会の承認が必要であるとされており、その後の目録において緩和が図られているが、引き続き承認が必要な場合がある。
- (159) 華潤包装材料は、市場経済当初質問状²⁷³に対して、2009 年と 2012 年の過去 2 回、生産力拡張を行った際、生産量の拡大に関する計画を提出し、政府機関から許可を得たと回答した。また、市場経済追加質問状²⁷⁴に対して、華潤包装材料の前身である「Andeli Polyester Co., Ltd」が 2003 年に設立された際、政府の承認を受けていたことを確認した。
- (160) 高重合度 PET の原材料である、PTA 及び PX については、2004 年版目録²⁷⁵では、新設プロジェクト及び年産 10 万トンを超える生産能力改造プロジェクトの場合、国務院投資主管部門の承認が必要とされていた。2013 年版²⁷⁶及び 2014 年版²⁷⁷目録では PTA については承認の対象から外れたが、PX の新設プロジェクトについては、緩和されてきてはいるものの引き続き国務院の計画に従い地方政府の承認が必要とされていることを確認した。
- (161) 実際、上記投資規制は極めて厳格に施行されていた。浙江万凱新材料が市場経済追加質問状の添付資料²⁷⁸として提出した【投資規制に係る通知及びその内容】が記載されていた。「国務院弁公庁の新規着工項目管理の強化・規制に関する通知」²⁷⁹は各省、自治区、直轄市人民政府、国務院の各部・委員会、各直轄機関に宛てたものであり、以下の記載があった。
- (ア) 各地区、各関連部門は「国務院の投資体制改革に関する決定（国発〔2004〕20 号）及び国家法律法規の関連規定に基づいて、更に投資体制改革を深め、法に依って新規着工プロジェクト管理を強化・規範化し、確実に源からプロジェクト着工建設を監督・管理し、投資建設秩序を守って、それによって、国民経済の良好かつ迅速な成長を促進しなければ

²⁷⁰ 国務院の投資体制改革に関する決定（国発〔2004〕20 号）

（http://www.ndrc.gov.cn/fzgggz/gdzctz/tzfg/200510/t20051010_44895.html）

²⁷¹ 国務院の投資体制改革に関する決定（国発〔2013〕47 号）

（http://www.gov.cn/zwggk/2013-12/13/content_2547379.htm）

²⁷² 国務院の投資体制改革に関する決定（国発〔2014〕53 号）

（http://www.gov.cn/zhengce/content/2014-11/18/content_9219.htm）

²⁷³ 市場経済当初質問状回答書（華潤包装材料）（調査項目 D-3-4）

²⁷⁴ 市場経済追加質問状回答書（華潤包装材料）（調査項目 J-44）

²⁷⁵ 国務院の投資体制改革に関する決定（国発〔2004〕20 号）

²⁷⁶ 国務院の投資体制改革に関する決定（国発〔2013〕47 号）

²⁷⁷ 国務院の投資体制改革に関する決定（国発〔2014〕53 号）

²⁷⁸ 市場経済追加質問状回答書（浙江万凱新材料）（添付資料 J-36-1-2）

²⁷⁹ 国務院弁公庁の新規着工項目管理の強化・規制に関する通知（国弁発〔2007〕64 号）

（http://www.gov.cn/zwggk/2007-11/21/content_811378.htm）、現地調査提出資料（NME）（浙江万凱新材料）（23）及び現地調査提出資料（NME）（華潤包装材料）（30）

ばならない。

(イ) 如何なる投資プロジェクトの着工建設も下記の条件と合致しなければならない。

(1) 国家産業政策、発展建設計画、土地供給政策及び市場アクセス基準に一致すること。

(ウ) 承認制の投資プロジェクトについては、プロジェクト企業は、まず発展改革などのプロジェクト承認機関にプロジェクト提案書を提出して、プロジェクト提案書答復文書によって、それぞれ都市・農村計画、国土資源と環境保護機関に場所選定計画、用地予審及び環境影響評価の承認手続きを取るよう申請しなければならない。

(162) また、上記【投資規制に係る通知及びその内容】が記載されていた²⁸⁰。

「浙江省省属企業投資監督弁法」第4条には、省属企業の投資活動が守るべき原則として7項目が挙げられており、その中には、①国家および全省の経済発展計画と産業政策に合致すること、②省属国有経済配置および産業構造の戦略的調整案と合致すること、③企業発展の戦略的計画および主要産業の発展需要と合致し、企業のコア競争力の向上に役立つことが含まれていた²⁸¹。

(163) したがって、調査対象貨物及び同種の貨物及びその原材料については、2013年までは高重合度PET及び直接の原材料であるPTAについて、また、現在に至るまでPTAの原材料であるPXについて、それぞれの生産量に影響を与える投資規制が行われていることが認められた。

(164) 補助金等（贈与、軽減税率の適用、政府系金融機関からの融資等）の交付について、現地調査を行った3者について、市場経済質問状より次のとおり確認した。

(ア) 華潤包装材料、浙江万凱新材料及び海南逸盛石化のいずれについても、市場経済質問状回答書及び提出された財務諸表から、複数の補助金の交付及び優遇税制の適用を受けていることが確認された²⁸²。

(イ) 華潤包装材料については、市場経済追加質問状にて「当該補助金の交付要綱」、「貴社からの申請書」及び「交付主体からの許可証」の提出を求めた7つの補助金等のうち、2補助金については追加質問状回答書においても、現地調査においても、提出がなかった²⁸³が、現地調査において提出された1補助金の申請書においては、【申請書の内容】旨²⁸⁴を確認した。他の補助金については申請書の提出がなかった。

(ウ) 浙江万凱新材料については、現地調査において提出された「申請表」²⁸⁵については、同者から現地調査において提出された、所得税の税率が【数字】%に軽減される根拠資料について、免税手続きに際し提出するものとして列記された資料に、【資料の内容】という記載が認められた²⁸⁶。

²⁸⁰ 市場経済追加質問状回答書（浙江万凱新材料）（添付資料 J-36-1-2）

²⁸¹ 浙江省省属企業投資監督弁法（浙国資発[2014]3号）

（<http://www.sasac.gov.cn/n2588020/n2588072/n2590860/n2590862/c3719420/content.html>）及び現地調査提出資料（NME）（浙江万凱新材料）（23）

²⁸² 市場経済当初質問状回答書（調査項目 E-17-2 及び様式 E-16）（華潤包装材料、浙江万凱新材料及び海南逸盛石化）

²⁸³ 市場経済追加質問状回答書（華潤包装材料）（調査項目 N-20）及び供給者現地調査報告書（華潤包装材料）（調査項目 4-5(2)）

²⁸⁴ 現地調査提出資料（NME）（華潤包装材料）（37）

²⁸⁵ 現地調査提出資料（NME）（浙江万凱新材料）（26、27）

²⁸⁶ 現地調査提出資料（NME）（浙江万凱新材料）（31）

(エ) 海南逸盛石化については、財務諸表によると、同者は【プロジェクト名】について【金額】人民元程度の補助金交付を受けていた²⁸⁷。現地調査において当該プロジェクトにかかる申請書の提出を求めたが、探し出すことができなかったとして提出されなかった。

(165) したがって、高重合度 PET 産業の生産者には、中国政府から多額の補助金の交付や優遇税制の適用が行われており、また、そのような補助金交付の申請に際し、中国政府の 5 年計画と整合的であることや、産業政策、業界政策、業界発展計画と合致することが求められることを確認した。

2-2-2-2-2 国内生産者における状況

(166) 中華人民共和国憲法は、「中国の各民族人民は、引き続き中国共産党の指導の下に、(中略)我が国を富強、民主的、かつ、文明的な社会主義国家として建設する²⁸⁸。」と「党の指導性」を規定している。中国共産党規約においても「中国共産党は人民を指導して社会主義市場経済を発展させる。²⁸⁹」と規定されており、同規約 29 条において、「企業、農村、政府機関、学校、科学研究機関、住民区・コミュニティ、社会組織、人民解放軍の中隊およびその他の末端組織で、正式党員が三名以上いるところには、全て党の末端組織を作るものとする。²⁹⁰」とし、党の末端組織の基本的任務として「党の路線、方針、政策を宣伝し、実行²⁹¹」することを挙げ、「党の下級組織は、上級組織の決定を断固実行しなければならない。²⁹²」と規定している。更に同規約 32 条は、「国有企業および集団所有制企業における党の末端組織は、政治的中核としての役割を発揮し、企業の生産・経営を軸に活動を進める。当該企業における党と国家の方針、政策の貫徹と執行を保証し、監督する。(中略)企業の重要問題の意思決定に参画する。」ことを規定している。中華人民共和国会社法第 19 条（共産党の活動）においても、「中国共産党規約の規定に基づき、会社内に中国共産党の組織を設立し、党の活動を行うものとする。会社は党組織の活動のために必要な条件を提供しなければならない。」と規定している。

(167) このように、中国においては、中華人民共和国憲法及び中国共産党規約において、中国共産党が、党と国家の方針、政策の実行を図るべく、企業内に下級組織を設け、下級組織を通じて企業の意思決定に深く関与することが規定されている旨が認められた。

(168) 輸入者追加質問状回答書²⁹³に、調査対象貨物と同種の貨物の中国の生産者について、最大手は【中国の生産者の概要】であるとの記載があることを確認した。華潤包装材料については、【華潤包装材料の説明】であり【企業の説明】であること、すなわち、国有企業の関連会社であることを確認した²⁹⁴。

²⁸⁷ 供給者当初質問状（海南逸盛石化）（添付資料 A-3-1）

²⁸⁸ 中華人民共和国憲法 序言

²⁸⁹ 中国共産党規約 序言

²⁹⁰ 中国共産党規約第 29 条

²⁹¹ 中国共産党規約第 31 条（一）

²⁹² 中国共産党規約第 15 条

²⁹³ 輸入者追加質問状回答書（伊藤忠商事）（調査項目 J-8）

²⁹⁴ 供給者当初質問状回答書（華潤包装材料）（調査項目 A-1-5）及び市場経済追加質問状回答書（華潤包装材料）（調査項目 N-20）及び現地調査提出資料（NME）（華潤包装材料）（38）

(169) 華潤包装材料については、【企業名 1】が【数値】%、【企業名 2】が【数値】%の株式を保有²⁹⁵していることを確認した。【企業名 1】は、【企業名 2】の株式を【数値】%保有する【企業名 3】の株式を【数値】%保有²⁹⁶しているため、【企業名 1】は直接及び間接に華潤包装材料の株式の【数値】%を保有していることを確認した。国有企業である【企業名 4】は、間接に、【企業名 1】の株式を【数値】%保有している²⁹⁷ことを確認した。また、【企業名 4】の【役職】が、【企業名 1】の【兼務の状況】し²⁹⁸、【企業名 1】の【役職】が、華潤包装材料の【兼務の状況】²⁹⁹していた。華潤包装材料の定款によると、株主総会は、【株主総会の役割】^{300,301}とされている。また、取締役会は、【取締役会の役割】^{302,303}とされている。【数値】名からなる取締役のうち【数値】名を【企業名 1】が任命し、【数値】名を【企業名 2】が任命する³⁰⁴。さらに、総経理は、【総経理の役割】^{305,306}と規定されている。2013 年 4 月 1 日から 2016 年 3 月 31 日の調査対象期間において、華潤包装材料の董事長兼総経理は【企業名 1】の【役職】であった³⁰⁷。また、華潤包装材料の取締役会（董事会）のメンバーは全員が【企業名 1】の【役職】を兼務していた³⁰⁸。したがって、華潤包装材料は、【企業名 1】に直接又は間接に支配され、【企業名 1】は【企業名 4】に間接に支配されている事実が認められた。

(170) また、現地調査を行った他の中国の生産者の意思決定に対する中国政府の介入について、調査当局は次のとおり確認した。

(ア) 浙江万凱新材料については、執行董事（役員）が【役員の役割】し³⁰⁹、董事会は存在しない³¹⁰。株主総会は【株主総会の役割】する³¹¹。浙江万凱新材料の株式の【数値】%を保有する【企業名】の株式を保有する【数値】名³¹²はいずれも浙江万凱新材料の株主であり、うち【数値】名は浙江万凱新材料の【役職】である。また、浙江万凱新材料の株式の約【数値】割を直接又は間接に保有する者全員が【株主に係る説明】である³¹³。

(イ) 海南逸盛石化の株式の【数値】%を保有する【数値】者の株式の一部（それぞれ【数値】%、【数値】%）を保有する【企業名 1】の株式を【数値】%保有する【企業名 2】は、【企業の形態 1】企業及び【企業の形態 2】企業を【数値】社を含む【数値】社（うち【企業の形態 1】企業及び【企業の形態 2】企業以外の【数値】社は現在会社として存在し

²⁹⁵ 市場経済追加質問状回答書（華潤包装材料）（添付資料 J-29）及び現地調査提出資料（NME）（華潤包装材料）（8、9）

²⁹⁶ 市場経済当初質問状回答書（華潤包装材料）（添付資料 A-28）

²⁹⁷ 市場経済当初質問状回答書（華潤包装材料）（添付資料 A-28）

²⁹⁸ 市場経済追加質問状回答書（華潤包装材料）（添付資料 J-29）及び現地調査提出資料（NME）（華潤包装材料）（8、9）

²⁹⁹ 市場経済当初質問状回答書（華潤包装材料）（様式 A-31）

³⁰⁰ 市場経済当初質問状回答書（華潤包装材料）（添付資料 A-29、第 15 条（一））

³⁰¹ 市場経済当初質問状回答書（華潤包装材料）（添付資料 A-29、第 15 条（六））

³⁰² 市場経済当初質問状回答書（華潤包装材料）（添付資料 A-29、第 22 条 1.）

³⁰³ 市場経済当初質問状回答書（華潤包装材料）（調査項目 A-35-2、添付資料 A-29、第 22 条（2.））

³⁰⁴ 市場経済当初質問状回答書（華潤包装材料）（添付資料 A-29、第 5 章第 15 条）

³⁰⁵ 市場経済当初質問状回答書（華潤包装材料）（添付資料 A-29、第 31 条（一））

³⁰⁶ 市場経済当初質問状回答書（華潤包装材料）（添付資料 A-29、第 31 条（二））

³⁰⁷ 市場経済追加質問状回答書（華潤包装材料）（調査項目 J-49 及び添付資料 J-50）

³⁰⁸ 市場経済追加質問状回答書（華潤包装材料）（添付資料 J-50）

³⁰⁹ 市場経済当初質問状回答書（浙江万凱新材料）（調査項目 A-29 及び第 12 条(3)、(5)）

³¹⁰ 市場経済追加質問状回答書（浙江万凱新材料）（調査項目 J-40）

³¹¹ 市場経済当初質問状回答書（浙江万凱新材料）（調査項目 A-29 及び第 6 条(5)、(6)）

³¹² 市場経済当初質問状回答書（浙江万凱新材料）（調査項目 A-28）

³¹³ 市場経済追加質問状回答書（浙江万凱新材料）（J-22）

ない)の出資を1990年1月に受けて設立された³¹⁴。【企業名2の資本関係の変更に係る記述】³¹⁵。海南逸盛石化の【役職】は【企業名2】【役職】と海南逸盛石化の株式の【数値】%を保有する【数値】社の【役職】及び【役職】をそれぞれ兼務している。また、海南逸盛石化の株式の【数値】%を保有する【数値】社の【役職】を海南逸盛石化の【役職】が兼務している³¹⁶。海南逸盛石化の董事会は定款に基づき【董事会の役割】³¹⁷。【数値】人のメンバーで構成する董事会のうち【数値】人は【役員に係る説明】³¹⁸であり、【役職】も【役職の者に係る説明】である。

(171) これらを総合的に評価したところ、高重合度 PET の生産者の決定が市場原理に基づき行われており、これらの決定に対する政府の重大な介入がない³¹⁹とは認められなかった。

2-2-2-2-3 主要な投入材（原材料等）の状況

(172) 調査対象貨物と同種の貨物の主要な原材料の一つである PTA については、上記(158)に述べたとおり、2013 年版目録が発効するまで、新設プロジェクト及び年産 10 万トンを超える生産能力改造プロジェクトの場合、国务院投資主管部門の承認が必要とされていた³²⁰。また、PTA の原材料である PX については、現在も、新設プロジェクトの場合、国务院の計画に従い地方政府の承認が必要とされている³²¹。

PTA については、【海南逸盛石化に対する現地調査での回答内容】旨の回答³²²もあった。さらに、高重合度 PET を生産している国のうち一人当たり GNI が最も近いタイとの比較により、中国における PTA の主要原料である PX と PTA の販売価格の差額（PTA 生産者による付加価値分であり、以下「付加価値分」という。）をタイにおける PTA 生産者の付加価値分と比較したところ、中国における PTA の市況価格はコストを下回った価格であることが疑われる旨の意見の表明があった³²³。当該意見に添付された資料によると、中国の PTA 生産者の最大手は、【PTA 生産者に係る説明】であり、設備容量の約【数値】%を占め³²⁴、【PTA 生産者に係る説明】の占める割合は、約【数値】%であった。

中国国家發展改革委員会が制定・発表した「産業構造調整目録（2015 年版）」によると、年産 100 万トン以上の精製 PTA 設備の新設は「制限類」に分類されている³²⁵。制限類に該当する新規プロジェクトについては、投資が禁止され、新しいプロジェクトを認めないこと、また、各金融機関は融資をしてはならず、関連の行政部門（税関、消防、工商、品質検査など）は関連手続きを行なってはならないと規定されている³²⁶。なお、PTA の原料である PX

³¹⁴ 市場経済追加質問状回答書（海南逸盛石化）（調査項目 J-22）及び供給者現地調査報告書（海南逸盛石化）（5-1-(4)）及び現地調査提出資料（NME）（海南逸盛石化）（15）

³¹⁵ 供給者現地調査報告書（海南逸盛石化）（調査項目 5-1-(4)）及び現地調査提出資料（NME）（11）

³¹⁶ 市場経済追加質問状回答書（海南逸盛石化）（調査項目 J-27）

³¹⁷ 市場経済当初質問状回答書（海南逸盛石化）（調査項目 A-27 及び第 25 条（三）、（五））

³¹⁸ 市場経済追加質問状回答書（海南逸盛石化）（調査項目 J-43）及び現地調査提出資料（NME）（海南逸盛石化）（15）

³¹⁹ ガイドライン 7.(6) ー ①

³²⁰ 国务院の投資体制改革に関する決定（国発〔2004〕20 号）

³²¹ 国务院の投資体制改革に関する決定（国発〔2014〕53 号）

³²² 供給者現地調査報告書（海南逸盛石化）（調査項目 5-1-(1)）

³²³ 意見の表明（三井化学及び三菱化学グループ 平成 29 年 3 月 30 日）

³²⁴ 意見の表明（三井化学及び三菱化学グループ 平成 29 年 3 月 30 日）

³²⁵ 市場経済追加質問状回答書（華潤包装材料）（添付資料 J-3）

³²⁶ 産業構造調整促進暫定施行規則（国発〔2005〕40 号）

については、上記(148)に述べたとおり、「石油化学及び化学工業『十二五』発展計画」及び「石油化学及び化学工業発展計画（2016－2020 年）」において、国内自給率が低いことを指摘し、また、重要なプラント技術・設備として 100 万トンクラスの PX 吸着分離プラント設備を挙げている³²⁷。

(173) 主要な原材料である MEG については、上記(147)に述べたとおり、「石油化学及び化学工業『十二五』発展計画」及び「石油化学及び化学工業発展計画（2016－2020 年）」において、国内産比率が低いことを理由として、国内供給能力を「著しく向上させる³²⁸」とされている。中国における MEG の設備容量については、【企業名 1】、【企業名 2】及び【企業名 3】の【企業の形態】企業の関連企業の設備容量が全体の【数値】割弱を占める旨を示した資料が意見の表明に添付して提出された³²⁹。

(174) 現地調査を行った中国の生産者について主要原材料である PTA と MEG の調達について確認したところ、いずれの生産者も関連会社から PTA 及び MEG を調達していた³³⁰。また、複数の政府又は政府系企業による出資を受けている者から調達していることを確認した³³¹。確認できる範囲で、関連企業からの平均調達単価と非関連企業からの平均調達単価を比較したところ、【数値】%以上の差があることが認められた³³²。

(175) これらを総合的に評価したところ、主要原材料である PTA、PX 及び MEG について、中国政府による生産能力の調整が投資規制等を通じて行われていること、及び高重合度 PET の生産者の PTA、PX 及び MEG の調達先には、政府あるいは政府系企業の出資を受けた企業が複数含まれていることから、主要な投入材（原材料等）の費用が市場価格を反映している事実³³³は認められなかった。

2－2－2－2－4 その他

(176) 輸出により得た外貨の扱い（外貨口座の開設や海外送金等）にかかる制約の有無について、広東泰宝聚合物より、高重合度 PET の輸出業者に対する海外送金については、【外貨の取扱いに係る制約】旨の回答があった³³⁴。

具体的には、【外貨の取扱いに係る制約】、とのことであった。

(177) 従業員による労働組合の存在及び労働組合への加入状況率について、現地調査を行った中国の生産者は 3 者とも、労働組合が存在する旨及び【労働組合の加入状況】旨回答³³⁵があっ

(http://www.gov.cn/zwggk/2005-12/21/content_133214.htm) 第 18 条

³²⁷ 石油化学及び化学工業発展計画（2016－2020 年）「三、主要任務及び重大工程 コラム 1 技術刷新の新重点領域及び方向」

³²⁸ 石油化学及び化学工業『十二五』発展計画「四、重点任務 コラム 3 2015 年における主要製品の生産能力目標」

³²⁹ 意見の表明（三井化学及び三菱化学グループ 平成 29 年 3 月 30 日）

³³⁰ 供給者当初質問状回答書（調査項目 E-2-2-1-②）

³³¹ 市場経済追加質問状回答書（調査項目 K-1/K-4）及び現地調査提出資料（5-2-(1)）

³³² 供給者当初質問状回答書（調査項目 E-2-2-1-②）

³³³ ガイドライン 7.(6)-②

³³⁴ 市場経済当初質問状回答書（広東泰宝聚合物）（調査項目 A-25-2）

³³⁵ 市場経済当初質問状回答書（調査項目 C-6-1 及び C-6-2）及び供給者現地調査報告書（4-3-(3)/(4)）

た。

- (178) 中国国内では、土地の所有権ではなく使用権が取引されている。現地調査を行った中国の生産者のうち【数値】者は【土地使用権の取得方式 1】により、【数値】者は【土地使用権の取得方式 2】により土地使用権を取得した旨回答した³³⁶。【土地使用権の取得方式 2】により土地使用権を取得した場合において、【取得価格に係る説明】額であった。この点について中国の生産者に説明を求めたところ、【取得価格に係る説明】ためであるとの説明³³⁷があった。

2-2-3 結論

- (179) 上記(132)から(178)の事実を総合的に評価すると、上記「**2-2-1 特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の基本的考え方**」に掲げた事実を認めることができず、市場経済条件が浸透している事実を確認できなかったことから、政令第 2 条第 3 項の規定に基づき、代替国販売価格を用いることとした。

2-3 代替国候補の選定

2-3-1 代替国候補の選定

- (180) 調査対象貨物の正常価格の算定に当たり、代替国販売価格を用いる可能性を考慮し、上記「**1-5-6 代替国に係る選定通知の送付等**」のとおり、調査当局が知り得た全ての利害関係者及び輸出国政府に対して、「代替国選定 1 回目通知」を送付したところ、供給者 4 者、輸入者 4 者及び本邦生産者 2 者から、代替国候補の提案及び提案する理由等について意見が提出された。

これらの意見を踏まえ、調査当局が知り得た全ての利害関係者及び輸出国政府に対して、各代替国候補における 1 人当たりの GNI(2015 年)が中国に近い順に基づき優先順位をつけた「代替国選定 2 回目通知」を送付したが、上記(69)のとおり利害関係者から意見は提出されなかった。

- (181) これに対して、平成 28 年 11 月 10 日、中国政府（商務部貿易救済調査局）から駐日中華人民共和国大使館経由で、代替国手続の中止を求める旨の意見書³³⁸が、中国語版の書面を英語版の電子メールに添付した形で提出された。調査当局から、調査開始告示九（三）に記載のとおり本調査は日本語で実施することから、日本語による書面の提出を求める旨連絡したが、当該意見書が日本語に翻訳された書面の提出はなかった。

- (182) 上記(180)を踏まえ、上記「**1-5-6-3 代替国候補の生産者への質問状等の送付等**」に記載のとおり、調査当局が知り得た全ての代替国供給者に対し代替国質問状を送付したところ、回答提出期限までに 4 者から、また、当該提出期限後に 2 者から代替国質問状回答書が提出された。

代替国質問状回答書を提出した 6 者のうち 4 者から英語による回答書が提出されたため、

³³⁶ 市場経済追加質問状回答書（調査項目 M-2/3）

³³⁷ 供給者現地調査報告書（華潤包装材料）（調査項目 4-5-(1)）

³³⁸ 意見書（中国政府（商務部貿易救済調査局） 平成 28 年 11 月 10 日）

調査当局から、調査開始告示九（三）に記載のとおり、本調査は日本語で実施することから日本語の書面による提出を求める旨を通知したが、これに対して、当該４者から、日本語による回答書は提出されなかった。

(183) 上記(182)を踏まえ、上記「**１－５－６ 代替国に係る選定通知の送付等**」の「**表 14 代替国候補の優先順位リスト**」に基づき検討した結果、代替国質問状に対し日本語で全て回答した２者がそれぞれ所在する国のうち優先順位の高い国を代替国とすることとした。

(184) 代替国として認定した国に所在する代替国質問状に日本語で全て回答した１者（以下「代替国における生産者」という。）は、調査対象貨物と比較可能な貨物の生産及び販売を行っており、代替国における調査対象貨物と比較可能な貨物の生産費に当該比較可能な貨物にかかる通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格（以下「代替国構成価格」という。）³³⁹を正常価格として採用することとした。

２－３－２ 代替国の正常価格

(185) 代替国構成価格の算出にあたり、生産費（原材料費、労務費及び経費）については代替国における生産者の回答を用いた。ただし、PTA 及び MEG については、当該代替国における生産者は関連企業から調達していたことから、調査対象期間におけるタイの平均輸入単価³⁴⁰を使用した。高重合度 PET を 1kg 生産するにあたり投入される PTA 及び MEG の量については、PET の繰り返し単位の分子量を PTA 及び MEG の分子量でそれぞれ除して得られる値を用いた。

(186) 当該代替国における生産者は、重縮合触媒としてアンチモンを使用した高重合度 PET（以下「アンチモン触媒 PET」という。）のみを生産していた一方、調査対象貨物には重縮合触媒としてチタンを使用した高重合度 PET（以下「チタン触媒 PET」という。）が含まれていたことから、チタン触媒 PET の生産費については、供給者から提出された証拠³⁴¹に基づいて算出した。

(187) 管理費、販売経費及び一般的な経費については、調査対象期間における当該代替国の生産者の回答³⁴²を用いた。

(188) 利潤については、調査対象期間において、【代替国における数値の説明】ことから、本邦生産者から提出された証拠³⁴³に基づいて算出した。

(189) 上記（185）から（188）により代替国構成価格を算出したところ、正常価格は、「**表 25 代替国の正常価格**」のとおりとなった。

³³⁹ 政令第２条第１項第４号

³⁴⁰ 調査当局が収集及び分析した関係証拠 3.「正常価格の算出根拠」

³⁴¹ 証拠の提出（華潤包装材料 平成 29 年 1 月 17 日）

³⁴² 代替国現地調査提出資料（様式 D-3-1（訂正後再提出））

³⁴³ 証拠の提出（三井化学 平成 29 年 1 月 19 日）

表 25 代替国の正常価格

正常価格（アンチモン触媒 PET） （人民元/kg）	【価格】
正常価格（チタン触媒 PET） （人民元/kg）	【価格】

2-4 調査対象者

(190) 上記「1-5-2 標本抽出（サンプリング）」に記載のとおり、華潤包装材料、遠紡工業（上海）、浙江万凱新材料及び海南逸盛石化をサンプル調査対象者として選定し、これらサンプル調査対象者から提出された証拠に基づき不当廉売された高重合度 PET の輸入の事実を検討することとした。

2-4-1 華潤包装材料有限公司

2-4-1-1 本邦向け輸出価格

(191) 華潤包装材料の回答によると、調査対象期間中に同者は、アンチモン触媒 PET 及びチタン触媒 PET の両方を本邦に対し輸出していた。

(192) アンチモン触媒 PET については、調査対象期間中に行われた 907 件³⁴⁴の本邦向け輸出取引について、契約条件は CIF、CFR 又は FOB であった。

公正な価格比較を行うため、華潤包装材料の回答及び現地調査の結果を踏まえて控除項目を検討した結果、CIF 条件による輸出取引の場合は、国際運賃、国際保険料、中国国内における荷役・通関諸費用、中国国内保険料、中国国内運賃、与信費用を、CFR 条件による輸出取引の場合は、国際運賃、中国国内における荷役・通関諸費用、中国国内保険料、中国国内運賃、与信費用を、FOB 条件による輸出取引の場合は、中国国内における荷役・通関諸費用、中国国内保険料、中国国内運賃、販売手数料、与信費用及び現地調査においてサンプル選定された取引³⁴⁵について確認されたその他の費用をそれぞれ控除した³⁴⁶。

その結果、アンチモン触媒 PET の輸出価格は 1kg 当たり【数値】RMB となった。

(193) チタン触媒 PET については、調査対象期間中に行われた 132 件³⁴⁷の本邦向け輸出取引について、契約条件は CIF、CFR 又は FOB であった。

公正な価格比較を行うため、華潤包装材料の回答及び現地調査の結果を踏まえて控除項目を検討した結果、CIF 条件による輸出取引の場合は、国際運賃、国際保険料、中国国内における荷役・通関諸費用、中国国内保険料、中国国内運賃、販売手数料、与信費用を、CFR 条件による輸出取引の場合は、国際運賃、中国国内における荷役・通関諸費用、中国国内保険

³⁴⁴ 供給者質問状回答書（華潤包装材料）（様式 K-9）

³⁴⁵ 供給者現地調査報告書（華潤包装材料）（調査項目 2-1(2)及び(3)）

³⁴⁶ DM 計算書（華潤包装材料）

³⁴⁷ 供給者質問状回答書（華潤包装材料）（様式 K-9）

料、中国国内運賃、与信費用を、FOB 条件による輸出取引の場合は、中国国内における荷役・通関諸費用、中国国内保険料、中国国内運賃、販売手数料、与信費用をそれぞれ控除した。その結果、これを加重平均すると、輸出価格は 1kg 当たり【数値】RMB となった。

2-4-1-2 通貨の換算

(194) 不当廉売差額の算出のための価格比較において、輸出取引の価格については、【通貨単位】で契約されていたことから、調査当局が認定した販売日において、供給者が会計システムに記帳する際用いている為替レートを用いて供給者の現地通貨である中国人民元に換算した価格で比較した。

2-4-1-3 不当廉売差額率

(195) 不当廉売差額は、上記「2-3-2 代替国の正常価格」において算出した正常価格と上記「2-4-1-1 本邦向け輸出価格」において算出した輸出価格との差額として算出したところ、アンチモン触媒 PET については 1kg 当たり【数値】RMB、チタン触媒 PET については 1kg 当たり【数値】RMB となった。また、不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出したところ、アンチモン触媒 PET は 53.85%、チタン触媒 PET は 44.52% となり、これらアンチモン触媒 PET とチタン触媒 PET の不当廉売差額率を各数量で加重平均すると、「表 26 不当廉売差額率（華潤包装材料）」のとおり、52.26% となり、僅少ではなかった。

表 26 不当廉売差額率（華潤包装材料）

	不当廉売差額率 (%)
華潤包装材料	52.26

2-4-2 遠紡工業（上海）有限公司

2-4-2-1 供給者

(196) 遠紡工業（上海）は、中国の高重合度 PET 生産者である。遠紡工業（上海）の生産する調査対象貨物は全量、同者の株式を 87.64%³⁴⁸保有する遠東化聚工業により輸出されていた。また、遠東化聚工業の株式を 73.04%保有する遠東新世紀股份有限公司（以下「遠東新世紀」という。）が株式を 100%保有する³⁴⁹遠東新世紀（中国）投資有限公司が遠紡工業（上海）の株式 12.36%を保有していた³⁵⁰。亞東工業（蘇州）も中国の高重合度 PET 生産者であるところ、遠東新世紀は、亞東工業（蘇州）の株式を間接的に 100%保有する Yuan Ding Investment Co. Ltd の株式を 99.7%³⁵¹保有していた。さらに、遠東新世紀の管理職 4 名が遠紡工業（上海）の取締役であり、遠東新世紀の管理職 2 名が亞東工業（蘇州）の取締役であり、遠紡工業（上

³⁴⁸ 供給者質問状回答書（遠紡工業（上海））（調査項目 A-1-5）

³⁴⁹ 調査当局が収集及び分析した関係証拠 4. 「遠東新世紀股份有限公司 監査済み財務諸表（連結）」

³⁵⁰ 供給者質問状回答書（遠紡工業（上海））（調査項目 A-1-5）

³⁵¹ 調査当局が収集及び分析した関係証拠 4. 「遠東新世紀股份有限公司 監査済み財務諸表（連結）」

海)と亞東工業(蘇州)には共通の取締役が存在すること³⁵²を確認した。遠紡工業(上海)と亞東工業(蘇州)は、いずれも調査対象期間に調査対象貨物を生産し、日本に輸出した。また、両者はともに遠東新世紀を通じて第三国向け同種の貨物を輸出していた。

- (197) したがって、調査当局は、遠紡工業(上海)、遠東化聚工業及び亞東工業(蘇州)の3者(以下「遠東グループ」という。)の親会社である遠東新世紀は、これら3者に対して相当な支配力を有しているとともに、取締役の共通性からこれら3者の経営について共通性が認められ、高重合度PETの生産及び販売に関して、共通の商業目的を達成するため、相互に調整することが可能であると判断し、不当廉売差額の算出にあたっては、これら3者を1事業体として取り扱うこととした。

2-4-2-2 本邦向け輸出価格

2-4-2-2-1 関連企業間の取引

- (198) 遠紡工業(上海)が生産し、遠東化聚工業が輸出した調査対象貨物の【数値】%³⁵³は、【関連企業名】によって輸入され、同者は輸入した調査対象貨物を全量PETプリフォーム製品の原料として消費していた³⁵⁴。遠東化聚工業は日本パリソンの株式の【数値】%を保有³⁵⁵し、日本パリソンの取締役のうち【数値】名³⁵⁶が【会社名】から派遣されており、日本パリソンが調達する高重合度PETは、【輸入先の名称】から輸入していること³⁵⁷が確認された。このため、調査当局は、遠紡工業(上海)と日本パリソンの取引は関連企業間の取引に該当すると認め、日本パリソンにより調査対象貨物を使用して生産された製品(以下「調査対象貨物使用製品」という。)が、日本国内における独立した買手に最初に販売された価格(調査対象貨物使用製品の日本国内販売価格)と、当該調査対象貨物使用製品の生産費、管理費、販売経費及び一般的な経費並びに利潤(以下「製造原価等」という。)について証拠の提出を求めたところ、遠紡工業(上海)は、日本パリソンからの協力が得られなかったとして、回答を提出しなかった。

2-4-2-2-2 関連企業間の取引に係る意見の表明等

- (199) 平成29年2月13日、遠紡工業(上海)の代理人から、追加質問状の回答期限延長を求めたい旨の相談があったが、当該申し出については、追加質問状回答期限を既に超過していたことから受領できない旨、遠紡工業(上海)代理人に直接説明し、遠紡工業(上海)代理人はこれを了解した。
- (200) 平成29年3月9日、日本パリソンより、同者は遠紡工業(上海)と関連会社の関係になること、輸入した高重合度PETを全量消費しており、他者に販売している事実はないこと、

³⁵² 市場経済質問状回答書(遠紡工業(上海))(調査項目A-34-2)

³⁵³ 供給者質問状回答書(遠紡工業(上海)及び遠東化聚工業)(調査項目様式B-2,3)

³⁵⁴ 意見の表明(日本パリソン 平成29年3月9日)

³⁵⁵ 輸入者質問状回答書(日本パリソン)(調査項目A-1-5)

³⁵⁶ 意見の表明(日本パリソン 平成29年3月9日)

³⁵⁷ 輸入者質問状回答書(日本パリソン)(調査項目様式A-5)

及び同者の生産する調査対象貨物使用製品は、【プリフォーム製造原価等の情報】旨の意見³⁵⁸が提出された。

2-4-2-2-3 関連企業間の取引に係る意見の表明等の検討

(201) 上記(200)の日本パリソンの意見について、調査当局は以下のとおり検討した。

(ア) 供給者当初質問状回答書の回答内容に係る指摘事項を踏まえて提出された不備改め版回答書の調査項目 G 及び F に係る回答内容から、調査当局は、遠東グループが質問の趣旨を十分理解していない可能性があることを懸念し、追加質問状の送付に際して、遠東グループの代理人に対し、追加質問項目 P 及び Q の趣旨及び内容を詳細に説明するとともに、不明な点等があればいつでも調査当局に連絡するよう伝達した。しかしながら、遠紡工業（上海）からは何ら連絡がなく、追加質問状回答書に日本パリソンから協力できない旨の返答があった旨記載し³⁵⁹、質問項目 P 及び Q について回答しなかった。

(イ) 遠東グループが提出した証拠³⁶⁰によると、遠東グループは、【調査当局への回答方法】旨を日本パリソンに伝達していた。それにも関わらず、日本パリソンは、回答に協力することはできないと返答した。

(202) したがって、日本パリソンは、遠東グループに秘密を開示せずに回答することが可能であることを理解していたにも関わらず、回答を提出しなかったことが認められた。

(203) また、日本パリソンは、遠東グループに対し、同者が遠東グループの関連企業に該当しない旨を回答に協力しない理由として主張しているが、上記(198)に述べたとおり、調査当局は遠東グループと日本パリソンの取引が関連企業間の取引に該当する旨を認定している。

(204) したがって、遠東グループは、同者と日本パリソンの関連企業間の取引について、調査対象貨物使用製品の製造原価等及び国内販売価格にかかる情報を提出しなかったことが認められた。

2-4-2-2-4 結論

(205) 上記(198)から(204)のとおり、遠東グループは日本パリソンとの関連企業間の取引について、調査当局が求める調査対象貨物使用製品の製造原価等及び国内販売価格にかかる情報を提出しなかった。同者の本調査に対する対応は、妥当な期間内に調査当局が必要な情報の入手をすることを許さず、若しくはこれを提供せず又は調査を著しく妨げる場合に該当するものと認められた。このため、調査当局は知ることができた事実に基づき、同者の不当廉売差額率を算定した。

2-4-2-3 不当廉売差額率

(206) 遠東グループの不当廉売差額率として、上記「2-4-1-3 不当廉売差額率」におけ

³⁵⁸ 意見の表明（日本パリソン）（平成 29 年 3 月 9 日）

³⁵⁹ 供給者追加質問状回答書（遠紡工業（上海））（調査項目 P 及び Q）

³⁶⁰ 供給者追加質問状回答書（遠紡工業（上海））（添付資料 P-2-1）

るアンチモン触媒 PET の不当廉売差額率を適用した。

表 27 不当廉売差額率（遠紡工業（上海）、遠東化聚工業及び亞東工業（蘇州））

	不当廉売差額率（％）
遠紡工業（上海）、遠東化聚工業 及び亞東工業(蘇州)	53.85

2－4－3 浙江万凱新材料有限公司

2－4－3－1 本邦向け輸出価格

(207) 浙江万凱新材料の回答によると、調査対象期間中に同者が行った日本向け輸出取引は、全て非関連企業に対する輸出取引であった。

(208) 調査対象期間中に行われた 294 件³⁶¹の本邦向け輸出取引について、契約条件は CIF、CFR 又は FOB であった。

公正な価格比較を行うため、浙江万凱新材料の回答及び現地調査の結果を踏まえて控除項目を検討した結果、CIF 条件による輸出取引の場合は、国際運賃、国際保険料、中国国内における荷役・通関諸費用、中国国内保険料、中国国内運賃、販売手数料、与信費用を、CFR 条件による輸出取引の場合は、国際運賃、中国国内における荷役・通関諸費用、中国国内保険料、中国国内運賃、販売手数料、与信費用を、FOB 条件による輸出取引の場合は、中国国内における荷役・通関諸費用、中国国内保険料、中国国内運賃、販売手数料、与信費用及び現地調査においてサンプル選定された取引³⁶²について確認されたその他の費用をそれぞれ控除した。

その結果、アンチモン触媒 PET の輸出価格は 1kg 当たり【数値】RMB となった。

2－4－3－2 通貨の換算

(209) 不当廉売差額の算出のための価格比較において、輸出取引の価格については、【通貨単位】で契約されていたことから、調査当局が認定した販売日において、供給者が会計システムに記帳する際用いている為替レートを用いて供給者の現地通貨である中国人民元に換算した価格で比較した。

2－4－3－3 不当廉売差額率

(210) 不当廉売差額は、上記「2－3－2 代替国の正常価格」において算出した正常価格と上記「2－4－3－1 本邦向け輸出価格」において算出した輸出価格との差額として算出したところ、1kg 当たり【数値】RMB となった。また、不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出したところ、51.85%となり、僅少ではなかった。

表 28 不当廉売差額率（浙江万凱新材料）

³⁶¹ 供給者追加質問状回答書（浙江万凱新材料）（様式 K-11）

³⁶² 供給者現地調査報告書（浙江万凱新材料）（調査項目 2-1(2)及び(3)）

	不当廉売差額率(%)
浙江万凱新材料	51.85

2-4-4 海南逸盛石化有限公司

2-4-4-1 本邦向け輸出価格

- (211) 海南逸盛石化の回答によると、調査対象期間中に同者が行った日本向け輸出取引の【数値】%³⁶³が関連企業である恒逸 JAPAN に対する輸出取引であった。
- (212) 海南逸盛石化に対して現地調査を行ったところ、調査当局は、同者の回答に係る調査対象貨物、国内向け同種の貨物及び第三国向け同種の貨物についての売上高及び生産コストについて、その正確性を確認することができなかった³⁶⁴。
- (213) 海南逸盛石化が生産し、輸出した調査対象貨物の【数値】%³⁶⁵を輸入した恒逸 JAPAN は、当該調査対象貨物を日本国内の非関連の産業上の使用者に対して販売していた。海南逸盛石化の株式の【数値】%を保有する 2 社の株式を間接的に保有する恒逸石化株式会社は、恒逸 JAPAN の株式の【数値】%を間接的に保有していた。このため、調査当局は、海南逸盛石化と恒逸 JAPAN の取引は関連企業間の取引に該当すると認めた。
- (214) 海南逸盛石化の当初質問状回答書調査項目 G 及び F に係る回答内容から、調査当局は、海南逸盛石化が質問の趣旨を誤解している可能性があることを認めたことから、追加質問状の送付に際して、海南逸盛石化の代理人に対し、追加質問項目 O 及び P の趣旨及び内容を詳細に説明するとともに、不明な点等があればいつでも調査当局に連絡するよう伝達した。
- (215) 海南逸盛石化は平成 29 年 2 月 17 日に追加質問状回答書を提出した。しかしながら、現地調査において、調査当局は、追加質問状回答書において恒逸 JAPAN が日本国内における独立した買手に最初に販売した価格として回答された内容の正確性を確認することができなかった³⁶⁶。
- (216) 海南逸盛石化と恒逸 JAPAN の関連企業間の取引について、同者は調査当局が求める調査対象貨物の日本国内における独立した買手に最初に販売した価格に係る情報を提出しなかった。同者の本調査に対する対応は、妥当な期間内に調査当局が必要な情報の入手をすることを許さず、若しくはこれを提供せず又は調査を著しく妨げる場合に該当するものと認められた。このため、調査当局は知ることができた事実に基づき、同者の不当廉売差額率を算定した。

2-4-4-2 不当廉売差額率

³⁶³ 供給者追加質問状回答書（海南逸盛石化）（調査項目様式 K-1）

³⁶⁴ ファクツ・アブエイラブルの適用に至った経緯等について（以下「FA 経緯書」という。）（海南逸盛石化）

³⁶⁵ 供給者追加質問状回答書（海南逸盛石化）（調査項目様式 K-1）

³⁶⁶ FA 経緯書（海南逸盛石化）

(217) 海南逸盛石化の不当廉売差額率として、上記「**2-4-1-3 不当廉売差額率**」におけるアンチモン触媒 PET の不当廉売差額率と同率を適用した。

表 29 不当廉売差額率（海南逸盛石化）

	不当廉売差額率 (%)
海南逸盛石化	53.85

2-4-5 サンプル通知への回答書を提出したがサンプル調査対象者に選定されなかった供給者

2-4-5-1 不当廉売差額率

(218) サンプル通知への回答書を提出した供給者のうち、サンプル調査対象者として選定されなかった供給者の不当廉売差額率の算出に当たっては、浙江万凱新材料から提出された回答であって、調査当局がその回答内容の正確性を確認することができた 15 取引に基づく輸出価格と、上記「**2-3-2 代替国の正常価格**」において算出した正常価格との差額に基づき算出したところ、「**表 30 不当廉売差額率（サンプル調査対象者以外の調査に協力した供給者）**」のとおり、40.41%となった。当該不当廉売差額率の算出に用いられた不当廉売差額は、サンプル調査対象者として選定された供給者について加重平均によって定められた不当廉売差額を下回り、算出された不当廉売差額率は僅少ではなかった。

表 30 不当廉売差額率（サンプル調査対象者以外の調査に協力した供給者）

	不当廉売差額率 (%)
広東泰宝聚合物 江蘇興業プラスチック 江陰興泰新材料 江陰興宇新材料 騰龍特殊樹脂（厦門）	40.41

2-5 知り得た供給者のうち調査に協力しなかった供給者及びその他の中国の供給者

2-5-1 不当廉売差額率

(219) 華潤包装材料、浙江万凱新材料、遠東グループ、海南逸盛石化、広東泰宝聚合物、江蘇興業プラスチック、江陰興泰新材料、江陰興宇新材料及び騰龍特殊樹脂（厦門）以外の調査当局が知り得た供給者については、上記(111)で述べたとおり、調査当局が海外供給者から入手することを要する情報の詳細を明示し、また、当該必要な情報を得ることができない場合、調査当局は、知ることができた事実に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨も明示したが、必要な情報を提供しなかった。したがって、調査当局は、知ることができた事実に基づき³⁶⁷不当廉売差額率を算出することとした。具体的には、上記「**2-4-1**

³⁶⁷ 協定 6.8、協定附属書 II 及びガイドライン 10。

－ 3 不当廉売差額率」におけるアンチモン触媒 PET の不当廉売差額率と同率を適用した。

(220) 上記(16)(ア)、(イ)及び(ウ)の 21 者以外のその他の中国の供給者については、上記(120)及び(121)で述べたとおり、調査当局が供給者から入手することを要する情報の詳細を明示し、また、当該必要な情報を得ることができない場合、調査当局は知ることができた事実に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨も明示したが、必要な情報を提供するその他の中国の供給者はいなかった。したがって、当局は、知ることができた事実に基づき不当廉売差額率を算出することとした。

(221) 調査当局が入手することができた情報のうち、中国の供給者が最も多く輸出していた品種はアンチモン触媒 PET であった。非アンチモン触媒 PET について、上記(220)のその他の中国の供給者が輸出していたことを示す証拠はなかった。したがって、アンチモン触媒 PET がその他の中国の供給者が輸出した品種として代表的なものであると認められた。

(222) アンチモン触媒 PET にかかる不当廉売差額率の算定に使用可能な情報としては、華潤包装材料と浙江万凱新材料からそれぞれ提出された情報があった。華潤包装材料と浙江万凱新材料から提出された情報を比較したところ、前者の取引数は 907 件であり、後者の取引数である 294 件を大きく上回った。またアンチモン触媒 PET の型番は、華潤包装材料の場合、一般ボトル・容器用が【数量】種類、耐圧ボトル・容器用が【数量】種類、耐熱ボトル・容器用が【数量】種類の合計【数量】種類であるのに対し、浙江万凱新材料の場合、一般ボトル・容器用が【数量】種類、耐圧ボトル・容器用が【数量】種類、耐熱ボトル・容器用が【数量】種類の合計【数量】種類であり、華潤包装材料の調査対象貨物の方が多様な品種を含んでいた。

これらを総合的に勘案すると、アンチモン触媒 PET にかかる不当廉売差額率の算定については、華潤包装材料が輸出した調査対象貨物が、その他の中国の供給者が輸出した品種として代表的なものであると認められた。

(223) このことから、その他の中国の供給者の不当廉売差額率は、華潤包装材料が日本に輸出したアンチモン触媒 PET について算出された、上記「**2－4－1－3 不当廉売差額率**」における不当廉売差額率と同率を適用した。

(224) 以上により、知り得た供給者のうち調査に協力しなかった供給者及びその他の中国の供給者の不当廉売差額率は、上記「**2－4－1－3 不当廉売差額率**」におけるアンチモン触媒 PET の不当廉売差額率と同率を適用した。

2－6 中国の供給者の不当廉売差額率

(225) 中国の供給者の不当廉売差額率は、「表 31 中国の供給者の不当廉売差額率」のとおりとなった。

表 31 中国の供給者の不当廉売差額率

	不当廉売差額率(%)
華潤包装材料	52.26
浙江万凱新材料	51.85
海南逸盛石化	53.85
広東泰宝聚合物 江蘇興業プラスチック 江陰興泰新材料 江陰興宇新材料 騰龍特殊樹脂（厦門）	40.41
遠紡工業（上海） 遠東化聚工業 亞東工業（蘇州）	53.85
浙江恒逸集団 上海恒逸聚酯纖維 江蘇三房巷集団 江蘇三房巷国際貿易 恒力集団 華潤創業 珠海裕華聚酯 XINHUI INDUSTRIAL LIMITED 常州安德利聚酯 中国石化儀微化纖	53.85
その他の中国の供給者	53.85

2-7 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項についての結論

(226) 以上のとおり、中国を原産地とする不当廉売された高重合度 PET の本邦への輸入の事実が認められた。

3 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項

(227) 調査対象貨物について、「2 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項」のとおり、不当廉売された貨物の輸入の事実が認められたことを踏まえ、当該不当廉売された輸入貨物（以下「当該輸入貨物」という。）が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実について検討を行った。

3-1 同種の貨物の検討

(228) 損害の決定は、実証的な証拠に基づき、

（ア）ダンピング輸入の量及びダンピング輸入が国内市場における同種の製品の価格に及ぼす影響、並びに

（イ）ダンピング輸入が同種の製品の国内生産者に結果として及ぼす影響の双方についての客観的な検討、

に基づいて行う³⁶⁸こととされている。

そこで、まず、本邦産同種の貨物の範囲について、物理的及び化学的特性、製造工程、流通経路、価格の決定方法、用途、代替性及び貿易統計上の分類から検討を行った。

3-1-1 物理的及び化学的特性

(229) 当該輸入貨物である高重合度 PET は、主として PTA 単位と MEG 単位の交互共重合による繰り返し単位からなる結晶性の熱可塑性プラスチックであって³⁶⁹、常温で安定しており、白色のペレット状で提供され³⁷⁰、臭いは無い。一般に熔融重合工程及び固相重合工程を経て製造され、固有粘度数が 1 グラムにつき 0.7 デシリットル以上のものである。一方、本邦産同種の貨物も、主として PTA 単位と MEG 単位の交互共重合による繰り返し単位からなる結晶性の熱可塑性プラスチックであって³⁷¹、常温で安定しており、白色のペレット状で提供され³⁷²、臭いは無い。一般に熔融重合工程及び固相重合工程を経て製造され、固有粘度数が 1 グラムにつき 0.7 デシリットル以上のものである。

(230) 以上のとおり、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の物理的及び化学的特性は共通していた。

3-1-2 製造工程

(231) 高重合度 PET の一般的な製造方法は、主として PTA と MEG を原料として、熔融重合工程及び固相重合工程を経て製造する方法、又は、使用済みの PET ボトルを原料とするケミカ

³⁶⁸ 協定 3.1

³⁶⁹ PTA 単位と MEG 単位のみからなるホモポリマーとして販売されるほか、機能を付与するためにジエチレングリコール等のアルコールやイソフタル酸等の他の物質を反応時に添加し、共重合物（コポリマー）として製造し販売されることもある。（出所：申請書 2-3）

³⁷⁰ 供給者当初質問状回答書（調査項目 A-5-1 及び添付資料 A-6-3）

³⁷¹ 脚注 2 と同じ。

³⁷² 本邦生産者当初質問状回答書（調査項目 A-6-1 及び添付資料 A-7）

ルリサイクル法やメカニカルリサイクル法などがあり、主として PTA と MEG を原料とした場合と使用済みの PET ボトルを原料とした場合のいずれにおいても、上記「**3-1-1 物理的及び化学的特性**」で述べた特性を持つ高重合度 PET が製造される。具体的な製造方法は次のとおりである。

(232) PTA と MEG を主原料とした場合は、上記「**3-1-1 物理的及び化学的特性**」に記載したとおり、一般に熔融重合工程さらに固相重合工程を経て製造される³⁷³。

(ア) 熔融重合工程は、一般に、直接重合法が用いられている³⁷⁴。直接重合法は、PTA と MEG を反応させ、230～250℃に 3～4 時間加熱し水を留去して低重合物（以下「オリゴマー」という。）であるビスヒドロキシエチルテレフタレート（以下「BHET」という。）を熔融状態で合成する。次いでこのオリゴマーに重縮合触媒を添加後、高真空下で 270～280℃に加熱することで重縮合反応が進み、熔融状態の PET が得られる。熔融重合工程で得られた PET は、熔融状態のまま糸状に抜き出されたのち、水で急冷して細断され、非晶質の透明なペレットとして次の固相重合工程に供される。

(イ) 固相重合工程は、熔融重合工程を経たペレットを用いて、融点以下の温度で、真空、又は窒素等の不活性ガスを流通させることで、生成する水、MEG を除去しながら所望の重合度を得られるまで、反応を進行させる。この工程により非晶質の透明状態から結晶化処理されて白化した高重合度 PET が製造される。

(233) 使用済み PET ボトルを主原料とした場合は、ケミカルリサイクル法とメカニカルリサイクル法の 2 つの方法がある。

ケミカルリサイクル法は、使用済み PET ボトルを解重合及び精製工程を経て高純度 BHET に精製した後に、重縮合触媒を添加し、熔融重合工程及び固相重合工程を経て高重合度 PET を製造する。

メカニカルリサイクル法は、使用済み PET ボトルを粉砕、洗浄して異物を十分に取り除いた後に、気流中又は減圧下で加熱処理すると同時に固相重合させ、高重合度 PET を製造する³⁷⁵。

(234) 当該輸入貨物及び本邦産同種の貨物の製造方法としては、どちらも熔融重合工程及び固相重合工程が採用されており、同様の方法で生産されていた³⁷⁶。（ただし、メカニカルリサイクル法では、一旦熔融重合工程及び固相重合工程を経た使用済み PET ボトルをそのまま原料としているため、改めて熔融重合工程を経ない。）

(235) 以上のとおり、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の製造工程は共通していた。

3-1-3 流通経路

(236) 当該輸入貨物の本邦における流通経路については、大部分は、当該貨物の供給者から本邦の輸入商社に対して輸出された上で、当該輸入商社から本邦における産業上の使用者に販売されていたが、一部は当該貨物の供給者から本邦における産業上の使用者に直接販売されて

³⁷³ 申請書（4-1(4)）

³⁷⁴ 他に、ジメチルテレフタレートと MEG を用いたエステル交換法も存在している。（出所：申請書 4-1(4)）

³⁷⁵ PET ボトルリサイクル推進協議会 Web サイト（<http://www.petbottle-rec.gr.jp/more/introduction.html>）

³⁷⁶ 本邦生産者当初質問状回答書（添付資料 A-7）及び供給者当初質問状回答書（添付資料 A-6-3）

いた³⁷⁷。本邦産同種の貨物についても、同様に、本邦の生産者が本邦の商社等を介して又は直接、本邦における産業上の使用者に販売されていた³⁷⁸。

(237) 以上のとおり、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の流通経路は共通していた。

3-1-4 価格の決定方法

(238) 当該輸入貨物の本邦における購入価格の決定方法については、取引先との個別の交渉によって行われており、一方、本邦産同種の貨物についても、同様に、取引先との個別の交渉によって行われていることを確認³⁷⁹した。

(239) 以上のとおり、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における価格決定の方法は共通していた。

3-1-5 用途

(240) 当該輸入貨物は、飲料用ボトル、医薬品用容器、化粧品用容器、食品調味料用容器、防虫剤等用容器、食品容器用シート等に用いられていた。一方、本邦産同種の貨物についても、飲料用ボトル、医薬品用容器、化粧品用容器、食品調味料用容器、防虫剤等用容器、食品容器用シート等に用いられていた³⁸⁰。

(241) 以上のとおり、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の用途は共通していた。

3-1-6 代替性

(242) 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物との代替性については、「表 32 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物との代替性」のとおり、「わからない」との回答を除くと、代替性が「あり」又は「一定の条件を満たせば可能」との回答が全体の 8 割弱を占め、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物は代替可能と認識されていることが認められた。

なお、「わからない」と回答した者の多くは、当該輸入貨物か本邦産同種の貨物のいずれか片方のみを使用等していた者であった。

³⁷⁷ 産業上の使用者確認票Ⅱ．(3) 及び産業上の使用者質問状回答書（様式 A-3）

³⁷⁸ 本邦生産者当初質問状回答書（様式 A-10）

³⁷⁹ 産業上の使用者質問状回答書（調査項目 D-1）

³⁸⁰ 本邦生産者確認票、本邦生産者当初質問状回答書（様式 A-6-2）、供給者当初質問状回答書（調査項目 A-5-1 及び様式 A-5-2）及び産業上の使用者質問状回答書（様式 B-1）

表 32 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物との代替性

代替可能性の状況	
代替可能性あり	27.0%
条件付きで代替可能	6.3%
代替可能性なし	10.6%
わからない	56.1%

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書(様式 A-14-1)、輸入者当初質問状回答書(様式 A-9-1)及び産業上の使用者質問状回答書(様式 C-4-1)

3-1-7 貿易統計上の分類

(243) 当該輸入貨物は、商品の名称及び分類についての統一システム(HS)の品目表第 3907.61 号に分類されるポリエチレンテレフタレート(固有粘度数が 1 グラムにつき 0.7 デシリットル以上のポリエチレンテレフタレートに相当する)³⁸¹であり、本邦産同種の貨物も全て同じ HS 番号(ポリエチレンテレフタレート)に分類されることを確認した。

3-1-8 同種の貨物の認定に係る証拠の提出、証言及び意見の表明

(244) 当該輸入貨物は、上記「1-1 調査の対象とした貨物の品名、銘柄、型式及び特徴、並びに供給者及び供給国」に記載したとおり、中国で生産され本邦へ輸出された高重合度 PET である。高重合度 PET には上記「3-1-2 製造工程」に述べたとおり、主として PTA と MEG を原料とするもの(以下「バージン PET」という。)、及び使用済み PET ボトルを原料とするもの(以下「リサイクル PET」という。)がある。バージン PET については、その製造工程において重縮合触媒として、アンチモンを使用する場合、チタンを使用する場合、ゲルマニウムを使用する場合及びその他アルミニウム等を使用する場合があるが、リサイクル PET については、製造工程において必ずしも重縮合触媒を使用しない³⁸²。

(245) 供給者、輸入者及び産業上の使用者から、アンチモン触媒 PET、チタン触媒 PET 及びゲルマニウムを使用した高重合度 PET(以下「ゲルマニウム触媒 PET」という。)について、アンチモン触媒 PET は、チタン触媒 PET 及びゲルマニウム触媒 PET 等アンチモン以外の重縮合触媒を使用して製造した高重合度 PET(以下「非アンチモン触媒 PET」という。)と、物理的及び化学的特性、製造工程、価格の決定方法及び用途が異なる旨の証拠の提出、証言

³⁸¹ 平成 28 年 12 月 22 日付け財務省告示第 365 号により変更

³⁸² ケミカルリサイクルの場合、解重合及び精製工程において、原料となる使用済み PET ボトルが含有する重縮合触媒を一旦除去した後に、熔融重合工程及び固相重合工程において、重縮合触媒を添加するが、メカニカルリサイクルの場合は、原料となる使用済み PET ボトルがバージン PET の製造の際に使用された重縮合触媒をそのまま含有しているため、再熔融重合工程において、重縮合触媒を添加しない。(出所：調査当局が収集及び分析した関係証拠「特許公報(株式会社アイエス 特許番号第 3715812 号)」及び「特許公報(東洋製罐 特許番号第 5720123 号)」を元に調査当局で作成。)

及び意見の表明があった^{383,384,385,386,387,388,389}。

これに対し、本邦生産者からは、調査対象貨物と本邦産高重合度 PET は、製造に用いる触媒の如何にかかわらず、物理的・化学的特性、製造工程、価格の決定方法、用途、代替性、貿易統計上の分類が共通している旨の証拠の提出及び意見の表明があった³⁹⁰。

(ア) 物理的及び化学的特性

- (a) 供給者から、物理的及び化学的特性は、粘度や外観のみによって決まるものではなく、含有する重金属の種類や分量等その他の要素にも左右され、アンチモン触媒 PET には、過剰に摂取すると人体の内部器官及び粘膜に害をもたらす可能性のある毒性重金属とされているアンチモンの残渣が一定量含まれているのに対し、非アンチモン触媒 PET にはアンチモン残渣は含まれていないため、両者は物理的特性及び化学的特性が異なる旨の意見の表明があった³⁹¹。
- (b) 供給者から、チタン触媒 PET は、重金属であるアンチモンを含んでおらず、重金属の含有量を減らした健康に害のない種類の PET である旨の意見の表明³⁹²があり、同者の製品パンフレットが証拠³⁹³として提出された。また、同者及び他の供給者からそれぞれ、アンチモン触媒 PET は、日本法で規定されている水中でのアンチモン残渣基準を超える可能性がある一方、ゲルマニウム触媒 PET は、アンチモン金属を含まないため重金属残渣の問題がないという違いがある旨の証言^{394,395}があった。
- (c) 供給者から、アンチモン触媒 PET は固有粘度数³⁹⁶が 0.77dl/g 以上であるが、ゲルマニウム触媒 PET は 0.77dl/g 未満であるという違いがある旨の証言^{397,398}があった。
- (d) 供給者から、同者が製造する工業用糸グレードの高重合度 PET は、(i)固有粘度数 1.0dl/g 以上であること、(ii)熱耐久性や張力を向上させるために、カルボキシル末端基含有量やジエチレングリコール（以下「DEG」という。）の含有量が低いこと、(iii)色相も Lb 値が通常 3 以上と高いため飲料ボトルに要求される透明度を満足させることはできない旨の意見の表明³⁹⁹があった。当該意見の表明にあたり証拠は提出されなかったが、同者は供給者の当初質問状調査項目 A に回答するにあたり、製品規格表⁴⁰⁰を提出しており、同者が製造する工業用 PET は、固有粘度数【数値】、カルボキシル末端含有量【数値】、DEG 含有量【数値】、色相 Lb 値【数値】であった。
- (e) 輸入者から、使用する重縮合触媒の違いが PET の色調に影響し、アンチモン触媒の場

³⁸³ 意見の表明及び証拠の提出（華潤包装材料 平成 29 年 1 月 17 日及び平成 29 年 3 月 30 日）

³⁸⁴ 証言及び証拠の提出（華潤包装材料及び浙江万凱新材料 平成 29 年 1 月 25 日）

³⁸⁵ 意見の表明（海南逸盛石化 平成 29 年 3 月 30 日）

³⁸⁶ 意見の表明（伊藤忠商事 平成 28 年 12 月 28 日）

³⁸⁷ 意見の表明及び証拠の提出（伊藤忠商事 平成 29 年 1 月 30 日及び平成 29 年 3 月 30 日）

³⁸⁸ 意見の表明及び証拠の提出（豊田通商 平成 29 年 1 月 5 日、平成 29 年 1 月 30 日及び平成 29 年 3 月 28 日）

³⁸⁹ 意見の表明（RP 東プラ等シートメーカー 17 者及び伊藤忠商事等輸入者 2 者 平成 29 年 3 月 30 日）

³⁹⁰ 意見の表明（三井化学及び三菱化学グループ 平成 29 年 1 月 30 日及び平成 29 年 3 月 30 日）

³⁹¹ 意見の表明（華潤包装材料 平成 29 年 3 月 30 日）

³⁹² 意見の表明（華潤包装材料 平成 29 年 1 月 17 日）

³⁹³ 証拠の提出（華潤包装材料 平成 29 年 1 月 17 日）

³⁹⁴ 証言（華潤包装材料 平成 29 年 1 月 25 日）

³⁹⁵ 証言（浙江万凱新材料 平成 29 年 1 月 25 日）

³⁹⁶ 「固有粘度数」は、他に「固有粘度」又は「特性粘度」等の用語が用いられている。

³⁹⁷ 証言及び証拠の提出（華潤包装材料 平成 29 年 1 月 25 日）

³⁹⁸ 証言及び証拠の提出（浙江万凱新材料 平成 29 年 1 月 25 日）

³⁹⁹ 意見の表明（亞東工業（蘇州） 平成 28 年 11 月 9 日）

⁴⁰⁰ 供給者当初質問状回答書（亞東工業（蘇州））（添付資料 A-5-3.3）

合はややくすんだ色調のレジン、チタン触媒の場合は黄ばむ傾向があるレジン、ゲルマニウム触媒の場合は透明度が高いレジンがそれぞれ得られる旨を説明する証拠⁴⁰¹の提出があった。

- (f) 輸入者並びに当該輸入者を含む輸入者及び産業上の使用者の連名により、使用する重縮合触媒の違いから、中国産アンチモン触媒 PET は青色を帯びた透明色をしているが、本邦産高重合度 PET は、黄色を帯びた透明色をしている旨の意見の表明が行われた^{402,403}。
- (g) 輸入者並びに当該輸入者を含む輸入者及び産業上の使用者の連名により、アンチモン触媒 PET はイソフタル酸を添加した共重合物（以下「コポリマーPET」という。）であり、ゲルマニウム触媒 PET はイソフタル酸を添加しないホモポリマーPET であるため、ガラス化転移点が異なり、さらに結晶化スピード、結晶化温度帯も著しく異なることから、化学的特性が異なる旨の意見の表明があった^{404,405,406}。
- (h) 輸入者から、メカニカルリサイクルを採用している者はアンチモン触媒を使用していないと認識しており、仮にリサイクル PET にアンチモン触媒が使用されていたとしても、化学的特性、用途、価格等に照らして、中国産アンチモン触媒 PET とは同種性を有さない旨の意見の表明があった⁴⁰⁷。
- (i) 本邦生産者から、本邦においても、(i)固有粘度数 0.77dl/g 以上のゲルマニウム触媒 PET、(ii)固有粘度数 1.0dl/g 以上の PET、(iii)【物性】PET の生産がある旨を説明する証拠の提出⁴⁰⁸、及び(iv)色相 (Lb 値) については【本邦生産者名】が飲料ボトル用 PET を b 値【物性値】を目標に製造している旨を説明する資料を添付した意見の表明⁴⁰⁹があった。

(イ) 製造工程

- (a) 供給者から、チタン触媒 PET とアンチモン触媒 PET では、製造段階において、【製造方法】結果、【特性】、同一の製造ラインを使用してもチタン触媒 PET の方がアンチモン触媒 PET よりも【特性】が著しく異なる旨の意見の表明⁴¹⁰があり、併せて関連する証拠の提出⁴¹¹があった。
- (b) 供給者から、アンチモン触媒 PET は溶融重合工程と固相重合工程の 2 工程であるが、ゲルマニウム触媒 PET は溶融重合工程と固相重合工程の間にオリゴマーを除去するために沸騰工程を加える必要があること、また、アンチモン触媒とゲルマニウム触媒は活動及び安定性が異なるため、反応速度及び製造過程を調整する必要があることから、アンチモン触媒 PET とゲルマニウム触媒 PET は製造工程及び技術に違いがある旨の証言⁴¹²があった。

⁴⁰¹ 証拠の提出（豊田通商 平成 29 年 1 月 5 日）

⁴⁰² 意見の表明（豊田通商 平成 29 年 3 月 28 日）

⁴⁰³ 意見の表明（RP 東プラ等シートメーカー17 者及び伊藤忠商事等輸入者 2 者 平成 29 年 3 月 30 日）

⁴⁰⁴ 意見の表明（豊田通商 平成 29 年 3 月 28 日）

⁴⁰⁵ 意見の表明（伊藤忠商事 平成 29 年 3 月 30 日）

⁴⁰⁶ 意見の表明（RP 東プラ等シートメーカー17 者及び伊藤忠商事等輸入者 2 者 平成 29 年 3 月 30 日）

⁴⁰⁷ 意見の表明（伊藤忠商事 平成 29 年 3 月 30 日）

⁴⁰⁸ 証拠の提出（三井化学 平成 29 年 1 月 30 日）

⁴⁰⁹ 意見の表明（三井化学及び三菱化学グループ 平成 29 年 3 月 30 日）

⁴¹⁰ 意見の表明（華潤包装材料 平成 29 年 1 月 17 日）

⁴¹¹ 証拠の提出（華潤包装材料 平成 29 年 1 月 17 日）

⁴¹² 証言（華潤包装材料及び浙江万凱新材料 平成 29 年 1 月 25 日）

- (c) 輸入者並びに当該輸入者を含む輸入者及び産業上の使用者の連名により、申請者が使用するゲルマニウム触媒 PET の製造設備において、アンチモン触媒 PET を製造することは可能であるが、中国の生産者が使用するアンチモン触媒 PET の製造設備は、アンチモン触媒専用であり、オリゴマー制御に特殊な設備が必要となるゲルマニウム触媒 PET を製造することは不可能である旨の意見の表明^{413,414}があった。
- (d) 本邦生産者から、アンチモン触媒 PET、チタン触媒 PET 及びゲルマニウム触媒 PET の間で製造工程に違いはなく、同一の設備で製造できる旨の意見の表明⁴¹⁵及び説明する証拠の提出⁴¹⁶があった。

(ウ) 価格の決定方法

- (a) 輸入者から、同者が陳述書を入手した国内トレイ等容器メーカー14 社が、国際市況に基づき中国産 PET を購入しているとして、日本メーカー、中国メーカー及び第三国メーカーからの 2015 年度の購入数量合計値、購入金額合計値及び平均購入単価を記載した証拠の提出⁴¹⁷があった。
- (b) 輸入者並びに当該輸入者を含む輸入者及び産業上の使用者の連名によりで、アンチモン触媒 PET は、代替性があることを一因として、価格交渉力が弱いため、交渉により価格を決定することが困難であり、時期ごとの主原料の価格の高騰及び下落による影響を受け、主原料の値動きと相関する形で都度変動することになるが、申請者らが生産する非アンチモン触媒 PET は、業界内において代替性のない特殊な製品であることから、市場価格と無関係に販売価格を変更できるだけの価格交渉力を有しているため、両者は価格の決定方法が異なる旨の意見の表明^{418,419}があった。
- (c) 輸入者から、申請者は販売価格について四半期若しくは半期での固定価格を採用している旨の意見の表明⁴²⁰があった。
- (d) 産業上の使用者から、本邦産品及び輸入品ともに、PTA や MEG の市況（相場）価格や化学品情報会社のデータを参考に、前月及び過去の購入価格を考慮して、製品ごとに毎月交渉を行っている旨の意見の表明⁴²¹があった。
- (e) 本邦生産者から、主原料である PTA と MEG の価格と販売価格とに相関関係は認められない旨の意見の表明⁴²²があった。
- (f) 本邦生産者から、【価格交渉の内容】を参考に産業上の使用者との価格交渉を行っている旨を説明する証拠の提出⁴²³があった。

(エ) 用途

- (a) 供給者から、水の中に残置するアンチモンの基準について、日本法に基づく規制が存在し、アンチモン触媒 PET を使用した場合、アンチモン金属の残置が基準を上回る可能性

⁴¹³ 意見の表明（豊田通商 平成 29 年 3 月 28 日）

⁴¹⁴ 意見の表明（RP 東プラ等シートメーカー17 者及び伊藤忠商事等輸入者 2 者 平成 29 年 3 月 30 日）

⁴¹⁵ 意見の表明（三井化学及び三菱化学グループ 平成 29 年 1 月 30 日）

⁴¹⁶ 証拠の提出（三菱化学グループ 平成 29 年 1 月 30 日）

⁴¹⁷ 証拠の提出（豊田通商 平成 29 年 1 月 30 日）

⁴¹⁸ 意見の表明（豊田通商 平成 29 年 3 月 28 日）

⁴¹⁹ 意見の表明（RP 東プラ株式会社等シートメーカー17 者及び伊藤忠商事等輸入者 2 者 平成 29 年 3 月 30 日）

⁴²⁰ 意見の表明（伊藤忠商事 平成 29 年 3 月 30 日）

⁴²¹ 意見の表明（北海製罐 平成 29 年 3 月 30 日）

⁴²² 意見の表明（三井化学及び三菱化学グループ 平成 29 年 1 月 30 日）

⁴²³ 本邦生産者当初質問状回答書（三井化学）（添付資料 H-1-3③）

があるため、耐熱ボトル用途にアンチモン触媒 PET が使用されることはない旨、及びシートメーカーは本邦産ゲルマニウム触媒 PET を使用したことはなく、本邦生産者がゲルマニウム触媒 PET を販売しようとシートメーカーに連絡したという事実もない旨、及びアンチモン触媒 PET の固有粘度数は比較的高い一方、ゲルマニウム触媒 PET の固有粘度数は比較的低いことから、固有粘度数が比較的高い高重合度 PET が使用されるシート原料にゲルマニウム触媒 PET は使用されない旨の証言^{424,425}があった。

- (b) 供給者から、商慣習上、日本の PET ボトル市場においては、アンチモン触媒 PET はほとんど使用されていない旨の意見の表明⁴²⁶があった。
- (c) 輸入者から、海外ではアンチモン触媒 PET を 75℃以上の充填時に使用しているが、日本ではアンチモンの溶出を懸念する食品メーカーの意向もあり、75℃以上の充填時にはチタン触媒 PET を使用し、アンチモン触媒 PET を使用していない旨を説明する【個別企業名】が作成した技術的意見書⁴²⁷が証拠として提出された。
- (d) 産業上の使用者から、1998 年頃は、製品安全性の観点から食品衛生法（厚生省告示 370 号）、FDA（米国食品医薬品局）、WHO（世界保健機関）、水道法（厚生労働省）、EPA（米国環境保護庁）によるアンチモン濃度規制を考慮し、PET ボトル飲料産業界各社は高温充填方式にアンチモン触媒 PET を使用しない方向で製造を行ってきた旨、2003 年にアンチモンに対する水道法の規制が緩和され、ボトル容器からのアンチモンの内容物への溶出試験データをもとに、製品安全保証が可能と判断し、顧客の同意を得て、高温充填方式用ボトルにアンチモン触媒 PET を採用している旨、及び常温充填方式・高温充填方式を問わず、加温販売用ボトルには、ボトル内面を炭素被膜などで被覆したバリアボトルを除き、アンチモン触媒 PET を使用しない方針としている旨の意見の表明⁴²⁸があった。
- (e) 本邦生産者から、水の中に残置するアンチモンの基準は、水道法に基づく水道水についての水質基準である旨及びポリオレフィン等合成樹脂製食品容器包装等に関する自主基準確認証明書の交付申請に際し、PET についてはアンチモン及びゲルマニウムの溶出が限度以下であるか否かを記載し、確認証明書の発行を受けている旨を説明する証拠^{429, 430}、並びにシートメーカーに対し本邦産高重合度 PET の出荷実績がある旨及びリサイクル PET が飲料用ボトルに使用されている旨を説明する資料⁴³¹がそれぞれ提出され、アンチモン触媒 PET を耐熱用ボトルに使用することは法令上禁止されておらず、アンチモン触媒 PET と非アンチモン触媒 PET で用途が異なるわけではない旨の意見の表明^{432,433}があった。
- (f) 供給者、輸入者並びに当該輸入者を含む輸入者及び産業上の使用者の連名により、アンチモン触媒 PET を耐熱ボトル用途に使用することが法令上禁止されていないことをもって用途が同一であることの根拠にはならない旨及び法令で禁止されていないからとい

⁴²⁴ 証言（華潤包装材料 平成 29 年 1 月 25 日）

⁴²⁵ 証言（浙江万凱新材料 平成 29 年 1 月 25 日）

⁴²⁶ 意見の表明（海南逸盛石化 平成 29 年 3 月 30 日）

⁴²⁷ 証拠の提出（伊藤忠商事 平成 29 年 1 月 30 日）

⁴²⁸ 意見の表明（北海製罐 平成 29 年 3 月 30 日）

⁴²⁹ 証拠の提出（三井化学 平成 29 年 1 月 30 日）

⁴³⁰ 証拠の提出（三菱化学グループ 平成 29 年 1 月 30 日）及びポリオレフィン等衛生協議会 Web サイト（<http://www.jhospa.gr.jp/web/standard/standard.html>）

⁴³¹ 意見の表明（三井化学及び三菱化学グループ 平成 29 年 3 月 30 日）

⁴³² 意見の表明（三井化学及び三菱化学グループ 平成 29 年 1 月 30 日）

⁴³³ 意見の表明（三井化学及び三菱化学グループ 平成 29 年 3 月 30 日）

って信用問題を生じさせかねない触媒品を用いるという非合理的な選択をする事業会社は現実社会では想定できない旨の意見の表明^{434,435,436,437}があった。

- (g) 本邦生産者から、多数の同一種の飲料が、一般ボトル・容器用 PET を使用する常温充填方式で充填されたり、耐熱ボトル容器用 PET を使用する高温充填方式で充填されていたりすることを示す証拠の提出⁴³⁸があった。
- (h) 産業上の使用者から、高温充填方式の場合、殺菌できない指標菌がいるため、ミルク入り飲料や栄養分の高い茶系飲料（麦茶）等の充填ができない旨の情報の提供⁴³⁹及び意見の表明⁴⁴⁰があった。一方、本邦生産者から、同一のミルク入り飲料が高温充填方式及び常温充填方式で充填されていることを示す写真が掲載された当該産業上の使用者の Web サイトを添付した意見の表明⁴⁴¹があった。
- (i) 産業上の使用者から、ボトル用に使用される高重合度 PET のうち、コポリマーPET は共重合されたイソフタル酸の効果により結晶化しにくいいため耐熱性が要求される容器には適さず、常温充填ボトル容器用、耐圧ボトル容器用及びシート用に使用され、耐熱性が要求される分野にはホモポリマーPET が使用されている旨の意見の表明⁴⁴²があった。
- (j) 産業上の使用者から、本邦産のゲルマニウム触媒 PET 及びチタン触媒 PET は、充填方式・販売方式に関係なく、全ての用途で使用可能である旨の意見の表明⁴⁴³があった。
- (k) 本邦生産者から、具体例をあげてアンチモン触媒 PET が高温充填方式に使用されている旨の意見の表明⁴⁴⁴があった。
- (l) 輸入者から、ペトリファインテクノロジー、協栄産業及び遠東石塚グリーンペットの生産するリサイクル PET は飲料ボトル用ではない旨、及び本邦における圧倒的多数の産業上の使用者はアンチモン触媒 PET を耐熱ボトル用に使用していないし、かつ、使用可能と考えていないことが、当該輸入者が提出した証拠⁴⁴⁵から明らかである旨の意見の表明⁴⁴⁶があった。
- (m) 輸入者から、本邦生産者 1 者は PET 樹脂に関するカンファレンスにおいてアンチモン触媒 PET を耐熱ボトルの原料として使用することは NG であると主張している旨の意見の表明⁴⁴⁷があり、併せて当該カンファレンスにおける本邦生産者のプレゼンテーション資料の提出があった。
- (n) 輸入者から、国内トレイ等容器メーカー16 社が、(i)これまで本邦産ゲルマニウム触媒 PET を使用したことがない、あるいは使用したことがあっても規格外品である若しくは特殊な用途である旨、(ii)本邦産ゲルマニウム触媒 PET ではなく中国産アンチモン触媒 PET を使用する理由は、ア) 価格差、及びイ) ゲルマニウム触媒 PET がオーバースペック（PET シートの原材料としては、アンチモン触媒 PET の熱に弱く毒性が強いとい

⁴³⁴ 意見の表明（華潤包装材料 平成 29 年 3 月 30 日）

⁴³⁵ 意見の表明（豊田通商 平成 29 年 3 月 28 日）

⁴³⁶ 意見の表明（伊藤忠商事 平成 29 年 3 月 30 日）

⁴³⁷ 意見の表明（RP 東プラ等シートメーカー17 者及び伊藤忠商事等輸入者 2 者 平成 29 年 3 月 30 日）

⁴³⁸ 証拠の提出（三井化学 平成 29 年 1 月 30 日）

⁴³⁹ 情報の提供（キリン 平成 29 年 2 月 28 日）

⁴⁴⁰ 意見の表明（キリン 平成 29 年 3 月 30 日）

⁴⁴¹ 意見の表明（三井化学及び三菱化学グループ 平成 29 年 3 月 30 日）

⁴⁴² 意見の表明（東洋製罐 平成 29 年 3 月 30 日）

⁴⁴³ 意見の表明（北海製罐 平成 29 年 3 月 30 日）

⁴⁴⁴ 意見の表明（三井化学及び三菱化学グループ 平成 29 年 1 月 30 日）

⁴⁴⁵ 証拠の提出（伊藤忠商事 平成 29 年 1 月 30 日）

⁴⁴⁶ 意見の表明（伊藤忠商事 平成 29 年 3 月 30 日）

⁴⁴⁷ 意見の表明（豊田通商 平成 29 年 3 月 28 日）

う欠点は問題とならないこと)である旨を述べた陳述書⁴⁴⁸が証拠として提出された。

- (o) 本邦生産者から、本邦産ゲルマニウム触媒 PET を使用したことがない旨の陳述書⁴⁴⁹を提出した産業上の使用者を含むシートメーカーに対して、本邦産ゲルマニウム触媒 PET 及びチタン触媒 PET を販売した実績がある旨の意見の表明⁴⁵⁰があり、併せて当該非アンチモン触媒 PET はいずれもシート用銘柄としてポリオレフィン等衛生協議会の確認証明書を取得した正規品であって規格外品ではないことを示す資料が提出された。
- (p) 供給者から、自社が製造する工業用糸グレードの高重合度 PET は、コントラクション糸、コンベアーベルト、乗用車のベルトやタイヤコードに用いられるため、本邦産高重合度 PET とは用途が異なる旨の意見の表明⁴⁵¹があった。
- (q) 本邦生産者から、タイヤコード用の高重合度 PET が国内で生産されていたことを示す証拠の提出⁴⁵²があった。

(オ) 代替性

- (a) 供給者及び輸入者から、アンチモン触媒 PET とゲルマニウム触媒 PET では触媒原料の価格が異なる旨を説明する証拠が提出され、触媒原料の価格差により、樹脂にも価格差があるため代替性がない旨の意見の表明⁴⁵³及び証言^{454,455}があった。
- (b) 輸入者並びに当該輸入者を含む輸入者及び産業上の使用者の連名により、アンチモン触媒 PET と非アンチモン触媒 PET では物理的・化学的特性、製造工程、価格決定方法、用途において著しい相違があることに加えて、ゲルマニウム触媒 PET はアンチモン触媒 PET よりも著しく高額であることから代替性が認められない旨の国内トレイ等容器メーカー16社の陳述書⁴⁵⁶の提出及び意見の表明^{457,458}があった。なお、ゲルマニウム触媒 PET がアンチモン触媒 PET よりも「著しく高額」であることを示す証拠の提出はなかった。
- (c) 輸入者から、非飲料・調味料ボトルメーカー及びシートメーカーに対するアンケート調査によれば、アンケートに回答した25社中24社が三井化学及び三菱化学グループが生産するアンチモン触媒 PET の使用提案を受けたことがない旨の証拠の提出⁴⁵⁹及び意見の表明⁴⁶⁰があった。
- (d) 産業上の使用者から、バージン PET を生産する本邦生産者から供給提案を受けたことはない旨を記載した「中国産 PET の代替調達計画」についての証拠の提出⁴⁶¹があった。
- (e) 本邦生産者から、産業上の使用者の一部が行った本邦生産者から調査対象貨物の代替品や本邦産ゲルマニウム触媒 PET の販売提案を受けたことがないとの指摘は、指摘さ

⁴⁴⁸ 証拠の提出 (豊田通商 平成 29 年 1 月 30 日)

⁴⁴⁹ 証拠の提出 (豊田通商 平成 29 年 1 月 30 日)

⁴⁵⁰ 意見の表明 (三井化学及び三菱化学グループ 平成 29 年 3 月 30 日)

⁴⁵¹ 意見の表明 (亞東工業 (蘇州) 平成 28 年 11 月 9 日)

⁴⁵² 証拠の提出 (三菱化学グループ 平成 29 年 1 月 30 日)

⁴⁵³ 意見の表明 (豊田通商 平成 29 年 1 月 5 日)

⁴⁵⁴ 証言 (華潤包装材料 平成 29 年 1 月 25 日)

⁴⁵⁵ 証言 (浙江万凱新材料 平成 29 年 1 月 25 日)

⁴⁵⁶ 証拠の提出 (豊田通商 平成 29 年 1 月 30 日)

⁴⁵⁷ 意見の表明 (豊田通商 平成 29 年 1 月 5 日)

⁴⁵⁸ 意見の表明 (RP 東プラ等シートメーカー17 者及び伊藤忠商事等輸入者 2 者 平成 29 年 3 月 30 日)

⁴⁵⁹ 証拠の提出 (豊田通商 平成 29 年 1 月 5 日)

⁴⁶⁰ 意見の表明 (伊藤忠商事 平成 28 年 12 月 28 日)

⁴⁶¹ 証拠の提出 (サントリー 平成 29 年 1 月 30 日)

れている事実がそもそも誤りである旨の意見の表明⁴⁶²があり、併せてシートメーカーへの販売実績を示した資料が提出された。

- (f) 産業上の使用者から、物理的・化学的特性、製造工程、価格決定方法及び用途が共通していることだけでは代替性は認められず、価格としても同水準にあってはじめて代替性が認められると考える旨の意見の表明⁴⁶³があった。
- (g) 産業上の使用者から、調査対象貨物、第三国産同種の貨物及び本邦産高重合度 PET に重合触媒の違いはあっても、多くの用途で代替性があり、同種の貨物として取り扱うことができる旨の意見の表明⁴⁶⁴があった。
- (h) 本邦生産者から、本邦産ゲルマニウム触媒 PET と調査対象貨物との価格差は、同種性を覆す根拠にはならず、調査対象貨物と本邦産高重合度 PET は、物理的・化学的特性、製造工程、価格決定方法及び用途が基本的に共通し、代替性が認められる旨の意見の表明⁴⁶⁵があった。
- (i) 本邦の生産者から、同者の顧客である産業上の使用者より、【産業上の使用者との購入に関する事情】として一年以内にほぼ全ての高重合度 PET の発注を停止する旨の通告を受けたことから、調査対象貨物と本邦産高重合度 PET が国内市場で競合している旨の意見の表明⁴⁶⁶があった。

3-1-9 同種の貨物の検討についての結論

(246) 上記「3-1-8 同種の貨物の認定に係る証拠の提出、証言及び意見の表明」の本邦生産者、供給者、輸入者及び産業上の使用者からの「同種の貨物」の認定に係る証拠の提出、証言及び意見の表明について、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 物理的及び化学的特性

- (a) アンチモン触媒 PET には重金属残渣があるが、チタン触媒 PET とゲルマニウム触媒 PET はアンチモン金属を含まないことから重金属残渣がないため、アンチモン触媒 PET と非アンチモン触媒 PET では物理的及び化学的特性が異なる旨の主張については、本邦生産者及び供給者から提出された証拠^{467,468,469,470}から、供給者の生産するアンチモン触媒 PET と本邦生産者の生産するチタン触媒 PET 及びゲルマニウム触媒 PET は、固有粘度数、色相、アセトアルデヒド含有量等の物性値が共通していることを確認した。
- (b) 本邦生産者が提出した証拠⁴⁷¹から、本邦において、(i)固有粘度数 0.77dl/g 以上のゲルマニウム触媒 PET、(ii)固有粘度数 1.0dl/g 以上の PET、(iii)【物性】PET、(iv)色相 b 値【物性値】を目標に PET が生産されていることを確認した。

⁴⁶² 意見の表明（三井化学及び三菱化学グループ 平成 29 年 3 月 30 日）

⁴⁶³ 意見の表明（サントリー 平成 29 年 3 月 30 日）

⁴⁶⁴ 意見の表明（北海製罐 平成 29 年 3 月 30 日）

⁴⁶⁵ 意見の表明（三井化学及び三菱化学グループ 平成 29 年 3 月 30 日）

⁴⁶⁶ 意見の表明（三菱化学 平成 29 年 3 月 30 日）

⁴⁶⁷ 本邦生産者当初質問状回答書（三井化学）（添付資料 A-6-3）

⁴⁶⁸ 証拠の提出（三井化学 平成 29 年 1 月 30 日）

⁴⁶⁹ 供給者当初質問状回答書（添付資料 A-5-1）

⁴⁷⁰ 証拠の提出（華潤包装材料 平成 29 年 1 月 17 日）

⁴⁷¹ 証拠の提出（三井化学 平成 29 年 1 月 30 日）及び意見の表明（三井化学及び三菱化学グループ 平成 29 年 3 月 30 日）

- (c) また、調査当局が収集した証拠⁴⁷²から、メカニカルリサイクル法により製造されたリサイクル PET は黄色味が強く、多くの場合は色相 b 値が+3.0 以上であり、+5.0 以上を上回るものがあることを確認した。
- (d) 高重合度 PET の色味については、供給者及び本邦生産者の当初質問状回答⁴⁷³から、両者ともに白色である旨回答していることを確認した。
- (e) 調査対象貨物はコポリマーの高重合度 PET である一方、本邦産同種の貨物はホモポリマーの高重合度 PET であるため化学的特性が異なる旨の主張については、本邦生産者の当初質問状回答⁴⁷⁴から、本邦生産者もコポリマーの高重合度 PET を生産していることを確認した。
- (f) したがって、上記「**3-1-1 物理的及び化学的特性**」に記載したとおり、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物は、物理的及び化学的特性が共通していることが認められた。

(イ) 製造工程

- (a) 供給者及び本邦生産者の当初質問状回答⁴⁷⁵及び提出された証拠等^{476,477}を確認したところ、アンチモン触媒 PET、チタン触媒 PET 及びゲルマニウム触媒 PET の製造工程は共通していることを確認した。
- (b) アンチモン触媒 PET 及びチタン触媒 PET を生産している供給者は、当初質問状に対する回答⁴⁷⁸において、「当社は、製品コード及び販売地にかかわらず、同じ生産工程で PET 樹脂を製造します。」と回答しており、当該供給者に対する現地調査においても、【生産概況についての説明】⁴⁷⁹を確認した。
- (c) アンチモン触媒 PET とチタン触媒 PET では【特性】が異なり、その結果、【特性】が著しく異なる旨の主張については、触媒の違いが製造費用の違いにつながる旨の主張であると認められ、製造工程についての違いについての主張であるとは認められなかった。なお、当該供給者は当初質問状に対する回答⁴⁸⁰において、「当社は、製造コード及び販売地にかかわらず、同じ生産工程で PET 樹脂を製造します。」と回答していることを確認した。
- (d) 本邦生産者が提出した証拠⁴⁸¹から、アンチモン触媒 PET、チタン触媒 PET 及びゲルマニウム触媒 PET の全てが同一の設備で製造できることを確認した。一方、供給者からは、保有する設備ではゲルマニウム触媒 PET が生産できないことを説明する証拠は提出されなかった。
- (e) したがって、上記「**3-1-2 製造工程**」に記載したとおり、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物は、製造工程が共通していることが認められた。

(ウ) 価格の決定方法

⁴⁷² 調査当局が収集及び分析した関係証拠「特許公報 東洋製罐株式会社 特許番号第 5720123 号」

⁴⁷³ 本邦生産者当初質問状回答書 (A-6-1) 及び供給者当初質問状回答書 (調査項目 A-5-1)

⁴⁷⁴ 本邦生産者当初質問状回答書 (バルポリエステルプロダクツ) (様式 A-6-2 及び添付資料 A-6-3-②)

⁴⁷⁵ 本邦生産者当初質問状回答書 (添付資料 A-7) 及び供給者当初質問状回答書 (添付資料 A-6-3)

⁴⁷⁶ 証拠の提出 (三菱化学グループ 平成 29 年 1 月 30 日)

⁴⁷⁷ 意見の表明 (華潤包装材料 平成 29 年 1 月 17 日)

⁴⁷⁸ 供給者当初質問状回答書 (華潤包装材料) (調査項目 E-1-1-1)

⁴⁷⁹ 供給者現地調査報告書 (華潤包装材料) (調査項目 1.(4))

⁴⁸⁰ 供給者当初質問状回答書 (華潤包装材料) (調査項目 E-1-1-1)

⁴⁸¹ 証拠の提出 (三菱化学グループ 平成 29 年 1 月 30 日)

- (a) 産業上の使用者の質問状回答⁴⁸²から、購入価格は、原材料や製品の市況、為替変動に基づき交渉によって決定し、調査対象貨物か本邦産同種の貨物かの違いによって価格の決定方法は異なることを確認した。なお、調査対象貨物と本邦産高重合度 PET で価格決定の方法が異なる旨の意見を提出した産業上の使用者の多くは、本邦産高重合度 PET を使用したことがなく、購入の提案や交渉を受けたことがない旨述べていること^{483,484}を確認した。また、本邦生産者が提出した証拠⁴⁸⁵から、ゲルマニウム触媒 PET についても【価格交渉の内容】に基づき価格交渉が行われていることを確認した。なお、輸入者が提出した国内トレイ等容器メーカーの平均購入価格を示した資料⁴⁸⁶は、2015 年度における購入数量合計値、購入金額合計値及び平均購入単価のみを記載したものであり、国際市況に基づき購入が行われたか否かの事実を示すものではなかった。
- (b) 産業上の使用者が意見の表明に添付して提出した資料⁴⁸⁷から、本邦産高重合度 PET も調査対象貨物及び第三国産同種の貨物も、交渉の結果、月ごとに価格が異なることを確認した。
- (c) したがって、上記「**3-1-4 価格の決定方法**」に記載したとおり、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物は、価格の決定方法が共通していることが認められた。

(エ) 用途

- (a) 輸入者が提出した意見の表明^{488,489}から、コポリマーPET とはアンチモン触媒 PET のことであり、ホモポリマーPET とは非アンチモン触媒 PET のことであることを確認した。したがって、以下において、アンチモン触媒 PET とコポリマーPET、非アンチモン触媒 PET とホモポリマーPET は、それぞれ同じものとして扱うこととする。
- (b) 輸入者の当初質問状回答⁴⁹⁰から、回答を確認することができた 12 者のうち 5 者が、耐熱ボトル・容器用としてアンチモン触媒 PET を供給者から輸入したことを確認した。なお、当該 5 者のうちの 2 者は、アンチモン触媒 PET は耐熱用途に使用されない旨の意見を提出した者であり、更に、当該 2 者のうち 1 者は、耐熱ボトル・容器用に加え、耐熱圧ボトル・容器用としてもアンチモン触媒 PET を供給者から輸入したことを確認した。
- (c) 供給者 2 者から、日本において耐熱ボトル用途にアンチモン触媒 PET が使用されることはない旨の証言を行ったことを確認した。また、供給者の当初質問状回答⁴⁹¹から、回答を提出した 10 者のうち 9 者が、耐熱ボトル・容器用のアンチモン触媒 PET を生産していることを確認した。
- (d) 供給者の当初質問状回答⁴⁹²及び提出した証拠⁴⁹³から、当該供給者が一般ボトル・

⁴⁸² 産業上の使用者質問状回答書（調査項目 D-1 及び D-2）

⁴⁸³ 意見の表明（RP 東プラ等シートメーカー 17 者及び伊藤忠商事等輸入者 2 者 平成 29 年 3 月 30 日）

⁴⁸⁴ 証拠の提出（豊田通商 平成 29 年 1 月 30 日）

⁴⁸⁵ 本邦生産者当初質問状回答書（三井化学）（添付資料 H-1-3-①）

⁴⁸⁶ 証拠の提出（豊田通商 平成 29 年 1 月 30 日）

⁴⁸⁷ 意見の表明（北海製罐 平成 29 年 3 月 30 日）

⁴⁸⁸ 意見の表明（豊田通商 平成 29 年 3 月 28 日）

⁴⁸⁹ 意見の表明（伊藤忠商事 平成 29 年 3 月 30 日）

⁴⁹⁰ 輸入者当初質問状回答書（様式 B-1-2）

⁴⁹¹ 供給者当初質問状回答書（様式 A-5-2）

⁴⁹² 供給者当初質問状回答書（広東泰宝聚合物）（様式 A-5-2）

容器用のゲルマニウム触媒 PET を製造し、日本向けに輸出していることを確認した。

- (e) 輸入者が意見の表明⁴⁹⁴において、本邦における圧倒的多数の産業上の使用者はアンチモン触媒 PET を耐熱ボトル用に使用していないし、使用可能と考えていない証拠としたアンケート⁴⁹⁵は、中国産アンチモン触媒 PET にアンチダンピング関税が賦課された場合、その後引き続き中国産アンチモン触媒 PET を購入するか、本邦産非アンチモン触媒 PET を購入するか等についてのアンケートであり、また、回答した産業上の使用者の 7 割超がシートメーカーであることを確認した。
- (f) 輸入者が意見の表明に添付した資料⁴⁹⁶において、アンチモン触媒 PET と非アンチモン触媒 PET の両方が、常温充填方式に使用されることが示されていることを確認した。
- (g) 供給者からのアンチモン触媒 PET が耐熱ボトル用途に使用されることを規制する法令があるという主張については、本邦生産者が提出した証拠⁴⁹⁷から、水道法上の水道中のアンチモン濃度に関する規制であり、当該主張が事実誤認であることを確認した。また、本邦生産者が提出した同証拠及び産業上の使用者が提出した意見の表明⁴⁹⁸から、2003 年にアンチモンに対する水道法上の規制が緩和されたことを確認した。
- (h) アンチモン触媒 PET が耐熱ボトル用途に使用されているか否かについては、①産業上の使用者から、顧客である PET ボトル飲料販売者の同意を得て、2009 年以降耐熱ボトル用にアンチモン触媒 PET を使用している旨の意見の表明⁴⁹⁹があったこと、②輸入者から、当初質問状に対して「圧倒的な価格差や品質の向上から、加熱やホット充填用用途でもアンチモン触媒品を使用するユーザも増えている」との回答⁵⁰⁰の提出があったこと、③本邦生産者からアンチモン触媒 PET が耐熱ボトル用に使用されている具体例が示されたこと⁵⁰¹及び④ポリオレフィン等衛生協議会の自主基準においては、アンチモン及びゲルマニウムの溶出試験の結果を評価することが求められているところ、アンチモン触媒 PET についても、当該自主基準を満たし、100 度を超える食品に適合することについて確認証明を受けた銘柄が存在し、同銘柄が耐熱ボトル用として産業上の使用者に販売されていたことを示す証拠が提出されたこと⁵⁰²から、アンチモン触媒 PET は耐熱ボトル用途にも使用されることが認められた。
- (i) 本邦生産者、輸入者及び産業上の使用者の当初質問状回答⁵⁰³から、一般ボトル・容器用高重合度 PET と耐熱ボトル・容器用高重合度 PET は、使用可能性においても実際の市場での使用においても、同じ種類の飲料に使用可能あるいは使用されている旨の回答が多数を占め、用途の違いによって充填される飲料が違うわけではない

⁴⁹³ 意見の表明（広東泰宝聚合物 平成 29 年 1 月 24 日）

⁴⁹⁴ 意見の表明（伊藤忠商事 平成 29 年 3 月 30 日）

⁴⁹⁵ 証拠の提出（伊藤忠商事 平成 29 年 1 月 30 日）

⁴⁹⁶ 意見の表明（伊藤忠商事 平成 28 年 12 月 28 日）

⁴⁹⁷ 証拠の提出（三井化学 平成 29 年 1 月 30 日）

⁴⁹⁸ 意見の表明（北海製罐株式会社 平成 29 年 3 月 30 日）

⁴⁹⁹ 意見の表明（北海製罐株式会社 平成 29 年 3 月 30 日）

⁵⁰⁰ 輸入者当初質問状回答書（丸紅ブラックス）（様式 A-11）

⁵⁰¹ 意見の表明（三井化学及び三菱化学グループ 平成 29 年 3 月 30 日）

⁵⁰² 証拠の提出（三井化学 平成 29 年 1 月 30 日）及び証拠の提出（三菱化学グループ 平成 29 年 1 月 30 日）

⁵⁰³ 本邦生産者当初質問状回答書（様式 A-13-1）、輸入者当初質問状回答書（様式 A-9-1）及び産業上の使用者質問状回答書（様式 C-3-1）

ことを確認した。

- (j) 輸入者が提出した本邦生産者 1 者のプレゼンテーション資料⁵⁰⁴については、ゲルマニウム触媒 PET、チタン触媒 PET 及びアンチモン触媒 PET の樹脂の特性を比較した表において、アンチモン触媒 PET は「Crystallization rate」すなわち結晶化速度が「NG (Fast)」と評価しているのものであって、「アンチモン触媒を使用した PET 樹脂を使用して耐熱ボトルを成型すること」が「NG」と主張しているわけではない旨を確認した。
- (k) 本邦生産者の当初質問状回答⁵⁰⁵、本邦生産者が意見の表明に添付した資料⁵⁰⁶及びリサイクル PET メーカーのホームページ^{507,508}から、リサイクル PET が飲料用ボトルに使用されていることを確認した。
- (l) メカニカルリサイクル法により製造されたリサイクル PET は、バージン PET を製造する際に使用した触媒をそのまま含有しているため、高重合度 PET の製造に一般的に用いられるゲルマニウム、アンチモン、チタン、アルミニウムを含有する金属化合物を複数種含有しているところ⁵⁰⁹、常温充填方式に使用されるボトルや PET シートの原料として使用されていた^{510,511,512}。また、ケミカルリサイクル法により製造されたリサイクル PET は、原料となる使用済みの PET ボトルに含まれるバージン PET を製造した際に使用された触媒を一旦除去した後で、バージン PET と同様に、液相重合工程及び固相重合工程において、アンチモン等の重縮合触媒を添加しており^{513,514,515}、常温充填方式及び高温充填方式に使用されるボトルの原料として使用されていた^{516,517}。これらの事実から、高重合度 PET の製造に使用された重縮合触媒の種類によって、高重合度 PET の用途が限定されるわけではないことが認められた。
- (m) ゲルマニウム触媒 PET について、固有粘度数が低いことからシート用途に使用されない、あるいは、シート用途にはオーバースペックであるとの主張については、①上記 (246) (ア) (a) に記載のとおり、ゲルマニウム触媒 PET とアンチモン触媒 PET の固有粘度数に違いはないこと、②本邦生産者が意見の表明⁵¹⁸に添付した資料から本邦産ゲルマニウム触媒 PET をシートメーカーに販売した実績を確認したこと、及び③産業上の使用者質問状に対してシートメーカーが、本邦でゲルマニウム触媒 PET のみを生産する本邦生産者から高重合度 PET を購入した旨の回答が行われていること⁵¹⁹から、ゲルマニウム触媒 PET はシート用途にも使用されること

⁵⁰⁴ 意見の表明（豊田通商 平成 29 年 3 月 28 日）

⁵⁰⁵ 本邦生産者当初質問状回答書（協栄産業）（様式 A-6-2）

⁵⁰⁶ 意見の表明（三井化学及び三菱化学グループ 平成 29 年 3 月 30 日）

⁵⁰⁷ 遠東石塚グリーンペット Web サイト（<http://www.figp.co.jp/business/>）

⁵⁰⁸ ペットリファインテクノロジー Web サイト（<http://www.prt.jp/>）

⁵⁰⁹ 調査当局が収集及び分析した関係証拠「特許公報東洋製罐株式会社 特許第 5720123 号」

⁵¹⁰ サントリー Web サイト（<http://www.suntory.co.jp/news/2012/11395.html>）

⁵¹¹ キリン株式会社 Web サイト（<http://www.kirin.co.jp/csv/eco/r100pet/>）

⁵¹² 意見の表明（RP 東プラ等シートメーカー 17 者及び伊藤忠商事等輸入者 2 者 平成 29 年 3 月 30 日）

⁵¹³ 調査当局が収集及び分析した関係証拠「特許公報 株式会社アイエス 特許番号第 3715812 号」

⁵¹⁴ 調査当局が収集及び分析した関係証拠「特許公報 東洋製罐 特許番号第 5720123 号」

⁵¹⁵ 意見の表明（RP 東プラ等シートメーカー 17 者及び伊藤忠商事等輸入者 2 者 平成 29 年 3 月 30 日）

⁵¹⁶ 味の素ゼネラルフーズ株式会社 Web サイト（<http://www.agf.co.jp/company/news/2016-01-22-730.html>）

⁵¹⁷ 一般社団法人産業環境管理協会 Web サイト

（http://www.cjc.or.jp/comment/pdf/senshinjirei/h28/02_sys_01.pdf）

⁵¹⁸ 意見の表明（三井化学及び三菱化学グループ 平成 29 年 3 月 30 日）

⁵¹⁹ 産業上の使用者質問状回答書（【産業上の使用者名 1】、【産業上の使用者名 2】、【産業上の使用者名 3】）（様式

が認められた。

- (n) 本邦生産者が提出した証拠から、タイヤコード用に用いられる高重合度 PET が国内で生産されていたこと⁵²⁰を確認した。また、自社製品は工業用糸グレードであり、本邦産高重合度 PET と用途が異なる旨主張した供給者に対し、追加質問状を通じて同者が調査対象となる製品の生産を行っていない旨主張する根拠について質問したが、回答はなかった。
- (o) したがって、上記「**3-1-5 用途**」に記載したとおり、触媒の種類に関係なく、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物は、用途が共通していることが認められた。

(オ) 代替性

当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の間に価格差があること及び一部産業上の使用者に対して販売提案がないことは、代替性を否定する要因とは認められない。一方で、本邦生産者が、産業上の使用者から、【産業上の使用者との購入に関する事情】として本邦産同種の貨物の発注を停止する旨の通告を受けたことは、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の代替性を正に肯定するものである。したがって、上記「**3-1-6 代替性**」に記載したとおり、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の間に代替性が認められた。

- (247) 上記のとおり、本邦産同種の貨物は、当該輸入貨物と物理的・化学的特性、製造工程、流通経路、価格の決定方法、用途及び貿易統計上の分類に関して共通しており、高い代替性を有していることが認められた。したがって、本邦産同種の貨物が協定 2.6 で規定する同種の貨物であることを確認した。

3-2 本邦の産業

- (248) 利害関係者から提出された証拠等⁵²¹から、本邦において高重合度 PET を生産しているのは、遠東石塚グリーンペット、協栄産業、クラレ及びクラレ西条株式会社（以下、これら 2 社を総称して「クラレグループ」という。）、ペトリファインテクノロジー、ベルポリエステルプロダクツ、三井化学、三菱化学グループ、ユニチカ及び日本エステル（以下、これら 2 社を総称して「ユニチカグループ」という。）の 5 者 3 グループであることを確認した。
- (249) 本邦で高重合度 PET を生産する者のうち、協栄産業、クラレグループ、ペトリファインテクノロジー、ベルポリエステルプロダクツ、三井化学、三菱化学グループ及びユニチカグループの 4 者 3 グループについては、当該輸入貨物の供給者との関係を確認したところ、特段の関係はなかった⁵²²。また、本件課税申請の日の 6 月前の日以後当該申請の日の前日まで（平成 28 年 3 月 6 日から 9 月 5 日まで）の当該輸入貨物の輸入の有無について確認したところ、4 者 3 グループには輸入の事実はなかった。⁵²³このため、これら 4 者 3 グループは本

A-4-1 及び様式 B-1)

⁵²⁰ 証拠の提出（三菱化学グループ 平成 29 年 1 月 30 日）

⁵²¹ 申請書（8-2）、証拠の提出（豊田通商 平成 29 年 1 月 5 日）及び意見の表明（三井化学及び三菱化学グループ 平成 29 年 1 月 30 日）

⁵²² 本邦生産者確認票（Ⅱ.1(2)、(4)、(6)、(8)、(10)及び 3.)

⁵²³ 本邦生産者確認票（Ⅱ.2.(1)）

邦の生産者に該当すると判断⁵²⁴した。

(250) 他方、遠東石塚グリーンペットについては、当初質問状回答から、当該輸入貨物の供給者である遠紡工業（上海）の株式を 100%保有し⁵²⁵当該輸入貨物の供給者でもある遠東化聚工業が、同者の株式の 90%を保有し⁵²⁶、また、遠東化聚工業の株式を直接又は間接的に 100%保有する遠東新世紀^{527,528}の管理職が、遠紡工業（上海）と同者の取締役であること⁵²⁹を確認した。このことから、同者は、当該輸入貨物の供給者である遠東化聚工業から直接支配され、かつ遠東化聚工業を直接に、当該輸入貨物の供給者である遠紡工業（上海）を間接に、それぞれ支配している遠東新世紀から間接に支配されている関係にあり、同者が政令第 4 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる関係を有する生産者に該当することが認められた。この場合、当該関係による影響が、そのような関係を有しない他の生産者と異なる行動を取らせるものでないことについての証拠を提出しない限り、本邦の産業を構成する本邦の生産者に含まれないものとされる⁵³⁰。

(251) 同者は、平成 28 年 11 月 4 日に提出した確認票において、申請に対する支持を表明し、本調査に協力する旨回答したことから、同者に対し、平成 29 年 1 月 12 日に送付した追加質問状において、ガイドライン 4. (4) 一に掲げる事項についての証拠の提出を求めたところ、同者から追加質問状に対する回答は提出されなかった。このため、調査当局は、平成 29 年 3 月 8 日に「中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテレフタレートに係る不当廉売関税の課税に関する調査に係る本邦生産者の確認について」を送付し、確認事項について回答を求めたが、期限までに回答が提出されなかった。これらの結果、調査当局は、同者が政令第 4 条第 2 項のただし書きに規定する場合に該当すると認められなかったことから、同者は本邦の産業を構成する本邦の生産者には含まれないものとした。

(252) 以上のとおり、本邦の産業は、協栄産業、クラレグループ、ペトリファインテクノロジー、ベルポリエステルプロダクツ、三井化学、三菱化学グループ及びユニチカグループの 4 者 3 グループとした⁵³¹。

また、「表 33 本邦の産業の状況（平成 27 年度）」のとおり、これら 4 者 3 グループの平成 27 年度における生産量は【数値】トンであり⁵³²、調査協力に協力するとした 3 者 1 グループが本邦で生産する高重合度 PET が、本邦における高重合度 PET の総生産高に占める割合は 75.3%であった。

⁵²⁴ 政令第 4 条第 2 項

⁵²⁵ 本邦生産者当初質問状回答書（遠東石塚グリーンペット）（調査項目 A-2-7）

⁵²⁶ 本邦生産者当初質問状回答書（遠東石塚グリーンペット）（調査項目 A-1-4）

⁵²⁷ 調査当局が収集及び分析した関係証拠 8.「遠東新世紀股份有限公司 監査済み財務諸表（連結）」

⁵²⁸ 供給者当初質問状回答書（遠紡工業（上海））（調査項目 A-1-5）

⁵²⁹ 市場経済当初質問状回答書（遠紡工業（上海））（調査項目 A-34-2）

⁵³⁰ 政令第 4 条第 2 項

⁵³¹ 協定 4.1、政令第 4 条第 1 項及びガイドライン 4.(1)

⁵³² 調査に協力しないとしたペトリファインテクノロジーの生産量については、同社 Web サイト（<http://www.prt.jp/plant-tour/plant.html>）にある最終製品出荷量（PET ボトル用樹脂生産量）とした。

表 33 本邦の産業の状況（平成 27 年度）

生産者名	生産高及び本邦の総生産高に占める割合		当該輸入貨物の 輸入の有無	申請に対する支 持の状況	調査への協力
	生産高（MT）	占拠率（％）			
協栄産業	【数値】	【数値】	無	支持する	協力する
クラレグループ	【数値】	【数値】	無	支持しない	協力しない
ペットリファインテクノロジー	【数値】	【数値】	無	意思表示しない	協力しない
ベルポリエステルプロダクツ	【数値】	【数値】	無	意思表示しない	協力する
三井化学	【数値】	【数値】	無	－	協力する
三菱化学グループ	【数値】	【数値】	無	－	協力する
ユニチカグループ	【数値】	【数値】	無	意思表示しない	協力しない
合計	【数値】				

（出所）本邦生産者当初質問状回答書（様式 B-1）、本邦生産者追加質問状回答書（三菱化学グループ）（J-1（様式 B-1））、本邦生産者確認票（Ⅱ.2.(1)、Ⅲ.(1)及び(2)）、ペットリファインテクノロジーWeb サイト

3－3 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における同種の貨物の価格に及ぼす影響

3－3－1 当該輸入貨物の輸入量

（253）当該輸入貨物の輸入量の推移は、「表 34 当該輸入貨物の輸入量」のとおりであった。当該輸入貨物の輸入は、平成 25 年度には 254,034MT であり、同年の総輸入量の 44.0%を占めていた。その後、平成 26 年度には 299,577MT（平成 25 年度比 18%増）、平成 27 年度には 364,258MT（平成 25 年度比 43%増）となっており、調査対象期間全体で著しい増加を示した。

表 34 当該輸入貨物の輸入量

年度		25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
当該輸入貨物の輸入量 (中国)	輸入量 (MT)	254,034	299,577	364,258
	対総輸入量 (%)	44.0%	47.9%	55.2%
第三国からの輸入量	輸入量 (MT)	323,147	325,787	296,172
	対総輸入量 (%)	56.0%	52.1%	44.8%
総輸入量 (MT)		577,182	625,364	660,430

（出所）中国税関統計（Global Trade Atlas）、本邦生産者当初質問状回答書（様式 B-1）、本邦生産者追加質問状回答書（三菱化学）（J-1-1（様式 B-1））、本邦生産者確認票（ユニチカグループ及びクラレグループ）（Ⅱ.1.(1)③）、ペットリファインテクノロジーWeb サイト⁵³³、PET ボトルリサイクル推進

⁵³³ ペットリファインテクノロジーWeb サイト（<http://www.prt.jp/plant-tour/plant.html>）

協議会 Web サイト⁵³⁴、申請書（三菱化学個別 8）

（注 1）総需要量（MT）は PET ボトルリサイクル推進協議会公表データ、申請書（三菱化学個別 8）及び本邦生産者の確認票回答から算出した。

（注 2）総輸入量（MT）＝総需要量（MT）－（本邦産同種の貨物の国内販売量（MT）＋本邦産同種の貨物の自家消費量（MT））

（注 3）第三国からの輸入量（MT）＝総輸入量（MT）－当該輸入貨物の輸入量（中国）（MT）

(254) 当該輸入貨物の輸入量の変化を本邦産同種の貨物の販売量との比較で見ると、「表 35 当該輸入貨物の輸入量及び本邦産同種の貨物の販売量の変化」のとおり、本邦産同種の貨物の販売量は、減少傾向を示しており、平成 25 年度と比較して平成 27 年度には 22 ポイントの減少となった。

表 35 当該輸入貨物の輸入量及び本邦産同種の貨物の販売量の変化

年度	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
当該輸入貨物の輸入量（MT）	【100】	【118】	【143】
	254,034	299,577	364,258
本邦産同種の貨物の販売量 （MT）（国内販売量）	【100】	【84】	【78】

（出所）中国税関統計（Global Trade Atlas）、本邦生産者当初質問状回答書（様式 B-1）、本邦生産者追加質問状回答書（三菱化学グループ）（J-1-1（様式 B-1））、本邦生産者確認票（ユニチカグループ及びクラレグループ）（Ⅱ.1.(1)③）、ペトリファインテクノロジーWeb サイト⁵³⁵

（注 1）各欄の【 】は、平成 25 年度を 100 とする指数である。

(255) また、本邦市場における当該輸入貨物、本邦産同種の貨物及び第三国から輸入した同種の貨物（以下「第三国産同種の貨物」という。）の本邦での消費における相対的な変化を見ると、「表 36 当該輸入貨物の本邦における消費の相対的变化（市場占拠率）」のとおり、調査対象期間を通じて国内市場が年々拡大する中で、当該輸入貨物の市場占拠率は年々増加し、平成 27 年度においては平成 25 年度に比べて 36 ポイント増加した。

これに対して、本邦産同種の貨物の市場占拠率は年々減少し、平成 27 年度においては平成 25 年度に比べて 26 ポイント減少した。また、第三国産同種の貨物の市場占拠率も大きく減少しており、平成 27 年度においては平成 25 年度に比べて 13 ポイント減少した。

⁵³⁴ PET ボトルリサイクル推進協議会 Web サイト (http://www.petbottle-rec.gr.jp/data/demand_trend.html)

⁵³⁵ ペトリファインテクノロジーWeb サイト (<http://www.prt.jp/plant-tour/plant.html>)

表 36 当該輸入貨物の本邦における消費の相対的变化（市場占拠率）

年度	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
当該輸入貨物の占拠率（％）	【100】	【115】	【136】
本邦産同種の貨物の占拠率（％）	【100】	【82】	【74】
第三国産同種の貨物の占拠率（％）	【100】	【99】	【87】
需要量（MT）	【100】	【102】	【105】

（出所）中国税関統計（Global Trade Atlas）、本邦生産者当初質問状回答書（様式 B-1）、本邦生産者追加質問状回答書（三菱化学グループ）（J-1-1（様式 B-1））、本邦生産者確認票（ユニチカグループ及びクラレグループ）（Ⅱ.1.(1)③）、PET ボトルリサイクル推進協議会 Web サイト⁵³⁶、申請書（三菱化学個別 8）

（注 1）需要量（MT）＝本邦産同種の貨物の国内販売量（MT）＋総輸入量（MT）

（注 2）当該輸入貨物の占拠率（％）＝当該輸入貨物の輸入量（MT）／需要量（MT）×100

（注 3）本邦産同種の貨物の占拠率（％）＝本邦産同種の貨物の国内販売量（MT）／需要量（MT）×100

（注 4）第三国産同種の貨物の占拠率（％）＝当該輸入貨物の供給国以外からの輸入量（MT）／需要量（MT）×100

（注 5）各欄の【 】は、平成 25 年度を 100 とする指数である。

3-3-2 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響

(256) 当該輸入貨物の本邦における販売価格⁵³⁷と、本邦産同種の貨物の本邦における販売価格⁵³⁸について、まず、全ての品種にかかる販売の年別加重平均価格を比較した。「表 37-1 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（全品種、庭先渡し⁵³⁹）」のとおり、当該輸入貨物の販売価格は、平成 25 年度から平成 27 年度にかけて毎年本邦産同種の貨物の価格を下回り、本邦産同種の貨物との価格差が年々広がった結果、平成 27 年度には本邦産同種の貨物の価格を約 30%も下回った。また、本邦産同種の貨物の価格が調査対象期間を通じて下落した一方で、当該輸入貨物の販売価格は全ての期間で本邦産同種の貨物の価格を大きく下回っており、著しいプライスアンダーカッティングが認められた。

(257) さらに、非耐熱ボトル用（一般ボトル・容器用（使用済みの PET ボトルを原料とするものを含む）及び耐圧ボトル・容器用）と耐熱ボトル用（耐熱ボトル・容器用及び耐熱圧ボトル・容器用）に分けて販売価格の分析を行ったところ、非耐熱ボトル用については、「表 37-2 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（非耐熱、庭先渡し）」のとおり、年を追うごとに価格差が拡大し、平成 27 年度は、当該輸入貨物が本邦産同種の貨物の価格を約 15%下回った。また、耐熱ボトル用についても、「表 37-3 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（耐熱、庭先渡し）」のとおり、調査対象期間を通じて、当該輸入

⁵³⁶ PET ボトルリサイクル推進協議会 Web サイト（http://www.petbottle-rec.gr.jp/data/demand_trend.html）

⁵³⁷ 非関連企業間取引のみを対象とした。

⁵³⁸ 非関連企業間取引のみを対象とした。

⁵³⁹ 「庭先渡し」とは、販売者が購入者の指定した場所まで貨物を運搬し、そこで購入者に当該貨物を受け渡す場合をいう。当該指定場所までの運賃等の諸掛は販売者負担。

貨物が本邦産同種の貨物の価格を約 15～20%下回っており、同様に著しいプライスアンダーカッティングが認められた。

表 37-1 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（全品種、庭先渡し）

年度	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
本邦産同種の貨物（円/kg）	【100】	【97】	【90】
当該輸入貨物（円/kg）	【100】	【94】	【84】
価格比（%）	【70-85】	【70-85】	【65-80】

（出所）本邦生産者当初質問状回答書（様式 C-1）、本邦生産者追加質問状回答書（ベルポリエステルプロダクツ）（J-5（様式 C-1 関係））、輸入者当初質問状回答書（様式 C-12）

（注 1）本邦産同種の貨物及び当該輸入貨物の全販売取引について、全体の約【数値】%を占める庭先渡しの年度別加重平均価格で比較。

（注 2）価格比（%）＝当該輸入貨物（円/kg）／本邦産同種の貨物（円/kg）×100

（注 3）各欄の【 】は、平成 25 年度を 100 とする指数である。

表 37-2 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（非耐熱、庭先渡し）

年度	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
本邦産同種の貨物（円/kg）	【100】	【98】	【91】
当該輸入貨物（円/kg）	【100】	【93】	【83】
価格比（%）	【85-100】	【85-100】	【80-95】

（出所）本邦生産者当初質問状回答書（様式 C-1）、本邦生産者追加質問状回答書（ベルポリエステルプロダクツ）（J-5（様式 C-1 関係））、輸入者当初質問状回答書（様式 C-12）

（注 1）本邦産同種の貨物及び当該輸入貨物の全販売取引について、全体の約【数値】%を占める庭先渡しの年度別加重平均価格で比較。

（注 2）価格比（%）＝当該輸入貨物（円/kg）／本邦産同種の貨物（円/kg）×100

（注 3）各欄の【 】は、平成 25 年度を 100 とする指数である。

表 37-3 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（耐熱、庭先渡し）

年度	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
本邦産同種の貨物（円/kg）	【100】	【97】	【90】
当該輸入貨物（円/kg）	【100】	【96】	【83】
価格比（%）	【80-95】	【80-95】	【75-90】

（出所）本邦生産者当初質問状回答書（様式 C-1）、本邦生産者追加質問状回答書（ベルポリエステルプロダクツ）（J-5（様式 C-1 関係））、輸入者当初質問状回答書（様式 C-12）

（注 1）本邦産同種の貨物及び当該輸入貨物の全販売取引について、全体の約【数値】%を占める庭先渡しの年度別加重平均価格で比較。

(注 2) 価格比 (%) = 当該輸入貨物 (円/kg) / 本邦産同種の貨物 (円/kg) × 100

(注 3) 各欄の【 】は、平成 25 年度を 100 とする指数である。

3-3-3 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響についての結論

(258) 以上のとおり、当該輸入貨物の輸入量は、平成 25 年度以降、調査対象期間を通じて著しい増加を示した。その一方で本邦産同種の貨物の販売量は、調査対象期間を通じて減少した。

また、本邦産同種の貨物の価格が調査対象期間を通じて下落した一方で、当該輸入貨物の価格は、本邦産同種の貨物の価格を常に下回り、著しいプライスアンダーカッティングが認められた。

3-4 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響

(259) 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響に関し、当該国内産業の状態に関係を有する全ての経済的な要因及び指標（販売、利潤、生産高、市場占拠率、生産性、投資収益若しくは操業度における現実の及び潜在的な低下、資金流出入、在庫、雇用、賃金、成長、資本調達能力若しくは投資に及ぼす現実の及び潜在的な悪影響、国内価格に影響を及ぼす要因又は不当廉売価格差の大きさを含む。）について評価⁵⁴⁰した。

(260) なお、評価は、マクロ指標（生産及び販売等）とミクロ指標（損益、投資及び雇用等）に分けて行い、マクロ指標については、上記「3-2 本邦の産業」に記載したとおり、本邦の産業を構成する全ての生産者についてのものとし、ミクロ指標については、本調査への協力を表明し、必要な証拠を提出した三井化学、三菱化学グループ、ベルポリエステルプロダクツ及び協栄産業の 3 者 1 グループからの証拠に基づくものとした。

3-4-1 マクロ指標

3-4-1-1 生産高（生産量）

(261) 本邦の産業の生産高（生産量）は、「表 38 本邦の産業の生産量の推移」のとおり、平成 25 年度から平成 26 年度にかけてはほぼ横ばいであったが、平成 27 年度は平成 26 年度に比べて 23 ポイント減となった。これは、平成 26 年度末に東洋紡株式会社（以下「東洋紡」という。）が、海外競合品が増えたことを理由に PET ボトル用樹脂の製造を中止したこと⁵⁴¹に加え、【発生時期】に三井化学が【生産能力の変動に係る事情】及び三菱化学が販売数量の減少に対応するため、【生産量の変動内容】によるもの⁵⁴²であった。

⁵⁴⁰ 協定 3.4

⁵⁴¹ 証拠の提出（三菱化学グループ 平成 29 年 1 月 30 日）

⁵⁴² 本邦生産者当初質問状回答書（三井化学）（調査項目 E-1）及び本邦生産者当初質問状回答書（三菱化学グループ）（J-1-1（様式 B-1））

表 38 本邦の産業の生産量の推移

年度	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
生産量 (MT)	【100】	【100】	【77】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書(様式 B-1)、本邦生産者追加質問状回答書(三菱化学グループ(J-1-1(様式 B-1))、本邦生産者確認票(ユニチカグループ及びクラレグループ)(Ⅱ.1.(1)③)、ペトリファインテクノロジーWeb サイト⁵⁴³

(注 1) 各欄の【 】は、平成 25 年度を 100 とする指数である。

3-4-1-2 生産能力・操業度(稼働率)

(262) 本邦産同種の貨物の生産量を本邦の産業の生産能力で除した操業度(稼働率)^{544,545}は、「**表 39 本邦の産業の稼働率の推移**」のとおり、平成 25 年度から平成 26 年度にかけてはほぼ横ばいであったが、平成 27 年度は平成 26 年度に比べて 3 ポイント減少した。これは、平成 26 年度末に東洋紡が海外競合品が増えたことを理由に PET ボトル用樹脂の製造を中止したこと⁵⁴⁶に加え、【発生時期】に三井化学が【生産能力の変動に係る事情】により生産能力が減少した一方で、三菱化学グループが販売数量の減少に伴い【生産量の変動内容】によるもの⁵⁴⁷であった。

表 39 本邦の産業の稼働率の推移

年度	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
生産量 (MT)	【100】	【100】	【77】
生産能力 (MT/年)	【100】	【101】	【80】
稼働率 (%)	【100】	【99】	【96】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書(様式 B-1)、本邦生産者追加質問状回答書(三菱化学グループ(J-1-1(様式 B-1))、本邦生産者当初質問状回答書(様式 E-1)、本邦生産者追加質問状回答(ベルポリエステルプロダクツ)(J-9(様式 E-1))、本邦生産者当初質問状回答書(ベルポリエステルプロダクツ)(添付資料 A-1)、本邦生産者確認票(ユニチカグループ及びクラレグループ)(Ⅱ.1.(1)③)、証拠の提出(豊田通商)(別添 1-13)、ペトリファインテクノロジーWeb サイト⁵⁴⁸

(注 1) 稼働率 (%) = 生産量 (MT) / 生産能力 (MT/年)

(注 2) 各欄の【 】は、平成 25 年度を 100 とする指数である。

⁵⁴³ ペトリファインテクノロジーWeb サイト (<http://www.prt.jp/plant-tour/plant.html>)

⁵⁴⁴ ベルポリエステルプロダクツの生産能力は、同者の当初質問状回答書添付資料 A-1 から、固相重合工程の生産能力 31,500 トンとした。

⁵⁴⁵ ペトリファインテクノロジーの稼働率は、100%とした。

⁵⁴⁶ 証拠の提出(三菱化学グループ 平成 29 年 1 月 30 日)

⁵⁴⁷ 本邦生産者当初質問状回答書(三井化学)(調査項目 E-1) 及び本邦生産者当初質問状回答書(三菱化学グループ)(J-1-1(様式 B-1))

⁵⁴⁸ ペトリファインテクノロジーWeb サイト (<http://www.prt.jp/plant-tour/plant.html>)

3-4-1-3 在庫

(263) 本邦の産業の期末在庫量⁵⁴⁹は、「表 40 本邦の産業の在庫の推移」のとおり、調査対象期間を通じて増加傾向にあった。

表 40 本邦の産業の在庫の推移

年度	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
在庫量 (MT)	【100】	【105】	【117】
在庫率 (%)	【100】	【105】	【153】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書(様式 B-1)、本邦生産者追加質問状回答書(三菱化学グループ(J-1-1(様式 B-1))、本邦生産者確認票(ユニチカ及びクラレグループ)(Ⅱ.1.(1)③)、ペトリファインテクノロジーWeb サイト⁵⁵⁰、PET ボトルリサイクル推進協議会 Web サイト⁵⁵¹

(注 1) 在庫率 (%) = 本邦産同種の貨物の期末在庫量 (MT) / 本邦産同種の貨物の生産量 (MT)

(注 2) 各欄の【 】は平成 25 年度を 100 とする指数である。

3-4-1-4 販売及び市場占拠率

(264) 調査対象期間における本邦産同種の貨物の国内販売量は、上記「3-3-1 当該輸入貨物の輸入量」で分析したとおり、調査対象期間中当該輸入貨物の輸入が急増する一方で減少傾向を示しており、「表 41 本邦産同種の貨物の国内向け販売量・自家消費量及び市場占拠率の推移」のとおり、平成 25 年度と平成 27 年度を比べると 22 ポイント減となった。これは、上記「3-3-2 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」に述べたとおり、当該輸入貨物の販売価格は全ての期間で本邦産同種の貨物の価格を大きく下回っており、その価格差により【販売機会を失った理由】等によるもの⁵⁵²である。なお、自家消費量については、調査期間を通じて国内販売量に対する割合は 5~6%程度であり、平成 27 年度に減少したものの、その減少幅は国内販売量の減少幅よりも少なく、国内販売量に影響を与えるものではなかった。

(265) また、本邦産同種の貨物の市場占拠率は、「表 41 本邦産同種の貨物の国内向け販売量・自家消費量及び市場占拠率の推移」のとおり、平成 25 年度から平成 27 年度にかけて一貫して減少し、平成 27 年度は平成 25 年度と比べ、26 ポイントの減少となった。更に、上記「3-3-1 当該輸入貨物の輸入量」における分析の結果と併せて検討すると、調査対象期間を通じて国内市場が拡大した中で、当該輸入貨物の市場占拠率が拡大した一方、本邦産同種の貨物の市場占拠率は縮小したことを確認した。

⁵⁴⁹ ペトリファインテクノロジーの期末在庫量については、国内販売量(PET ボトルリサイクル推進協議会が公表しているボトル to ボトルの再生フレック量)、本邦生産者当初質問状回答(様式 B-1)及びペトリファインテクノロジーの生産量から算出した。

⁵⁵⁰ ペトリファインテクノロジーWeb サイト (<http://www.prt.jp/plant-tour/plant.html>)

⁵⁵¹ PET ボトルリサイクル推進協議会 Web サイト (<http://www.petbottle-rec.gr.jp/data/use.html>)

⁵⁵² 本邦生産者当初質問状回答書(三井化学及び三菱化学グループ)(調査項目 H-2-1 及び調査項目 H-2-2)

表 41 本邦産同種の貨物の国内向け販売量・自家消費量及び市場占拠率の推移

年度	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
国内販売量 (MT)	【100】	【84】	【78】
本邦産同種の貨物の 市場占拠率 (%)	【100】	【82】	【74】
自家消費量 (MT)	【100】	【111】	【88】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書(様式 B-1)、本邦生産者追加質問状回答書(三菱化学)(J-1-1(様式 B-1))、本邦生産者確認票(ユニチカ、クラレグループ)(Ⅱ.1.(1)③)、ペットリファインテクノロジーWeb サイト⁵⁵³、PET ボトルリサイクル推進協議会 Web サイト⁵⁵⁴、申請書(三菱化学個別 8)

(注 1) 各欄の【 】は、平成 25 年度を 100 とする指数である。

(注 2) 需要量 (MT) = 本邦産同種の貨物の国内販売量 (MT) + 総輸入量 (MT)

(注 3) 本邦産同種の貨物の占拠率 (%) = 本邦産同種の貨物の国内販売量 (MT) / 需要量 (MT) × 100

3-4-2 ミクロ指標

3-4-2-1 利潤

(266) 本邦の産業の売上高は、「表 42 本邦の産業の利潤の推移」のとおり、平成 25 年度から平成 27 年度にかけて一貫して減少し、平成 27 年度は平成 25 年度に比べて 26 ポイント減となった。

売上総利益については、平成 25 年度から平成 26 年度にかけて 56 ポイント減少したが、【売上総利益が変動した理由】により⁵⁵⁵、平成 27 年度は平成 26 年度に比べて改善した。しかしながら、売上高総利益率でみると、調査対象期間における本邦の化学工業全体の平均が約 30%⁵⁵⁶のところ、本邦の産業は著しく低調に推移していた。

営業利益についても、売上総利益と同様の傾向を示しており、平成 25 年度から平成 26 年度にかけて、28 ポイント赤字幅が拡大した。平成 27 年度は平成 26 年度に比べて、赤字幅が縮小したものの、調査対象期間を通じて、赤字であった。また、売上高営業利益率でみると、営業利益が調査対象期間を通じて赤字であり、マイナスで推移したことから、全体として低調であったことが認められた。

⁵⁵³ ペットリファインテクノロジーWeb サイト (<http://www.prt.jp/plant-tour/plant.html>)

⁵⁵⁴ PET ボトルリサイクル推進協議会 Web サイト (http://www.petbottle-rec.gr.jp/data/demand_trend.html)

⁵⁵⁵ 本邦生産者当初質問状回答書(三井化学及び三菱化学グループ)(調査項目 G-2-14)

⁵⁵⁶ 財務省法人企業統計調査(平成 25 年度～平成 27 年度)

表 42 本邦の産業の利潤の推移

年度	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
売上高（百万円）	【100】	【87】	【74】
売上総利益（百万円）	【100】	【44】	【132】
営業利益（百万円）	【100】	【72】	【155】
売上高総利益率（％）	【100】	【51】	【177】
売上高営業利益率（％）	【100】	【53】	【140】

（出所）本邦生産者当初質問状回答書（様式 G-2-2）、本邦生産者追加質問状回答書（ベルポリエステルプロダクツ）（様式 J-11（様式 G-2-2 関係）、本邦生産者現地調査報告書（三菱化学グループ）（通番 14（3-2）①調査項目 B 関係）

（注 1）売上高総利益率（％）＝売上総利益（百万円）／売上高（百万円）

（注 2）売上高営業利益率（％）＝営業利益（百万円）／売上高（百万円）

（注 3）各欄の【 】は、平成 25 年度を 100 とする指数である。

3-4-2-2 投資及び投資収益

（267）本邦の産業の投資については、「表 43 本邦の産業の設備投資額の推移」のとおり、平成 26 年度は平成 25 年度と比べて 81 ポイント低下し、平成 27 年度は平成 26 年度と比べて 26 ポイント上昇した。設備投資の具体的な内容をみると、高重合度 PET 事業全体の業績悪化により、その多くは老朽化に伴う設備の更新や生産維持等のために最低限必要な投資に限られたものであり、総じて低調であった⁵⁵⁷。なお、平成 27 年度に増加したのは、前年度に予定していた増産対応のための生産設備増強を販売価格等の低迷により遅らせたことによるものであり⁵⁵⁸、仮に平成 26 年度に予定どおり投資していたとしても、平成 26 年度から平成 27 年度にかけてはほぼ横ばいであり、平成 25 年度からの減少傾向に変わりはない。

表 43 本邦の産業の設備投資額の推移

年度	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
設備投資額（百万円）	【100】	【19】	【45】

（出所）本邦生産者当初質問状回答書（様式 G-4-1）、本邦生産者追加質問状回答書（ベルポリエステルプロダクツ）（J-11（様式 G-2-2 関係）

（注 1）各欄の【 】は、平成 25 年度を 100 とする指数である。

（268）本邦の産業の投資収益は、営業利益を本邦の産業の設備投資評価額（取得原価及び帳簿価

⁵⁵⁷ 本邦生産者当初質問状回答書（様式 G-4、調査項目 H-3-5 及び調査項目 H-3-6）及び本邦生産者現地調査結果報告書（三菱化学グループ）（(7)④）

⁵⁵⁸ 本邦生産者当初質問状回答書（協栄産業）（調査項目 H-3-6）

格) で除して算出した投資収益率により分析したところ、「表 44 本邦の産業の投資収益率の推移」のとおりとなった。調査対象期間中、本邦の産業は主に老朽化に伴う設備の更新や生産維持等のために最低限必要な投資を行い、コストダウンや増産のための新規設備投資を殆ど行っていない、若しくは増産のための設備投資時期を遅らせる判断を行う⁵⁵⁹状況にあった。また、平成 26 年度に三井化学が【設備投資評価額が減少した理由】⁵⁶⁰により、平成 27 年度の設備投資評価額(取得原価)が大幅に減少した。上記「3-4-2-1 利潤」で述べたとおり、営業利益は調査期間を通じて赤字であったことから、本邦の産業の投資収益率は帳簿価額及び取得原価のいずれもマイナスで推移し、全体として低調であったことが認められた。

表 44 本邦の産業の投資収益率の推移

年度		25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
投資収益率 (%)				
	営業利益／設備投資評価額 (帳簿価額)	【100】	【-33】	【128】
	営業利益／設備投資評価額 (取得原価)	【100】	【74】	【135】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書(様式 G-2-2、様式 G-4-2)、本邦生産者追加質問状回答書(三菱化学グループ)(J-1-3(様式 G-2-2 関係))、本邦生産者追加質問状回答書(バルポリエステルプロダクト)(J-11(様式 G-2-2 関係))、本邦生産者現地調査報告書(三菱化学グループ)(通番 14(3-(2)①調査項目 B 関係))

(注 1) 各欄の【 】は、平成 25 年度を 100 とする指数である。

3-4-2-3 資金流入(キャッシュフロー)

(269) 本邦の産業のキャッシュフロー(営業キャッシュフロー)は、「表 45 本邦の産業のキャッシュフローの推移」のとおり、平成 25 年度から平成 27 年度にかけて増加し、平成 27 年度は平成 25 年度に比べて 114 ポイント増となった。しかしながら、これは、本邦産業の経営状態が改善したわけではなく、上記「3-3-2 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」及び「3-4-1-4 販売及び市場占拠率」で述べたとおり、【キャッシュフローが増加した理由】⁵⁶¹に加え、三井化学が【キャッシュフローが増加した理由】⁵⁶²結果、マイナスとなっていた平成 25 年度と比べ、平成 26 年度も平成 27 年度もキャッシュフローが増加したにすぎなかった。

表 45 本邦の産業のキャッシュフローの推移

年度		25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
キャッシュフロー (百万円)		【100】	【176】	【214】

⁵⁵⁹ 本邦生産者当初質問状回答書(様式 G-4、調査項目 H-3-5 及び調査項目 H-3-6)

⁵⁶⁰ 本邦生産者当初質問状回答書(三井化学)(調査項目 G-2-14)

⁵⁶¹ 本邦生産者当初質問状回答書(三井化学)(調査項目 G-3-6)

⁵⁶² 本邦生産者当初質問状回答書(三井化学)(調査項目 G-2-14)

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書(様式 G-3-2)、本邦生産者追加質問状回答書(ベルポリエステルプロダクト) (J-16(様式 G-3-2 関係))、本邦生産者現地調査提出資料(三菱グループ)(通番 24 (3-(7)②調査項目 G 関係))

(注 1) 各欄の【 】は、平成 25 年度を 100 とする指数である。

3-4-2-4 資金調達能力

(270) 本邦の産業の高重合度 PET 事業に関する資金調達能力について、本邦の生産者の回答から、総じて影響がなかったことが確認された。但し、1 者から【資金調達能力に影響を及ぼした要因】との回答⁵⁶³があった。

3-4-2-5 雇用

(271) 本邦の産業の平均雇用人数⁵⁶⁴は、「表 46 本邦の産業の平均雇用人数の推移」のとおり、多少の変動はあるものの、調査対象期間を通じてほぼ横ばいで推移していた。

表 46 本邦の産業の平均雇用人数の推移

年度	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
平均雇用人数(人)	【100】	【97】	【99】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書(様式 F-1-1)、本邦生産者追加質問状回答書(ベルポリエステルプロダクト)(J-9(様式 E-1 関係))

(注 1) 各欄の【 】は、平成 25 年度を 100 とする指数である。

3-4-2-6 賃金

(272) 本邦の産業の雇用者一人当たりの賃金(月額換算)は、「表 47 本邦の産業の雇用者一人当たりの賃金(月額換算)の推移」のとおり、平成 27 年度は平成 25 年度に比べて 6 ポイント減少し、調査対象期間を通じて、国内全体で賃金が上昇傾向にある中⁵⁶⁵、本邦産業の賃金は悪化傾向にあったことが認められた。

表 47 本邦の産業の雇用者一人当たりの賃金(月額換算)の推移

年度	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
一人当たり月平均賃金 (千円)	【100】	【96】	【94】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書(様式 F-1-1)、本邦生産者追加質問状回答書(ベルポリエステルプロダクト)(J-9(様式 E-1 関係))

⁵⁶³ 本邦生産者当初質問状回答書(三井化学)(調査項目 H-3-3 及び調査項目 H-3-4)

⁵⁶⁴ ベルポリエステルプロダクトの平均雇用人数に、本邦産同種の貨物以外の生産に従事している人が含まれていたため、同者が追加質問状回答書(J-9(様式 E-1 関係))に回答した、本邦産同種の貨物とそれ以外の生産量を元に按分した。

⁵⁶⁵ 厚生労働省平成 27 年賃金構造基本統計調査(賃金の推移)
(<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/z2015/dl/01.pdf>)

(注 1) 一人当たりの月平均賃金（千円）＝賃金の合計（千円／月）／平均雇員人数（人）

(注 2) 平均雇員人数は、「表 46 本邦の産業の平均雇員人数の推移」を使用した。

(注 3) 各欄の【 】は、平成 25 年度を 100 とする指数である。

3-4-2-7 生産性

(273) 本邦の産業の生産性は、「表 48 本邦の産業の生産性の推移」のとおりであった。本邦の産業の雇員一人当たりの生産高を示す物的生産性については、上記「3-4-2-5 雇用」に述べたとおり、平均雇員人数が調査対象期間を通じてほぼ横ばいであったにもかかわらず、上記「3-4-1-1 生産高（生産量）」で述べたとおり、生産量は平成 25 年度から平成 26 年度にかけてほぼ横ばいであったが、平成 27 年度は平成 26 年度と比べて約 1 割減少したため、平成 26 年度は一時的に上昇しているとはいえ、平成 25 年度から平成 27 年度にかけて全体として悪化傾向が認められた。

(274) また、雇員一人当たりの販売額を示す価値生産性については、上記「3-3-1 当該輸入貨物の輸入量」、「3-3-2 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」、「3-3-3 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響についての結論」及び「3-4-1-4 販売及び市場占拠率」において分析したとおり、本邦産同種の貨物の販売量の減少及び販売単価の低下が認められたため、平成 25 年度から平成 26 年度にかけてほぼ横ばいであったが、平成 27 年度は平成 26 年度に比べて 16 ポイント減少したことから、平成 25 年度から平成 27 年度にかけて全体として悪化傾向が認められた。

表 48 本邦の産業の生産性の推移

年度	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
物的生産性（MT／人）	【100】	【105】	【92】
価値生産性（千円／人）	【100】	【99】	【84】

（出所）本邦生産者当初質問状回答書（様式 B-1、様式 F-1-1）、本邦生産者追加質問状回答書（ペルポリエステルプロダクツ）（J-9（様式 E-1 関係））

（注 1）物的生産性（MT／人）＝本邦産同種の貨物の生産量（MT）／平均雇員人数（人）

（注 2）価値生産性（千円／人）＝（本邦産同種の貨物の国内販売額（千円）＋本邦産同種の貨物の自家消費額（千円））／平均雇員人数（人）

（注 3）平均雇員人数は、「表 46 本邦の産業の平均雇員人数の推移」を使用した。

（注 4）本邦産同種の貨物の生産量及び国内販売額から東洋紡分は除いて算出した。

（注 5）各欄の【 】は、平成 25 年度を 100 とする指数である。

3-4-2-8 成長

(275) 一般的に製造業においては研究開発が企業の成長のための重要な要素であることから、成長に及ぼす影響については、研究開発の動向を基に検討した。本邦の生産者の総販売額に占める研究開発費の割合は、1%未満と小さく、またその内容も【研究開発の内容】や製品改良

のためのもの⁵⁶⁶であり、新製品開発はほとんど行われていなかった。

3-4-2-9 国内価格に影響を及ぼす要因

(276) 本邦産同種の貨物の国内価格に影響を及ぼす要因として、原材料の購入費用を含む製造原価及び需給バランスについて検討した。

(277) 本邦産同種の貨物の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格は、「表 49 本邦の産業の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格の推移」のとおりであった。

製造原価は、調査対象期間を通じて下落傾向にあり、平成 27 年度は平成 25 年度に比べて 15 ポイント下落した。内訳をみると、原材料費が製造原価の約【数値】割を占めており、その原材料費下落の動きと製造コスト下落の動きはほぼ連動していた。また、労務費はほぼ横ばいで推移し、経費についても、小額であるため、指数的には変動が見られるものの、ほぼ横ばいで推移した。

一方、本邦産同種の貨物の国内販売価格は、調査対象期間を通じて下落傾向にあり、平成 25 年度から平成 27 年度にかけて、10 ポイント低下した。

表 49 本邦の産業の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格の推移

年度		25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
製造原価合計 (円/kg)		【100】	【95】	【85】
	原材料費 (円/kg)	【100】	【94】	【82】
	労務費 (円/kg)	【100】	【100】	【111】
	経費 (円/kg)	【100】	【102】	【93】
国内販売価格 (円/kg)		【100】	【97】	【90】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書（様式 B-1、様式 C-1、様式 G-2-2）、本邦生産者追加質問状回答書（ベルポリエステルプロダクト）（J-5（様式 C-1 関係））

(注 1) 1kg 当たりの原材料費 (円/kg) = 原材料費 (円) / 生産量 (kg)

(注 2) 1kg 当たりの労務費 (円/kg) = 労務費 (円) / 生産量 (kg)

(注 3) 1kg 当たりの経費 (円/kg) = 経費 (円) / 生産量 (kg)

(注 4) 各欄の【 】は平成 25 年度を 100 とする指数である。

(278) 次に、原材料費を下落させた要因について検討すると、「表 50 本邦の産業の主な原材料に係る購入費用の推移」のとおり、主な原材料の価格は、PTA 及び MEG を主原料とする場合、平成 25 年度から平成 27 年度にかけて、原材料費の【数値】割以上を占める PTA⁵⁶⁷が 1kg 当たり【21 ポイント】円、約【数値】割を占める MEG⁵⁶⁸が【11 ポイント】円下落した。

⁵⁶⁶ 本邦生産者当初質問状回答書（【本邦生産者名】及びベルポリエステルプロダクト）（様式 G-5）

⁵⁶⁷ 本邦生産者当初質問状回答書（三井化学、三菱化学グループ及びベルポリエステルプロダクト）（様式 I-2）

⁵⁶⁸ 本邦生産者当初質問状回答書（三井化学、三菱化学グループ及びベルポリエステルプロダクト）（様式 I-2）

また、使用済み PET ボトルを原料とした場合、平成 25 年度から平成 27 年度にかけて、原材料費の約【数値】割程度を占める使用済み PET ボトル⁵⁶⁹が 1kg 当たり【10 ポイント】円下落しており、これらが製造原価を下落させた主な要因であった。

表 50 本邦の産業の主な原材料に係る購入費用の推移

年度	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
テレフタル酸 (PTA) (円/kg)	【100】	【94】	【79】
エチレングリコール (MEG) (円/kg)	【100】	【101】	【89】
触媒 (円/kg)	【100】	【103】	【99】
使用済みPETボトル (円/kg)	【100】	【112】	【90】
燃料 (円/ℓ)	【100】	【87】	【50】
電力 (円/kwh)	【100】	【115】	【115】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書 (様式 I-3)、本邦生産者現地調査提出資料 (三菱グループ) (通番 26 3-(9)①調査項目 I 関係)

(注 1) 各欄の【 】は平成 25 年度を 100 とする指数である。

(279) 本邦産同種の貨物の国内販売価格は、「表 51 本邦の需給バランスと価格の推移」のとおり、平成 27 年度には 1kg 当たり【数値】円まで下落した。

(280) 本邦の需給バランスについては、調査対象期間における総需要量と総供給量を算出したところ、「表 51 本邦の需給バランスと価格の推移」のとおりとなった。総需要量は調査対象期間を通じて拡大し、平成 26 年度には【数値】MT を越えた一方で、総供給量も常に需要を 5%程度上回り、需給バランスは平成 25 年度から平成 27 年度にかけてほぼ横ばいであった。他方、本邦産同種の貨物の国内販売価格は、平成 25 年度から平成 27 年度にかけて低下した。これらのことから、需給バランスの変動が本邦産同種の貨物の国内販売価格に影響を及ぼしたとは認められなかった。

⁵⁶⁹ 本邦生産者当初質問状回答書 (【本邦生産者名】) (様式 I-2)

表 51 本邦の需給バランスと価格の推移

年度	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
総需要量 (MT)	【100】	【102】	【105】
総供給量 (MT)	【100】	【102】	【106】
輸入量 (中国) (MT)	【100】	【118】	【143】
輸入量 (その他) (MT)	【100】	【101】	【92】
国内向け供給量 (MT)	【100】	【86】	【79】
本邦の国内向け期末在庫量 (MT)	【100】	【105】	【117】
需給バランス (供給量／需要量) (%)	【100】	【100】	【101】
国内販売価格 (円/kg)	【100】	【97】	【90】

(出所) 中国税関統計 (Global Trade Atlas)、本邦生産者当初質問状回答書 (様式 B-1、様式 C-1)、本邦生産者追加質問状回答書 (三菱化学) (J-1-1 (様式 B-1))、本邦生産者確認票 (ユニチカグループ及びクラレグループ) (Ⅱ.1.(1)③)、ペトリファインテクノロジーWeb サイト⁵⁷⁰、PET ボトルリサイクル推進協議会 Web サイト⁵⁷¹、申請書 (三菱化学個別 8)

(注 1) 総需要量 (MT) は PET ボトルリサイクル推進協議会が公表しているボトル用樹脂需要動向、申請書 (三菱化学個別 8) 及び本邦生産者の確認票回答から算出した。

(注 2) 総供給量 (MT) = 国内向け供給量 (MT) + 総輸入量 (MT)

(注 3) 輸入量 (その他) (MT) = 総輸入量 (MT) - 輸入量 (中国) (MT)

(注 4) 国内向け供給量 (MT) = 本邦産同種の貨物の国内販売量 (MT) + 本邦産同種の貨物の自家消費量 (MT) + 国内向け期末在庫量 (MT)

(注 5) 国内向け期末在庫量 (MT) = 期末在庫量 (MT) × ((本邦産同種の貨物の国内販売量 (MT) + 本邦産同種の貨物の自家消費量 (MT)) / (本邦産同種の貨物の国内販売量 (MT) + 本邦産同種の貨物の自家消費量 (MT) + 輸出量 (MT))

(注 6) 各欄の【 】は平成 25 年度を 100 とする指数である。

3-4-2-10 不当廉売価格差の大きさ

(281) 当該輸入貨物の不当廉売価格差、すなわち、不当廉売差額と、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の国内販売価格の差について、「表 52 不当廉売価格差率と国内販売価格差率 (平成 27 年 4 月から平成 28 年 3 月まで)」に示した不当廉売価格差率と国内販売価格差率を比較すると、不当廉売価格差率は国内販売価格差率を上回る。このことから、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の国内販売価格の差は、当該輸入貨物の不当廉売によるものであると認められた。

⁵⁷⁰ ペトリファインテクノロジーWeb サイト (<http://www.prt.jp/plant-tour/plant.html>)

⁵⁷¹ PET ボトルリサイクル推進協議会 Web サイト (http://www.petbottle-rec.gr.jp/data/demand_trend.html)

表 52 不当廉売価格差率と国内販売価格差率（平成 27 年 4 月から平成 28 年 3 月まで）

対象期間	平成27（2015）年4月から 平成28（2016）年3月まで
不当廉売価格差率（％）	50.53
国内販売価格差率（％）	【30-50】

（注 1）不当廉売差額率（％）は、上記「表 31 中国の供給者の不当廉売差額率」に記載した各社の不当廉売差額率の加重平均により算出。

（注 2）国内販売価格差率（％）＝（本邦産同種の貨物の国内販売価格（円／kg）－当該輸入貨物の国内販売価格（円／kg））／当該輸入貨物の国内販売価格（円／kg）

表 52-1 国内販売価格差率（平成 27 年 4 月から平成 28 年 3 月まで）

対象期間	平成27（2015）年4月から 平成28（2016）年3月まで
本邦産同種の貨物の国内販売価格 （円／kg）	【数値】
当該輸入貨物の国内販売価格 （円／kg）	【数値】
本邦産同種の貨物の国内販売価格－ 当該輸入貨物の国内販売価格（円／kg）	【数値】
国内販売価格差率（％）	【30-50】

（注 1）国内販売価格差率（％）＝（本邦産同種の貨物の国内販売価格（円／kg）－当該輸入貨物の国内販売価格（円／kg））／当該輸入貨物の国内販売価格（円／kg）

3－4－3 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論

（282）調査対象期間を通じて、本邦における高重合度 PET の需要は拡大したにもかかわらず、当該輸入貨物の輸入が増加する一方で本邦産同種の貨物の国内販売量及び市場占拠率は減少し、かつその販売価格は安価な当該輸入貨物の流入によって調査対象期間を通じて下落したため、売上高が減少した。「表 42 本邦の産業の利潤の推移」のとおり、売上総利益率は本邦の化学工業全体の平均に比べて著しく低調に推移し、営業利益は、調査対象期間を通じて赤字であった。「表 50 本邦の産業の主な原材料に係る購入費用の推移」のとおり、特に平成 27 年度に主な原材料価格が下落し、製造原価も下がったことから、通常であれば営業利益を黒字に転換させることができるはずであったところ、安価な輸入品を引き合いに出され販売価格の引き下げを余儀なくされた結果、平成 27 年度も営業赤字が継続した。

（283）また、調査対象期間中の平成 26 年度末（2015 年 3 月）、本邦で高重合度 PET を生産していた東洋紡が、海外競合品が増えたことを理由に生産を停止し、事業から撤退したこと⁵⁷²に加え、三井化学が【発生時期】に【生産能力の変動に係る事情】⁵⁷³から、本邦産同種の貨物の生産能力は、調査対象期間中に 2 割も減少した。また、生産能力の縮小にも関わらず、

⁵⁷² 証拠の提出（三菱化学グループ 平成 29 年 1 月 30 日）

⁵⁷³ 本邦生産者当初質問状回答書（三井化学）（調査項目 E-1）

縮小幅を上回る生産量の減少によって、平成 27 年度において操業度は悪化した。

(284) また、生産量及び販売量の減少により、本邦の産業の物的生産性及び価値生産性は低下した。

(285) 本邦の産業の営業赤字の継続及び生産量の減少は、その投資に悪影響を与え、上記(282)で述べたとおり、安価な当該輸入貨物に市場を奪われて高重合度 PET 事業全体の業績が悪化したことにより、「表 43 本邦の産業の設備投資額の推移」のとおり、調査対象期間を通じて、本邦の産業の投資は減少傾向にあり、またその多くは老朽化に伴う設備の更新や生産維持等のための最低限必要な投資に限られ、若干の新規の設備投資も計画どおりに行うことができなかったことが認められた。

(286) 以上を総合的に評価し、当該輸入貨物が本邦の産業に悪影響を及ぼし、これによる本邦の産業の実質的損害が認められた。

3-5 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項についての結論

(287) 本邦における高重合度 PET の需要が調査対象期間を通じて増加した中、当該輸入貨物は本邦の市場での販売量を 4 割以上増加させた。その結果、本邦産同種の貨物の販売量が調査対象期間を通じて大きく減少し、第三国産同種の貨物の輸入量も平成 26 年度から平成 27 年度にかけて大きく減少した。実際「表 36 当該輸入貨物の本邦における消費の相対的变化（市場占拠率）」の平成 25 年度と平成 27 年度の数値を比較すると、当該輸入貨物の市場占拠率が 36 ポイント増加したのに対し、本邦産同種の貨物の市場占拠率は、26 ポイントも減少した。

(288) 本邦産同種の貨物と当該輸入貨物とは上記「3-1-6 代替性」で分析したとおり高い代替性を有しており、購入の際、殆どの産業上の使用者が価格を重要視している⁵⁷⁴中、上記「3-3-2 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」で分析したとおり、調査対象期間を通じて当該輸入貨物は本邦産同種の貨物を下回る価格で販売され、実際に、本邦生産者が提出した証拠⁵⁷⁵から、三井化学が【取引先名】から、三菱化学グループが【取引先名】から、それぞれ【供給者名】の価格を引き合いに値下げを求められていたことが確認され、本邦生産者が産業上の使用者から安価な当該輸入貨物を引き合いに値下げを求められていた事実が認められた。

(289) かかる状況を踏まえれば、安価な当該輸入貨物の輸入が大幅に増加したことにより、本邦産同種の貨物の販売量は減少し、販売価格も引き下げられ、その結果、売上高が大きく低下した。一方で、主な原材料価格が下落し製造原価が下落したことで収益の改善が期待できる状況となり、本邦産業自らも【収益改善に対する取り組み】⁵⁷⁶など収益改善に取り組んだに

⁵⁷⁴ 産業上の使用者質問状回答書（様式 C-5-1）

⁵⁷⁵ 本邦生産者当初質問状回答書（三井化学及び三菱化学グループ）（添付資料 H-1-3）

⁵⁷⁶ 本邦生産者当初質問状回答書（三井化学）（調査項目 E-1）

もかわらず、安価な当該輸入貨物の輸入によって販売価格が更に引き下げられたことにより、営業赤字が継続し、生産量その他の指標も悪化したと判断するものである。したがって、当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に対し、実質的な損害を与えたと認められた。

- (290) なお、調査開始後においても当該輸入貨物の輸入は継続しており、申請者である三菱化学が提出した意見の表明⁵⁷⁷及び同者のプレスリリース⁵⁷⁸から、主要販売先である【取引先名】から【産業上の使用者との購入に関する事情】を理由に、平成 29 年 2 月に発注を停止する旨の通告を受けた結果、平成 29 年 3 月に生産拠点を自社の四日市事業所等に集約した上で、越前ポリマーの操業を停止する判断に至った事実が確認され、当該輸入貨物の輸入が引き続き本邦の産業に対し、実質的な損害を与えていることが認められた。

⁵⁷⁷ 意見の表明（三菱化学 平成 29 年 3 月 30 日）

⁵⁷⁸ 調査当局が収集及び分析した関係証拠「国内 PET 生産拠点の再編について（三菱化学）」

4 因果関係

4-1 当該輸入貨物の輸入による影響

(291) 上記「**2 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項**」で述べたとおり、調査対象貨物について不当廉売された貨物の輸入の事実が認められ、また、上記「**3 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項**」で述べたとおり、当該輸入貨物による本邦の産業への実質的損害が認められた。

4-2 当該輸入貨物以外による影響

(292) 次に、当該輸入貨物以外による本邦の産業への影響を検討するために、不当廉売価格によることなく販売されている輸入の量及び価格、需要の減少又は消費態様の変化、外国の生産者及び本邦の生産者の制限的な商慣行並びに外国の生産者と本邦の生産者との間の競争、技術の進歩、国内産業の輸出実績及び生産性、並びにその他の要因について、利害関係者等から提出された証拠及び意見、並びに一般的に公開されている情報から関連する証拠等、調査当局が入手した全ての関連する証拠を基に分析⁵⁷⁹した。

4-2-1 第三国からの輸入の量及び価格

(293) 第三国からの輸入が与える影響については、上記「**3-3-1 当該輸入貨物の輸入量**」で述べたとおりであった。「**表 34 当該輸入貨物の輸入量**」のとおり、総輸入量は、平成 27 年度は平成 25 年度に比べて 14.4%増加したが、第三国産同種の貨物の輸入量が総輸入量に占める割合は、平成 25 年度に 56.0%であったものが、当該輸入貨物の輸入の著しい増加により平成 27 年度にはその割合を 44.8%まで下げ、絶対量においても 8.3%減となった。

表 34 当該輸入貨物の輸入量（再掲）

年度		25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
当該輸入貨物の輸入量 (中国)	輸入量 (MT)	254,034	299,577	364,258
	対総輸入量 (%)	44.0%	47.9%	55.2%
第三国からの輸入量	輸入量 (MT)	323,147	325,787	296,172
	対総輸入量 (%)	56.0%	52.1%	44.8%
総輸入量 (MT)		577,182	625,364	660,430

(出所) 中国税関統計 (Global Trade Atlas)、本邦生産者質問状回答書 (様式 B-1)、本邦生産者追加質問状回答書 (三菱化学グループ) (J-1-1 (様式 B-1))、本邦生産者確認票 (ユニチカグループ)

⁵⁷⁹ 協定 3.5

及びクラレグループ）（Ⅱ.1.(1)③）、ペットリファインテクノロジーWeb サイト⁵⁸⁰、PET ボトルリサイクル推進協議会 Web サイト⁵⁸¹、申請書（三菱化学個別 8）

（注 1）総需要量（MT）は PET ボトルリサイクル推進協議会公表データ、申請書（三菱化学個別 8）及び本邦生産者の確認票回答から算出した。

（注 2）総輸入量（MT）＝総需要量（MT）－（本邦産同種の貨物の国内販売量（MT）＋本邦産同種の貨物の自家消費量（MT））

（注 3）第三国からの輸入量（MT）＝総輸入量（MT）－当該輸入貨物の輸入量（中国）（MT）

（294）加えて、「表 36 当該輸入貨物の本邦における消費の相対的变化（市場占拠率）」のとおり、第三国産同種の貨物の市場占拠率は大幅に減少した。したがって、第三国からの輸入は、調査対象期間を通じて減少し、当該輸入貨物に市場を奪われた状況にあることが認められた。

表 36 当該輸入貨物の本邦における消費の相対的变化（市場占拠率）（再掲）

年度	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
当該輸入貨物の占拠率（％）	【100】	【115】	【136】
本邦産同種の貨物の占拠率（％）	【100】	【82】	【74】
第三国産同種の貨物の占拠率（％）	【100】	【99】	【87】
需要量（MT）	【100】	【102】	【105】

（出所）中国税関統計（Global Trade Atlas）、本邦生産者当初質問状回答書（様式 B-1）、本邦生産者追加質問状回答書（三菱化学グループ）（J-1-1（様式 B-1））、本邦生産者確認票（ユニチカグループ及びクラレグループ）（Ⅱ.1.(1)③）、PET ボトルリサイクル推進協議会 Web サイト⁵⁸²、申請書（三菱化学個別 8）

（注 1）需要量（MT）＝本邦産同種の貨物の国内販売量（MT）＋総輸入量（MT）

（注 2）当該輸入貨物の占拠率（％）＝当該輸入貨物の輸入量（MT）／需要量（MT）×100

（注 3）本邦産同種の貨物の占拠率（％）＝本邦産同種の貨物の国内販売量（MT）／需要量（MT）×100

（注 4）第三国産同種の貨物の占拠率（％）＝当該輸入貨物の供給国以外の輸入量（MT）／需要量（MT）×100

（注 5）各欄の【 】は、平成 25 年度を 100 とする指数である。

（295）次に、当該輸入貨物と第三国産同種の貨物の本邦における販売価格（年別加重平均価格）⁵⁸³は「表 53 当該輸入貨物及び第三国産同種の貨物の販売価格」のとおり、第三国産同種の貨物の販売価格が、調査対象期間を通じて、当該輸入貨物の販売価格を著しく上回っていた。

⁵⁸⁰ ペットリファインテクノロジーWeb サイト（<http://www.prt.jp/plant-tour/plant.html>）

⁵⁸¹ PET ボトルリサイクル推進協議会 Web サイト（http://www.petbottle-rec.gr.jp/data/demand_trend.html）

⁵⁸² PET ボトルリサイクル推進協議会 Web サイト（http://www.petbottle-rec.gr.jp/data/demand_trend.html）

⁵⁸³ 非関連企業間の取引に限る。

表 53 当該輸入貨物及び第三国産同種の貨物の販売価格

年度	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
当該輸入貨物の販売価格 (円/kg)	【100】	【94】	【84】
第三国産同種の貨物の販売価格 (円/kg)	【100】	【94】	【82】
価格比 (%)	【115-130】	【115-130】	【110-125】

(出所) 輸入者当初質問状回答書(様式 C-12)

(注 1) 本邦産同種の貨物及び当該輸入貨物の全販売取引について、全体の約【数値】を占める庭先渡し
の年別加重平均価格で比較。

(注 2) 各欄の【 】は、平成 25 年度を 100 とする指数である。

4-2-1-1 第三国からの輸入の量及び価格に係る証拠の提出及び意見の表明等

(296) 第三国からの輸入が与える影響について、供給者から、第三国からの輸入、特に台湾からの輸入品は、日本の国内産業との間で直接の競争関係にある高温充填用⁵⁸⁴のものであり、その輸入量は中国本土からの輸入量よりもはるかに多く、日本国内産業への影響力をより有しているはずである旨の証言⁵⁸⁵があった。なお、当該主張に関して、その事実関係の裏付けが確認できる証拠の提出はなかった。

また、輸入者から、2012 年以降、台湾及び韓国から大量のゲルマニウム触媒 PET が輸入されてきたとして、「【ボトル用樹脂の国別輸入量⁵⁸⁶】」ことを記載した 2016 年の文献(「PET 樹脂・製品の現況と展望」)が証拠として提出⁵⁸⁷された。

当該輸入者からはさらに、「2012 年以降台湾遠東紡績や韓国 SK ケミカルより大量のゲルマニウム触媒ポリエチレンテレフタレート樹脂が流入したところこそが、販売数量の減少に影響を与えた大きな原因の一つであることは明白である」との意見⁵⁸⁸が表明された。なお、当該主張に関して、その事実関係の裏付けが確認できる証拠の提出はなかった。

(297) 産業上の使用者から、同社が「調査対象貨物」の購入を開始した 2011 年 8 月から、2016 年 11 月までの比較可能な 64 ヶ月分の購入価格データにおいて、「調査対象貨物」の国内購入価格が第三国産同種貨物の国内購入価格より低い月が 56 回あった旨の意見が、同社の購入価格データ表を添付の上表明⁵⁸⁹された。

⁵⁸⁴ 高重合度 PET を原料とする飲料用 PET ボトルへの飲料の充填方式としては、主に高温充填方式と常温充填方式という二種類の方式が用いられており、高温充填方式は、殺菌のため高温にした内容物を PET ボトルに充填・密封する方式である。「高温充填」は、他に「加熱充填」、「耐熱充填」、「ホットバック充填」又は「ホット充填」等との名称が用いられている。「4-2-7-1-1 飲料用 PET ボトル充填方式の移行に係る供給者等からの証拠の提出及び意見等」参照。

⁵⁸⁵ 証言(華潤包装材料及び浙江万凱新材料 平成 29 年 1 月 25 日)

⁵⁸⁶ 株式会社 大阪ケミカル・マーケティング・センター Web サイト

(<http://www.osaka-cmc.co.jp/html/The-present-situation-and-the-prospects-about-polyester-resin-and-products.html>)

⁵⁸⁷ 証拠の提出(豊田通商 平成 29 年 1 月 5 日)

⁵⁸⁸ 意見の表明(豊田通商 平成 29 年 3 月 28 日)

⁵⁸⁹ 意見の表明(北海製罐 平成 29 年 3 月 30 日)

4-2-1-2 第三国からの輸入の量及び価格に係る証拠及び意見等の検討

(298) 台湾からの輸入を含む第三国からの輸入の量については、上記「3-3-1 当該輸入貨物の輸入量」及び(293)のとおり、調査対象期間を通じて減少し、当該輸入貨物に市場を奪われた状況にあり、平成 27 年度には総輸入量に占める割合も当該輸入貨物に逆転されていた。

第三国からの輸入品は高温充填用の高重合度 PET である旨の上記供給者からの主張については、輸入者の当初質問状回答書⁵⁹⁰によれば、第三国産同種の貨物の本邦における販売数量⁵⁹¹は、「表 54 第三国産同種の貨物の販売数量」のとおり、非耐熱ボトル用 PET が最も多く、耐熱ボトル用 PET の販売数量が第三国産同種の貨物の販売数量全体に占める割合については 20%程度であり、調査対象期間を通じてほぼ一定であった。

さらに、高温充填用の高重合度 PET の第三国からの輸入量が中国からの輸入量よりもはるかに多い旨の上記供給者の主張について、輸入者の当初質問状回答書⁵⁹²によれば、中国産の耐熱ボトル用 PET の本邦における販売数量⁵⁹³は、「表 55 耐熱ボトル用 PET の販売数量」のとおり、第三国産の耐熱ボトル用 PET の本邦における販売数量を超えて急激に拡大していた。

2012 年以降、台湾及び韓国から大量のゲルマニウム触媒 PET が輸入されてきた旨の輸入者からの主張について、輸入者の当初質問状回答書からは当該情報は得られなかった。

また、第三国からの輸入品は高温充填用の高重合度 PET である旨、高温充填用の高重合度 PET の第三国からの輸入量が中国からの輸入量よりもはるかに多い旨、及び、台湾及び韓国から大量のゲルマニウム触媒 PET が輸入されてきた旨について、証言及び意見の表明を行った供給者及び輸入者から、当該主張の事実関係の裏付けが確認できる証拠の提出はなかった。

輸入者が証拠として提出した文献⁵⁹⁴記載の 2015 年におけるボトル用高重合度 PET の国別輸入量の推定値については、中国税関統計に基づく本邦への高重合度 PET 輸出力⁵⁹⁵及び輸入者の当初質問状回答書⁵⁹⁶における中国からの高重合度 PET 輸入量のいずれとも大きな乖離があり、調査当局は、当該推定値の正確性を確認することはできず、またこのほかに当該推定値の正確性を裏付ける証拠の提出はなかったことを確認した。

⁵⁹⁰ 輸入者当初質問状回答書（様式 C-12）

⁵⁹¹ 非関連取引に限る。

⁵⁹² 輸入者当初質問状回答書（様式 C-12）

⁵⁹³ 非関連取引に限る。

⁵⁹⁴ 証拠の提出（豊田通商 平成 29 年 1 月 5 日）

⁵⁹⁵ 調査当局が収集及び分析した関係証拠「高重合度 PET の販売価格と原材料価格との関係について」

⁵⁹⁶ 輸入者当初質問状回答書（様式 C-12）

表 54 第三国産同種の貨物の販売数量

年度	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
非耐熱ボトル用 (MT)	【100】	【97】	【62】
耐熱ボトル用 (MT)	【100】	【79】	【65】
その他 (MT)	【100】	【81】	【211】
耐熱ボトル用の割合 (%)	【100】	【85】	【94】

(出所) 輸入者当初質問状回答書 (様式 C-12)

(注 1) 非耐熱ボトル用は一般ボトル・容器用 (使用済みの PET ボトルを原料とするものを含む) 及び耐圧ボトル・容器用の計。耐熱ボトル用は耐熱ボトル・容器用及び耐熱圧ボトル・容器用の計。

(注 2) 品種別データは非関連取引のみを集計。

(注 3) 各欄の【 】は、平成 25 年度を 100 とする指数である。

表 55 耐熱ボトル用 PET の販売数量

年度	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
中国産 (MT)	【100】	【161】	【192】
第三国産 (MT)	【100】	【79】	【65】
中国産の割合 (%)	【100】	【157】	【188】

(出所) 輸入者当初質問状回答書 (様式 C-12)

(注 1) 耐熱ボトル用は耐熱ボトル・容器用及び耐熱圧ボトル・容器用の計。

(注 2) 品種別データは非関連取引のみを集計。

(注 3) 各欄の【 】は、平成 25 年度を 100 とする指数である。

(299) したがって、(296)の供給者及び輸入者による、第三国から高温充填用の高重合度 PET が大量に輸入され、その輸入量は中国からの輸入量よりもはるかに多い旨の主張について、その事実は認められなかった。

他方、当該輸入貨物と第三国産同種の貨物の本邦における価格について、上記(297)の産業上の使用者による、調査対象貨物の購入価格が第三国産同種貨物の購入価格より低い月が 64 ヶ月分のうち 56 回あった旨の意見は、調査対象期間を通じて第三国産同種の貨物の販売価格は当該輸入貨物の販売価格を著しく上回っていたとの当局の検討と整合的であることが確認された。

4-2-1-3 第三国からの輸入の量及び価格に係る結論

(300) 以上のとおり、総輸入量に占める第三国からの輸入量の割合は当該輸入貨物に比べて小さく、また、その絶対量も減少傾向にあるとともに販売価格も調査対象期間を通じて当該輸入

貨物の販売価格を著しく上回っていたことから、上記(296)の供給者及び輸入者の主張を裏付ける事実は認められず、第三国からの輸入の量及び価格について、本邦の産業に損害をもたらす要因ではないと判断した。

4-2-2 需要の減少又は消費態様の変化

4-2-2-1 需要の変化

(301) 本邦における高重合度 PET の需要量は、「表 56 需要量の変化」のとおり、調査対象期間を通じて緩やかに拡大した。

表 56 需要量の変化

年度	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
需要量 (MT)	【100】	【102】	【105】

(出所) 本邦生産者確認票（ユニチカグループ及びクラレグループ）（Ⅱ.1.(1)③）、PET ボトルリサイクル推進協議会 Web サイト⁵⁹⁷、申請書（三菱化学個別 8）

(注 1) 総需要量 (MT) は PET ボトルリサイクル推進協議会が公表しているボトル用樹脂需要動向、申請書（三菱化学個別 8）及び本邦生産者の確認票回答から算出した。

(注 1) 各欄の【 】は、平成 25 年度を 100 とする指数である。

4-2-2-2 消費態様の変化

(302) 調査対象期間における消費態様の変化については、産業上の使用者の質問状回答書から、「購入に係る変動の有無」⁵⁹⁸、「購入パターンの変更の有無」⁵⁹⁹及び「需要動向への変化の有無」⁶⁰⁰にかかる回答を確認した。

(ア) 「購入に係る変動の有無」については、回答内容が確認できる 21 者のうち 11 者が、調査対象貨物、第三国産同種の貨物及び本邦産同種の貨物の購入量又は購入金額に係る大幅な変動の有無に関して「変動有り」と回答しており、うち 3 者から、中国産及び第三国産の高重合度 PET の価格が安価であること、また、飲料メーカーのインプラント化(当局注:飲料用 PET ボトルの充填方式が高温充填方式から常温充填方式へシフトしたこと)により耐熱ボトルの市場が収縮したことから、中国産及び第三国産の高重合度 PET の購入が増加した旨の回答があった。それ以外の 8 者については個別企業の生産動向等に関するものであり、消費態様の変化を示すものではなかった。

(イ) 「購入パターンの変更の有無」については、回答内容が確認できる 21 者のうち 19 者が、調査対象貨物、第三国産同種の貨物及び本邦産同種の貨物に係る購入パターン（購入頻度等）の変更の有無に関して「変更無し」と回答した一方、2 者からは、長期契約の締

⁵⁹⁷ PET ボトルリサイクル推進協議会 Web サイト (http://www.petbottle-rec.gr.jp/data/demand_trend.html)

⁵⁹⁸ 産業上の使用者質問状回答書（調査項目 A-4-6）

⁵⁹⁹ 産業上の使用者質問状回答書（調査項目 A-4-8）

⁶⁰⁰ 産業上の使用者質問状回答書（調査項目 B-2）

結や発注の集約によって、発注頻度が減少した旨の回答があった。当該変更による価格への影響について、当該 2 者の回答⁶⁰¹から得られた購入単価と、当該 2 者以外の者の回答から得られた購入単価を比較したところ、いずれも同様の傾向で下落しており、その下落幅に顕著な差異は見られなかった。よって、当該購入パターンの変更は、販売価格に影響を与えるような消費態様の変化ではないと判断した。

- (ウ)「需要動向への変化の有無」については、回答内容が確認できる 20 者のうち 6 者が、自社の生産した製品の生産及び技術の動向が調査対象貨物、第三国産同種の貨物又は本邦産同種の貨物の需給動向に関して「変化有り」と回答し、うち 1 者から飲料用 PET ボトルの充填方式が高温充填方式から常温充填方式へシフトしたことが国産材料の需要に影響を与えた旨の回答があった。また 1 者からは、【需要動向への変化の理由】旨の回答があった。

このほか、1 者は、変化の理由として、非石化原料の製品化やチタン触媒やアンチモン触媒による耐熱ボトル原料の製品化を挙げたが、非石化原料の製品化がどのように消費態様を変化させたかに係る説明はなかった。また、当該産業上の使用者は、チタン触媒やアンチモン触媒による耐熱ボトル原料について、中国産の貨物が安価であることを理由に、本邦産のゲルマニウム触媒 PET からの代替が進んだと回答⁶⁰²しており、当該理由は消費態様の変化には当たらないと判断した。

他の 3 者は、容器用シートの内製化、新商品開発による使用量の増加及び中国産 PET を使用することによる品質向上をそれぞれ理由に挙げた。これらの変化については、上記「4-2-2-1 需要の変化」で述べたとおり、本邦内の高重合度 PET の需要量が調査対象期間を通じて緩やかに拡大していたことと整合的である一方、当該輸入貨物の需要を高め、本邦産同種の貨物の需要の低下につながる消費態様の変化を示すものとは認められなかった。

- (303) 上記(302)で述べた産業上の使用者の質問状回答のうち、本邦産業への影響は当該輸入貨物によるものではなく、飲料用 PET ボトルの充填方式が高温充填方式から常温充填方式へ移行したことによるものである旨の回答については、後記「4-2-7-1 飲料用 PET ボトル充填方式の移行が与えた影響」において検討することとした。以上のほか、産業上の使用者の質問状回答書から消費態様の変化を示す回答は確認されなかった。また、このほかに消費態様の変化に係る証拠の提出、証言及び意見の表明等はなかった。

したがって、後記「4-2-7-1 飲料用 PET ボトル充填方式の移行が与えた影響」において検討することとした事項のほか、調査対象期間中に本邦の産業に損害を与える要因となるような消費態様の変化は認められなかった。

4-2-2-3 需要の減少又は消費態様の変化の結論

- (304) 以上のとおり、後記「4-2-7-1 飲料用 PET ボトル充填方式の移行が与えた影響」において検討することとした事項のほか、高重合度 PET の需要の減少はなく、また、消費態様の変化も認められなかったため、これらは本邦の産業に対して損害を与える要因ではない

⁶⁰¹ 産業上の使用者質問状回答書（調査項目 A-4-1）

⁶⁰² 産業上の使用者質問状回答書（北海製罐）（調査項目 B-2-2）及び意見の表明（北海製罐 平成 29 年 3 月 30 日）

と判断した。

4-2-3 外国の生産者及び本邦の生産者の制限的商慣行、並びに外国の生産者と本邦の生産者との間の競争

(305) 調査対象期間における高重合度 PET の取引において、外国の生産者及び本邦の生産者の制限的な商慣行により、外国の生産者と本邦の生産者との間の競争が阻害されている実態については、本邦生産者、輸入者及び産業上の使用者の質問状回答書⁶⁰³から、回答内容が確認できる 40 者のうち 2 者が阻害有りと回答した。

当該 2 者のうち 1 者からは【制限的な商慣行により競争が阻害されている実態】旨の回答があった。また、他の 1 者からは、大手商社が、価格が低下する冬期に購入した当該輸入貨物を、価格が上昇する夏期に安価で販売することにより、自社の取引不成立や利益率の圧迫という影響を受けた旨の回答があった。これらの回答内容については、安価な当該輸入貨物の輸入による損害が発生していたことを示すものであるが、外国の生産者及び本邦の生産者の制限的商慣行とは認められなかった。

4-2-4 技術の進歩

(306) 本邦の生産者と当該輸入貨物の供給者との間に高重合度 PET 生産技術に大きな差異を生じる、又は、既存の高重合度 PET の需要の減少をもたらすような新製品の開発につながる技術の進歩について、供給者及び本邦生産者の当初質問状回答書⁶⁰⁴から、回答内容が確認できる 16 者のうち 3 者が有りと回答したが、産業上の使用者における生産効率向上に資するもの等であり、いずれも本邦の生産者と当該輸入貨物の供給者との間に高重合度 PET 生産技術に大きな差異を生じる、又は、既存の高重合度 PET の需要の減少をもたらすような新製品の開発につながる技術の進歩に関する回答ではなかったことから、本邦の産業に対して損害を与える要因となるような技術の進歩は認められなかった。

上記技術の進歩の他に、産業上の使用者の質問状回答書並びに、供給者、輸入者及び産業上の使用者における、飲料用 PET ボトルの充填方式が高温充填方式から常温充填方式へ移行したことによって本邦産業へ影響が生じた旨の意見等については、後記「**4-2-7-1 飲料用 PET ボトル充填方式の移行が与えた影響**」において検討することとした。

4-2-5 本邦の産業の輸出実績

(307) 本邦生産者の当初質問状回答書において、あらかじめ、同種の貨物の輸出に関する影響を排除して回答するよう求め、輸出実績を除外した回答内容に基づき「**3 不当販売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項**」の経済的要因に係る分析を行っているため、輸出実績は、本邦の産業に対して損害を与える要因ではないと判断した。

⁶⁰³ 本邦生産者当初質問状回答書（調査項目 A-16）、輸入者当初質問状回答書（調査項目 A-13）及び産業上の使用者質問状回答書（調査項目 D-4）

⁶⁰⁴ 供給者当初質問状回答書（調査項目 A-9-6 及び A-9-7）及び本邦生産者当初質問状回答書（調査項目 E-3）

4-2-6 本邦の産業の生産性

(308) 本邦の産業の物的生産性及び価値生産性は、「3-4-2-7 生産性」のとおり、調査対象期間中での変動が認められたが、これは、同項で分析したとおり、本邦の産業の平均雇用人数が調査対象期間を通じてほぼ横ばいであったにも関わらず、本邦産同種の貨物の生産量及び販売量が減少したことに起因するものであり、その他の要因による本邦の産業の生産性の変動が、本邦の産業に対して損害を与える要因ではないと判断した。

4-2-7 その他の要因

(309) 本邦の産業に対して同時に損害を与えていると考えられるその他の要因として、飲料メーカーの PET ボトル充填方式の移行による影響、原材料価格の影響及び供給安定性への懸念について検討した。

4-2-7-1 飲料用 PET ボトル充填方式の移行が与えた影響

(310) 飲料用 PET ボトルの充填方式としては、主に高温充填方式と常温充填方式という二種類の方式が用いられており、高温充填方式⁶⁰⁵は、殺菌のため高温にした内容物を PET ボトルに充填・密封する方式であり、常温充填方式⁶⁰⁶は、内容物及びボトル・キャップを別々に殺菌し、クリーンルームで常温充填する方式とされている⁶⁰⁷。

4-2-7-1-1 飲料用 PET ボトル充填方式の移行に係る供給者等からの証拠の提出及び意見等

(311) 供給者、輸入者及び産業上の使用者から、本邦の産業への影響は、当該輸入貨物によるものではなく、飲料用 PET ボトルの充填方式が高温充填方式から常温充填方式へ移行したことによるものであるとして、次のとおり証拠の提出、証言及び意見の表明等^{608,609,610,611,612,613}があった。

(ア) 供給者から、本邦生産者の製品はゲルマニウム触媒 PET であり、主に加熱充填方式において使用されている製品であるが、近年、日本の飲料充填技術開発が進み、産業上の使用者の市場で高温充填方式から常温充填方式へと変化が起こっており、係る変化に伴ってゲルマニウム触媒 PET の需要が低下している旨、したがって、市場シェア、製品価格

⁶⁰⁵ 「高温充填」は、他に「加熱充填」、「耐熱充填」、「ホットパック充填」又は「ホット充填」等の名称が用いられている。

⁶⁰⁶ 「常温充填」は、他に「無菌充填」、「アセプティック充填」又は「アセップ充填」等の名称が用いられている。

⁶⁰⁷ PET ボトルリサイクル推進協議会 Web サイト (<http://www.petbottle-rec.gr.jp/more/kind.html>)

⁶⁰⁸ 証言（華潤包装材料及び浙江万凱新材料 平成 29 年 1 月 25 日）

⁶⁰⁹ 意見の表明（豊田通商 平成 29 年 1 月 5 日）、証拠の提出（豊田通商 平成 29 年 1 月 5 日）及び意見の表明（豊田通商 平成 29 年 3 月 28 日）

⁶¹⁰ 証拠の提出（サントリー食品インターナショナル 平成 29 年 1 月 30 日）

⁶¹¹ 意見の表明（キリン 平成 29 年 3 月 30 日）

⁶¹² 情報の提供（キリン 平成 29 年 3 月 9 日）

⁶¹³ 意見の表明及び証拠の提出（伊藤忠商事 平成 29 年 1 月 30 日）及び意見の表明（伊藤忠商事 平成 29 年 12 月 28 日及び平成 29 年 3 月 30 日）

の低下というようなマイナス成長は、国内産業が飲料充填技術の変化による使用者の需要の変化に適応することができなかったことによるものであり、中国からの輸入に起因するものではない旨の証言⁶¹⁴があった。ただし、当該主張について確認できる資料の提出はなかった。

- (イ) 輸入者から、アンチモン触媒 PET は、ほぼ全量輸入に頼る状況で、申請者は、アンチモン触媒品を製造販売しておらず、耐熱用途の非アンチモン触媒 PET の製造に限られると当該輸入者は認識している旨の資料が添付された意見の表明⁶¹⁵があった。

また、バージン PET 需要においては、アンチモン触媒 PET と非アンチモン触媒 PET では日本国内における市場が全く異なり、アンチモン触媒 PET は、常温充填用として水、清涼飲料、食品調味料容器等の各種容器に用いられ、ゲルマニウム又はチタン等の触媒による非アンチモン触媒 PET は高温充填用として野菜ジュース、コーヒー等の容器に用いられる旨の資料が添付された意見の表明⁶¹⁶があった。

加えて、飲料等については、殺菌が必要なものもあり、適切な充填方式は当該充填される液体によって異なる旨の意見の表明⁶¹⁷があった。

- (ウ) 輸入者から、「日本で生産されているボトル用 PET 樹脂はごく一部の除きゲルマニウム系触媒で生産され、海外メーカーはすべてアンチモン系触媒を採用している」ことを記載した 2004 年の文献（「低成長に転じた PET ボトル～激変する業界構造と発展への道～」「工業材料」（日刊工業新聞社）2004 年 12 月号掲載）、「飲料製造のトレンドは耐熱から無菌充填（常温充填）に移行しつつある」こと及び「海外では耐熱市場が少ないので、（調査当局注：国内樹脂メーカーは）輸出もできない」ことを記載した 2011 年の文献（「JPCA 日本包装コンサルタント協会 会報 No.27」、2011 年 12 月）、並びに【PET 樹脂・製品に関する業界調査報告内容】ことを記載した 2016 年の文献（「PET 樹脂・製品の現況と展望」）が証拠として提出⁶¹⁸された。

また、当該輸入者から、申請者が製造販売しているのはゲルマニウム触媒又はチタン触媒を用いた高重合度 PET のみである旨、及び本邦産 PET の販売数量が減少した原因は、中国産アンチモン触媒 PET に由来するものではなく、日本国内の使用者における製品の充填方法にあり、多くの飲料メーカーが高温充填よりも機能性の勝る常温充填システムを導入し、また、PET ボトル成形機を導入したことから、高温充填用 PET ボトルの販売が著しく減少したことが原因である旨の意見の表明⁶¹⁹があった。ただし、高温充填用 PET ボトルの販売が著しく減少したことを示す証拠の提出はなかった。

- (エ) 輸入者から、飲料ボトル用途で国産 PET の需要が減少したのは、中国産 PET の価格が安いことによるものではなく、飲料製造方式の変化によるものであると考えている旨、飲料製造方式の変化は、飲料メーカーにとって、(a)容器デザインの自由度が向上する（ボトルに減圧吸収パネルが不要になる）、(b)ボトルの軽量化が可能となり、合理化・化石燃料使用量が削減される、(c)ボトルではなくプリフォームで輸送できることによる物流

⁶¹⁴ 証言（華潤包装材料及び浙江万凱新材料 平成 29 年 1 月 25 日）

⁶¹⁵ 意見の表明（伊藤忠商事 平成 29 年 12 月 28 日）

⁶¹⁶ 意見の表明（伊藤忠商事 平成 29 年 12 月 28 日）

⁶¹⁷ 意見の表明（伊藤忠商事 平成 29 年 3 月 30 日）

⁶¹⁸ 証拠の提出（豊田通商 平成 29 年 1 月 5 日）

⁶¹⁹ 意見の表明（豊田通商 平成 29 年 1 月 5 日及び平成 29 年 3 月 28 日）

効率化・環境負荷低減が可能となる、(d)ブローの内製化によるブローコストの透明化、及び(e)材料汎用化（アンチモン触媒 PET の使用）によるコストの削減と供給体制の安定化、というメリットがある旨説明し、国内飲料における飲料製造方式別ボトルの製造数量の推移及び当該輸入者において耐熱充填方式のラインを常温充填方式化したこと等を示す証拠の提出⁶²⁰があった。

(オ) 産業上の使用者から、同者における充填ライン別製造数の推移について、常温充填ラインの製造数量が増加し、高温充填の製造数量が減少している旨、及び常温充填と高温充填の特徴として、上記(エ)と同様のメリットが常温充填にあることを述べるとともに、常温充填には(f)容器滅菌や無菌充填が必要であるため、設備のイニシャルコスト及びメンテナンスコストが高温充填よりも高い、(g)設備の滅菌工程等によって製品の切り替え時間が長いため小ロット生産には不向きである（高温充填の方が生産ラインの操業率を高くすることができる）、という点がデメリットである旨の情報の提供⁶²¹があった。また、当該産業上の使用者から、清涼飲料製造において、使用する高重合度 PET が本邦産から調査対象国産へ移行したのは、専ら、清涼飲料製造業者の充填方法の変化によるものであり、本邦製品の販売量減少と調査対象国産品の動向とは関連していない旨、また、同社が既に提供した上記の情報⁶²²のとおり、清涼飲料製造業者にとって、高温充填より常温充填にメリットがあり、今後高温充填の製造数量が再び高くなる可能性は極めて低い旨の意見の表明⁶²³があった。

(カ) 産業上の使用者から、日本国内のボトル使用においては炭酸、常温充填等を使用される常温用ボトルにはコポリマー樹脂、ボトルに高い耐熱性が必要な分野にはホモポリマー樹脂が使用される⁶²⁴構図が成り立っており、申請者は、ボトル用コポリマーの高重合度 PET を日本国内においては殆ど製造しておらず、他の本邦 PET 樹脂メーカーにおいてもリサイクル樹脂など特殊なものを除き殆ど製造していないことから、調査対象貨物の高重合度 PET が本邦の産業に損害を及ぼしているとは考え難い旨、国内 PET 樹脂用途別数量（PET ボトルリサイクル推進協議会統計資料）、国内清涼飲料ボトルにおける、容器種別数量推移及びホモポリマー・コポリマー構成推移（同者推定）にかかる資料を添付した意見の表明⁶²⁵があった。

(キ) 産業上の使用者から、PET ボトル飲料の充填方式ごとの製造数は徐々に常温充填での製造数が増加し、2015 年には国内 PET ボトル飲料の 60%以上が常温充填により製造されているものと認識している旨、国内の PET ボトル飲料産業は、1998 年頃は、製品安全性の観点から、内容物へのアンチモン溶出リスクがある高温充填においては、ボトル容器にアンチモン触媒製品を使用しない方向で製造を行ってきたが、2003 年にアンチモンに対する水道法の規制が緩和され、高温充填における容器からのアンチモン溶出試験デ

⁶²⁰ 証拠の提出（サントリー食品インターナショナル 平成 29 年 1 月 30 日）

⁶²¹ 情報の提供（キリン 平成 29 年 3 月 9 日）

⁶²² 情報の提供（キリン 平成 29 年 3 月 9 日）

⁶²³ 意見の表明（キリン 平成 29 年 3 月 30 日）

⁶²⁴ PTA 単位と MEG 単位のみからなる高重合度 PET がホモポリマー、機能を付与するために DEG 等のアルコールやイソフタル酸等の他の物質を反応時に添加した高重合度 PET が、共重合物（コポリマー）とされている。「3-1-1 物理的及び化学的特性」参照。

⁶²⁵ 意見の表明（東洋製罐 平成 29 年 3 月 30 日）

ータを元に、製品安全保証が可能と判断し、顧客の同意を得て、2009 年から高温充填用ボトル容器にアンチモン触媒 PET を採用している旨及び本邦産 PET に多いゲルマニウム触媒 PET 及びチタン触媒 PET は全ての用途に使用可能であり、本邦産 PET に輸入品に対する価格競争力が付加されれば、市場占有率の回復は確実であると考えている旨の意見の表明⁶²⁶があった。

4-2-7-1-2 飲料用 PET ボトル充填方式の移行に係る本邦生産者からの証拠の提出及び意見等

(312) 上記(311)の意見に対して、本邦生産者から、当該生産者が過去製造していたアンチモン触媒 PET【銘柄名】及びチタン触媒 PET【銘柄名】について、ポリオレフィン等衛生協議会に対する同協会自主基準への適合を確認する証明書申請書及び「【名称】確認証明書」、当該銘柄を生産していた本邦事業所の生産実績及び販売実績、並びに製造フロー図及び申し送り簿が証拠⁶²⁷として提出され、過去にアンチモン触媒 PET 及び非アンチモン触媒 PET を本邦内の同一設備において製造し、販売していた旨の意見の表明⁶²⁸があった。

また、常温充填方式の設備には多額の設備投資を要すとして、常温充填方式の設備費用に 60～100 億円を要した事例についての証拠の提出⁶²⁹があり、不当廉売によりアンチモン触媒 PET の価格が低く抑えられていることから、多額の設備投資を踏まえてもなお、アンチモン触媒 PET を使用することにボトルメーカーは経済合理性を見出す場合がある旨の意見の表明⁶³⁰があった。

さらに、本邦生産者から、【産業上の使用者との購入に関する事情】として顧客から発注を停止する旨の通告を受けたことから、生産子会社の操業を停止する意思決定を行う旨の事実を示し、不当廉売された調査対象貨物の輸入によって実質的な損害が生じている旨の意見の表明⁶³¹があった。

4-2-7-1-3 飲料用 PET ボトル充填方式の移行に係る証拠及び意見等の検討

(313) 飲料用 PET ボトルの充填方式の移行に関し、産業上の使用者の質問状回答書における「市場価格、需要、供給の動向」⁶³²に対する回答において、回答内容が確認できる 21 者のうち 5 者が、飲料メーカーにおける常温充填方式の利用が増加し、本邦生産者が供給する高温充填用 PET の需要が減少したと回答している。当該回答と、上記(311)及び(312)の供給者、輸入者及び産業上の使用者並びに本邦生産者からの証拠の提出、証言及び意見の表明等について、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 高温充填方式から常温充填方式への移行について、輸入者が証拠⁶³³として提出した文

⁶²⁶ 意見の表明（北海製罐 平成 29 年 3 月 30 日）

⁶²⁷ 証拠の提出（三菱化学グループ 平成 29 年 1 月 30 日）

⁶²⁸ 意見の表明（三井化学及び三菱化学グループ 平成 29 年 1 月 30 日）

⁶²⁹ 証拠の提出（三井化学 平成 29 年 1 月 30 日）

⁶³⁰ 意見の表明（三井化学及び三菱化学グループ 平成 29 年 1 月 30 日）

⁶³¹ 意見の表明（三菱化学グループ 平成 29 年 3 月 30 日）

⁶³² 産業上の使用者質問状回答書（調査項目 A-5）

⁶³³ 証拠の提出（豊田通商 平成 29 年 1 月 5 日）

献⁶³⁴から、少なくとも 1993 年には、飲料用 PET ボトルの充填方式として常温充填方式が採用されており、常温充填方式で生産された清涼飲料は、1993 年には 5%のシェアであったところ、2003 年には 26%のシェアを占めたと記載があったことを確認した。また、産業上の使用者が表明した意見⁶³⁵に添付されていた資料から、同者が、2005 年には清涼飲料用 PET ボトル全体の数量の 34%を占めた常温充填方式用の PET ボトルが、2015 年には 55%を占めると推定していることを確認した。飲料メーカーである輸入者及び産業上の使用者からそれぞれ提出されたグラフ⁶³⁶からも、常温充填方式による PET ボトル飲料の製造数量が 2011 年から 2016 年にかけて増加している傾向が示されていることを確認された。

同様に、清涼飲料用 PET ボトルの数量も、輸入者が証拠⁶³⁷として提出した文献⁶³⁸の記載と整合的に、2007 年から 2010 年にかけては足踏みしたが、その後、再度増加基調に転じ、全体として 2005 年から 2015 年にかけて拡大していると産業上の使用者が推計していたことを、同者が提出した意見の表明⁶³⁹に添付されていた資料から確認した。これらの事実は、「4-2-2-1 需要の変化」で述べた、調査対象期間を通じて、高重合度 PET の需要が緩やかに増加したと整合する。

(イ) 高温充填方式から常温充填方式への移行により、本邦生産者が生産するゲルマニウム触媒 PET その他非アンチモン触媒 PET の需要が低下した旨の供給者、輸入者及び産業上の使用者の意見は、常温充填方式は、アンチモン触媒 PET を使用し、高温充填方式は非アンチモン触媒 PET を使用することから、両者の市場は全く異なる⁶⁴⁰ことを前提としている。また、産業上の使用者の、常温充填方式はコポリマー樹脂を使用し、高温充填方式はホモポリマー樹脂を使用することから、調査対象貨物が本邦の産業に損害を及ぼしているとは考え難い旨の意見⁶⁴¹も、コポリマー樹脂とはアンチモン触媒 PET のことであり、ホモポリマー樹脂とは非アンチモン触媒 PET であることが輸入者の意見⁶⁴²から明らかであることから、上記、充填方式の違いからアンチモン触媒 PET と非アンチモン触媒 PET の市場は全く異なるという前提と同じ前提に基づく意見であると認められる。

しかしながら、上記「3-1-9 同種の貨物の検討についての結論」に述べたとおり、上記意見を表明した供給者及び輸入者自身、耐熱ボトル・容器用のアンチモン触媒 PET を生産して日本に輸出し、あるいは日本に輸入しており⁶⁴³、また、アンチモン触媒 PET が耐熱ボトル用に使用されたことを、輸入者、本邦生産者及び産業上の使用者からの当初質問状回答書並びに提出された証拠及び意見の表明⁶⁴⁴から確認した。

⁶³⁴ 「低成長に転じた PET ボトル～激変する業界構造と発展への道～」 「工業材料」 (日刊工業新聞社) 2004 年 12 月号掲載

⁶³⁵ 意見の表明 (東洋製罐 平成 29 年 3 月 30 日)

⁶³⁶ 証拠の提出 (サントリー食品インターナショナル 平成 29 年 1 月 30 日) 及び意見の表明 (キリン 平成 29 年 3 月 30 日)

⁶³⁷ 証拠の提出 (豊田通商 平成 29 年 1 月 5 日)

⁶³⁸ 「JPCA 日本包装コンサルタント協会 会報 No.27」 2011 年 12 月

⁶³⁹ 意見の表明 (東洋製罐 平成 29 年 3 月 30 日)

⁶⁴⁰ 意見の表明 (伊藤忠商事 平成 29 年 3 月 30 日)

⁶⁴¹ 意見の表明 (東洋製罐 平成 29 年 3 月 30 日)

⁶⁴² 意見の表明 (豊田通商 平成 29 年 3 月 28 日) 及び意見の表明 (伊藤忠商事 平成 29 年 3 月 30 日)

⁶⁴³ 供給者当初質問状回答書 (様式 A-5-2)、輸入者当初質問状回答書 (様式 B-1-2)

⁶⁴⁴ 輸入者当初質問状回答書 (様式 A-11)、証拠の提出 (三井化学及び三菱化学グループ 平成 29 年 1 月 30 日)、意見の表明 (北海製罐 平成 29 年 3 月 30 日) 及び意見の表明 (三井化学及び三菱化学グループ 平成 29 年

他方、供給者の当初質問状回答⁶⁴⁵及び提出された証拠⁶⁴⁶から、同者が常温充填方式に用いられる一般ボトル・容器用のゲルマニウム触媒 PET を製造し、日本向けに輸出していることを確認した。また、上記意見を表明した輸入者のうち 1 者が意見に添付した資料には、アンチモン触媒 PET と非アンチモン触媒 PET の両方が常温充填に使用されていると記載⁶⁴⁷されており、産業上の使用者からも、本邦産 PET に多いゲルマニウム触媒 PET 及びチタン触媒 PET は全ての用途に使用可能である旨の意見⁶⁴⁸が表明されたことを確認した。

加えて、本邦生産者と産業上の使用者との間の耐熱ボトル・容器用 PET の価格交渉において、【価格見直しの理由】が交渉材料に用いられていたことを、本邦生産者の当初質問状回答⁶⁴⁹及び証拠⁶⁵⁰から確認した。

リサイクル PET については、メカニカルリサイクル法により製造された場合、複数種の重縮合触媒を含有した状態で常温充填方式による飲料用 PET ボトルに使用されていること、また、ケミカルリサイクル法により製造された場合は、バージン PET 同様に両方の充填方式向けに用いられていることを確認した⁶⁵¹。

このように、上記「**3-1-9 同種の貨物の検討についての結論**」で述べたとおり、当該輸入貨物及び本邦産同種の貨物は同種の貨物であり、重縮合触媒の種類を問わず飲料用 PET ボトルにおける用途は共通しており、常温充填方式又は高温充填方式のいずれにも使用された事実が確認された。したがって、充填方式の違いからアンチモン触媒 PET と非アンチモン触媒 PET の市場は全く異なるという供給者、輸入者及び産業上の使用者の主張の前提は成り立たないことが認められた。

(ウ) なお、本邦生産者の損害は、アンチモン触媒 PET を製造していないことによるものである旨の供給者及び輸入者の主張について、上記「**3-1-9 同種の貨物の検討についての結論**」で述べたとおり、アンチモン触媒 PET と非アンチモン触媒 PET の製造工程は共通しており、同一の設備で製造できることを確認した。特に、本邦生産者が提出した証拠⁶⁵²から、過去、当該生産者がアンチモン触媒 PET 【銘柄名】についてポリオレフィン等衛生協議会が当該協議会の自主基準に適合するとして発出した「【名称】確認証明書」は【年月日】まで有効とされていること、当該生産者が当該 PET を本邦事業所で生産していたこと及び、当該 PET が【年月】まで販売されていたことを確認した。

あわせて、当該生産者が提出した証拠⁶⁵³から、当該アンチモン触媒 PET を製造していた同一設備において、製造する銘柄をアンチモン触媒 PET からチタン触媒 PET に変更したことにより、高重合度 PET の【製造方法・過程】、チタン触媒 PET を製造していたことを確認し、当該生産者においてアンチモン触媒 PET が生産可能であることを確認した。

3 月 30 日)

⁶⁴⁵ 供給者当初質問状回答書（広東泰宝聚合物）（様式 A-5-2）

⁶⁴⁶ 意見の表明（広東泰宝聚合物 平成 29 年 1 月 24 日）

⁶⁴⁷ 意見の表明（伊藤忠商事 平成 29 年 12 月 28 日）

⁶⁴⁸ 意見の表明（北海製罐 平成 29 年 3 月 30 日）

⁶⁴⁹ 本邦生産者当初質問状回答書（調査項目 H-1 及び添付資料 H-1-3）

⁶⁵⁰ 証拠の提出（三井化学 平成 29 年 1 月 30 日）

⁶⁵¹ 「**3-1-9 同種の貨物の検討についての結論**」参照。

⁶⁵² 証拠の提出（三菱化学グループ 平成 29 年 1 月 30 日）

⁶⁵³ 証拠の提出（三菱化学グループ 平成 29 年 1 月 30 日）

また、他の本邦生産者の当初質問状回答書⁶⁵⁴から、調査対象期間内に当該本邦生産者がアンチモン触媒 PET を製造していることも確認した。

以上から、本邦生産者は、ゲルマニウム触媒 PET、チタン触媒 PET に限らず、アンチモン触媒 PET の製造も可能であることが認められた。

(エ) 次に、飲料メーカーである輸入者及び産業上の使用者が挙げた、常温充填方式への移行が飲料メーカーにもたらすメリット⁶⁵⁵が高重合度 PET の需要動向に与える影響について検証すると、上記(311) (エ) (a)容器デザインの自由度向上及び(b)ボトルの軽量化は、いずれも高重合度 PET の需要を低下させる方向に働くものではあるが、前述のとおり、需要は全体として緩やかに増加したことから、需要動向全体を左右するまでの影響はなかったことが認められた。

上記(311) (エ) (c)プリフォームで輸送できることによる物流効率化、(d)ブローの内製化によるブローコストの透明化、及び(e)材料 (PET) 汎用化 (アンチモン触媒 PET の使用) によるコストの削減⁶⁵⁶については、いずれも常温充填方式の方がコスト面でメリットがあることを示しているものの、(f)設備のイニシャルコスト及びメンテナンスコストが高温充填方式より高価であること、(g)製品の切り替え時間が長いため生産ラインの操業率を高温充填方式ほど高くすることができないこと⁶⁵⁷は、いずれも常温充填方式のコスト面でのデメリットを示しており、安価な樹脂を購入することができれば、多額の設備投資を行ってもなお、常温充填方式に移行することに経済合理性を見出す場合がある旨の本邦生産者の意見⁶⁵⁸と整合的であると認められた。

(オ) 実際、産業上の使用者の質問状回答書では、ほとんどの使用者が「供給安定性」及び「安全性」と並んで「価格」を重視すると回答⁶⁵⁹しており、中国産が低価格であることから購入を切り替えた旨の回答があった⁶⁶⁰。また、輸入者が証拠として提出した食品メーカーに対するアンケート⁶⁶¹では、現在、中国産のアンチモン触媒 PET を購入している回答者が、仮にアンチダンピング税が賦課された際も引き続き当該 PET を購入する理由として、ほとんどの回答者が価格を挙げていたことを確認した。

本邦生産者の当初質問状回答⁶⁶²からは、「**3-5 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項についての結論**」で述べたとおり、本邦生産者は当該輸入貨物の低価格を引き合いに価格の引き上げが認められず、逆に、価格引き下げを求められていたことを確認した。加えて、本邦生産者の当初質問状回答⁶⁶³から、本邦生産者のうち 1 者が【高重合度 PET の品種】PET の生産を新たに進めていたものの、【不採用の理由】から採用されず、生産の中止に追い込まれたことを確認した。さらに、調査開始後においても、本邦生産者のうち 1 者は、

⁶⁵⁴ 本邦生産者当初質問状回答書 (ペルポリエステルプロダクト) (様式 G-2、様式 I-2 及び添付資料 J-25)

⁶⁵⁵ 証拠の提出 (サントリー食品インターナショナル 平成 29 年 1 月 30 日) 及び情報の提供 (キリン 平成 29 年 3 月 9 日)

⁶⁵⁶ 証拠の提出 (サントリー食品インターナショナル 平成 29 年 1 月 30 日)

⁶⁵⁷ 情報の提供 (キリン 平成 29 年 3 月 9 日)

⁶⁵⁸ 意見の表明 (三井化学、三菱化学グループ 平成 29 年 1 月 30 日)

⁶⁵⁹ 産業上の使用者質問状回答書 (様式 C-5-1)

⁶⁶⁰ 産業上の使用者質問状回答書 (北海製罐) (調査項目 A-4-7)

⁶⁶¹ 証拠の提出 (伊藤忠商事 平成 29 年 1 月 30 日)

⁶⁶² 本邦生産者当初質問状回答書 (三井化学及び三菱化学グループ) (調査項目 H-1 及び添付資料 H-1-3)

⁶⁶³ 本邦生産者当初質問状回答書 (三井化学) (調査項目 H-1、調査項目 H-2、添付資料 H-1-3 及び添付資料 H-2-3)

【産業上の使用者との購入に関する事情】に、ほぼ全ての高重合度 PET の発注を停止する旨の通告を受け、製造子会社の操業停止を余儀なくされた旨を当該生産者が表明した意見及び当該生産者のプレスリリース⁶⁶⁴から確認した。

(カ) 輸入者から、適切な充填方式は当該充填される液体によって異なる旨の意見⁶⁶⁵が提出されたが、上記「**3-1-9 同種の貨物の検討についての結論**」に述べたとおり、一般ボトル・容器用 PET であるか耐熱ボトル・容器用 PET であるかによって充填される飲料が大きく違うわけではないことが確認⁶⁶⁶されており、充填方式が異なっても充填される飲料に違いはなく、同じ飲料であれば同じ価格で販売されることから、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物は、ボトルとしてそのコストが比較され、競合していることが認められた。

(キ) さらに、高温充填方式は小ロット生産に向くというメリット⁶⁶⁷も、耐熱ボトル・容器用アンチモン触媒 PET が当該輸入貨物に含まれていることから、本邦生産者の生産する耐熱ボトル・容器用非アンチモン触媒 PET を当該輸入貨物との競合から隔離するものではないことが認められた。

(ク) したがって、我が国の高重合度 PET 市場は、充填方式の違いにより、アンチモン触媒 PET を使用する市場と非アンチモン触媒 PET を使用する市場に分かれているものではなく、充填方式の移行は、ランニングコストの低下をもたらす安価な当該輸入貨物の輸入を更に促進し、一般ボトル・容器用及び耐熱ボトル・容器用のいずれの用途においても安価な当該輸入貨物の輸入の急増により、本邦の産業に損害を与えたことを確認した。

(ケ) なお、充填方式の移行と環境負荷軽減の観点については、飲料メーカーである輸入者から、常温充填方式への移行による PET ボトルの軽量化は、CO2 削減効果がある旨の証拠⁶⁶⁸が提出され、本邦生産者の、ボトル軽量化により環境負荷は軽減されるものの、常温充填時に多量の水を使用することにより環境負荷がかかる旨の意見⁶⁶⁹に対しても、充填時に水を使用することは事実であるが、主にボトルのリンスに使用する水に関しては、循環・再利用により水の総使用量は抑制されている旨、輸送効率まで併せたトータルでは、常温充填方式の方が環境負荷が少ない旨の反論⁶⁷⁰が提出された。

他方、輸送効率については、本邦生産者から、耐熱用のプリフォームを納入し耐熱充填設備近くに耐熱ボトルを成形するブロー成形機を設置し、ボトル成形後耐熱充填する方法は、実際に行われており、耐熱ボトルの輸送効率が必ずしも悪いわけではない旨の反論⁶⁷¹が提出された。

⁶⁶⁴ 意見の表明（三菱化学 平成 29 年 3 月 30 日）、調査当局が収集及び分析した関係証拠「国内 PET 生産拠点の再編について」

⁶⁶⁵ 意見の表明（伊藤忠商事 平成 29 年 3 月 30 日）

⁶⁶⁶ 本邦生産者当初質問状回答書（様式 A-13-1）、輸入者当初質問状回答（様式 A-9-1）及び産業上の使用者質問状回答（様式 C-3-1）

⁶⁶⁷ 情報の提供（キリン 平成 29 年 3 月 9 日）

⁶⁶⁸ 証拠の提出（サントリー食品インターナショナル 平成 29 年 1 月 30 日）

⁶⁶⁹ 意見の表明（三井化学及び三菱化学グループ 平成 29 年 1 月 30 日）

⁶⁷⁰ 意見の表明（キリン及びサントリー食品インターナショナル 平成 29 年 3 月 30 日）

⁶⁷¹ 意見の表明（三井化学及び三菱化学グループ 平成 29 年 3 月 30 日）

(コ) 環境負荷低減の観点については、技術の進展とともにリサイクルPETを飲料用ボトルに再利用するボトル to ボトルリサイクルの実用化が進み、リサイクルPETについては順調にその需要を増加させてきたところ、2013年度に約4万トン記録してから、2014年度には約3.4万トンに約17%減少し、2015年度には約3.7万トンまで戻した⁶⁷²ものの、リサイクルPETを生産する本邦の生産者から、当初質問状回答書⁶⁷³において、調査対象期間中、環境意識の高まりからリサイクルPETの需要が拡大するも、バージンPETの価格の下落に連動してリサイクルPETの販売価格の上昇は限定的であり、採算が悪化した旨、また、平成27年度にはバージンPETの価格下落に連動し、リサイクルPETの価格が下落した結果、営業赤字を計上した旨の回答があったことを確認した。このことから、不当廉売された中国産高重合度PETの輸入による本邦産バージンPETの価格引き下げは、本邦産リサイクルPETの価格に影響し、PETボトルのリサイクルに悪影響を与えたことが認められた。

4-2-7-2 原材料価格の影響

4-2-7-2-1 原材料価格が与えた影響に係る供給者等からの証拠の提出及び意見等

(314) 供給者及び輸入者から、本邦産業への影響は、当該輸入貨物によるものではなく、主原料価格の下落による世界的なPET樹脂価格の下落、及び申請者が市場価格より高値の原材料を使用していることによるものであるとして、次のとおり証拠の提出、証言及び意見の表明^{674,675}があった。

(ア) 供給者から、2013年及び2014年の第3、第4四半期における世界のPET及び原材料の市況価格にかかる情報会社のレポート、及び2013年から2015年の各年について極東、米国、西欧／東欧の各市場における高重合度PET、PTA及びMEGの市況価格の推移をまとめた表が証拠として提出され、日本国内販売価格の下落は、ひとえに主要原料であるPTAとMEGの価格が下落したことによるものであること、及び申請者は関連会社から通常の市場価格を大幅に上回る価格でPTAを購入しており、このことが高重合度PET製品の利益を低下させることにつながっている可能性があるとして、中国からの輸入は国内産業に損害を与えていない旨の証言⁶⁷⁶があった。

(イ) 輸入者から、国産耐熱PETの価格が低下したのは、単にPETの原材料価格の低下に連動したに過ぎず、また、仮に申請者の国産高重合度PET事業における利益が減少している場合、その原因は、申請者が自社が製造しているPTAを原料として高重合度PETを製造しているため営業利益率を圧縮していると推測される旨、以下の証拠の提出⁶⁷⁷とともに意見の表明⁶⁷⁸があった。

⁶⁷² PETボトルリサイクル推進協議会 (<http://www.petbottle-rec.gr.jp/data/use.html>)

⁶⁷³ 本邦生産者当初質問状回答書(協栄産業)(調査項目A-17、様式G-2-2、調査項目G-2-14、調査項目H-1)

⁶⁷⁴ 意見の表明及び証拠の提出(伊藤忠商事 平成29年1月30日、平成29年3月30日)

⁶⁷⁵ 証言及び証拠の提出(華潤包装材料及び浙江万凱新材料 平成29年1月25日)

⁶⁷⁶ 証言及び証拠の提出(華潤包装材料及び浙江万凱新材料 平成29年1月25日)

⁶⁷⁷ 証拠の提出(伊藤忠商事 平成29年1月30日)

⁶⁷⁸ 意見の表明(伊藤忠商事 平成29年1月30日、平成29年3月30日)

- (a) 高重合度 PET の販売価格の約 8 から 9 割を原料コストが占めることから、高重合度 PET メーカーが自身で価格を左右できるのは Spread（高重合度 PET の価格から原料コストを差し引いた部分）のうち変動費（製造コスト、触媒コスト等をあわせた 100 ドル前後の費用）を除いた部分のみであるとして、2013 年 4 月から 2016 年 3 月までの高重合度 PET 及びその原材料の市況価格とその他費用（Spread）の推移を示したグラフ。
- (b) 高重合度 PET の販売価格は原料価格と 99%以上の確率で相関しており、高重合度 PET 価格の変動要因は 99%が原料の価格変動によるものであるとして、2013 年 4 月から 2016 年 3 月の各月における高重合度 PET の市況価格と原料の市況価格との相関性について示したグラフ。
- (c) 高重合度 PET 価格の下落は主原料である PTA の価格の下落によるものであり、Spread の変動は PET 価格の下落と全く相関性がないため、高重合度 PET メーカーが利益を削って販売している事実は見られないとして、2013 年 4 月から 2016 年 3 月までの高重合度 PET、PTA 及びその他費用（Spread）の推移と各年度における平均を示したグラフ。
- (d) 申請者のうち 1 グループが製造している高重合度 PET の価格が高値であることの大きな要因の一つに、同者のインドネシアにある関連会社から輸入される PTA の価格が大幅に高いことが考えられるとして、2013 年 4 月から 2016 年 3 月までの PX 及び PTA の市況価格並びに PTA の敦賀税関支署における輸入価格の推移を示したグラフ。

4-2-7-2-2 原材料価格が与えた影響に係る本邦生産者からの意見等

(315) 上記(314)の供給者及び輸入者からの意見に対して、本邦生産者から、次の内容の意見の表明⁶⁷⁹があった。

(ア) 三井化学及び三菱グループが当初質問状回答書において提出した原料価格動向を示す資料⁶⁸⁰に鑑みれば、PTA 及び MEG の価格と販売価格とに相関関係は認められないこと。

(イ) ICIS FOB China の高重合度 PET 価格と、中国の PTA 及び MEG の市況価格との差額が調査対象貨物の生産者による付加価値分となるはずであるが、当該付加価値分では、主要原材料費以外の諸費用をまかないきれるとは到底考えられず、利益が生じるはずもないこと。なお、【事業者名と所在地】の実績が資料として提出された。また、主要原料である PTA についても、中国の PTA の市況価格はコストを下回った価格であることが疑われ、PTA に遡って、コストの正当性を吟味する必要があること。なお、中国における PX と PTA の市況価格とその差分である付加価値額を【事業者名と所在地】の実績と比較する資料が提出された。

(ウ) 中国の高重合度 PET 生産者のうち、複数者が資本関係のある者からの調査対象貨物の主要な原材料である PTA を調達していると考えられることから、原材料調達が独立当事者間での取引でなされていない場合には、関連会社における PTA 又は MEG の製造コストにまで遡って確認を行うべきであること。なお、中国の高重合度 PET 生産者、PTA 生

⁶⁷⁹ 意見の表明（三井化学及び三菱化学グループ 平成 29 年 1 月 30 日、平成 29 年 3 月 30 日）

⁶⁸⁰ 本邦生産者当初質問状回答書（調査項目 I-6 及び添付資料 I-6）

産者及び MEG 生産者にかかる資料が提出された。

4-2-7-2-3 原材料価格が与えた影響に係る本邦生産者の意見に対する輸入者からの意見等

(316) 上記(315)の申請者による PTA 及び MEG の価格と販売価格とに相関関係は認められないとの意見に対して、輸入者から、高重合度 PET は PTA と MEG の製品に対する原料比が 90% 相当を占める原料価格が製品に影響しやすい樹脂であり、複数の情報会社が提供する価格情報を多くの企業が利用しているのは、原料価格と高重合度 PET の価格の間に相関関係が存在することが世界的な市場で認知されているからである旨の意見の表明⁶⁸¹があった。

また、輸入者及び産業上の使用者から連名で、中国産の高重合度 PET の販売価格は、時期ごとの主原料の価格の高騰及び下落による影響を受け、主原料の値動きと相関する形で都度変動する旨の意見の表明⁶⁸²があった。

4-2-7-2-4 原材料価格が与えた影響に係る供給者等からの意見等の検討

(317) 上記(314)から(316)までの供給者、輸入者及び申請者からの意見等に関して、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 高重合度 PET の販売価格と原材料価格との関係について、上記輸入者から示された結果は 2013 年 4 月から 2016 年 3 月までの 36 月 (36 データ) について相関性を分析したものであった。調査当局において、輸入者の当初質問状回答⁶⁸³のうち購入日を確認することができた【1,500~4,000】件の FOB 取引についての購入価格と購入月における原材料価格⁶⁸⁴を比較したところ、輸入者による購入価格は、原材料価格を下回る場合も、高重合度 PET 市況価格を上回る場合も、それぞれ複数認められ、「PET メーカーが自身で価格を左右できるのは Spread (PET の価格から原料コストを差し引いた部分) のうち変動費 (製造コスト、触媒コスト等をあわせた 100 ドル前後の費用) を除いた部分のみである」とは認められなかった。また、高重合度 PET の販売価格と原材料価格との相関についても、当該【1,500~4,000】件のデータに基づけば、相関係数は 0.58 と算出され⁶⁸⁵、高重合度 PET 価格の変動要因は 99%が原料の価格変動によるものであるとは認められなかった。さらに、原材料価格を下回る購入価格も複数認められたことから、「PET メーカーが利益を削って販売している事実は見られない」とは断定できないものと認められた。実際、海外供給者の追加質問状回答書⁶⁸⁶において提出された「毛利明細書」によると、当該輸入貨物の複数の製品型番について、原価割れしていることが認められた。

一方、年度別平均で見ると、国際指標価格に基づく PTA 及び MEG の原料指数⁶⁸⁷の低下と同時に、本邦産同種の貨物、当該輸入貨物及び第三国産同種の貨物の本邦におけ

⁶⁸¹ 意見の表明 (豊田通商 平成 29 年 3 月 28 日)

⁶⁸² 意見の表明 (RP 東プラ等シートメーカー 17 者及び伊藤忠商事等輸入者 2 者 平成 29 年 3 月 30 日)

⁶⁸³ 輸入者当初質問状回答書 (様式 B-2)

⁶⁸⁴ 証拠の提出 (伊藤忠商事 平成 29 年 1 月 30 日)

⁶⁸⁵ 調査当局が収集及び分析した関係証拠「高重合度 PET の販売価格と原材料価格との関係について」

⁶⁸⁶ 海外供給者追加質問状回答書 (調査項目 J-3-2)

⁶⁸⁷ 本邦生産者当初質問状回答書 (添付資料 I-6)

る販売価格（年別加重平均価格）⁶⁸⁸は低下していたが、「**3-3-2 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響**」及び「**4-2-1 第三国からの輸入の量及び価格**」で述べたとおり、当該輸入貨物の販売価格は大きく低下し、全ての期間で本邦産同種の貨物及び第三国産同種の貨物の価格を大きく下回っていたことを確認した。

したがって、上記「**3-1-4 価格の決定方法**」及び「**3-1-9 同種の貨物の検討についての結論**」のとおり、本邦産同種の貨物の販売価格は、原材料や製品の市況、為替変動に基づき個別の交渉によって決定されており、原材料価格は、交渉において一定の目安を与えるものではあるが、原材料価格によって販売価格が一義的に決定されるものではないと認められ、国内販売価格の低下はひとえに原材料価格の下落によるものであるとは認められなかった。むしろ、本邦生産者は、販売価格交渉において安価な当該輸入貨物を引き合いに、販売価格の引き下げを求められており⁶⁸⁹、産業上の使用者の質問状回答書における、ほとんどの使用者が「供給安定性」及び「安全性」と並んで「価格」を重視するとした回答⁶⁹⁰及び中国産が低価格であることから購入を切り替えたとの回答⁶⁹¹、並びに輸入者が証拠として提出した、価格を理由として中国産高重合度 PET を購入するというアンケート結果⁶⁹²も、販売価格の低下が安価な当該輸入貨物によるものであることを裏付けていると考えるのが妥当である。

(イ) 申請者のうち1グループが、関連会社から割高な PTA を調達しているため、同グループの国産 PET 事業における利益が減少している旨の意見については、同グループに対する現地調査の結果から、高重合度 PET の生産に用いられる PTA の価格は、同グループ内で用意された一定の計算式に基づき、その原料である PX の国際指標価格と連動して決定されていることを確認した⁶⁹³。

また、本邦生産者の当初質問状回答⁶⁹⁴から、PTA 購入単価を国際指標価格と比較したところ、国際指標価格の下落に伴い、本邦生産者の購入単価も同様に下落していたことを確認した。加えて、国際指標価格に基づく PTA 及び MEG の原料指数⁶⁹⁵と、本邦生産者の原料購入単価（指数）とを比較したところ、ほぼ同様に下落していることを確認した。

さらに、同グループに対する現地調査において、中国ではリーマンショック後の中国政府の政策によって、2011 年頃から PTA の大規模な設備増強が行われた結果、供給過多が続いていることを示す資料、及び足下のアジア市場において、PTA とその原料である PX との差額のスプレッド（利幅）は大きく落ち込んでいることを示す資料が提出され、以上から、同グループでは中国国内では更にスプレッドが減少し変動費を割る価格で取引されていると推測している旨を記載した資料の提出及び説明があった⁶⁹⁶。

さらに、産業上の使用者回答から、海外の供給の動向について、特に中国で PTA 及び PET の大規模プラントの新增設により、生産能力が増加し、供給過多であった旨の回答

⁶⁸⁸ 非関連企業間の取引に限る。

⁶⁸⁹ 本邦生産者当初質問状回答書（添付資料 H-1-3）

⁶⁹⁰ 産業上の使用者質問状回答書（様式 C-5-1）

⁶⁹¹ 産業上の使用者質問状回答書（北海製罐）（調査項目 A-4-7）

⁶⁹² 証拠の提出（伊藤忠商事 平成 29 年 1 月 30 日）

⁶⁹³ 本邦生産者現地調査報告書（三菱化学グループ）（2.(1)②）及び同提出資料

⁶⁹⁴ 本邦生産者当初質問状回答書（様式 I-3）

⁶⁹⁵ 本邦生産者当初質問状回答書（添付資料 I-6）

⁶⁹⁶ 本邦生産者現地調査報告書（三菱化学グループ）（2.(9)②）及び同提出資料

が複数あったことを確認した⁶⁹⁷。

(ウ) 以上のとおり、本邦産業への影響は、供給者及び輸入者が主張するように、主原料価格の下落による世界的な PET 樹脂価格の下落、及び申請者が市場価格より高値の原材料を使用していることによるものであるとは認められず、本邦産同種の貨物の販売価格は、安価な当該輸入貨物によって引き下げられ、当該輸入貨物が本邦の産業に損害を与えたものと認められた。

4-2-7-3 供給安定性への懸念が販売数量に与えた影響

4-2-7-3-1 供給安定性への懸念に係る輸入者からの意見等

(318) 輸入者 1 者から、2012 年に三井化学岩国大竹工場が爆発事故で操業停止になったことについて証拠を提出するとともに、申請者の供給安定性の低下が申請者の販売数量が減少した一つの大きな事由である旨の意見の表明⁶⁹⁸があった。

また、産業上の使用者の質問状回答書⁶⁹⁹において、回答内容が確認できる 21 者のうち 1 者から、当該事故による供給への影響があったとの回答があった。

(319) 上記(318)の輸入者からの意見に対して、申請者から、不当廉売課税の要件とは何ら関係のない記述である旨の意見の表明⁷⁰⁰があった。

4-2-7-3-2 供給安定性への懸念に係る輸入者からの意見等の検討

(320) 調査当局が、輸入者が提出した証拠⁷⁰¹を確認したところ、2012 年 4 月に三井化学・岩国大竹工場レゾルシン製造施設において発生した事故については確認できるものの、事故により本邦産同種の貨物の製造設備の操業がいつまで停止し、本邦産同種の貨物の生産及び販売にどのような影響等を与えたかについての記載はなかった。したがって、申請者の供給安定性の低下が申請者の販売数量が減少した一つの大きな事由である旨との輸入者の意見に関する根拠は確認できなかった。

(321) このため、調査当局において、三井化学の報道発表資料を確認したところ⁷⁰²、2012 年 4 月 22 日に岩国・大竹工場で発生した爆発・火災事故により、PET 樹脂生産プラントも操業を停止したが、調査対象期間以前の 2012 年 7 月 26 日の報道発表資料において、当該 PET 樹脂生産プラントが稼働再開したことを確認した。

これに対して、調査対象期間における本邦の産業の生産高は、上記「**3-4-1-1 生産高**」で述べたとおり、平成 25 年度から平成 26 年度にかけてはほぼ横ばいであり、平成 27 年度に 23 ポイント減少したことを確認した。平成 27 年度の生産高の減少は、東洋紡が PET

⁶⁹⁷ 産業上の使用者回答書（調査項目 A-5）

⁶⁹⁸ 意見の表明及び証拠の提出（豊田通商 平成 29 年 1 月 5 日及び平成 29 年 3 月 28 日）

⁶⁹⁹ 産業上の使用者質問状回答書（RP 東プラ）（調査項目 A-5）

⁷⁰⁰ 意見の表明（三井化学及び三菱化学グループ 平成 29 年 1 月 30 日）

⁷⁰¹ 証拠の提出（豊田通商 平成 29 年 1 月 5 日）

⁷⁰² 三井化学 Web サイト（<http://jp.mitsuichem.com/release/2012/pdf/120726.pdf>）

ボトル用樹脂の生産を中止したこと⁷⁰³に加え、【発生時期】に三井化学が【生産能力の変動に係る事情】及び三菱化学グループが販売数量の減少に対応するため、【生産量の変動内容】⁷⁰⁴によるものであり、当該事故による供給への影響は認められなかった。

なお、産業上の使用者の質問状回答書⁷⁰⁵において、当該事故による供給への影響があったと回答した1者について、調査対象期間中の産業上の使用者全体による本邦産同種の貨物の購入数量全体の減少に対し、当該使用者による本邦産同種の貨物の購入量の減少が与える寄与は僅少であったことを確認⁷⁰⁶した。

(322) したがって、2012年の三井化学岩国・大竹工場の事故による供給安定性の低下が、申請者の販売数量が減少した一つの大きな事由となったとは認められなかった。

4-2-7-4 その他の要因の結論

(323) 以上のとおり、本邦の産業に対して同時に損害を与えていると考えられるその他の要因として、飲料メーカーのPETボトル充填方式の移行による影響、原材料価格の影響及び供給安定性への懸念について検討したところ、これらについては本邦の産業に対して損害を与える要因ではないと判断した。

4-3 因果関係に関する結論

(324) 以上のとおり、当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に損害をもたらしたものと認められ、当該輸入貨物と本邦の産業に対する実質的な損害との間に因果関係が認められると判断した。

⁷⁰³ 証拠の提出（三菱化学グループ 平成29年1月30日）

⁷⁰⁴ 本邦生産者当初質問状回答書（三井化学）（様式E-1）、本邦生産者追加質問状回答書（三菱化学グループ）（J-1-1（様式B-1））

⁷⁰⁵ 産業上の使用者質問状回答書（RP東プラ）（調査項目A-5）

⁷⁰⁶ 産業上の使用者質問状回答書（様式A-4-1）

5 仮の決定に対する反論及び再反論等、並びにこれらに係る調査当局の見解

5-1 調査の経緯に関する事項

(325) 「中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテレフタレートに係る関税定率法第 8 条第 5 項に規定する調査開始の件」(平成 28 年財務省告示第 287 号)で告示した関税定率法第 8 条第 5 項の調査において、同条第 8 項及び第 9 項に規定する不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することについての決定(以下「仮の決定」という。)及びその後の調査の経緯等は、以下のとおり。

5-1-1 仮の決定と仮の決定の基礎となる事実の開示

(326) 平成 29 年 8 月 4 日、本件に係る仮の決定を行い、その旨及び仮の決定の基礎となる事実(以下「中間報告書」という。)を直接の利害関係人に対し書面で通知するとともに、仮の決定を行った旨を官報で告示⁷⁰⁷した。中間報告書は、同日、財務省⁷⁰⁸及び経済産業省⁷⁰⁹のホームページに掲載した⁷¹⁰。また、中国政府に対しても仮の決定を行った旨及び中間報告書を送付⁷¹¹した。

なお、当該告示において、調査により判明した事実に係る政令第 10 条第 2 項又は政令第 10 条の 2 第 2 項の規定による証拠の提出又は政令第 12 条の 2 第 2 項の規定による意見の表明についてのそれぞれの期限を平成 29 年 8 月 28 日とした上で、仮の決定の内容に対する証拠の提出及び意見の表明(以下「仮の決定に係る反論等」という。)についての期限を同年 8 月 18 日とし、当該期限までに提出された仮の決定に係る反論等については、同年 8 月 21 日から利害関係者の閲覧に供し、他の利害関係者から提出された仮の決定に係る反論等に対する更なる反論及び反証(以下「仮の決定に係る再反論等」という。)(以下「仮の決定に係る反論等」及び「仮の決定に係る再反論等」を総称して「仮の決定に係る反論・再反論等」という。)についての期限を同年 8 月 28 日とする旨の書面⁷¹²を、利害関係者に対して通知した。

この際、通知書に、仮の決定に係る反論・再反論等の機会は、「これまで調査当局が政令第 10 条第 2 項及び第 10 条の 2 第 2 項に基づき貴社に提出を求めている証拠のうち、これまで調査当局に提出していなかった証拠を新たに提出する機会」では無いことを明示した。

(327) 仮の決定に際して、上記「**表 26 不当廉売差額率(華潤包装材料)**」及び「**表 28 不当廉売差額率(浙江万凱新材料)**」に記載した不当廉売差額率の算定方法を記した「不当廉売差額率の算定について」(以下「DM 計算書」という。)を、また、ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由並びに採用した情報及び適用した手法を記した FA 経緯書を、供給者に対して書面により送付するとともに、その開示版を利害関係者の閲覧に供した。

⁷⁰⁷ 平成 29 年財務省告示第 215 号

⁷⁰⁸ http://www.mof.go.jp/customs_tariff/trade/plan/futou/ka20170804.htm

⁷⁰⁹ http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/trade-remedy/pet.html

⁷¹⁰ ガイドライン 12.(1)三

⁷¹¹ 協定 12.2

⁷¹² ガイドライン 12.(1)

5-1-2 仮の決定に対する利害関係者からの意見等

(328) 仮の決定に係る反論等は、その期限である平成 29 年 8 月 18 日までに、利害関係者 10 者（華潤包装新材料、浙江万凱新材料、岩谷産業、三協化成産業、伊藤忠商事及び豊田通商（以上 2 者連名）、並びに三井化学、三菱ケミカル、日本ユニペット及び越前ポリマー（以上 4 者連名。（以下「申請者」という。））から提出があり、また、仮の決定に係る再反論等は、その期限である同年 8 月 28 日までに申請者から提出があった。

利害関係者から提出された仮の決定に係る反論・再反論等を検討した上での調査当局の見解については、下記「5-6 仮の決定に係る反論・再反論等の検討についての結論」のとおりである。

(329) 平成 29 年 8 月 24 日、中国政府（商務部貿易救済調査局）から駐日中華人民共和国大使館経由で、仮の決定に関する意見として中国語による書面が同書面を英語で翻訳した書面とともに提出⁷¹³された。このため、調査当局から、仮の決定の告示五（三）に記載のとおり「証拠の提出及び意見の表明は日本語の書面により行うものとする」としていることから、日本語による書面の提出を求めたが、中国政府から日本語に翻訳された書面の提出はなかった。なお、当該意見の内容は、上記(181)と同様であった。

5-1-3 期限後に表明された意見

(330) 平成 29 年 8 月 25 日に産業上の使用者から意見の表明⁷¹⁴があったが、調査開始告示八（四）で、「意見の表明についての期限」を平成 29 年 3 月 30 日と定めていることから、当該意見の表明は提出期限を過ぎて提出されたものであり、当該意見の表明は受け入れられない。

5-1-4 秘密の情報

(331) 利害関係者が提出した書面（証拠及び意見の表明に係る書面等）のうち秘密情報については、調査当局は秘密の理由書の提出を求め、これを受領した。

5-1-5 証拠等の閲覧

(332) 調査当局が作成した書面及び利害関係者が提出した書面（ただし、これらの書面における秘密情報については開示版要約に限る。）について、利害関係者に対し閲覧に供した。

5-1-6 暫定措置

(333) 不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が推定され、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められたことから、平成 29 年 8 月 23 日、関税・外国為替等審議会への諮問及び同審議会からの答申を経て、同年 8 月 29 日、暫定的な不当廉売関税を課すること⁷¹⁵が閣議決定され、同年 9 月 1 日に、高重合度

⁷¹³ 意見の表明（中国政府（商務部貿易救済調査局））

⁷¹⁴ 期限後に表明された意見(北海製罐)

⁷¹⁵ 法第 8 条第 9 項

ポリエチレンテレフタレートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（平成 29 年政令第 234 号）が公布され、その旨を直接の利害関係人及び中国政府に対し書面で通知するとともに、政令が公布された旨を官報で告示⁷¹⁶し、同年 9 月 2 日から、暫定的な不当廉売関税が課税された。広東泰宝聚合物、江蘇興業プラスチック、江陰興泰新材料、江陰興宇新材料又は騰龍特殊樹脂（厦門）を供給者とする税率については 39.8%、浙江万凱新材料を供給者とする税率については 51.0%、華潤包装材料を供給者とする税率については 51.4%及びその他の者を供給者とする税率については 53.0%とされた。

5-1-7 調査期間の延長

(334) 平成 29 年 9 月 27 日、調査の透明性を確保しつつ、利害関係者から提出された証拠等の更なる検討を行うため、調査期間を 3 ヶ月延長することについて告示⁷¹⁷し、同年 12 月 29 日までにすることとした。また、直接の利害関係人に対してこれを通知⁷¹⁸するとともに、中国政府に対しても通知した。

5-1-8 約束の申出

(335) 平成 29 年 9 月 27 日に広東泰宝聚合物から法第 8 条第 7 項に規定する約束を申し出る旨の書面が提出⁷¹⁹された。

5-2 「2 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項」に係る反論等の検討

(336) 仮の決定に係る反論・再反論等のうち、「2 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項」に係る反論等について、以下のとおり検討した。

5-2-1 市場経済条件の浸透事実に係る結論に対する反論等

5-2-1-1 華潤包装材料及び浙江万凱新材料からの反論等

(337) 供給者である華潤包装材料及び浙江万凱新材料から、市場経済条件の浸透事実に係る結論に関し、以下の内容の反論等⁷²⁰の提出があった。

(ア) 上記「2-2 市場経済条件の浸透事実」に関し、市場経済を分析するにあたり、①中国経済全体に関連するものではなく、調査対象貨物を生産する産業のみに厳密に関連するものであり、かつ、②政府の介入、材料価格等に関する臆測ではなく、事実に基づくべきであるにもかかわらず、法律上の要件に反して、調査当局は、調査対象の PET 樹脂産業にあてはまらない政府の一般的方針又は指針に基づき、かつ実際に非市場経済下

⁷¹⁶ 平成 29 年 9 月 1 日付財務省告示第 244 号

⁷¹⁷ 平成 29 年財務省告示第 265 号

⁷¹⁸ 法第 8 条第 6 項ただし書、政令第 9 条

⁷¹⁹ ガイドライン 14. (2) 一

⁷²⁰ 仮の決定反論書（華潤包装材料 平成 29 年 8 月 18 日）（浙江万凱新材料 平成 29 年 8 月 18 日）

で事業運営があったという「事実」を摘示することなく分析を行った。調査当局は、回答者が質問状に対する回答の中で提示した証拠を客観的に分析することを怠った。

(イ) 上記「**2-2-2-1 中国政府による産業界に対する関与**」に関し、

- (a) 第12次及び第13次5カ年計画、中国製造2025、石油化学及び化学工業『十二五』発展計画及び石油化学及び化学工業発展計画（2016-2020年）は一般的な政府計画又はガイドラインに過ぎず、PET産業の生産者に関連する事実を示すものではなく、調査当局はこれらの計画を曲解している。
- (b) 上記(149)で参照される「化学繊維工業『十一五』発展指導意見は、本調査の調査対象期間に該当せず、したがって何ら関連性を有していない。
- (c) 調査当局は、上記(153)及び(154)において、PET樹脂生産者による投資は政府の承認の対象となると記載したが、上記(158)において、PET樹脂産業は調査対象期間中、政府による投資の承認の対象とはなっていないことを認めている。
- (d) 上記(155)において、政府が輸出者に対して多額の資金的支援を行ったと結論付けているが、補助金を受領したことをもって生産者の決定に政府の干渉があると認定し、ひいては市場原理が働かないと結論づけるのは早計である。
- (e) 調査当局は、質問状回答書で提出した関連証拠を確認して分析することを怠り、法律上の要件に基づいた分析を行っていない。

(ウ) 上記「**2-2-2-2 特定貨物及びその原材料への政府の介入**」に関し、

- (a) 中国市場は、世界市場から孤立しているものではなく、中国における生産能力の状況との関連のみで、市場価格を評価することは適切ではない。中国について、PTA、MEG及びPXの輸出入取引に関する制限があるという記録上の証拠はなく、中国のPTA、MEG及びPX市場は、PTAとMEGの統合された世界市場の一部であり、調査当局は、容量に関連するとしても、中国のPTA、MEG及びPXの価格が全般的に市場価格を反映していないという結論に達するために一般的な中国政府の方針に依拠することはできない。
- (b) 上記(158)記載のとおり、PET樹脂産業が、調査対象期間中、政府の投資許可の対象でないことは明らかであり、華潤包装材料及び浙江万凱新材料の場合、政府の追加投資許可を受けたのは、PET樹脂産業の範疇にあるという理由ではなく、外資系企業であるという事実により正当とされる。
- (c) 上記「**2-2-2-2-2 国内生産者における状況**」においては、調査当局は、華潤包装材料及び浙江万凱新材料が提出した各々の事業の経営判断をするための完全な自立性を有する証拠、例えば回答者らの定款を参照したが、いかにして、参照した証拠に基づき、最終的にPET樹脂生産業者の決定が市場原理に基づいて政府の介入なしになされたという証拠がないという結論に達したかは明確ではない。
- (d) 第(172)項及び第(173)項において、調査当局が言及している文書は政府の計画のみであり、調査当局が原材料価格への実際の影響を認定することなく一般的な政府計画に依拠することは、適切ではない。PTAの生産者が損失を被る場合であっても、かかる損失の原因は政府による介入に帰することはできない。
- (e) 調査対象の企業に原材料を提供する回答者の大半は、民間企業である。国有企業又は一部国有企業から部分的に調達したという事実だけでは、かかる調達が市場価格でなされていないという結論にはならない。

(338) 申請者から、上記(132)から(179)に関して、次の内容の反論等が提出された。なお、当該反論等は、仮の決定を支持する意見であった。

(ア) 中国の高重合度 PET 生産者は、市場経済条件が浸透している事実があることを明確に示すことができなかった場合に該当すると認められるとの判断は適切である。

5-2-1-2 華潤包装材料及び浙江万凱新材料からの反論等に対する再反論等

(339) 申請者から、上記(337)の華潤包装材料及び浙江万凱新材料からの反論等に関して、中国の高重合度 PET 生産者は、市場経済条件が浸透している事実があることを明確に示すことができなかった場合に該当すると認められるとの判断は適切である旨の以下の内容の仮の決定に係る再反論等⁷²¹があった。

(ア) 上記(337)(ア)に関し、調査当局は、以下の示す理由から、適切に証拠を引用し、事実を摘示して分析を行った上で、仮の決定の基礎となった事実を通知したものといえる。

- (a) 中国政府の計画や産業政策を示す際には、高重合度 PET 産業も対象として含まれることを明示している。
- (b) 調査当局は、適切に証拠を引用し、事実を摘示して、高重合度 PET 産業が、実際に中国政府の計画や産業政策に適合する形で経営が行われており、当該計画や産業政策に基づいて多額の資金的支援を中国政府から受けていることを認定している。
- (c) 調査当局が、中間報告書において、利害関係者から提出された全ての証拠及び質問状に対する回答に逐一言及する必要はそもそもなく、また、言及の不存在は無視とは異なる。

(イ) 上記(337)(イ)に関し

- (a) 調査当局は、中国政府の計画や産業政策を示す際には、高重合度 PET 産業も対象として含まれることを明示している。
- (b) 調査当局は、適切に証拠を引用し、事実を摘示して分析を行った上で、仮の決定の基礎となった事実を通知したものといえる。
- (c) 調査当局は、上記(155)において、「中国政府の計画や産業政策に基づいて」多額の資金的援助を中国政府から受けていると認定しており、単に補助金を受けていることのみを理由として中国政府による高重合度 PET 産業に対する関与を認定しているわけではない。

(ウ) 上記(337)(ウ)に関し、

- (a) 調査当局は、中間報告書において、原材料等に対し投資規制等を通じて生産能力の調整が行われていることについて、証拠に基づき適切な認定を行っている。仮に高重合度 PET の原材料の輸出入について制限がなかったとしても、中国内の生産について政府の介入が行われていれば、かかる原材料の費用は市場価格を反映しているとは認め難い。

⁷²¹ 仮の決定再反論書(三井化学及び三菱ケミカルグループ 平成 29 年 8 月 28 日)

- (b) 中国において、PET 及び原材料産業に固有の投資許可は要求されていないと主張するが、投資規制は、当該産品に固有のものでなくとも、生産に影響を与え得る。
- (c) 調査当局が、中間報告書において、提出された全ての証拠及び主張に逐一言及する必要はそもそもなく、また、言及の不存在は無視とは異なる。調査当局は、適切に証拠を引用し、事実を摘示して分析を行った上で、仮の決定の基礎となった事実を通知したものである。
- (a) 調査当局は、中国政府が原材料等に対する投資規制等を通じて生産能力の調整を行っていることについて、証拠に基づき適切な認定を行っている。

5-2-1-3 華潤包装材料及び浙江万凱新材料からの反論等に係る検討

(340) 上記(337)の華潤包装材料及び浙江万凱新材料からの反論等に関して、調査当局は次のように検討した。

- (ア) 上記(337)(ア)及び(イ)(e)に関し、調査当局は、上記(126)に記載のとおり、調査対象貨物と同種の貨物を生産している中国の産業について、市場経済条件が浸透している事実が認められるか否かを「**2-2 市場経済条件の浸透事実**」に記載のとおり検討しており、華潤包装材料及び浙江万凱新材料が主張するように、「中国経済全体に関連するもの」について検討したわけではない。調査当局は利害関係者が提出した証拠等について全て確認し、客観的に評価し、調査当局による分析の根拠については全て中間報告書の脚注に記載し、閲覧に供す等により利害関係者が確認することを可能にしている。したがって「憶測」に基づいたわけではなく、また、「回答者が提出した証拠を客観的に分析することを怠った」という事実もないことから、両者の主張は事実誤認に基づくものである。
- (イ) 上記(337)(ア)及び(イ)(a)に関し、上記(132)に記載のとおり、調査当局は、市場経済質問状調査項目 A-1 において、調査対象貨物及び同種の貨物の製造等に適用されたあるいは適用される可能性のある法律、規制及び計画について回答することを求めたが、華潤包装材料及び浙江万凱新材料は該当する法律又は規制は存在しない旨回答し、関連する計画の存在についても何ら回答しなかった。一方で実際に、華潤包装材料及び浙江万凱新材料は、上記(159)においても記載のとおり、市場経済質問状回答等において、生産設備の増設に際し、政府の承認を受けていた旨の証拠^{722, 723, 724}を提出しており、当該証拠において、両者の投資が、国の計画や産業政策に合致する旨を説明していた。例えば、華潤包装材料が証拠として提出したプロジェクト申請書には、「化学繊維工業『十一五』発展指導意見」に合致している旨の記載があったが、華潤包装材料は、当初質問状回答書において、当該意見の存在について回答しなかった。また、浙江万凱新材料も、当初質問状調査項目 A-1 においては該当する法律または規制は存在しない旨回答しつつ、【設備の導入、増設及び廃棄の状況】旨の回答^{725, 726}をした。このように、華潤包装材料及び浙江万凱新材料が協力的に回答しなかったにもかかわらず、調査当局は、両者を含む

⁷²² 現地調査提出資料（浙江万凱新材料）（通番 22）

⁷²³ 市場経済当初質問状回答書（華潤包装材料）（調査項目 D-3-4）

⁷²⁴ 市場経済追加質問状回答書（華潤包装材料）（調査項目 M-9）

⁷²⁵ 市場経済当初質問状回答書（浙江万凱新材料）（M-7）

⁷²⁶ 現地調査提出資料（浙江万凱新材料）（通番 15 及び 16）

利害関係者が提出したすべての証拠等を確認し、上記(157)から(165)に述べるとおり、中国の高重合度 PET 産業の生産者が【補助金交付等の条件】を示した場合、政府により投資を承認され、補助金の交付や優遇税制の適用を受けることができることを確認したものである。したがって、調査当局が、両者の提出した証拠を客観的に分析することを怠り、証拠を意図的に無視し、一般的な政府の政策文書の曖昧で一般的な文言に依拠したことにより誤った事実認定を行ったという両者の主張は、事実誤認に基づくものである。

(ウ) 上記(337)(イ)(b)及び(c)に関して、市場経済条件の浸透事実に関する調査対象期間は、原則、生産者の会社設立の時から平成 28 年 3 月 31 日までであり、当該期間において、上記(158)から(163)に記載のとおり、調査対象貨物及びその原材料の生産量に影響を与える投資規制が存在していることは調査対象貨物の生産者から提出された証拠等において確認されている。化学繊維工業『十一五』発展指導意見は、本調査の調査対象期間に該当すらせず、したがって何ら関連性を有していない、PET 樹脂産業は調査対象期間中、政府による投資の承認の対象とはなっていないことを（調査当局は）認めている旨の華潤包装材料及び浙江万凱新材料の主張は事実誤認に基づくものである。

(エ) 上記(337)(イ)(d)に関して、上記(155)、(164)及び(165)に述べるとおり、中国の高重合度 PET の供給者は、中国政府から多額の補助金の交付や優遇税制の適用を受けており、補助金交付の申請に際し、【補助金交付等の条件】場合に交付される補助金によって当該供給者の財政状況が改善した事実が認められている。上記(179)に記載のとおり、調査当局は、上記(132)から(178)の事実を総合的に評価して結論を出しており、華潤包装材料及び浙江万凱新材料が主張するように「補助金を受領したことをもって生産者の決定に政府の干渉があると認定し、ひいては市場原理が働かないと結論づけ」たわけではなく、両者の主張は中間報告書の誤った理解に基づいている。

(オ) 上記(337)(ウ)(a)に関し、華潤包装材料及び浙江万凱新材料は、「中国について、PTA、MEG 及び PX の輸出入取引に関する制限があるという記録上の証拠はない」ことから、PTA、MEG 及び PX の投資許可と(中国)市場における(設備)容量の状況は PTA、MEG 及び PX の価格に影響を与えない旨主張するが、上記(152)記載のとおり、中国政府の介入は、国内への急速な設備投資を引き起こし、輸入を代替するに至ることが認められていることから、当然中国国内価格に影響を与えており、中国市場は世界市場から孤立しているものではないため、生産能力の状況との関連で市場価格を評価することが適切ではないとの両者の主張を裏付ける事実は認められない。

(カ) 上記(337)(ウ)(b)に関し、浙江万凱新材料は、政府の投資許可を受けたのは外資系企業であるためであると主張しているが、同者はこれまで自らを国内企業(有限責任会社かつ私営企業)と回答⁷²⁷してきており、外資系企業であるとの主張は、今回初めて行われたものであるとともに、当該主張を裏付ける証拠はこれまでに提出されていない。なお、華潤包装材料については、上記(168)に記載のとおり、自らが国有企業の関連会社であることを説明している証拠が提出されている⁷²⁸。

⁷²⁷ 市場経済当初質問状回答書（浙江万凱新材料）（調査項目 A-27-1）

⁷²⁸ 市場経済当初質問状回答書（華潤包装材料）（調査項目 A-27-1）

(キ) 上記(337)(ウ)(c)に関し、華潤包装材料及び浙江万凱新材料は、政府の介入なしに各々の意思決定をするための完全な自律性を有することを示す資料として提出した「社内営業会議の議事録」等の全ての証拠を調査当局は無視したと主張しているが、調査当局は、上記(168)から(170)に記載のとおり、当該資料に加え会社の意思決定機関とその権能等について定めた定款等その他の証拠も参照して、当該意思決定機関の構成員である董事が【董事に係る説明】であること等を確認した。また、上記(166)及び(167)に記載のとおり、調査当局は、中華人民共和国憲法及び中国共産党規約において、中国共産党が企業の意思決定に深く関与することが規定されている旨を認めたうえで、上記(169)及び(170)に記載のとおり、各企業の意思決定に共産党員が関与していること等を確認し、上記(171)記載のとおり結論に至っており、華潤包装材料及び浙江万凱新材料の、調査当局がいかにして PET 樹脂生産業者の決定が市場原理に基づいて政府の介入なしになされたという証拠がないという結論に達したかは明確ではないとの主張は、中間報告書の記載に関する誤った理解に基づいている。

(ク) 上記(337)(ウ)(d)に関し、上記(160)から(163)及び(172)から(175)に記載のとおり、調査当局は「一般的な政府計画に依拠」して認定を行ったわけではない。したがって「(172)及び(173)において調査当局が言及している文書は政府の計画のみである」との華潤包装材料と浙江万凱新材料の主張は、中間報告書の記載に関する誤った理解に基づいている。また、両者は、PTA 生産者の損失の原因を政府による介入に帰することはできないと主張するが、具体的にこれを裏付ける証拠はこれまでに提出されていない。

(ケ) 上記(337)(ウ)(e)に関し、上記(160)から(163)及び(172)から(175)に記載のとおり、調査当局は、「国有企業又は一部国有企業から部分的に調達したという事実だけ」で主要な投入財(原材料等)の費用が市場価格を反映している事実は認められなかったと判断しているわけではなく、華潤包装材料及び浙江万凱新材料の主張は、中間報告書の記載に関する誤った理解に基づいている。

(341) 以上のことから、上記(337)の華潤包装材料及び浙江万凱新材料の反論等は受け入れられない。

5-2-2 代替国の選定に関する反論等の検討

5-2-2-1 代替国の選定に関する反論等

(342) 輸入者である伊藤忠商事及び豊田通商から連名で、上記「**1-5-6-2 代替国に係る選定通知(2回目)**」の(68)について、以下を理由として、代替国協力企業選定プロセスは著しく不公正であり、手続き上重大な瑕疵がある旨の仮の決定に係る反論等⁷²⁹が提出された。なお、当該反論については、代替国の選定に関するものと整理し、本項で取り上げることとした。

(ア) 代替国の候補については、1人当たりの GNI が中国に近い順に基づき優先順位を付け、

⁷²⁹ 仮の決定反論書(伊藤忠商事及び豊田通商 平成 29 年 8 月 17 日)

日本は、調査対象の輸入国であることを考慮して優先順位を最も低くした一方で、代替国協力企業の1つを Thai PET Resin Co., Ltd.（日本企業である三井化学の持株比率が40%）を選定していることは、日本が調査対象の輸入国である事実を一方では重視しつつ他方では軽視するものであり、その選定プロセスが明らかに一貫性を欠く恣意的なものである。

（イ） 三井化学が本調査における申請者である事実を考慮すれば、本調査における代替国協力企業の選定プロセスは著しく不公正であり、本調査には手続上の重大な瑕疵がある。

（ウ） Indorama Polyester Industries PCL を含む代替国供給者4者からの回答について、日本語による回答書が期限内に提出されなかったという点をもって、当該回答を調査対象外とした点は著しく不公正であり、手続上重大な瑕疵があることは明らかである。

(343) 輸入者である岩谷産業から、次の仮の決定に係る反論等⁷³⁰が提出された。

（ア） 代替国生産者として現地調査を行ったのが Thai PET Resin Co., Ltd.¹ 社のみであり、その調査内容に基づき不当廉売の事実を確認することは不適當である。

5-2-2-2 代替国の選定に関する再反論等

(344) 申請者から、上記(342)の伊藤忠商事及び豊田通商からの反論等に関して、以下の内容の仮の決定に係る再反論等⁷³¹の提出があった。

（ア） 調査当局は、高重合度 PET の生産及び販売が行われていると考えられる国の中から、中国の GNI との差、粗原料コストの比較可能性、関税の有無、製造者の規模等を踏まえた詳細な事実認定を行った上で、中国と最も比較可能性が高い国としてタイを選定しており、選定のプロセスは適切である。その上で、調査当局は、知り得た全ての代替国候補の生産者に対して確認票及び代替国質問状を送付しており、Thai PET Resin Co., Ltd. 以外の生産者も等しく調査に協力する機会を与えながら、適式な回答を行った者のうち、優先順位の高い国に所在する生産者が Thai PET Resin Co., Ltd. であったことから、Thai PET Resin Co., Ltd. に係る構成価格が正常価格とされたのであり、プロセスは公正である。

（イ） 回答の全てについて、調査当局から要請された言語とは異なる言語でなされた場合には、協定 6.8 に定める、必要な情報を提供しない場合又は調査を著しく妨げる場合に当たり、当該回答を事実認定の基礎としないことができる。また、調査当局は、代替国生産者に対して、調査に支障のない範囲で回答期限の延長を認めたが、それでもなお Indorama Polyester Industries PCL は日本語による回答が提出されなかったものであるため、相当な期間の回答期限延長を行わなかったとの主張には理由がない。

(345) 申請者から、上記(343)の岩谷産業からの反論等に関して、以下の内容の仮の決定に係る再

⁷³⁰ 仮の決定反論書(岩谷産業 平成 29 年 8 月 18 日)

⁷³¹ 仮の決定再反論書(三井化学及び三菱ケミカルグループ 平成 29 年 8 月 28 日)

反論等⁷³²の提出があった。

- (ア) 代替国生産者として現地調査を行ったのが Thai PET Resin Co., Ltd. 1 社のみであることから、代替国生産者の選定が不適切であり、同社への調査内容に基づく不当廉売の事実の確認は不相当であると主張しているが、上記(344)(ア)のとおり、選定プロセスは適正である。

5-2-2-3 代替国の選定に関する反論等の検討

- (346) 上記(342)の伊藤忠商事及び豊田通商並びに上記(343)の岩谷産業からの反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。

- (ア) 調査当局は「**1-5-6 代替国に係る選定通知の送付等**」に記載のとおり、代替国候補の選定理由を示して、利害関係者及び輸出国政府に対する代替国に係る選定通知(1 回目)において代替国の選定についての意見を求めており、当該意見の提出の結果を踏まえ、代替国の選定に係る選定通知(2 回目)を送付し、その中で「**表 14 代替国候補の優先順位リスト**」を示すとともに、それに対する意見も求めている。とりわけ、選定通知文(2 回目)では、代替国候補について、優先順位とともに当該国に所在する調査当局が知り得た生産者の名称も明らかにするとともに、「複数の生産者から回答があり、提供された情報を使用できる場合には、優先順位が高い国に所在する生産者の情報を使用する」旨、「同一国内の複数の生産者から回答があり、提供された情報を使用できる場合には、日本国政府が適当と判断した生産者の情報を使用する」こととする旨を明示して意見を求めたところ、上記(69)に記載のとおり、伊藤忠商事、豊田通商及び岩谷産業を含むいずれの利害関係者からも提出された意見はなかった。更に、上記(71)に記載のとおり、調査当局は知り得た全ての代替国候補の生産者 59 者に対して調査の協力を求めるための確認票及び質問状を送付し、公正に調査に対する協力を求めている。その回答結果に基づき代替国の選定を行っており、伊藤忠商事及び豊田通商が主張するように、選定プロセスが「明らかに一貫性を欠く恣意的なもの」であり、「著しく不公正であり手続き上の重大な瑕疵がある」との事実はなく、岩谷産業が主張するようにその選定結果を「不相当である」とする理由もない。

- (イ) 上記(12)に記載のとおり、調査開始告示九(三)において、本調査は日本語で実施することから証拠等の提出は日本語の書面により行うものとする旨を告示しており、また、代替国候補の生産者に対しては、確認票及び質問状を送付する際、「本調査は日本語で実施することから、質問状の回答は日本語の書面により行うものとします。ただし、これらに添付する資料の原文が日本語以外の言語によるものである場合は、原則日本語の翻訳文に当該原文を添付するものとします。」旨を明記し、英文仮訳を付したうえで、調査への協力を依頼した。また、上記(73)に記載のとおり、調査に協力する旨を表明した代替国供給者 3 者に対し、その求めに応じて回答期限の延長を認めている。したがって、伊藤忠商事及び豊田通商が主張するように、調査に協力を表明した代替国供給者の取扱いについて著しく不公正であり、手続上重大な瑕疵があるとの事実はない。

⁷³² 仮の決定再反論書(三井化学及び三菱ケミカルグループ 平成 29 年 8 月 28 日)

(347) したがって、上記(342)及び(343)の輸入者からの反論等は受け入れられない。

5-2-3 代替国正常価格の算定方法等に関する反論等の検討

5-2-3-1 代替国正常価格の算定方法等に関する反論等

(348) 供給者である華潤包装材料及び浙江万凱新材料から、上記「2-3 代替国候補の選定」の(185)から(189)までに対して、次の仮の決定に係る反論等⁷³³が提出された。

- (ア) 調査当局は、PTA 及び MEG の合理的で公正な価格を特定することを怠った。
- (a) 代替国協力企業の生産費を決定するために追加的な代替価格、すなわち二次的代替価格を用いることは代替国協力企業のそのものの状況すら無視するため、比較可能性をさらに確実に低下させる。
 - (b) 中間報告書において、代替国協力企業による関連企業からの PTA 及び MEG の購入価格についてアームズレングステストを実施したかどうか言及していない。
 - (c) 代替国協力企業による PTA 及び MEG の調査対象期間中の購入が全て関連企業によるものだったのか、一部のみ関連会社によるものだったのかが明らかではない。
 - (d) 要するに、調査当局は、回答者の代わりに当該代替国協力企業を正常価格の算定に選んだ以上、特に生産費の大部分を占める PTA 及び MEG の価格については、当該代替国協力企業のデータを用いるのが適切である。
 - (e) 仮に関連会社のものであるという理由から調査当局が代替国協力企業の購入価格を使用しない必要があると判断したとしても、以下の理由から調査当局が依拠した他の情報は適切ではなく、PTA の代替価格については、PCI による極東 PTA 価格を用いるべきである。
 - ① 調査対象期間中におけるタイへの PTA の輸入量の合計は 82MT をわずかに上回る程度と非常に低く、これらのほぼ全てが調査対象期間中の 1 ヶ月間、すなわち 2015 年 12 月に輸入されたものであること。
 - ② 2015 年 12 月における 82MT を超える PTA の「輸入」について、輸出国は実際には「タイ」であり、タイが自国から輸入するとはきわめて特異である。
 - (f) 調査当局は、代替国協力企業の利益率を使用しない理由について十分に説明しておらず、以下の理由からインドラマグループの利益率を用いるべきである。
 - ① 代替国であるタイに本社を有しない企業の利益率を用いることは適切ではない。
 - ② ありとあらゆる化学企業の利益率ではなく、PET 生産者の利益率を代替利益率として用いることが妥当かつ適切である。
 - (g) 代替国協力企業の加工費及び SGA の算出についての開示情報が不十分であるために、当社は、意見を述べ自らの利益を擁護する権利をはく奪されている。更に十分な開示を行い、意見を述べる機会を付与することが求められる。

(349) 輸入者である伊藤忠商事及び豊田通商から連名で、上記(188)及び(189)に対して、以下の理由から判断プロセスに重大な瑕疵があるとの仮の決定に係る反論等⁷³⁴が提出された。

⁷³³ 仮の決定反論書(華潤包装材料 平成 29 年 8 月 18 日)(浙江万凱新材料 平成 29 年 8 月 18 日)

⁷³⁴ 仮の決定反論書(伊藤忠商事及び豊田通商 平成 29 年 8 月 17 日)

- (ア) PET の営業利益とは無関係な化学品全般の上位 50 社の営業利益という明らかに関連性を欠く証拠に基づいて利潤を認定している。
- (イ) 代替国の正常価格は原則として国内販売価格を指すと規定されている(政令第 2 条第 1 項及び第 2 項)ので、代替国生産者の国内販売価格と比較した数値を不当廉売率の算定根拠として使用すべきであり、不当廉売率の算定方法が誤っている。
- (ウ) 代替国構成価格を算出することが妥当であるとしても、本調査における算定プロセスには一貫性がなく、著しく恣意的である。
- (エ) 財務省貿易統計によれば、中国から日本への 1 キログラム当たり PET 輸入単価と、タイから日本への 1 キログラム当たり PET 輸入単価は、それぞれ、2013 年度で約 141.7 円と約 149.7 円(比率=1:1.06)、2014 年度で約 132.3 円と約 143.5 円(比率=1:1.08)、2015 年度で約 117.5 円と約 132.9 円(比率=1:1.13)である。このように、客観的な統計に照らしても、不当廉売差額率約 50%というのは著しく不当であり、認定プロセスに重大な瑕疵がある。

(350) 申請者から、上記「**2-3 代替国候補の選定**」の(180)から(189)に関して、次の内容の反論等⁷³⁵が提出された。なお、当該反論等は、仮の決定を支持する意見であった。

- (ア) 代替国の選定及び代替国の正常価格の算定方法は適切である。

5-2-3-2 代替国正常価格の算定方法等に関する再反論等

(351) 申請者から、上記(348)の華潤包装材料及び浙江万凱新材料からの反論等に関して、以下の内容の仮の決定に係る再反論等⁷³⁶があった。

- (ア) 上記(348)(ア)(a)、(b)及び(d)の主張に対しては、代替国価格を使用する際、調査当局には、関連企業間の取引が市場価格を反映しているか否かの調査を行う義務はなく、代替国構成価格を使用するに当たり、対象となった代替国の一者のみの数値に依拠する場合は、当該一者に固有の事情の影響を受けた数値となり易いことから、客観的な統計値を採用することにも一定の合理性が認められる。特に本件では、調査当局が代替国における生産者が PTA 及び MEG を関連企業から調達していたことを理由として調査対象期間におけるタイの平均輸入単価を使用したことは、証拠に基づく適切な認定であると思料する。
- (イ) 上記(348)(ア)(e)の主張に対しては、PCI による極東 PTA 価格データは、PCI が限定された購入者及び販売者等からヒアリングした価格に基づき作成したデータであって、サンプル数及びその信頼性が十分であるか否かはそもそも明らかではなく、実務上、当該データは価格の動向を把握する際に参照する目的でしか使用されていないのが実態で

⁷³⁵ 仮の決定反論書(三井化学及び三菱ケミカルグループ 平成 29 年 8 月 18 日)

⁷³⁶ 仮の決定再反論書(三井化学及び三菱ケミカルグループ 平成 29 年 8 月 28 日)

ある。これに対し、GTA は、輸出入に関する実際の数値を使用した客観的なデータであって、実務上も信用性の高いデータとして参照されている。したがって、GTA のデータに代えて、PCI による極東 PTA 価格データを用いるべきであるとの華潤包装材料及び浙江万凱新材料の主張は妥当しない。

(ウ) 上記(348)(ア)(f)の主張に対しては、調査当局が代替国価格に基づき正常価格を算定する際に代替国協力企業の利益率を優先的に使用する必要はそもそもない。また、対象となった代替国の一者のみの利益率に依拠する場合は、当該一者に固有の事情の影響を受けた数値となり易いことから、客観的な統計値を採用することには合理性が認められる。両者の、インドラマグループの利益率を用いるべきであることを主張する点に対しては、①前述のとおり客観的な統計値を採用することにも合理性が認められること、②高重合度 PET の生産に限定した利益率に関して、公表された統計は存在しないこと、③特に、PET 事業専門業者は世界的にも限られており、PET 事業に限定したセグメント情報が公開されているとは限らないこと、④各国の PET 事業は中国産業のダンピング輸出の悪影響を受けてその業績が著しく悪化していることが容易に想定されることから、PET 事業に限定された現在の利潤水準を用いるのはそもそも誤りであり、また、各国の不当廉売関税の調査実務でもそのような手法はとられていない。

(エ) 上記(348)(ア)(g)の主張に対しては、調査当局は仮の決定の基礎となる事実について適切に情報を開示しており、当該情報について更なる開示は不要である。華潤包装材料有限公司自身の情報(例えば、輸出価格等に関する情報)について、より積極的にその内容を開示することを許容し、それを利害関係者の検討に供した上で主張するのであればともかく、他の当事者の開示水準についてのみ問題視するのは、自己矛盾である。

(352) 申請者から、上記(349)の伊藤忠商事及び豊田通商からの反論等に関して、以下の内容の仮の決定に係る再反論等⁷³⁷があった。

(ア) 上記(349)(ア)の主張に対しては、PET 事業に限定された業界の平均利潤を示すデータは不見当である。一方で、三井化学が提出した証拠は、PET を含む化学製品の生産者に係る平均利潤を示す証拠として適切である。調査当局は、入手可能な証拠の中で代替国構成価格に係る利潤として関連性の高い証拠を用いて事実認定をしており、認定は適切である。

(イ) 上記(349)(イ)の主張に対しては、政令第 2 条第 1 項第 4 号は、正常価格として代替国価格を用いる場合、国内販売価格、第三国輸出価格又は構成価格のいずれを採用するかについて優劣をつけておらず、調査当局が正常価格として代替国構成価格を用いたことは適切であり、伊藤忠商事及び豊田通商の主張には理由がない。

(ウ) 上記(349)(ウ)の主張に対しては、調査当局は構成価格に係る各項目について、同一の証拠に基づいて認定する義務は課せられていない。むしろ、生産費のうち PTA 及び MEG については調査に協力した生産者が関連企業から調達していたことを考慮してタイの平

⁷³⁷ 仮の決定再反論書（三井化学及び三菱ケミカルグループ 平成 29 年 8 月 28 日）

均輸入単価を用い、利潤については調査に協力した生産者 1 社の利潤ではなく化学製品の世界上位 50 社の平均営業利益率を用いることで、正常価格としてより客観的な根拠ある数値に基づき価格を算定したものであり、適切である。

- (エ) 上記(349)(エ)の主張に対しては、代替国の第三国輸出価格(代替国であるタイから本邦への輸入価格)と、代替国構成価格との間に、そもそも直接の関連性はない。また、伊藤忠商事及び豊田通商が摘示する輸入統計は、高重合度 PET に限定されない、PET 全体に係る統計である。さらに、海上運賃・輸出国内物流費等の異なる代替国の第三国輸出価格(代替国であるタイから本邦への輸入価格)と調査対象貨物の本邦輸入価格を比べることは、そもそも不適切であることから、伊藤忠商事及び豊田通商の主張には理由がない。

5-2-3-3 代替国の正常価格の算定方法に関する反論等の検討

(353) 上記(348)の華潤包装材料及び浙江万凱新材料並びに上記 (349)の伊藤忠商事及び豊田通商からの反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。

- (ア) 上記(126)及び(184)に述べるとおり、調査当局は、代替国における調査対象貨物と比較可能な貨物の生産費に当該比較可能な貨物にかかる通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格を正常価格として採用することとし、PTA 及び MEG については、上記(185)に記載のとおり、代替国として選定したタイにおける調査対象期間の平均輸入単価を使用した。華潤包装材料及び浙江万凱新材料が、上記(349)(ア)(a)に述べるように「二次的代替価格を用いることは(中略)比較可能性をさらに確実に低下させる」との主張を正当化する根拠は全く不明であり、調査当局が PTA 及び MEG の合理的で公正な価格を特定することを怠った旨の事実はない。

- (イ) また、上記(185)記載のとおり、調査当局は、代替国協力企業がガイドライン 7.(4)に規定する関係企業に該当する者から PTA 及び MEG を調達していたことから、当該調達価格について、代替国質問状回答等を検討した上で、調査対象期間におけるタイの平均輸入単価を用いることとしたものである。華潤包装材料及び浙江万凱新材料は、調査当局の説明について、上記(348)(ア)(b)及び(c)を問題点として指摘しつつ、(d)のとおり「要するに、調査当局は回答者の代わりに当該代替国協力企業を正常価格の算定に選んだ以上、(中略)当該代替国協力企業のデータを用いるのが適切である」と主張している。しかしながら、代替国協力企業を選んだ以上、当該企業のデータを用いるのが適切であることの根拠は全く不明であり、かかる理由から、調査当局が PTA 及び MEG の合理的で公正な価格を特定することを怠ったとは認められない。

- (ウ) 上記(348)(ア)(e)に関し、調査当局は、PTA 及び MEG の価額を選定するに際して、入手できた価額に関する情報を、様々な観点（例えば、公表情報であるか否かや出所、特定性、いつの情報であるか等を含む）から総合的に評価した。その上で調査当局が正常価格の算出に用いた PTA 及び MEG の価額は、調査対象期間におけるタイの平均輸入価格であり、「調査当局が収集及び分析した関係証拠『正常価格の算出根拠』」として閲覧に付され、華潤包装材料及び浙江万凱新材料もその内容を確認している。両者は、上記

(348)(ア)(e)①及び②を根拠として、PTA の平均輸入価格が不適切である旨を述べているが、当該平均価格は、公表情報であるタイ国の輸入貿易統計を出所とし、調査対象期間中に、タイに輸入されたすべての PTA の輸入価格を加重平均した価格であり、調査当局が入手することができた最善の情報である。両者は、当該データに代わって、PCI による極東 PTA 価格を用いるべきと主張しているが、当該価格情報は、公表情報ではなく、またその出所も、上記(351)(イ)にて申請者が述べるとおり購入者及び販売者にヒアリングした価格に基づくとされている以上に明らかではない。何よりも、当該価格情報は、調査当局が代替国として選定したタイの価格ではなく、中国とは経済発展段階の異なる国における価格も含まれていることから、代替国における調査対象貨物と比較可能な貨物の生産費を算出するために用いることは適切ではない。

(エ) 華潤包装材料及び浙江万凱新材料の上記(348)(ア)(f)並びに伊藤忠商事及び豊田通商の上記(349)(ア)に関し、調査当局が代替国協力企業の利潤を使用しなかった理由は、上記(188)に記載のとおりであり、利潤として不適当な値を従来より正常価格の算定に用いていないからである。今回調査当局が代替国構成価格の算出に用いた利潤には、そのような不適当な事由はない。華潤包装材料、浙江万凱新材料、伊藤忠商事及び豊田通商は、代替国であるタイ以外に本社を有する企業も含む利益率を用いることは適切ではないと主張しているが、利益率は、その単位が示すとおり、売上に対する営業利益の比率であり、1人当たりの GNI のように国の経済発展段階の違いに依る値ではない。したがって、4 者が主張するように、調査当局が「自ら選択した代替国を変更」した事実もない。また、華潤包装材料、浙江万凱新材料、伊藤忠商事及び豊田通商は、調査当局が参照した証拠が高重合度 PET の生産等以外の事業も含む化学企業の利益率であることを問題としているが、高重合度 PET の生産等にかかる事業に限った利益率は入手可能ではなく、華潤包装材料及び浙江万凱新材料が提案するインドラマグループの利益率も、両者自身も認めるとおり、高重合度 PET の生産等以外の事業を含むものである。したがって、インドラマグループの利益率を用いることが望ましいと考える積極的な理由は見当たらない。一方、複数の企業の利益率の平均値を用いる方が、特定の企業の個別的な事情による影響を避けることが可能となる利点が認められる。したがって、華潤包装材料及び浙江万凱の主張するように、インドラマグループの利益率を用いることが合理的であるとは認められない。

(オ) 上記(348)(ア)(g)に関し、華潤包装材料及び浙江万凱新材料が、開示が不十分であるため、「意見を述べ自らの利益を擁護する権利をはく奪されている」と主張する情報は、代替国協力企業の加工費及び SGA にかかる回答の数値そのものであり、当該数値を用いて調査当局がどのように正常価格を算出したかではない。調査当局が代替国協力企業の回答をそのまま用いて代替国の正常価格を算出したことは、上記(187)に記載のとおりである。調査当局は、利害関係者に自らの権利を擁護するための十分な機会を与えるとともに、供給者についても代替国協力企業についても等しく営業秘密を保護している。なお、透明性向上の観点から、調査当局が収集及び分析した関係証拠について、「正常価格の算出根拠(単価ベース)」を追加した上で閲覧に供することとした。

(カ) 上記(349)(イ)に関し、市場経済の条件が浸透している事実を確認できない場合の正常価格は、上記(126)及び(184)に記載のとおり、政令第 2 条第 1 項第 4 号に基づき定めら

れることから、伊藤忠商事及び豊田通商が主張するように、「原則として国内販売価格を指すと規定されている（政令第 2 条第 1 項及び第 2 項）」という事実はなく、両者の主張は、法令の誤った理解に基づくものである。

- (キ) 上記(349)(ウ)に関し、代替国構成価格の算定について「一貫性がなく、著しく恣意的である」との伊藤忠商事及び豊田通商の主張は、上記(353)(ア)から(カ)までにて述べたとおり、両者の法令及び中間報告書の誤った理解に基づくものである。また、上記(349)(エ)に関し、両者は、日本貿易統計を根拠として、中国から日本への PET の輸入単価とタイから日本への PET の輸入単価を比較して、「不当廉売差額率約 50%というのは著しく不当であり、認定プロセスに重大な瑕疵があることが裏付けられる」と主張しているが、当該輸入単価は、固有粘度数 0.7dl/g 未満の高重合度 PET ではないポリエチレンテレフタレートを含む値であること、及び、輸入単価は、当該国からの輸出価格についての情報を与え得るものではあるが、今回調査当局が算定した代替国構成価格についての情報を与えるものではないことから、不当廉売差額率が「著しく不当である」と主張する根拠とはなり得ない。したがって、伊藤忠商事及び豊田通商が主張するように、「不当廉売率の算定方法が誤っている」という事実はなく、「判断プロセスに重大な瑕疵がある」との主張は、両者の誤解に基づくものである。

- (354) したがって、上記(348)の華潤包装材料、浙江万凱新材料及び(349)の伊藤忠商事及び豊田通商からの反論等は受け入れられず、上記(348)(ア)(g)については、透明性向上の観点から、調査当局が収集及び分析した関係証拠について、「正常価格の算出根拠(単価ベース)」を追加した上で閲覧に供することとした。

- (355) 以上により、代替国正常価格の算定方法等に関して、調査当局の判断を変更すべき反論はなかった。

5-2-4 本邦向け輸出価格の算定に関する反論等の検討

5-2-4-1 現地調査の結果に関する反論等

- (356) 供給者である華潤包装材料及び浙江万凱新材料から「2-4-1 華潤材料有限公司」及び「2-4-3 浙江万凱新材料有限公司」に対して、次の仮の決定に係る反論等⁷³⁸が提出された。

- (ア) 本調査における入手可能な事実の適用は、以下の理由により、事実又は AD 協定上の義務に沿ったものではない。
- (a) 調査当局は、資料を準備するよう要求したものの、現地にて調査を行わず、現地調査の後、検討のために持ち帰り、その検証結果は調査報告書が出来上がった時点になってはじめて回答者に対して明らかにされたことから、これら提出資料に対する要請の性質は、現地調査のためではなく、調査当局が追加質問状のような文書を現地ではなく自国で検討するための要求であった。提出文書が全体のうち数ページを欠いていた、

⁷³⁸ 仮の決定反論書（華潤包装材料 平成 29 年 8 月 18 日）（浙江万凱新材料 平成 29 年 8 月 18 日）

又は複写不良を理由として不完全であったと仮定すれば、これら文書が調査で初めて要求されたものであり、現地にて調査が行われなかったことから、調査当局は、協定の附属書 2 第 6 パラグラフに基づき、回答者に更に補足及び説明を行う機会を与える義務があった。

- (b) 回答者は、ファクツ・アヴェイラブルを適用しようとする調査当局の意図に気付き、調査報告書に対する意見として説明及び補足文書を付した意見書を提出したが、調査当局はこれを却下した。
- (c) 日本企業は頻繁に不当廉売の調査の対象とされてきており、全ての調査当局は、日本の回答者らについて、現地で調査を行うことなく文書を持ち帰り、これらの文書にいかなる不備があろうと説明又は補足の機会を与えることなく、入手可能な事実を適用できることになろう。
- (d) 回答者から提出された文書は調査の目的に照らして不足・不備はない。偏見を持たず合理的な理解力を有する者であれば、開示版の仮決定に記載されている不合理な認定は行わないだろう。調査当局は根拠となる文書の仕組みをよく認識しているはずである。

(イ) 調査当局は、入手可能な事実として最も高い単位当たりのレートを選定したが、これは懲罰であり義務違反である。最も高い単位当たりレートを選定していることからして、これは、回答者を罰する目的で事実を懲罰的に選定したものである。調査当局は、不足情報を合理的に補完し得る入手可能な事実としては、検証済みの取引を用いるべきである。他の取引で、費用についての情報が検証されたものがあり、これらは合理的な補完の検証済みの情報源となる。

(ウ) 該当箇所において調査当局が特定した争点の大部分は、調査期間中の状況を正当に反映したものでないか、又はデータの誤った解釈に基づくものである。しかしながら、回答者は、既にほぼ全ての当該争点について意見を述べているため、当社はその意見を繰り返すことはしない。当社の意見については、調査報告書草案に対する意見書を参照のこと。

5-2-4-2 現地調査の結果に関する再反論等

(357) 申請者から、上記(356)の華潤包装材料及び浙江万凱新材料からの反論等に関して、以下の内容の仮の決定に係る再反論等⁷³⁹があった。

- (ア) 上記(356)(ア)の主張に対しては、調査当局は適切に現地調査を行い、証拠に基づく事実認定を行ったといえる。
- (イ) 上記(356)(イ)の主張に対しては、「**2-4-1 華潤包装材料有限公司**」及び「**2-4-3 浙江万凱新材料有限公司**」の項目において、入手可能な事実を使用したとの記載はそもそもなく、かかる主張の趣旨・根拠は不明である。
- (ウ) 上記(356)(ウ)の主張に対しては、前述のとおり、当該項目について、調査当局は証拠

⁷³⁹ 仮の決定再反論書(三井化学及び三菱ケミカルグループ 平成 29 年 8 月 28 日)

に基づき事実の認定を適切に行ったといえる。

5-2-4-3 現地調査の結果に関する反論等の検討

(358) 上記(356)の華潤包装材料及び浙江万凱新材料からの反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。

- (ア) 上記(356)(ア)(a)について、華潤包装材料及び浙江万凱新材料が、調査当局は追加質問状のような文書を現地ではなく自国で検討するため要求した旨の主張をしている証拠は、上記(89)に記載の「中華人民共和國産高重合度ポリエチレンテレフタレートに係る不当廉売関税の課税に関する調査に係る現地調査の実施について(以下「現地調査項目通知」という)」別添現地調査項目 2-1(2)及び(3)において供給者質問状回答の正確性を検証する目的で提示を求め、これに対して現地にて両者より提示されたものである。具体的には、供給者質問状回答様式 B において両者が回答した日本向け輸出取引の取引価格や上記(192)及び(193)並びに(208)記載の控除項目として回答された費用の額の正確性を裏付けるインボイス等の証憑であった。調査当局が現地調査において供給者質問状回答書の正確性を検証することは当初質問状等において明示されていた。また、具体的に当該証拠の提示を求めることは、上記(89)記載のとおり、現地調査の 2 週間前に両者に送付した「現地調査項目通知」にて両者に通知され、当該通知の別添「現地調査のアウトライン」1. (3)にて、あらかじめ現地調査会場に準備することを求める旨も通知してあった。サンプルとして証憑の提出を求める取引のうち、どの取引について証憑の提出を求めるかも、上記「現地調査項目通知」にてあらかじめ通知していた取引が複数あった。それにもかかわらず、華潤包装材料 DM 計算書(9)、浙江万凱新材料 DM 計算書(6)に記載のとおり、複数の費用項目について、過半数以上、回答された金額と証憑の金額とが一致せず、回答の正確性を確認することができなかった。これは、質問状に対する回答全体の信頼性について疑問を投げかけるものであった。
- (イ) 個々の費用項目について、提出された証憑等にどのような問題があったため回答の正確性を検証することができなかったかについては、調査当局は現地調査報告書 2-1.(2)及び(3)並びに DM 計算書において詳細に説明しており、両者が主張するように、提出した証拠について「不足・不備はない」との事実は認められない。また、証憑等を準備するために 2 週間の期間が与えられていたにもかかわらず、「全体のうち数ページを欠いていた、又は複写不良を理由として不完全であった」ような証憑等を現地調査において提示した華潤包装材料と浙江万凱新材料が、最善を尽くしたとは認められない。
- (ウ) 今般、華潤包装材料及び浙江万凱新材料に対する現地調査は困難を極めた。華潤現地調査報告書 3-1.(3)に記載のとおり、華潤包装材料は、【数値の根拠の説明】を説明し、調査当局が求めている検証のための証拠を提出することが困難であると主張した。浙江万凱新材料は、現地調査報告書 1.(3)に記載のとおり、【数値の根拠の説明】を説明した。このように、2 週間前に現地調査項目を通知していたにもかかわらず、両者は十分に準備をしておらず、また現地において回答内容と異なる説明を行うことが多々認められた。現地調査においては、2 週間前に受け取っていた現地調査項目の質問趣旨を繰り返し確認してから説明や証拠の提出を行うことに時間を費やす等、両者は現地調査の速やかな

進行にも協力的ではなかった。更に、華潤包装材料現地調査報告書 1.(1)に記載のとおり、華潤包装材料からは浙江万凱新材料の発行したインボイス等が証拠として提出され、浙江万凱新材料現地調査報告書 1.(1)①に記載のとおり浙江万凱新材料が「華潤包装材料有限公司」と記載された回答を提出する等、両者が責任をもって回答を作成しているのかを疑義を与えるような問題点が多々認められていた。これら華潤包装材料及び浙江万凱新材料の現地調査において調査当局が直面した問題については、DM 計算書のⅡに記載のとおりである。それにもかかわらず、調査当局は、華潤包装材料及び浙江万凱新材料が提出したすべての証拠を丹念に検証し、可能な限り両者の回答に基づいて輸出価格を算定した。

- (エ) 華潤包装材料及び浙江万凱新材料は、調査当局による上記証拠の検証が、「現地」で行われなかったこと及び「検証結果は調査報告書が出来上がった時点になってはじめて回答者に対して明らかにされた」ことから、当該証拠は追加質問状のような文書を現地ではなく自国で検討するための要求であった旨の主張をしている。
- (オ) 両者が提示した証拠の検証を「現地」で行うことができなかったのは、上述のとおり、両者の準備が不十分である等により、現地調査が順調に進行せず、調査が著しく妨げられたためである。時間不足のため現地において検証ができなかった輸出価格にかかる回答内容については、その正確性を確認することができなかったものとして、ファクツ・アヴェイラブルを適用することも、調査当局の選択肢にはあった。しかしながら、調査当局は、上述のとおり、両者が提出した回答を可能な限り用いて輸出価格の算出を行った。
- (カ) 現地調査項目 2-1.(2)及び(3)の検証は、回答内容と準備されたインボイス等証拠の照合を行うものであることから、その検証の性質上、現地調査対象者に説明を求める必要がない。このため現地では現地調査対象企業に説明を求める必要のある項目を優先的に行い、当該証拠については現地調査報告書に記載のとおり、両者の同意を得て、証拠を持ち帰って検証した。したがって、両者の敷地の外で当該証拠の検証を行うことについて両者は同意しており、また、調査当局が当該証拠を持ち帰って検証を行ったことにより、両者の回答内容のうち正確性を検証することができたものについては、当該回答を用いて輸出価格を算出したことから、両者にとって不利益ではなく、むしろ有利な結果となった。
- (キ) また、現地調査における検証の結果は現地調査報告書において詳細に示し、上記(90)記載のとおり、作成後両者に対し事実誤認の有無等について 2 週間の確認期間を与えて意見を求め、両者から提出された意見を踏まえ、事実誤認にかかるものについては現地調査報告書を修正している。したがって、検証結果は、現地調査報告書によって仮決定の前に正式に現地調査対象者に示され、現地調査対象者が事実誤認に係る修正意見を提出する機会が与えられた上で確定している。
- (ク) このように、DM 計算書のⅡに記載のとおり調査が著しく妨げられたにもかかわらず、調査当局は客観的かつ公正に華潤包装材料及び浙江万凱新材料の回答内容の正確性を検証し、上記(191)から(193)及び(207)から(208)並びに DM 計算書のⅢ及びⅣに記載のとおり

り可能な限り両者の提出した回答に基づいて輸出価格を算定している。したがって、現地調査まで準備期間が2週間あったにもかかわらず「不足及び不備」が認められた証拠についてまで、両者に追加的に補足及び説明を行う機会を与えるべきであったとは認められない。

(ケ) 上記(356)(ア)(b)については、上記(90)にも記載のとおり、調査当局は現地調査結果報告書を両者に送付し、2週間の期間を与えて事実誤認等による修正の有無等について確認を求め、両者が提出した修正意見のうち、事実誤認にかかると認められるものについては現地調査報告書を修正した。したがって、「現地調査報告書に対する意見として説明及び補足文書を付した意見書を提出したが調査当局はこれを却下した」という両者の主張は事実誤認に基づくものである。

(コ) 上記(356)(ア)(c)については、華潤包装材料及び浙江万凱新材料の当該主張にかかる意図は不明であるが、上述のとおり、調査当局は、両者によって調査が著しく妨げられたにもかかわらず、客観的かつ公正に華潤包装材料及び浙江万凱新材料の回答内容の正確性を検証し、可能な限り両者の提出した回答に基づいて輸出価格を算定しており、結果は両者にとってむしろ有利なものとなっている。仮に、華潤包装材料及び浙江万凱新材料が、現地で資料の確認が行われていれば、調査当局の反応をみながら不足資料を追加したり、複写不良な不備資料を差し替えることができたという趣旨で「現地で調査を行うことなく文書を持ち帰り、これらの文書についていかなる不備があろうと説明又は補足の機会を与えることなく入手可能な事実を適用」したと主張しているのであれば、これは、2週間の準備期間が与えられていたにもかかわらず、両者は十分に準備をしておらず、最善を尽くさなかったという事実を裏書きするものである。

(サ) 上記(356)(ア)(d)については、提出された証憑等にどのような問題があったため回答の正確性を検証することができなかったかは現地調査報告書2-1.(2)及び(3)並びにDM計算書において詳細に説明しており、両者の主張するような、提出した証拠について「不足・不備はない」との事実は認められない。国内運賃、国内荷役通関費、国際運賃、国際保険料については、インボイスに記載された金額と明細書に記載された複数の取引にそれぞれ要した費用の合計額とが一致し、個々の取引にかかる明細書記載の費用の額と様式Bの回答にかかる金額とを照合することができた場合、調査当局は回答の正確性を検証することができたものとして取り扱った。したがって、「根拠となる文書の仕組み」を理解せずに、あるいは理解しながら、両者の主張するように「不合理な認定を行」ったという事実はない。浙江万凱新材料の国際運賃及び国際保険料については、浙江万凱新材料DM計算書(32)から(34)まで記載のとおり、調査当局は、同者が提出した証憑を確認し、また、現地調査報告書1.(4)(b)記載のとおり、現地調査において同者が証憑を示して説明した方法に基づき検証を行ったうえで回答の正確性を検証することができないと判断したものである。したがって、「一例のみを取り上げてその他の全てのサンプルから何一つ取り上げていない」という浙江万凱新材料の主張はDM計算書の誤った理解に基づくものである。浙江万凱新材料は、「記帳のために控除されている国際運賃及び国際保険料は実際に発生したものではなく、推定のものであることを既に報告済みである」と主張しているが、当該主張は、現地調査報告書1.(4)(b)に記載のとおり、現地調査において同者が証拠を提出して説明した内容と異なる。浙江万凱新材料の当初質問状回答には、調査

対象貨物の販売額の合計について回答間で不整合が認められたことから、調査当局は、追加質問項目 K-2-1 にて同者に説明を求め、当該回答内容を現地調査項目 1.(4)(b)にて証憑に基づき検証した上で、DM 計算書(34)記載のとおり当該説明内容にしたがって確認を行った。したがって、調査当局が回答者の説明を聞かないで自らの独断で恣意的な検証を行った旨の浙江万凱新材料の主張は、事実誤認に基づくものである。

- (シ) 上述のとおり、両者の回答の正確性を検証することは極めて困難な作業であったにもかかわらず、調査当局は、華潤包装材料及び浙江万凱新材料が提出したすべての証拠を丹念に検証し、可能な限り両者の回答に基づいて輸出価格を算定し、結果は両者にとって有利なものとなっている。輸出価格の算定にあたり、調査当局は何ら二次的な情報源からの情報を用いていない。したがって、上記(356)(イ)に関し、華潤包装材料及び浙江万凱新材料が主張するように「入手可能な事実」を「懲罰」として利用したという事実はない。回答内容の正確性を検証することができなかった費用については、華潤包装材料及び浙江万凱新材料がそれぞれ自ら提出した情報を使用することで不足情報を補完し、輸出価格を算出しており、両者が主張するように「回答者を罰する目的で事実を懲罰的に選定した」という事実もない。華潤包装材料及び浙江万凱新材料は「他の取引で、費用についての情報が検証されたものがあり、これらは合理的な補完の検証済みの情報源となる」と主張している。しかしながら、正確性を検証するための証拠は供給者が提出するものであり、調査当局が供給者の回答のうち検証された情報しか不足情報を補完するために用いないとなれば、供給者は調査当局が求めるすべての証拠を提出してその正確性を立証しなくても、自らにとって都合の良い情報のみ証拠として提出することで、輸出価格ひいては不当廉売差額の算出をコントロールできるということになり、これは、供給者が調査当局に完全に協力するインセンティブを失わせ、調査当局が正確にダンピングの事実を把握し、不当廉売差額を認定することを困難とする。したがって、両者が主張するように「検証済みの取引」にかかる情報を、両者がその正確性を裏付ける証拠を提出しなかったため不足した情報を補完するため用いることが「合理的」であるとは認められない。華潤包装材料及び浙江万凱新材料は、調査当局が「入手可能な事実として最も高い単位当たりのレートを算定したが、これは懲罰であり義務違反である」と主張しているが、上記(358)(イ)に記載のとおり、両者が調査当局に対し、その回答内容の正確性を検証することができる証拠を提出しなかったため、輸出価格の算出にあたり不足する情報が発生したのであり、また、両者が反論においても認めているとおり、調査当局の算出方法は、中間報告書、DM 計算書等を通じて、供給者が自ら再計算を行い確認ができるように詳細に開示されていることから、調査当局が「不当廉売差額率が『正確に』算出されないように」したという事実はない。繰り返しになるが、調査当局は、DM 計算書のⅡに記載のとおり、調査が著しく妨げられ、検証にあたりサンプルとした取引の過半数以上について提出された証憑により回答内容の正確性が確認されず、回答全体の信頼性に疑問が投げかけられていた中であっても、上記(191)から(193)及び(207)から(208)並びに DM 計算書のⅢ及びⅣに記載のとおり、正確性を確認できなかった範囲に限り両者の回答を可能な限り用いて不足情報を補完したうえで、輸出価格を算出しており、算出にあたり何ら二次的な情報源からの情報を用いていない。したがって、華潤包装材料及び浙江万凱新材料が主張するように、調査当局が悪意をもって、懲罰的に両者の輸出価格、ひいては不当廉売差額率を算出した事実はない。

(ス) 上記(356)(ウ)に関し、華潤包装材料及び浙江万凱新材料は、上記(90)に記載のとおり、調査当局が現地調査報告書について事実誤認による修正の有無について確認を求めた際に提出した書面を「調査報告書草案に対する意見書」と記載しているのではないかと推測される。他に該当するような書面は提出されていないからである。当該書面については、(90)に記載の通り、事実誤認にかかるものについては両者の主張を受け入れて現地調査報告書を修正し、修正した現地調査報告書は他の証拠等とともに利害関係者の閲覧に付されている。

(359) 以上により、上記(356)の華潤包装材料及び浙江万凱新材料の反論等は受け入れられない。

5-2-5 不当廉売差額率の算定方法に関する反論等の検討

5-2-5-1 不当廉売差額率の算定方法に関する反論等

(360) 供給者である華潤包装材料及び浙江万凱新材料から「表 26 不当廉売差額率（華潤包装材料）」及び「表 28 不当廉売差額率（浙江万凱新材料）」に対して、次の仮の決定に係る反論等⁷⁴⁰が提出された。

(ア) 「2-4-1-3 不当廉売差額率」及び「2-4-3-3 不当廉売差額率」の下
の不当廉売差額率を示す表に関して、EXW 価格が最終の不当廉売差額率の算出における基準として用いられているが、ガイドライン第 7(5)条に基づき、調査当局は不当廉売差額率の算出において CIF ベースの輸出価格を用いることにより算出結果を修正する必要がある。

(361) 輸入者である岩谷産業から、「2-6 中国の供給者の不当廉売差額率」に対して、次の仮の決定に係る反論等⁷⁴¹が提出された。

(ア) 当該輸入貨物の販売価格と第三国産同種の貨物の販売価格の価格比は、2013 年度 115-130%、2014 年度 115-130%、2015 年度 110-125%と調査結果が明示されているにも関わらず、不当廉売差額率は 140.41-153.85%であり、計算根拠が不透明である。

5-2-5-2 不当廉売関税率の算定方法に関する再反論等

(362) 申請者から、上記(360)の華潤包装材料及び浙江万凱新材料からの反論等に関して、以下の内容の仮の決定に係る再反論等⁷⁴²があった。

(ア) 華潤包装材料及び浙江万凱新材料の主張に対しては、中間報告書 2-4-1-3 不当廉売差額率の項目において、調査当局が EXW 価格を使用したとの記載はない。

(イ) 不当廉売差額は、工場出荷段階での正常価格と輸出価格との差額から計算するもので

⁷⁴⁰ 仮の決定反論書（華潤包装材料 平成 29 年 8 月 18 日）（浙江万凱新材料 平成 29 年 8 月 18 日）

⁷⁴¹ 仮の決定反論書（岩谷産業 平成 29 年 8 月 18 日）

⁷⁴² 仮の決定再反論書（三井化学及び三菱ケミカルグループ 平成 29 年 8 月 28 日）

あり、EXW を計算の根拠として用いるのはむしろ当然である、他方、我が国において、CIF 価格は、賦課される不当廉売関税の率を計算するに当たって、EXW ベースで計算された不当廉売差額を除するために用いる(不当廉売関税に関する手続き等についてのガイドライン 7(5))。華潤包装材料及び浙江万凱新材料の主張はその意味でも全く意味がない主張である。

(363) 申請者から、上記(361)の岩谷産業からの反論等に関して、以下の内容の仮の決定に係る再反論等⁷⁴³があった。

(ア) 岩谷産業の主張に対しては、調査当局は中間報告書表 53 の「第三国産同種の貨物の販売価格」ではなく、代替国構成価格と輸出価格を比較し、適正に不当廉売差額率を算出しており、計算根拠は明確である。

5-2-5-3 不当廉売差額率の算定方法に関する反論等の検討

(364) 上記(360)の華潤包装材料及び浙江万凱新材料の主張については、上記(362)(イ)にて申請者が述べるとおり、ガイドライン 7(5)の規定は、「不当廉売関税率」を算出する際の規定であり、「不当廉売差額率」を算出するための規定ではないことから、法令の誤った理解に基づく主張である。

(365) 以上により、上記(360)の華潤包装材料及び浙江万凱新材料の反論等は受け入れられない。

(366) 上記(361)の岩谷産業の主張について、同者が参照している「表 53 当該輸入貨物及び第三国産同種の貨物の販売価格」に記載の数値は、本邦における中国産高重合度 PET の国内販売価格と第三国産高重合度 PET の販売価格を比較したものであり、上記(114)、(126)から(128)まで及び(184)から(189)までに記載のとおり、算出した不当廉売差額を輸出価格で除して算出する不当廉売差額率とはそもそも異なるものである。したがって、両者の比較を通じて不当廉売差額率の計算根拠が不透明であるとの同者の主張は、中間報告書の誤った理解に基づくものである。

(367) 以上により、上記(361)の岩谷産業の反論は受け入れられない。

(368) 以上により、中国産輸入貨物の不当廉売差額率の算定方法等に関して、調査当局の判断を変更すべき反論はなかった。

5-3 「3 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項」に係る反論等の検討

(369) 仮の決定に係る反論・再反論等のうち、「3 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項」に係る反論等について、以下のとおり検

⁷⁴³ 仮の決定再反論書（三井化学及び三菱ケミカルグループ 平成 29 年 8 月 28 日）

討した。

5-3-1 同種の貨物に関する反論等の検討

5-3-1-1 価格の決定方法に関する反論等の検討

5-3-1-1-1 価格の決定方法に関する反論等

(370) 輸入者である伊藤忠商事及び豊田通商から連名で、上記「3-1-4 価格の決定方法」の(238)に関して、次の内容の仮の決定に係る反論等⁷⁴⁴が提出された。

(ア) 以下の根拠から、本邦生産者4者の製造するPETと中国製PETとでは、購入価格の決定方法に根本的な違いがあり、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物は価格の決定方法が共通していたことを認めた本調査には重大な事実誤認がある。

- (a) 購入価格の決定方法について、「粗原料価格との相関関係は無いと述べている」旨の申請者の意見の表明⁷⁴⁵
- (b) 「中国製PETは粗原料価格との相関関係がある」旨のシートメーカー17者及び輸入者2者の意見の表明⁷⁴⁶
- (c) 「調査対象期間における中国製PETの販売価格が、原料価格と99%以上相関している」旨の伊藤忠商事の意見の表明⁷⁴⁷

5-3-1-1-2 価格の決定方法に関する再反論等

(371) 申請者から、上記(370)の伊藤忠商事及び豊田通商からの仮の決定に係る反論に関して、上記(370)(ア)(a)の意見の表明において、本邦産PETの価格が粗原料価格との相関関係はないとは一切述べておらず、また、上記(238)において、調査当局は、生産者による粗原料の購入ではなく、産業上の使用者による調査対象貨物又は本邦産同種の貨物の購入に係る価格決定方法についての認定を行ったものであり、伊藤忠商事及び豊田通商の主張は、調査当局の認定とは無関係である旨の仮の決定に係る再反論等⁷⁴⁸が提出された。

5-3-1-1-3 価格の決定方法に関する反論等の検討

(372) 上記(370)の伊藤忠商事及び豊田通商からの仮の決定に係る反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 調査当局は、上記(238)及び(246)(ウ)に記載したとおり、当該輸入貨物及び本邦産同種の貨物の購入価格の決定が、原材料の市況等に基づき、個別の交渉によって行われていることを、産業上の使用者質問状回答⁷⁴⁹から確認した。

⁷⁴⁴ 仮の決定反論書（伊藤忠商事及び豊田通商 平成29年8月18日）

⁷⁴⁵ 意見の表明（三井化学及び三菱ケミカルグループ 平成29年1月30日）（2-5）

⁷⁴⁶ 意見の表明（RP東プラ等シートメーカー17者及び伊藤忠商事等輸入者2者 平成29年3月30日）（2-2-3）

⁷⁴⁷ 意見の表明（伊藤忠商事 平成29年1月30日）（2.C）

⁷⁴⁸ 仮の決定再反論書（三井化学及び三菱ケミカルグループ 平成29年8月28日）

⁷⁴⁹ 脚注380と同じ。

(イ) これに対して伊藤忠商事及び豊田通商は、上記(370)(ア)(a)を根拠として、本邦産同種の貨物の購入価格と「粗原料価格との相関関係はない」、すなわち本邦産同種の貨物の価格は原材料の市況に基づかないとして、上記(238)及び(246)(ウ)に記載した、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の価格の決定方法が共通している旨の調査当局の認定は誤りであると主張している。

(ウ) しかしながら、調査当局は、上記(245)(ウ)(d)及び(f)に記載した証拠等から、本邦産同種の貨物の価格が原材料の市況についても参照して決定されていることを確認している。したがって、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の価格の決定方法が共通している旨の調査当局の認定に誤りはない。

(エ) なお、上記(370)(ア)(c)に記載の、調査対象期間における中国製 PET の販売価格が、原料価格と 99%以上相関している旨の伊藤忠商事の意見については、上記(317)(ア)に記載のとおり、高重合度 PET 価格の変動要因は 99%が原料の価格変動によるものであるとの主張は認められなかった。

(373) したがって、上記(370)の伊藤忠商事及び豊田通商からの価格の決定方法に関する反論等は受け入れられない。

5-3-1-2 用途に関する反論等の検討

5-3-1-2-1 用途に関する反論等

(374) 輸入者である伊藤忠商事及び豊田通商から連名で、上記「3-1-5 用途」の(240)に関して、次の内容の仮の決定に係る反論等⁷⁵⁰が提出された。

(ア) 以下の根拠から、飲料用ボトルとシート及びトレイとでは明らかに用途が異なるため、当該輸入貨物及び本邦産同種の貨物の用途が異なることは明らかであり、用途の認定に関して重大な事実誤認がある。

- (a) 単一の製品が飲料用ボトルとシート及びトレイの双方を用途とすることはあり得ないこと
- (b) 飲料用ボトルの業界団体としては PET ボトル協議会がある一方、シート及びトレイの業界団体としては PET トレイ協議会があり、別個の業界団体が存在すること
- (c) 三菱化学が、自社製品をシート用には販売していない旨の意見の表明⁷⁵¹

5-3-1-2-2 用途に関する再反論等

(375) 申請者から、上記(374)の伊藤忠商事及び豊田通商からの仮の決定に係る反論等に関して、次の内容の仮の決定に係る再反論が提出された。

⁷⁵⁰ 仮の決定反論書（伊藤忠商事及び豊田通商 平成 29 年 8 月 18 日）

⁷⁵¹ 意見の表明（三井化学及び三菱化学グループ 平成 29 年 1 月 30 日）(2-4)

- (ア) 上記(240)のとおり、調査対象貨物と本邦産の同種の貨物は、いずれも、飲料用ボトルとシート及びトレイの双方を用途としており、伊藤忠商事及び豊田通商の主張には理由がないこと
- (イ) 三菱化学は上記(374)(ア)(c)の意見の表明において、シート販売において競合するトイレット容器メーカーに対してシートの原料である高重合度 PET を販売することはないと述べたに過ぎないこと
- (ウ) また、本邦生産者がシートメーカーに非アンチモン品を販売し、問題なくシートメーカーにて使用していることから、その主張は理解に苦しむこと⁷⁵²

5-3-1-2-3 用途に関する反論等の検討

(376) 上記(374)の伊藤忠商事及び豊田通商からの仮の決定に係る反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。

- (ア) 上記(374)(ア)(a)について、調査当局は、上記(240)に記載したとおり、当該輸入貨物及び本邦産同種の貨物は、いずれも飲料用ボトル及び食品容器用シート等に使われていたことを、当初質問状回答等⁷⁵³から確認した。また、伊藤忠商事及び豊田通商も、それぞれの当初質問状回答⁷⁵⁴において、両者の輸入した当該輸入貨物の用途としてボトル・容器用又はその他（シート等）と回答していた。したがって、両者が、自社輸入品について「飲料用ボトルとシート及びトレイの双方を用途とすることはあり得ない」と主張しているのであれば、当該主張は、両者の提出した回答と矛盾することになるが、両者の回答あるいは主張のいずれかが誤りであったとしても、調査当局は、両者以外の複数の利害関係者の提出した証拠等に基づいて、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の用途が共通していたことを認めており、事実認定に誤りはない。

なお、仮に、両者が「単一の製品」という言葉を、「ある特定の品種にかかる高重合度 PET」という意味に用いており、一つの品種が飲料用ボトルとシート及びトレイの双方を用途とすることはないと主張しているのであったとしても、一品種が飲料用ボトルとシート及びトレイの双方を用途としないことをもって、調査対象貨物と本邦産同種の貨物の用途が共通するという調査当局の事実認定が誤りであることにはならない。

- (イ) 上記(374)(ア)(b)について、飲料用ボトルとシート及びトレイとで「別個の業界団体が存在すること」は、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の用途が共通していたという調査当局の事実認定に何ら影響を与えない。
- (ウ) 上記(374)(ア)(c)については、申請者が再反論において上記(375)(イ)及び(ウ)に述べたとおりであり、当該意見は、本邦産同種の貨物の用途として飲料用ボトルとシート及びトレイがあることを否定するものではない。

⁷⁵² 仮の決定再反論書（三井化学及び三菱ケミカルグループ 平成 29 年 8 月 28 日）

⁷⁵³ 脚注 381 と同じ。

⁷⁵⁴ 輸入者当初質問状回答書（伊藤忠商事及び豊田通商）（様式 B-1-2）

(377) したがって、上記(374)の伊藤忠商事及び豊田通商からの用途に関する反論等は受け入れられない。

5-3-1-3 代替性に関する反論等の検討

5-3-1-3-1 代替性に関する反論等

(378) 輸入者である伊藤忠商事及び豊田通商から連名で、次の内容の仮の決定に係る反論等⁷⁵⁵が提出された。

(ア) 上記「**3-1-6 代替性**」の(242)に関して、「わからない」と回答した使用者の中には、明らかに両者が同種ではないと認識していたため、そもそも代替可能性を検討したこともなかったという趣旨で「わからない」と回答した例も存在すると思われることから、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物との代替性に関する「わからない」との回答に関して、考慮すべき重要な事実が十分に考慮されていない。

(イ) 当該輸入貨物に不当廉売関税が課されることによって、産業上の使用者は、当該輸入貨物に代替できる他の原料の検証及び仕様確定を速やかに実施する必要性が生じることから、PET トレー及びシート産業全体に大きな混乱が生じることを、本調査は十分に考慮しているとはいえず、手続的公正性に疑義が残る。

(ウ) 上記「**3-1-8 同種の貨物の認定に係る証拠の提出、証言及び意見の表明**」の(245)(オ)に関して、調査当局は、上記(245)(オ)(g)の産業上の使用者1社による意見の表明⁷⁵⁶を採用しつつ、合計19社による意見の表明⁷⁵⁷を採用しなかった理由について、何ら言及しておらず、代替性に関する事実認定プロセスには重大な瑕疵がある。

5-3-1-3-2 代替性に関する再反論等

(379) 申請者から、上記(378)の伊藤忠商事及び豊田通商からの仮の決定に係る反論等に関して、次の内容の仮の決定に係る再反論等⁷⁵⁸が提出された。

(ア) 上記(378)(ア)の主張については、「代替可能性なし」との回答も用意されている中で、「わからない」とした回答をもって、代替可能性なしと認識していた者もいるという認定にはそもそも無理があり、また、仮に「わからない」と回答した者が代替性を検討したことがなかったのであれば、当該回答者は代替性について技術的実体的判断を行っていないことを理由として「わからない」と回答したのであって、調査当局がかかる回答者を代替性の検討において考慮の対象外としたことは適切であり、伊藤忠商事及び豊田通商の主張には理由がない。

⁷⁵⁵ 仮の決定反論書（伊藤忠商事及び豊田通商 平成29年8月18日）

⁷⁵⁶ 意見の表明（北海製罐 平成29年3月30日）(1.)

⁷⁵⁷ 意見の表明（RP 東プラ等シートメーカー17者及び伊藤忠商事等輸入者2者 平成29年3月30日）(2-2-5)

⁷⁵⁸ 仮の決定再反論書（三井化学及び三菱ケミカルグループ 平成29年8月28日）

(イ) 上記(378)(イ)の主張については、調査対象貨物に不当廉売関税が賦課されることによる使用者の不利益について縷々述べているが、いずれも憶測に過ぎない上、そもそも不当廉売関税の要件とは何ら関係のない記述である。また、AD 関税の調査開始から賦課までの期間に鑑みれば、使用者には、調査対象産品に代えて他の産品に移行するだけの十分な期間があったといえる。

(ウ) 上記(378)(ウ)の主張については、平成 29 年 3 月 30 日付けのシートメーカー17 社並びに伊藤忠商事及び豊田通商による意見の表明には多くの点で事実と反する記載がなされていること、また、調査当局は、上記(242)、(245)(オ)及び(246)(オ)に記載のとおり、産業上の使用者の 1 社の意見のみならず、本邦生産者を含む利害関係者の意見、代替性に関する質問への回答、本邦生産者が産業上の使用者から受けた発注停止の通告等の事情を踏まえた上で、代替性を認定していることから、調査対象貨物と本邦産同種の貨物との代替性に係る事実認定のプロセスは適切であり、伊藤忠商事及び豊田通商の主張には理由がない。

5-3-1-3-3 代替性に関する反論等の検討

(380) 上記(378)の伊藤忠商事及び豊田通商からの仮の決定に係る反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 上記(378)(ア)について、「表 32 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の代替性」は、本邦生産者、輸入者及び産業上の使用者に対する当初質問状において、原産国別の代替可能性を「代替可能性あり」、「一定の条件を満たせば代替可能」、「代替不可能」、又は「わからない」の 4 つから選択する形式で回答を求めた結果を集計したものである。上記(242)に記載のとおり、「わからない」と回答した者の多くは、当該輸入貨物か本邦産同種の貨物のいずれか片方のみを使用していた者である。したがって、両者が主張するように、「わからない」と回答した者が「そもそも代替可能性を検討したこともなかった」ことを裏付ける事実は認められない。

(イ) 上記(378)(イ)について、「1 総論」に記載のとおり、調査当局は、協定及び国内法令等に基づき、利害関係者に十分な証拠等の提出及び意見の表明の機会を与え、また、産業上の使用者にも、情報の提供及び意見の表明の機会を与えており、利害関係者及び産業上の使用者は当該機会を自らの利益を擁護するため十分に活用している。したがって、伊藤忠商事及び豊田通商の主張するように手続的公正性に疑義が残るという事実はない。

(ウ) 上記(378)(ウ)について、調査当局は、上記(242)記載のとおり本邦生産者、輸入者及び産業上の使用者質問状回答及び上記(245)(オ)(a)から(i)に記載の利害関係者等から提出された証拠、証言及び意見を検討した上で、上記(246)(オ)に記載のとおり判断に至っている。また、伊藤忠商事及び豊田通商が主張するように、上記(245)(オ)(g)記載の産業上の使用者 1 者の意見を採用し、上記(245)(オ)(b)記載のシートメーカー17 者並びに伊藤忠商事及び豊田通商の意見の表明⁷⁵⁹を採用しなかったわけではなく、上記(246)(オ)において、調査当局

⁷⁵⁹ 脚注 459 と同じ。

の判断根拠を「当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の間に価格差があること及び一部産業上の使用者に対して販売提案がないことは、代替性を否定する要因とは認められない」と説明している。したがって、両者を含む合計 19 社による意見の表明⁷⁶⁰を採用しなかった理由について、何ら言及しておらず、代替性に関する事実認定プロセスには重大な瑕疵がある旨の伊藤忠商事及び豊田通商の主張は事実誤認に基づくものである。

(381) したがって、上記(378)の伊藤忠商事及び豊田通商からの代替性に関する反論等は受け入れられない。

5-3-1-4 同種の貨物の認定に関する反論等の検討

5-3-1-4-1 同種の貨物の認定に関する反論等

(382) 供給者である華潤包装材料及び浙江万凱新材料から、上記「3-1-9 同種の貨物の検討についての結論」の(246)及び(247)に関して、次の内容の仮の決定に係る反論等^{761,762}が提出された。

- (ア) 調査当局は、輸出者が報告した質問状回答書に対する誤った理解に基づき、アンチモン触媒 PET が日本の高温充填方式の市場で使用できると判断しており、供給者当初質問状回答書様式 A-5-2 を、日本でアンチモン触媒 PET が高温充填方式で使用できることの証拠として使用すべきではない。
- (イ) 調査当局は、損害の分析において、以下のような不適切な理論的分析に依拠するのではなく、実際の市場データをもとに比較及び分析を行い、アンチモン触媒 PET 及びゲルマニウム触媒 PET の間の競争及び代替持続可能性を検証すべきであった。
 - (a) 調査当局の検証が、将来、アンチモン触媒 PET を高温充填方式に使用することについての法律上の制約がなくなり、アンチモン触媒 PET がより高温充填方式で利用されるようになるという仮定に基づいていること
 - (b) 調査当局の検証が、アンチモン触媒 PET が高温充填方式で利用されたとされる、稀で限定的な事案に依拠していること
- (ウ) 調査当局は、アンチモン触媒 PET 及びゲルマニウム触媒 PET は競合関係にないことから、輸入されたアンチモン触媒 PET によって生じた国内産業に対する損害に関する分析を訂正するか、あるいは、アンチモン触媒 PET を調査から除外すべきである。

(383) 輸入者である三協化成産業から、上記「1-1-2 銘柄及び型式」に関して、次の内容の反論等⁷⁶³が提出された。なお、当該反論については、調査対象貨物及び本邦産同種の貨物の認定に関するものと整理し、本項で取り上げることとした。

⁷⁶⁰ 意見の表明 2-2-5 (RP 東プラ等シートメーカー17 者及び伊藤忠商事等輸入者 2 者 平成 29 年 3 月 30 日)

⁷⁶¹ 仮の決定反論書 (浙江万凱新材料 平成 29 年 8 月 18 日)

⁷⁶² 仮の決定反論書 (華潤包装材料 平成 29 年 8 月 18 日)

⁷⁶³ 仮の決定反論書 (三協化成産業 平成 29 年 8 月 16 日)

- (ア) 同者がシート用として販売している【PET 名称】は本邦では生産されていない為、本邦生産者に損害を与えておらず、本邦向けに不当に廉売された事実もないため、非対象に該当すると考える。

5-3-1-4-2 同種の貨物の認定に関する再反論等

- (384) 申請者から、上記(382)の華潤包装材料及び浙江万凱新材料からの仮の決定に係る反論等に関して、次の内容の仮の決定に係る再反論等⁷⁶⁴が提出された。

- (ア) 上記(382)(ア)の主張について、上記「**3-1-9 同種の貨物の検討についての結論**」の(246)(エ)(c)の記載は、回答を提出した供給者の大半が耐熱ボトル・容器用のアンチモン触媒 PET を生産していることを認定したものに過ぎず、調査当局は、輸出者が提出した製品区分を、日本でアンチモン触媒を用いて製造された PET 樹脂が高温充填方式で使用できることの証拠として使用しているわけではなく、かかる主張は中間報告書の記載に関する誤った理解に基づいている。

- (イ) 上記(382)(イ)の主張について、上記「**3-1-9 同種の貨物の検討についての結論**」の(246)(エ)(g)は、「供給者からのアンチモン触媒 PET が耐熱ボトル用途に使用されることを規制する法令があるという主張については・・・事実誤認であることを確認した。」としているのであって、法律上の制約がなくなった場合に何が起こるかを検討しているわけではない。また、上記「**3-1-9 同種の貨物の検討についての結論**」の(246)(エ)(h)にアンチモン触媒 PET が耐熱ボトルに使用されていることを示す証拠を複数挙げており、当該証拠が「稀で限定的な事案」であることはいえず、かかる主張は中間報告書の記載に関する誤った理解に基づいている。

- (385) 申請者から、上記(383)の三協化成産業からの反論等に関して、シート用途で販売されている調査対象貨物は、物理的及び化学的特性、製造工程、流通経路、価格の決定方法、用途、代替性及び貿易統計上の分類に照らして、本邦産の高重合度 PET と同種の貨物であり、不当廉売関税の対象である旨の再反論等⁷⁶⁵が提出された。

5-3-1-4-3 同種の貨物の認定に関する反論等の検討

- (386) 上記(382)の華潤包装材料及び浙江万凱新材料からの仮の決定に係る反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。

- (ア) 上記(382)(ア)の主張について、上記(246)(エ)(c)に記載のとおり、調査当局は、回答を提出した供給者 10 者のうち 9 者が耐熱ボトル・容器用のアンチモン触媒 PET を生産していることを確認したものであり、華潤包装材料及び浙江万凱新材料が主張するように、「日本でアンチモン触媒を用いて製造された PET 樹脂が高温充填方式で使用できることの証拠」として供給者質問状回答書様式 A-5-2 を確認したわけではない。したがって、上記(384)(ア)にて申請者が述べるとおり、両者の主張は中間報告書の記載に関する誤っ

⁷⁶⁴ 仮の決定再反論書（三井化学及び三菱ケミカルグループ 平成 29 年 8 月 28 日）

⁷⁶⁵ 仮の決定再反論書（三井化学及び三菱ケミカルグループ 平成 29 年 8 月 28 日）

た理解に基づいたものである。

- (イ) 上記(382)(イ)の主張について、上記「**3－1－9 同種の貨物の検討についての結論**」に記載のとおり、調査当局は利害関係者等から提出された証拠、証言、情報及び意見等に基づいて認定を行っている。

華潤包装材料及び浙江万凱新材料は、上記(245)(エ)(a)に記載のとおり、日本法に基づく法規制の存在を理由に耐熱ボトル用途にアンチモン触媒 PET が使用されることは無い旨の証言を行ったが、調査当局は、上記(246)(エ)(g)に記載のとおり、当該主張が事実誤認に基づくものであることを確認している。したがって、上記(384)(イ)にて申請者が述べるとおり、調査当局が法律上の制約がなくなった場合を仮定して検討を行ったという事実はない。なお、華潤包装材料は、証言を行った後に、上記(245)(エ)(f)に記載のとおり、アンチモン触媒 PET を耐熱ボトル用途に使用することが法律上禁止されているかどうかは、アンチモン触媒品が当該市場で実際に使用されていないという分析の結論を左右するものではない旨の意見の表明⁷⁶⁶を提出しており、アンチモン触媒 PET を高温充填方式で使用するについて法規制が存在しないことを認識している。

また、上記(382)(イ)(b)について、調査当局は、上記(246)(エ)に記載のとおり、利害関係者等から提出された複数の証拠及び意見等に基づいてアンチモン触媒 PET が耐熱ボトルに使用されていることを認めている。一方で、華潤包装材料及び浙江万凱新材料が「稀で限定的な事案に依拠」していると主張する根拠は何ら示されていない。したがって、両者が主張するように、調査当局がアンチモン触媒 PET 及びゲルマニウム触媒 PET の競争関係を判断するにあたり、実際の市場の状況及びデータに基づく分析ではなく、不適切な理論的分析に依拠した旨の事実はなく、上記(384)(イ)にて申請者が述べるとおり、かかる主張は中間報告書の記載に関する誤った理解に基づいたものである。

- (ウ) 上記(382)(ウ)の主張について、調査当局は、上記「**3－1 同種の貨物の検討**」に述べたとおり、利害関係者等から提出された証拠等に基づいて、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の、物理的・化学的特性、製造工程、流通経路、価格の決定方法、用途、代替性及び貿易統計上の分類は、触媒の種類に関係なく共通していたことを認めた。上記(245)及び(246)並びに上記(386)(ア)及び(イ)に記載のとおり、調査当局は華潤包装材料及び浙江万凱新材料が提出したアンチモン触媒 PET 及びゲルマニウム触媒 PET は競合関係にない旨主張する根拠についても、全て検討した上で、上記(247)に記載のとおり、本邦産同種の貨物が当該輸入貨物の同種の貨物であるとの判断に至っている。したがって、両者が主張するように、輸入されたアンチモン触媒 PET によって生じた国内産業に対する損害に関する分析を訂正するか、アンチモン触媒 PET を調査から除外する必要があるとは認められない。

(387) 上記(383)の三協化成産業からの反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。

- (ア) 調査対象貨物は、上記(112)に記載したとおり、中国で生産され本邦に輸出された高重合度 PET である。調査当局は、供給者が提出した当初質問状回答⁷⁶⁷及び意見の表

⁷⁶⁶ 意見の表明（華潤包装材料 平成 29 年 3 月 30 日）

⁷⁶⁷ 供給者当初質問状回答書（【供給者名】）（調査項目 B）

明に添付された資料⁷⁶⁸から、【原料名】から生産された高重合度 PET が、調査対象期間中に中国で生産され本邦に輸出されたことを確認しており、【原料名 PET】は、調査対象貨物に該当し、当該輸入貨物に含まれている。

(イ) また、調査当局は、当該輸入貨物に【原料名 PET】が含まれることを前提に、上記(228)に記載のとおり、本邦産同種の貨物について、物理的及び化学的特性、製造工程、流通経路、価格の決定方法、用途、代替性及び貿易統計上の分類の観点から検討を行い、上記「**3-1 同種の貨物の検討**」に述べたとおり、利害関係者等から提出された証拠等に基づいて、本邦産同種の貨物の範囲を検討した。その際、利害関係者より、原料の違いを理由に、本邦産高重合度 PET が協定 2.6 で規定する同種の貨物にあたらないとする証拠及び意見の提出はなかった。なお、実際、上記(231)及び(244)に記載のとおり、本邦産高重合度 PET には、主として PTA 及び MEG を原料とするバージン PET と主として使用済み PET ボトルを原料とするリサイクル PET の両方が含まれているが、原料の種類に関係なく、当該輸入貨物と同種の貨物であることを認めている。つまり、高重合度 PET の原料である MEG の原料が異なることをもって、本邦産高重合度 PET が、一部の当該輸入貨物の同種の貨物ではないという結論に至るわけではない。

(ウ) 三協化成産業は、当初質問状回答において、同者が本邦産高重合度 PET と高重合度 PET の原料である MEG の原料が異なる中国産高重合度 PET (【原料名 PET】) を輸入しているとは回答しておらず、また、これまでに、同者の輸入品が本邦産高重合度 PET と物理的及び化学的特性、製造工程、流通経路、価格の決定方法、用途、代替性及び貿易統計上の分類が異なる旨の意見も提出していない。

(エ) したがって、上記「**2 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項**」で述べたとおり、不当廉売された中国を原産地とする高重合度 PET の本邦への輸入の事実が認められていることから、当該輸入貨物である【原料名 PET】が「本邦向けに不当に廉売された事実もない」との同者の主張は認められない。また、本邦産高重合度 PET は、上記(247)に記載のとおり、【原料名 PET】を含む当該輸入貨物と同種の貨物であり、【原料名 PET】は本邦生産者に損害を与えていない旨の同者の主張も認められない。

(388) したがって、上記(382)の華潤包装材料及び浙江万凱新材料並びに上記(383)の三協化成産業からの同種の貨物の認定に関する反論等は受け入れられない。

5-3-2 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響に関する反論等の検討

5-3-2-1 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響に関する反論等

(389) 供給者である華潤包装材料及び浙江万凱新材料から、上記「**3-4 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響**」に関して、次の内容の仮の決定に係る反論等^{769,770}が提出され

⁷⁶⁸ 証拠の提出 (【供給者名】 平成 29 年 1 月 24 日)

⁷⁶⁹ 仮の決定反論書 (浙江万凱新材料 平成 29 年 8 月 18 日)

た。

- (ア) 調査当局は、上記「**3-2 本邦の産業**」において、国内生産者のうち数社が本調査における「国内産業」を構成し、それらの生産量が国内の総生産高の 75.3%を占めていることを示しているが、協定 4.1 から「国内産業」とは、「国内総生産高の相当な部分を占めている生産者」を意味することは明らかである。しかしながら、上記「**3-4 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響**」において、調査当局が国内産業の状況の評価に使用したとする経済指数には、明らかに「国内産業」で定義された範囲以外の国内生産者が含まれている。したがって、定義された「国内産業」を用いて損害の分析を行うことを定めた協定上の法的義務を明らかに怠っており、損害及び因果関係の判断にあたって使用した「国内産業」と定義されたデータを訂正する必要がある。
- (イ) マクロ指標は、不適切な範囲（「国内産業」の定義に含まれない国内生産者）のデータも取り込んでおり、定義された「国内産業」が被った損害を適切に反映するものではなく、定義上の国内産業の状況を実際よりも悪く反映している。
- (ウ) 上記(266)及び「**表 42 本邦の産業の利潤の推移**」において、国内産業の利潤が大幅に改善した傾向が明確に示されているにもかかわらず、以下の理由から、調査当局はマイナス成長として分類したが、調査対象期間を通じて、国内産業の利益率が大幅に改善したことは明らかであり、当該改善は、調査対象期間の最終年度に最も顕著に表れており、成長推移は明らかにプラスである。調査当局は、協定 3.4 で要求されるとおりに利益率の動向を検証するという自らの法的義務を怠っている。
- (a) 利益率が日本の化学産業全体の利益率である 30%を大幅に下回ったこと
- (b) 調査対象期間を通じて国内産業が赤字であったこと
- (エ) 以下のデータは、国内産業における国内価格の下落の主因が原材料費及び製造原価であることを明確に示しており、また実際に国内産業は、原材料費の下落と連動して、より高い利潤を維持し又は損害を低減することが可能である。したがって、国内価格の下落の根拠となるのは、主要原材料すなわち PTA 及び MEG の費用の下落であって、ダンピング輸入ではない。
- (a) 上記(277)及び「**表 49 本邦の産業の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格の推移**」から、原材料費及び製造原価の下落幅が国内販売価格の下落幅よりも大きいこと
- (b) 上記「**表 50 本邦の産業の主な原材料に係る購入費用の推移**」から、原材料費及び製造原価の下落が、主要原材料である PTA 及び MEG の価格の下落によるものであること
- (オ) 上記(389)(イ)から(エ)より、調査当局は、明白な証拠についての客観的な検証及び国内産業に関する全ての要因についての適切かつ包括的な検証を実施しておらず、重要な要因の改善を認めただけで国内産業の包括的な改善に照らしてそれらを検証をしていない。

⁷⁷⁰ 仮の決定反論書（華潤包装材料 平成 29 年 8 月 18 日）

(390) 申請者から、上記「**3-4 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響**」の(282)から(286)に関して、次の内容の仮の決定に係る反論等⁷⁷¹が提出された。なお、当該反論等は、仮の決定を支持する意見であった。

(ア) 調査対象貨物が本邦の産業に悪影響を及ぼし、これによる本邦の産業の実質的な損害が認められたとの認定は適切である。

5-3-2-2 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響に関する再反論等

(391) 申請者から、上記(389)の華潤包装材料及び浙江万凱新材料からの仮の決定に係る反論等に関して、次の内容の仮の決定に係る再反論等⁷⁷²が提出された。

(ア) 上記(389)(ウ)の主張について、上記「**3-4-2-1 利潤**」は、調査対象期間における本邦の化学工業全体の平均値との比較及び平成 27 年度における主な原材料価格の下落に伴う製造原価の低下という証拠に基づき、利潤の推移に関する説明を行っていることから、客観的な検証の一環として説明を行っており、China-X-Ray Equipment 事例におけるパネル判断に照らしても、調査当局の判断は協定に適合する。

(イ) 上記(389)(エ)の主張について、調査当局は、上記(317)において、高重合度 PET の販売価格と原材料価格との相関がないことを、証拠に基づき適切に認定しており、中間報告書において適切に認定されているとおり、国内価格の下落は、安価な輸入貨物の流入を原因とする。

5-3-2-3 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響に関する反論等の検討

(392) 上記(389)の華潤包装材料及び浙江万凱新材料からの仮の決定に係る反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 上記(389)(ア)及び(イ)の華潤包装材料及び浙江万凱新材料の反論に関して

(a) 上記(389)(ア)の反論について、調査当局は、上記「**3-2 本邦の産業**」において述べたとおり、利害関係者から提出された証拠等⁷⁷³から、本邦において同種の貨物である高重合度 PET を生産する者を確認し、協定及び政令等⁷⁷⁴に基づき、上記(252)に記載のとおり、本邦の産業を協栄産業、クラレグループ、ペトリファインテクノロジー、ベルポリエステルプロダクツ、三井化学、三菱化学グループ及びユニチカグループの 4 者 3 グループとした。したがって、調査当局が国内生産者のうち国内総生産高の 75.3%を占める者を「国内産業」としている旨及び同前提に基づく上記(389)(ア)及び(イ)の反論は、中間報告書の記載に関する誤った理解に基づくものである。

(b) 東洋紡は、上記(261)及び(262)に記載のとおり、平成 26 年度末 (2015 年 3 月)に、海外競合品が増えたことを理由に PET ボトル用樹脂の製造を中止したため、調査開始の

⁷⁷¹ 仮の決定反論書 (三井化学及び三菱ケミカルグループ 平成 29 年 8 月 18 日)

⁷⁷² 仮の決定再反論書 (三井化学及び三菱ケミカルグループ 平成 29 年 8 月 28 日)

⁷⁷³ 脚注 522 と同じ。

⁷⁷⁴ 脚注 532 と同じ。

時点（平成 28 年 9 月 30 日）には、高重合度 PET の生産者ではなかった。しかしながら、同者の製造した高重合度 PET は、製造中止前も製造中止後も、調査対象期間を通じて、同者が出資していた三菱化学との合弁子会社を通じ、三菱化学グループにより販売されていた。したがって、同者を除いて本邦産高重合度 PET の生産、販売等マクロ指標を評価すると、当該指標が適切に評価されず、本邦の産業の損害が適切に示されないことになる。このため、同者による生産を含めてマクロ指標を評価した調査当局の検討は適切であり、華潤包装材料及び浙江万凱新材料の主張するように、国内産業の状況を実際よりも悪く反映しているという事実はない。⁷⁷⁵

- (c) したがって、調査当局は、上記「**3－2 本邦の産業**」において、定義した「国内産業」の範囲に対して、上記「**3－4 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響**」において、当該輸入貨物が及ぼした影響を評価しており、供給者からの反論は事実誤認に基づくものであることを確認した。

(イ) 上記(389)(ウ)、(エ)及び(オ)の華潤包装材料及び浙江万凱新材料の反論に関して：

- (a) 調査当局は、上記(266)に記載のとおり、上記「**表 42 本邦の産業の利潤の推移**」で示した全ての指標について、その動向を評価した。売上総利益及び営業利益が平成 27 年度において平成 26 年度に比べて改善したことも認めており、その理由についても検証した上で、損害を認定している。したがって、華潤包装材料及び浙江万凱新材料の調査当局は、協定 3.4 で要求されるとおりに利益率の動向を検証するという自らの法的義務を怠っているとの主張は、事実誤認に基づくものである。
- (b) 華潤包装材料及び浙江万凱新材料は、ダンピング輸入の増加量は 2014 年よりも 2015 年の方が多く、価格についても 2014 年よりも 2015 年の方が大幅に低下していることから、利益率は 2014 年に比べて 2015 年の方が悪化しているはずであると主張するが、当該主張は、利潤が売上高のみによって定まるものではなく、ダンピング輸入によって影響を受ける複数の財務指標の動向を反映するものであることを見落としている。調査当局は、上記(266)に記載のとおり、売上総利益が変動した理由について検討し、また、調査対象期間を通じて営業利益が赤字であり、売上高総利益率が著しく低調に推移していた本邦の産業の状態を客観的に評価するため、本邦の産業が属する本邦の化学工業全体の平均を参照した上で、本邦の産業の利潤は低調であったと評価したものである。
- (c) 華潤包装材料及び浙江万凱新材料は、上記(277)並びに表 49 及び表 50 を根拠として、国内価格の下落の根拠は主要原材料費用の下落であって、ダンピング輸入ではないと

⁷⁷⁵ マクロ指標のうち、東洋紡の生産にかかる数字が含まれる生産量、稼働率及び在庫量について、東洋紡にかかる数字を除外して評価した場合も、次の(i)～(iii)のとおり、生産量は低下、在庫量は増加、操業度は悪化しており、上記「**3－4－1 マクロ指標**」と同様の傾向を示していた。このため、東洋紡を除外したとしても、上記「**3－4－3 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論**」に述べたとおり、当該輸入貨物による本邦の産業の実質的な損害が認められた。

- (i) 本邦の産業の生産高（生産量）は、平成 25 年度から平成 26 年度にかけてはほぼ横ばいであったが、平成 27 年度は平成 26 年度に比べて 8 ポイント減となった。
- (ii) 本邦の産業の操業度（稼働率）は、平成 25 年度から平成 26 年度にかけてはほぼ横ばいであったが、平成 27 年度は平成 26 年度に比べて 6 ポイント減少した。
- (iii) 本邦の産業の期末在庫量は、調査対象期間を通じて増加傾向にあり、平成 27 年度は平成 25 年度と比べ、17 ポイントの増加となった。

なお、本文に記載のとおり、調査対象期間中、東洋紡の高重合度 PET は、本邦生産者である三菱化学グループによって販売されていたことから、販売については東洋紡分を除外した評価は行わない。

主張するが、両者も認めるとおり、国内産業は、原材料費の下落と連動して、より高い利潤を維持し又は損害を低減することが可能であったところ、上記(288)及び(289)に記載のとおり、安価なダンピング輸入を引き合いに値下げを求められたことによって、販売価格がさらに引き下げられ、営業赤字が継続し、生産量その他の指標も悪化したものであり、ダンピング輸入が本邦の産業に実質的な損害を与えたと認められる。

(d) 上記(392)(イ)(a)から(c)に記載のとおり、調査当局は、利害関係者から提出されたすべての証拠や意見等を客観的かつ公正に検証した上で、ダンピング輸入が本邦の産業に実質的な損害を与えたことを認めており、華潤包装材料及び浙江万凱新材料の明白な証拠についての客観的な検証及び国内産業に関する全ての要因についての適切かつ包括的な検証を実施しておらず、重要な要因の改善を認めただけで国内産業の包括的な改善に照らしてそれらを検証することをしていないとの主張は、事実誤認に基づくものである。

(393) したがって、上記(389)の華潤包装材料及び浙江万凱新材料の反論等は受け入れられない。

5-4 「4 因果関係」に係る反論等の検討

(394) 仮の決定に係る反論・再反論等のうち、「4 因果関係」に係る反論等について、以下のとおり検討した。

5-4-1 因果関係に係る反論等の検討

5-4-1-1 因果関係に係る反論等

(395) 供給者である華潤包装材料及び浙江万凱新材料から、上記「4-2 当該輸入貨物以外による影響」について、以下を根拠として、国内産業に損害をもたらした他の既知の要素を特定する義務、及び国内産業の損害への影響を「分離し、区別」する義務を果たしていない旨の仮の決定に係る反論等⁷⁷⁶が提出された。

(ア) 第三国からの輸入について、調査当局は、耐熱 PET 樹脂が大量に輸入され、当該製品が国内類似製品に匹敵及び競合しており、かなりの量の輸入品が国内産業よりも低い価格で取引されていることを示している。

第三国からの輸入量がダンピングされた輸入品ほど多くなく、またダンピングされた輸入品より価格が高いとしても、国内類似製品との競合を理由として第三国からの輸入の影響はなおも存在するものであり、係る影響はダンピングされた輸入品による影響とは「分離し、区別され」なければならない。

(イ) 国内産業にかかる国内価格及び国内費用に関するデータによると、調査対象期間中、原材料価格の下落の結果として、国内価格が下落したことが明白であり、明らかに、原料価格の変化が PET 樹脂の国内販売価格の単一の重要な理由である。当社が提出した

⁷⁷⁶ 仮の決定反論書（華潤包装材料 平成 29 年 8 月 18 日）（浙江万凱新材料 平成 29 年 8 月 18 日）

PET 樹脂、PTA 及び MEG の国際価格指数からも、PET 樹脂の価格が原材料価格と連動していることがわかる。

調査当局が適用した、PET 樹脂の月間輸入価格と原材料価格とを比較する方法は間違っており、そのため当該比較方法に基づく調査当局の調査結果も間違っている。調査当局は、国内価格を左右する最も重要な要素が有する影響力を客観的に「区別」していない。

- (ウ) 調査当局は、損害の断定及び通常価値の算定にあたって関連会社からの PTA 購入価格を取り扱う際、それぞれ異なる基準を適用しており、客観的評価を行っていない。調査当局は、申請者のうち 1 グループによる関連企業からの PTA 購入価格については、PX 価格に基づく一定の計算式によるものであり、かつ、PTA 物価指数と連動していることから、市場価格を反映していないとの主張を否定しているが、タイの代替国協力企業による関連企業からの PTA 及び MEG の購入価格はそれが関連会社からのものであるという理由だけで拒否している。

また、調査当局は、関連会社からの購入価格によって、国内産業の利益率が圧迫されているか否かを検証することによる適切な判断方法を適用していない。さらに、調査当局は利害関係者の利益を守るために、自らの検証結果を当該利害関係者に対して開示する義務を果たしていない。

5-4-1-2 因果関係に係る再反論等

- (396) 申請者から、上記(395)の華潤包装材料及び浙江万凱新材料からの反論等に関して、次の内容の仮の決定に係る再反論等⁷⁷⁷が提出された。

- (ア) 調査当局は、第三国から高温充填用の高重合度 PET が大量に輸入され、その輸入量は中国からの輸入量よりもはるかに多い旨の主張について、かかる事実が、認められるか否かを証拠に基づき適切に検証している。また、調査対象貨物の購入価格と第三国産同種貨物の購入価格との比較結果は、調査対象貨物の購入価格が第三国産同種貨物の購入価格よりも低い月が 64 ヶ月分のうち 56 回あった旨の意見の検証結果として言及されていることから、かかる主張は、中間報告書の記載の趣旨を誤解したものであり、妥当でない。

- (イ) 調査当局は、中間報告書において、国内価格の下落が、安価な輸入貨物の流入を原因とすることを適切に認定している。また、華潤包装材料及び浙江万凱新材料が提出したとする証拠は、平成 29 年 1 月 25 日付けで提出された別添 2-1 乃至 2-5 の PCI のレポートを指すと思われるところ、PCI のデータは、PCI が限定された購入者及び販売者等からヒアリングした価格に基づき作成したデータであって、サンプル数及びその信頼性が十分であるか否かはそもそも明確ではなく、実務上、当該データは価格の動向を把握する際に参照する目的でしか使用されていないのが実態である。さらに、調査当局は、上記(317)において、高重合度 PET の販売価格と原材料価格との相関がないことを、証拠に基づき適切に認定している。また、華潤包装材料及び浙江万凱新材料は、調査当局が

⁷⁷⁷ 仮の決定再反論書（三井化学及び三菱ケミカルグループ 平成 29 年 8 月 28 日）

PET 樹脂の月次原料価格と輸入価格の比較に誤った方法を適用したと思われる旨主張するが、調査当局は証拠に基づく適切な事実認定を行ったといえる。

- (ウ) 調査当局には、代替国構成価格の算定に当たり関連企業間の取引が市場価格を反映しているか否かの調査を行い、市場価格を反映していれば当該取引価格を採用しなければならないとする義務はない。関連会社との取引において営業利益率を圧縮している旨の主張の検証は、そもそも代替国構成価格の算定とは全く異なるものであり、同じ基準を適用する必要はない。また、調査当局は、計算式に基づく PTA の購入単価が実際に国際指標価格と連動していることを適切に確認している。したがって、調査当局は、申請者が自社の製造する PTA を原料として高重合度 PET を製造しているため営業利益率を圧縮している事実が認められないことを適切に評価しているといえる。

5-4-1-3 因果関係に関する反論等に係る検討

(397) 上記(395)の華潤包装材料及び浙江万凱新材料からの仮の決定に係る反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。

- (ア) 第三国からの輸入による影響について、調査当局は、これをダンピング輸入以外の要因として特定し、上記「**4-2-1 第三国からの輸入の量及び価格**」で検討した。その結果、第三国からの輸入量は調査対象期間を通じて減少し、当該輸入貨物の市場占拠率が拡大する一方、第三国産同種の貨物の占拠率は大幅に減少し、当該輸入貨物に市場を奪われた状況にあることが認められた。さらに、第三国産同種の貨物の販売価格は、当該輸入貨物の販売価格の低下と同時に低下しているが、第三国産同種の貨物の販売価格は、調査期間を通じて当該輸入貨物の販売価格を著しく上回っていた。
- (a) 上記(296)に記載の通り、華潤包装材料及び浙江万凱新材料は、第三国からの輸入、特に台湾からの輸入品は、日本の国内産業との間で直接の競争関係にある高温充填用のものであり、その輸入量は中国本土からの輸入量よりもはるかに多く、日本国内産業に影響力をより有しているはずである旨の証言⁷⁷⁸を行った。なお当該主張に関して、その事実関係の裏付けが確認できる証拠の提出はなかった。
- (b) 当該主張について、調査当局が、上記(298)に述べたとおり、輸入者当初質問状回答書⁷⁷⁹に基づき検討を行ったところ、華潤包装材料及び浙江万凱新材料の主張するところの事実は認められなかった。
- (c) 今般、華潤包装材料及び浙江万凱新材料は、「**表 37-1 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（全品種、庭先渡し）**」及び「**表 53 当該輸入貨物及び第三国産同種の貨物の販売価格**」記載の本邦生産者及び輸入者の当初質問状回答書に基づくすべての品種についての販売価格を踏まえて、上記(395)(ア)のとおり主張しているが、両者は、「**表 34 当該輸入貨物の輸入量**」記載の第三国からの輸入量が、平成 25 年度から平成 27 年度の間、絶対量においても、総輸入量に占める割合においても、大幅に減少し、当該輸入貨物に市場を奪われた状況にあることについては踏まえていない。また、両者が「日本の国内産業との間で直接の競争関係にある」と主張する耐熱ボトル用 PET については、上記(298)に述べたとおり、第三国産同種の貨物

⁷⁷⁸ 脚注 576 と同じ。

⁷⁷⁹ 脚注 591 と同じ。

に占める耐熱ボトル用 PET の割合は調査対象期間を通じてほぼ一定であった一方、中国産耐熱ボトル用 PET については、第三国産の販売数量を超えて急激に拡大し、平成 25 年度から平成 27 年度の間 92 ポイント増加した事実が認められたことについても言及していない。両者は、自身が日本の国内産業との間で「競争関係にない」と主張する⁷⁸⁰一般ボトル・容器用を含めたすべての品種についての販売価格のみを、第三国からの輸入の影響が適切に分析されていないことの根拠としている。

- (d) 調査当局は、上記(296)から(300)に述べたとおり、調査対象期間を通じた数量及び価格の両面から検討を行い、第三国からの輸入の量及び価格について、本邦の産業に損害をもたらす要因ではないと判断したものであり、適切に分析を行っている。

(イ) 原材料価格の国内価格への影響について、調査当局は、供給者及び輸入者からの証拠の提出、証言及び意見の表明を踏まえ、これをダンピング輸入以外の要因として特定し、上記「**4-2-7-2 原材料価格の影響**」で検討した。

- (a) 華潤包装材料及び浙江万凱新材料は、上記(277)、「**表 49 本邦の産業の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格の推移**」及び「**表 50 本邦の産業の主な原材料に係る購入費用の推移**」を踏まえ、上記(278)において製造原価を下落させた主な要因は原材料価格の下落であると調査当局が分析したこと、並びに上記(314)(ア)に記載した両者の提出した証拠⁷⁸¹において、原料価格、特に PTA 及び MEG の価格と高重合度 PET の価格が類似の比率で同方向に推移したことから、「原料価格の変化が PET 樹脂の国内販売価格の単一の重要な理由である」と主張している。当該主張は、上記(314)(ア)記載のとおり、両者が証言⁷⁸²において、日本国内販売価格の下落は、ひとえに主要原料である PTA と MEG の価格が下落したことによるものである旨述べたことと同じ内容である。

- (b) 当該主張について、調査当局は、華潤包装材料及び浙江万凱新材料が提出した上記(314)(ア)記載の高重合度 PET、PTA 及び MEG の市況価格の年別推移⁷⁸³及び伊藤忠商事が提出した高重合度 PET、PTA 及び MEG の市況価格の月別推移に基づく分析⁷⁸⁴について検討し、その結果、上記(317)(ア)に記載の通り、原材料価格は価格交渉において一定の目安を与えるものではあるが、原材料価格によって販売価格が一義的に決定されるものではないと認められ、国内販売価格の低下はひとえに原材料価格の下落によるものであるとは認められないと判断した。また、上記「**3-4-3 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論**」及び「**3-5 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項についての結論**」で述べたとおり、原材料価格の下落により製造原価が下落したことで収益の改善が期待できる状況となり、本邦生産者自らも収益改善に取り組んだにもかかわらず、産業上の使用者から安価な当該輸入貨物を引き合いに出され、販売価格の引き下げを余儀なくされていたことを確認している⁷⁸⁵。

- (c) したがって、華潤包装材料及び浙江万凱新材料が主張するように、原材料価格の下落が本邦産同種の貨物の国内販売価格を引き下げた「単一の重要な理由である」とは認

⁷⁸⁰ 仮の決定反論書（華潤包装材料 平成 29 年 8 月 18 日）（浙江万凱新材料 平成 29 年 8 月 18 日）

⁷⁸¹ 脚注 677 と同じ。

⁷⁸² 脚注 677 と同じ。

⁷⁸³ 脚注 677 と同じ。

⁷⁸⁴ 脚注 678 と同じ。

⁷⁸⁵ 脚注 576 と同じ。

められない。

- (d) 華潤包装材料及び浙江万凱新材料は、上記(317)(ア)について、「調査当局が適用した、PET 樹脂の月間輸入価格と原材料価格とを比較する方法は間違っている」と指摘し、その結果「当該比較方法に基づく調査当局の調査結果も間違っている。」と主張している。しかしながら、当該主張は、上記(317)(ア)における調査当局の分析が、上記(314)(イ)に記載した輸入者である伊藤忠商事が 36⁷⁸⁶という限られたデータ数に基づき行った回帰分析について、同者を含む輸入者の回答を用い、データ数を【1,500～4,000】件に増やして同様の回帰分析を行うことで比較したものであり、調査当局は当該分析のみに基づいて判断したわけではないという事実を見落としている。調査当局は、利害関係者から提出された複数の証拠、証言及び意見を確認し、検討した上で判断に至ったものであり、華潤包装材料及び浙江万凱新材料の主張は中間報告書の正確な理解に基づいていない。

- (ウ) 申請者のうち 1 グループによる関連会社からの PTA 購入価格について、調査当局は、輸入者からの証拠の提出を踏まえ、これをダンピング輸入以外の要因として特定し、上記「**4-2-7-2 原材料価格の影響**」で検討した。

- (a) 華潤包装材料及び浙江万凱新材料は、「損害の断定及び通常価値の算定にあたって関連会社からの PTA 購入価格を取り扱う際、それぞれ異なる基準を適用して」おり、「客観的評価を行っていない」と主張している⁷⁸⁷。しかしながら、当該主張は、上記(317)(イ)における調査当局の検討は、伊藤忠商事の証拠の提出⁷⁸⁸を踏まえて行ったものであるという事実を見落としている。調査当局は、上記(314)(イ)(d)に記載のとおり、伊藤忠商事が、PX 及び PTA の市況価格と PTA の敦賀税関支署における輸入価格の推移を証拠として提出し、申請者のうちの 1 グループについては、PTA を関連会社から大幅な高値で購入していることが営業利益を圧縮していると推測される旨の主張を行った⁷⁸⁹ことから、当該 1 グループの PTA 調達価格を検討したものである。当該検討を通じ、調査当局は、当該申請者の 1 グループの PTA 調達価格が、上記「**4-2-7-2-4 原材料価格が与える影響に係る供給者等からの意見等の検討**」で述べたとおりであり、伊藤忠商事が提出した PTA の敦賀税関支署における輸入価格とは異なるものであることを確認したものである。よって、華潤包装材料及び浙江万凱新材料の主張は中間報告書の正確な理解に基づいていない。

- (b) なお、当該 1 グループを含む本邦の産業の利潤については、上記「**3-4-2-1 利潤**」にて述べたとおり調査対象期間を通じて赤字であり、本邦産同種の貨物 1kg 当たりの原材料費は調査対象期間に下落したが、調査当局は、上記「**3-4-3 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論**」、「**3-5 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項についての結論**」及び「**5-3-2-3 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響に関する反論等の検討**」で述べたとおり、原材料価格の下落により製造原価が下落したことで収益の改善が期待できる状況となり、本邦生産者自らも収益改善に取り組んだにもかかわらず、産業上の使用者から安価な当該輸入貨物を引き合いに出され、販

⁷⁸⁶ 2013 年 4 月から 2016 年 3 月の各月分。

⁷⁸⁷ 当局注：「通常価値」は正常価格を指すものとして検討する。

⁷⁸⁸ 脚注 678 と同じ。

⁷⁸⁹ 脚注 678 及び 679 と同じ。

売価格の引き下げを余儀なくされた結果、営業赤字が継続したものであることを確認している⁷⁹⁰。

- (c) 調査当局による検証結果の開示については、調査当局は、利害関係者が政令第 10 条第 2 項に基づき秘密として取り扱うことを求め、かつ、当該箇所が秘密として取り扱うことに正当な理由が認められるものを除き、中間報告書に記載しており、また、秘密として取り扱う箇所についても、要約を付して適正に開示している。よって、華潤包装材料及び浙江万凱新材料の主張はあたらない。

(398) したがって、上記(395)の華潤包装材料及び浙江万凱新材料の反論等は受け入れられない。

5-5 その他の検討

5-5-1 仮の決定を支持する意見

(399) 申請者から、仮の決定に係る反論等のうち、上記(338)、(350)及び(390)の他に、次の仮の決定を支持する旨の表明⁷⁹¹があった。

(ア) 調査対象貨物が中国で生産され本邦に輸出された高重合度 PET とされており、申請者が平成 29 年 1 月 30 日付け意見書において主張したとおり、アンチモン触媒品が含まれていることは、適切である。

(イ) 申請者が平成 29 年 1 月 30 日付け意見書及び同年 3 月 30 日付け意見書において主張したとおり、本邦産同種の貨物は、調査対象貨物と物理的・化学的特性、製造工程、流通経路、価格の決定方法、用途及び貿易統計上の分類に関して共通しており、高い代替性を有していることが認められたとして、本邦産同種の貨物が協定 2.6 で規定する同種の貨物であることを確認したことは適切である。

(ウ) 調査対象貨物の輸入量が、平成 25 年以降、調査対象期間を通じて著しい増加を示した一方で、本邦産同種の貨物の販売量が調査対象期間を通じて減少したことの認定、及び本邦産同種の貨物の価格が調査対象期間を通じて下落した一方で、調査対象貨物の価格は、本邦産同種の貨物の価格を常に下回り、著しいプライスアンダーカッティングが認められたとの認定は、いずれも適切である。

(エ) 調査対象貨物の輸入が本邦の産業に損害をもたらしたものと認められ、調査対象貨物と本邦の産業に対する実質的な損害との間に因果関係が認められるとの判断は適切である。

5-5-2 中間報告書の訂正の指摘

(400) 仮の決定に係る反論・再反論等のうち、申請者から、上記(68)の「表 14 代替国候補の優

⁷⁹⁰ 脚注 576 と同じ。

⁷⁹¹ 仮の決定反論書（三井化学及び三菱ケミカルグループ 平成 29 年 8 月 18 日）

先順位リスト」において、「THAI MITUSI」と記載されているのは「Thai Mitsui Specialty Chemicals」であるとの指摘⁷⁹²があった。

(401) 上記(400)の申請者からの指摘に関して、当該企業名は、同指摘のとおりであることが認められるが、表 14 は、平成 28 年 10 月 28 日付代替国選定 2 回目通知の別添として送付したものであることから、訂正はしない。

5-5-3 その他の反論等

(402) 輸入者である伊藤忠商事及び豊田通商から連名で、上記「**5-3-1-3-1 代替性に関する反論等**」の反論等に関連して、暫定課税の発動に関して、次の内容の仮の決定に係る反論等⁷⁹³が提出された。

(ア) 当該輸入貨物に不当廉売関税を課すにしても、当局においては、飲料用ボトル、医薬品用容器、化粧品用容器、食品調味料用容器、防虫剤等用容器、PET トレー及びシート産業への打撃を考慮し、飲料用ボトル、医薬品用容器、化粧品用容器、食品調味料用容器、防虫剤等用容器、PET トレー及びシートのメーカーである使用者らが大きな混乱なく代替品に移行するために必要な期間を確保するために、暫定課税を発動しないといった対応が望まれることが明白である。

(403) 上記(402)の伊藤忠商事及び豊田通商からの仮の決定に係る反論等に関して、当該主張の内容は暫定措置を発動しないこと又は発動の延期を求めたものであり、仮の決定の内容に直接関係するものではないことから、調査当局は検討しない。

(404) 申請者から、供給者及び輸入者から提出されたすべての反論等の主張全体に関して、次の内容の仮の決定に係る再反論等⁷⁹⁴が提出された。

(ア) 調査当局は、不当廉売された中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテレフタレート（PET）の輸入の事実、及び、当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害の事実を適切に認定している。かかる認定に対する伊藤忠商事及び豊田通商、岩谷産業、三協化成産業、華潤包装材料、浙江万凱新材料の反論にはいずれも理由がない。そこで、申請者は、中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテレフタレートに対する確定措置の発動、すなわち、5 年間の不当廉売関税を速やかに賦課することを求める。

(405) 上記(404)の主張については、反論等の主張全体を再反論等の対象としており、反論等の具体的な個所を示しておらず、また、主張内容は、確定措置の発動を求めるものであって調査当局の判断に関する事項ではないことから、調査当局は検討しない。

⁷⁹² 仮の決定反論書（三井化学及び三菱ケミカルグループ 平成 29 年 8 月 18 日）

⁷⁹³ 仮の決定反論書（伊藤忠商事及び豊田通商 平成 29 年 8 月 28 日）

⁷⁹⁴ 仮の決定再反論書（三井化学及び三菱ケミカルグループ 平成 29 年 8 月 28 日）

5－6 仮の決定に係る反論・再反論等についての結論

(406) 以上のとおり、利害関係者から提出された仮の決定に係る反論・再反論等を検討した結果、仮の決定で示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

6 最終決定の基礎となる重要な事実に対する反論及び再反論、並びにこれらに係る調査当局の見解

6-1 調査の経緯に関する事項

(407) 「中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテレフタレートに係る関税定率法第8条第5項に規定する調査開始の件」(平成28年財務省告示第287号)で告示した関税定率法第8条第5項の調査に関して、政令第15条の規定に基づく最終決定の基礎となる重要な事実(以下「重要事実」という。)の開示以降の調査の経緯等は以下のとおり。

6-1-1 重要事実の通知

(408) 平成29年9月29日、重要事実を直接の利害関係人に対して書面⁷⁹⁵で通知するとともに、重要事実に係る意見の表明⁷⁹⁶(以下「重要事実に係る反論」という。)についての期限を同年10月13日とし、当該期限までに提出された重要事実に係る反論について、同年10月16日から利害関係者の閲覧に供し、他の利害関係者から提出された重要事実に係る反論に対する更なる反論(以下「重要事実に係る再反論」という。)(以下重要事実に係る反論及び重要事実に係る再反論を総称して「重要事実に係る反論・再反論」という。)についての期限を同年10月23日とする旨の書面を、利害関係者に対して通知した。

また、中国政府に対しても重要事実を送付⁷⁹⁷するとともに、上記の重要事実に係る反論・再反論に関する手続及び期限等を記載した書面を添付し、重要事実に係る反論・再反論の期限等を通知した。

(409) 重要事実の通知に際して、重要事実の開示に係るDM計算書及びFA経緯書を、供給者に対して書面で送付するとともに、その開示版を利害関係者の閲覧に供した。

6-1-2 重要事実に対する利害関係者からの意見

(410) 重要事実に係る反論は、その期限である平成29年10月13日までに、利害関係者5者(広東泰宝聚合物及び申請者)から提出があり、また、重要事実に係る再反論は、その期限である同年10月23日までに申請者から提出があった。

利害関係者から提出された重要事実に係る反論・再反論を検討した上での調査当局の見解については、下記「6-5 重要事実に係る反論・再反論の検討についての結論」のとおりである。

6-1-3 秘密の情報

(411) 利害関係者が提出した書面(証拠及び意見の表明に係る書面等)のうち秘密情報について

⁷⁹⁵ 政令第15条

⁷⁹⁶ 政令第12条の2第2項

⁷⁹⁷ 協定6.9

は、調査当局は秘密の理由書の提出を求め、これを受領した。

6-1-4 証拠等の閲覧

(412) 調査当局が作成した書面及び利害関係者が提出した書面（ただし、これらの書面における秘密情報については開示版要約に限る。）について、利害関係者に対し閲覧に供した。

6-1-5 約束の申出等

(413) 法第8条第7項に規定する「当該貨物の不当廉売の本邦の産業に及ぼす有害な影響が除去されると認められる価格に当該貨物の価格を修正する旨の約束」（以下「価格約束」という。）に関して、重要事実の開示後、価格約束の申出の提出期限⁷⁹⁸である重要事実の開示の日の10日後（平成29年10月10日）までの同年10月3日、広東泰宝聚合物から、上記「**5-1-8 約束の申出**」に記載した同社が9月27日に提出した価格約束を申し出る旨の書面⁷⁹⁹に係る追加の書面が提出され、また、同年10月10日、華潤包装新材料、江蘇興業プラスチック、江陰興泰新材料及び江陰興宇新材料から価格約束を申し出る旨の書面⁸⁰⁰が提出⁸⁰¹された。（以下当該価格約束を申し出た5者を総称して「約束申出の5者」という。）

(414) 調査当局は、平成29年10月12日、約束申出の5者から価格約束の申出があった旨及び同年10月19日を期限として当該価格約束の申出に対する意見を表明する機会を付与する旨を申請者に対し書面で通知⁸⁰²（当該申出の写し（開示版）を添付）した。また、当該申出の書面（ただし、当該書面における秘密情報については開示版要約に限る。）及び価格約束の申出に対する意見表明の機会付与についての通知書面を利害関係者に対し閲覧に供した。

(415) 平成29年10月19日、申請者から、約束申出の5者からの価格約束の申出について、以下の内容の意見の表明⁸⁰³があった。なお、当該意見については、利害関係者に対して閲覧に供した。

（ア） 価格約束の内容は不当なものであり、約束される輸出価格は、「本邦の産業に及ぼす有害な影響が除去されると認められる価格」となり得ず、また、当該約束の遵守状況を監視することも困難であることから、価格約束の申出を認めるべきではない。

(416) また、平成29年10月13日、申請者から、重要事実に係る反論として、上記「**5-1-8 約束の申出**」について以下の反論⁸⁰⁴が提出された。

（ア） 価格約束は、高重合度PETの製造コストに係る市況価格の変動等を勘案し、価格変動

⁷⁹⁸ ガイドライン14.(2)一

⁷⁹⁹ 約束の申出（広東泰宝聚合物 平成29年9月27日、10月3日）

⁸⁰⁰ 約束の申出（華潤包装材料 平成29年10月10日、江蘇プラスチック工業 平成29年10月10日、江陰興泰新材料 平成29年10月10日、江陰興宇新材料 平成29年10月10日）

⁸⁰¹ ガイドライン14.(2)一

⁸⁰² ガイドライン14.(2)二

⁸⁰³ 約束の申出に対する意見表明書（三井化学及び三菱ケミカルグループ 平成29年10月19日）

⁸⁰⁴ 重要事実に係る反論書（三井化学及び三菱ケミカルグループ 平成29年10月13日）

要素を織り込むものでなければならないが、これを実現することのできる適切なフォーマットは存在しないか、それを適切に定めることは困難である。また、約束の遵守をモニタリングすることも困難であることから、政府はかかる約束を受諾すべきではない。

(417) 調査当局は、約束申出の 5 者からの価格約束の申出の内容について検討した結果、当該申出がガイドライン 14.(1)に定める事項のいずれもが規定されている申出とは認められないことから、平成 29 年 12 月 12 日、約束申出の 5 者に対して当該約束の申出は受諾困難である旨を通知した。

6-2 「2 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項」に係る反論等の検討

(418) 重要事実に係る反論・再反論のうち、「2 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項」に係る反論等について、以下のとおり検討した。

6-2-1 不当廉売差額率に関する反論等の検討

6-2-1-1 不当廉売差額率に関する反論

(419) 供給者である広東泰宝聚合物から、上記「2-4-5-1 不当廉売差額率」に対して次の重要事実に係る反論が提出された。

(ア) タイにおける他の生産者から提供された資料に基づき算出した不当廉売差額率は適当でなく、PCI や ICIS 等の国際的調査機関が発表している客観的な数値に基づいて不当廉売差額率を計算すべきである。

(イ) PCI のデータによれば、平成 27 年度のタイ国内市場における PET の平均販売価格は、当社の日本向け FOB 価格に比べ約【価格】USD 高い。

また、ICIS により発表されているデータによれば、平成 27 年度の当社日本向け FOB 価格は、中国生産者の平均 FOB 価格（日本向けを含むが仕向地を問わない）と比べ約【価格】USD 高い。

6-2-1-2 不当廉売差額率に関する再反論

(420) 申請者から、上記(419)の広東泰宝聚合物からの反論に関して、以下の内容の重要事実に係る再反論⁸⁰⁵の提出があった。

(ア) 代替国の正常価格を算定する際、代替国の生産者のデータを使用することは制限されていないところ、当該生産者の価格を使用することが適当でない理由を何ら示していない。PCI による価格データは、PCI が限定された購入者及び販売者等からヒアリングした価格に基づき作成されたデータであって、サンプル数及びその信頼性が十分であるか

⁸⁰⁵ 重要事実に係る再反論書（三井化学及び三菱ケミカルグループ 平成 29 年 10 月 23 日）

否かは明らかではなく、実務上当該データは価格の動向を把握する際に参照する目的でしか使用されていないのが実態である。したがって、他の生産者が提供した資料に代わり、PCI の公表するタイの国内販売価格を用いるべきであるとの主張は妥当しない。

- (イ) なお、広東泰宝聚合物は、自社の日本向け FOB 価格が、ICIS に基づく中国生産者の平均 FOB 価格と比べ高いことを主張するところ、中国生産者の平均 FOB 価格と供給者の輸出価格の比較は不当廉売差額率の算定とは無関係である。

6-2-1-3 不当廉売差額率に関する検討

(421) 上記(419)の広東泰宝聚合物からの反論に関して、調査当局は次のとおり検討した。

- (ア) 上記(419)(ア)に関し広東泰宝聚合物は、「タイにおける他の生産者が提供した資料」に基づいて不当廉売差額率を算出したことが適当ではなく、「PCI や ICIS 等の国際的調査機関が発表している客観的な数値に基づき当社の不当廉売差額率を計算すべき」と主張するが、当該主張の根拠を何ら述べていない。

広東泰宝聚合物が主張するところの価格情報については、上記(353)(ウ)に記載のとおり、PCI の価格情報は、公表情報ではなく、またその出所も、上記(351)(イ)にて申請者が述べるとおり購入者及び販売者にヒアリングした価格に基づくとされている以上に明らかではない。何よりも、当該価格情報⁸⁰⁶は、調査当局が代替国として選定したタイの価格ではなく、中国とは経済発展段階の異なる国における価格も含まれていることから、代替国における調査対象貨物と比較可能な貨物の生産費を算出するために用いることは適切ではない。

また、ICIS の価格情報⁸⁰⁷についても、公表情報ではなく、タイの国別価格情報はな一方、東南アジアの価格情報があるものの、当該東南アジアの価格情報については代替国以外の国のデータも含まれているため、代替国正常価格の算出のためのデータとして適切とは言えない。

この点、上記「**2-3 代替国候補の選定**」に記載のとおり、調査当局は、代替国正常価格の算定にあたり、代替国における生産者による代替国質問状回答書に含まれるデータを用いているが、当該データは、出所が明らかであり、調査当局が代替国として選定したタイの生産者の生産費の一部であることから、代替国正常価格の算定の基礎となる数値として適切である。

- (イ) なお、広東泰宝聚合物は、自社の日本向け FOB 価格が、ICIS に基づく中国生産者の平均 FOB 価格と比べ高いことを主張するが、上記(420)(イ)にて申請者が述べたとおり、中国生産者の平均 FOB 価格と供給者の輸出価格の比較は不当廉売差額率の算定とは無関係である。

- (ウ) よって、代替国正常価格を PCI 及び ICIS の価格情報に基づき算定し、不当廉売差額

⁸⁰⁶ 証拠の提出（華潤包装材料 平成 29 年 1 月 25 日、浙江万凱新材料 平成 29 年 1 月 25 日）

⁸⁰⁷ 約束の申出（広東泰宝聚合物 平成 29 年 10 月 3 日、華潤包装材料 平成 29 年 10 月 10 日、江蘇プラスチック工業 平成 29 年 10 月 10 日、江陰興泰新材料 平成 29 年 10 月 10 日、江陰興宇新材料 平成 29 年 10 月 10 日）

率を算出することは適切ではない。

(422) 以上により、広東泰宝聚合物の反論は受け入れられない。

6-2-2 その他の反論

(423) 申請者から次の内容の反論が提出された。なお、当該反論は、重要事実を支持する旨の意見⁸⁰⁸であった。

- (ア) 「5-2-1-3 華潤包装材料及び浙江万凱新材料からの反論等に係る検討」に関して、市場経済条件の浸透の事実に係る結論に対する反論等は受け入れられないとした判断は、適切である。
- (イ) 「5-2-2-3 代替国の選定に関する反論等の検討」に関して、代替国の選定に関する反論等は受け入れられないとした判断は、適切である。
- (ウ) 「5-2-3-3 代替国の正常価格の算定方法に関する反論等の検討」に関して、代替国の正常価格の算定方法に関して、調査当局の判断を変更すべき反論はなかったとした判断は、適切である。
- (エ) 「5-2-4-3 現地調査の結果に関する反論等の検討」に関して、現地調査の結果に関する反論等は受け入れられないとした判断は、適切である。
- (オ) 「5-2-5-3 不当廉売差額率の算定方法に関する反論等の検討」に関して、中国産輸入貨物の不当廉売差額率の算定方法等に関して、調査当局の判断を変更すべき反論はなかったとした判断は、適切である。

6-3 「3 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項」に係る反論

(424) 申請者から次の内容の反論が提出された。なお、当該反論は、重要事実を支持する旨の意見⁸⁰⁹であった。

- (ア) 「5-3-1-1-3 価格の決定方法に関する反論等の検討」に関して、価格の決定方法に関する反論等は受け入れられないとした判断は、適切である。
- (イ) 「5-3-1-2-3 用途に関する反論等の検討」に関して、用途に関する反論等は受け入れられないとした判断は、適切である。
- (ウ) 「5-3-1-3-3 代替性に関する反論等の検討」に関して、代替性に関する反

⁸⁰⁸ 重要事実に係る反論書（三井化学及び三菱ケミカルグループ 平成 29 年 10 月 13 日）

⁸⁰⁹ 重要事実に係る反論書（三井化学及び三菱ケミカルグループ 平成 29 年 10 月 13 日）

論等は受け入れられないとした判断は、適切である。

(エ) 「**５－３－１－４－３ 同種の貨物の認定に関する反論等の検討**」に関して、同種の貨物の認定に関する反論等は受け入れられないとした判断は、適切である。

(オ) 「**５－３－２－３ 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響に関する反論等の検討**」に関して、当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響に関しての反論等は受け入れられないとした判断は、適切である。

６－４ 「４ 因果関係」に係る反論

(425) 申請者から次の内容の反論が提出された。なお、当該反論は、重要事実を支持する旨の意見⁸¹⁰であった。

(ア) 「**５－４－１－３ 因果関係に関する反論等に係る検討**」に関して、因果関係に関しての反論等は受け入れられないとした判断は、適切である。

６－５ 重要事実に係る反論・再反論の検討についての結論

(426) 以上のとおり、利害関係者から提出された重要事実に係る反論・再反論を検討した結果、重要事実で示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

７ 結論

(427) 以上のとおり、不当廉売された高重合度 PET の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が認められた。

⁸¹⁰ 重要事実に係る反論書（三井化学及び三菱ケミカルグループ 平成 29 年 10 月 13 日）